

---

平成 14 年 第 4 回定例会  
上富良野町議会会議録

---

開会 平成 14 年 12 月 15 日  
閉会 平成 14 年 12 月 17 日

上 富 良 野 町 議 会

# 目 次

## 第 1 号(12月15日)

議事日程	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条による説明員の職氏名	1
議会事務局出席職員	1
開会宣告・開議宣告	2
諸般の報告	2
日程第1 会議録署名議員の指名の件	2
日程第2 会期決定の件	2
日程第3 行政報告	2
日程第4 報告第1号 例月現金出納検査結果報告の件	5
日程第5 報告第2号 町内行政調査報告の件	6
日程第6 報告第3号 委員会所管事務調査報告の件	6
日程第7 報告第4号 議員派遣結果報告の件	9
日程第8 町の一般行政について質問	12
15番 村上和子君	12
1 指定金融機関の引き上げ後の対応について	
2 女性の登用について	
3 子供の健全育成のために学校・家庭・地域社会の連携協力について	
4 学校給食で使用しているプラスチックの食器をより安全なものに取り替えてはどうか。	
5 町村合併について	
9番 岩崎治男君	18
1 雇用対策について	
2 農村集落排水事業について	
3 水洗化に伴う合併浄化槽について	
4 特殊学級について	
11番 梨澤節三君	22
1 市町村合併について	
2 農業活性化について	
3 史跡指定について	
3番 福塚賢一君	28
1 公共下水道事業について	
2 葬斎場について	
3 補助金等の抑制と効率化について	
17番 小野忠君	31
1 学校週五日制に伴う子供たちの健全育成と活動のための専門指導者の配置について	
1番 中村有秀君	32
1 町立病院の運営について	
2 簡易水道事業について	
3 市町村合併について	
散会宣告	43

# 目 次

## 第 2 号(12月16日)

議事日程	47
出席議員	47
欠席議員	47
地方自治法第121条による説明員の職氏名	47
議会事務局出席職員	47
開議宣告	48
諸般の報告	48
日程第1 会議録署名議員の指名の件	48
日程第2 町の一般行政について質問	48
18番 向山 富夫 君	48
1 当町の産業経済の実態と雇用について	
2 農業振興と農地流動化について	
16番 清水 茂雄 君	56
1 少子化対策における基本的構想について	
2 エンゼルプランについて	
3 教育施設改修完備および通学路における安全対策について	
12番 米沢 義英 君	60
1 農業行政について	
2 乳幼児医療費の無料化について	
3 町内巡回バスの運行について	
4 商工振興について	
5 障害者支援制度について	
6 広域連合と町村合併について	
13番 長谷川 徳行 君	72
1 地産地消の推進による地域活性化について	
2 中小企業に対する融資の円滑化について	
日程第3 議案第1号 平成14年度上富良野町一般会計補正予算(第5号)	74
日程第4 議案第2号 平成14年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	79
日程第5 議案第3号 平成14年度上富良野町老人保健特別会計補正予算(第3号)	81
日程第6 議案第4号 平成14年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第2号)	82
日程第7 議案第5号 平成14年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)	83
日程第8 議案第6号 平成14年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	84
日程第9 議案第7号 平成14年度上富良野町ラベンダー・ハイツ事業特別会計補正予算(第2号)	85
日程第10 議案第8号 平成14年度上富良野町水道事業会計補正予算(第1号)	86
日程第11 議案第9号 平成14年度上富良野町病院事業会計補正予算(第2号)	87
散会宣告	90

# 目 次

## 第 3 号(12月17日)

議 事 日 程	9 3
出 席 議 員	9 3
欠 席 議 員	9 3
地方自治法第121条による説明員の職氏名	9 3
議会事務局出席職員	9 4
開 議 宣 告	9 5
諸 般 の 報 告	9 5
日程第 1 会議録署名議員の指名の件	9 5
日程第 2 議案第10号 上富良野町税条例の一部を改正する条例	9 5
日程第 3 議案第11号 上富良野町敬老祝い金支給条例	9 6
日程第 4 議案第12号 上富良野町保健事業検診受診料徴収条例の一部を改正する条例	1 0 3
日程第 5 議案第13号 上富良野町公共下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例	1 1 4
日程第 6 議案第14号 上富良野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例	1 1 5
日程第 7 議案第15号 上富良野町手数料条例の一部を改正する条例	1 1 6
日程第 8 議案第16号 上富良野町公共下水道上富良野浄化センターの建設工事委託に関する 基本協定の変更の件	1 1 6
日程第 9 議案第17号 富原橋架換工事(上部工)請負契約締結の件	1 1 8
日程第11 認定第 1号 平成14年第3回定例会付託	
議案第7号 平成13年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件	1 2 2
日程第12 認定第 2号 平成14年第3回定例会付託	
議案第8号 平成13年度上富良野町企業会計決算認定の件	1 2 2
日程第13 発議案第1号 「ペイオフ全面解禁」延期と、地方公共団体の公金預金を「ペイオフ」対象から除外し、全 額保護を求める意見の件	1 2 4
日程第14 発議案第2号 WTO農業交渉に関する要請意見の件	1 2 4
日程追加の議決	1 2 6
追加日程第1 発議案第4号 町村自治の確立に関する意見の件	1 2 6
日程第15 発議案第3号 議員派遣の件	1 2 7
日程第16 閉会中の継続調査申出の件	1 2 7
町長あいさつ	1 2 7
議長あいさつ	1 2 8
閉 会 宣 告	1 2 8

第 4 回 定 例 会 付 託 事 件 一 覧 表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	平成14年度上富良野町一般会計補正予算(第5号)	12月16日	原案可決
2	平成14年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	12月16日	原案可決
3	平成14年度上富良野町老人保健特別会計補正予算(第3号)	12月16日	原案可決
4	平成14年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第2号)	12月16日	原案可決
5	平成14年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)	12月16日	原案可決
6	平成14年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	12月16日	原案可決
7	平成14年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第2号)	12月16日	原案可決
8	平成14年度上富良野町水道事業会計補正予算(第1号)	12月16日	原案可決
9	平成14年度上富良野町病院事業会計補正予算(第2号)	12月16日	原案可決
10	上富良野町税条例の一部を改正する条例	12月17日	原案可決
11	上富良野町敬老祝い金支給条例	12月17日	原案可決
12	上富良野町保健事業検診受診料徴収条例の一部を改正する条例	12月17日	原案可決
13	上富良野町公共下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例	12月17日	原案可決
14	上富良野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例	12月17日	原案可決
15	上富良野町手数料条例の一部を改正する条例	12月17日	原案可決
16	上富良野町公共下水道上富良野浄化センターの建設工事委託に関する基本協定の変更の件	12月17日	原案可決
17	富原橋架換工事(上部工)請負契約締結の件	12月17日	原案可決
18	富原橋架換工事(下部工)請負契約締結の件	12月17日	原案可決
	認 定		
1	平成14年第3回定例会付託 議案第7号 平成13年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件	12月17日	認定可決

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
2	平成14年第3回定例会付託 議案第8号 平成13年度上富良野町企業会計決算認定の件	12月17日	認 定 可 決
	行 政 報 告	12月15日	
	町の一般行政について質問	12月15日 12月16日	
	報 告		
1	例月現金出納検査結果報告の件	12月15日	報 告
2	町内行政調査報告の件	12月15日	報 告
3	委員会所管事務調査報告の件	12月15日	報 告
4	議員派遣結果報告の件	12月15日	報 告
	発 議		
1	「ペイオフ全面解禁」延期と、地方公共団体の公金預金を「ペイオフ」対象から除外し、全額保護を求める意見の件	12月17日	原 案 可 決
2	WTO農業交渉に関する要請意見の件	12月17日	原 案 可 決
3	議員派遣の件	12月17日	原 案 可 決
4	町村自治の確立に関する意見の件	12月17日	原 案 可 決
	閉会中の継続調査申出の件	12月17日	原 案 可 決

平成14年第4回定例会

上富良野町議会会議録（第1号）

平成14年12月15日（日曜日）

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
- 第 2 会期決定の件 12月15日～17日 3日間
- 第 3 行政報告 町長尾岸孝雄君
- 第 4 報告第1号 例月現金出納検査結果報告の件  
代表監査委員 高口 勤 君
- 第 5 報告第2号 町内行政調査報告の件
- 第 6 報告第3号 委員会所管事務調査報告の件  
教育民生常任委員会 清水 茂雄 君
- 第 7 報告第4号 議員派遣結果報告の件
- 第 8 町の一般行政について質問

出席議員（20名）

- |            |           |
|------------|-----------|
| 1番 中村有秀君   | 2番 中川一男君  |
| 3番 福塚賢一君   | 4番 笹木光広君  |
| 5番 吉武敏彦君   | 6番 西村昭教君  |
| 7番 石川洋次君   | 8番 仲島康行君  |
| 9番 岩崎治男君   | 10番 佐藤政幸君 |
| 11番 梨澤節三君  | 12番 米沢義英君 |
| 13番 長谷川徳行君 | 14番 徳島稔君  |
| 15番 村上和子君  | 16番 清水茂雄君 |
| 17番 小野忠君   | 18番 向山富夫君 |
| 19番 久保田英市君 | 20番 平田喜臣君 |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条による説明員の職氏名

- |                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| 町長 尾岸孝雄君          | 助役 植田耕一君          |
| 収入役 樋口康信君         | 教育長 高橋英勝君         |
| 代表監査委員 高口勤君       | 農業委員会会長 小松博君      |
| 教育委員会委員長 久保儀之君    | 総務課長 田浦孝道君        |
| 企画調整課長 中澤良隆君      | 税務課長 越智章夫君        |
| 町民生活課長 米田末範君      | 保健福祉課長 佐藤憲治君      |
| 農業振興課長 小澤誠一君      | 道路河川課長 田中博君       |
| 商工観光まちづくり課長 垣脇和幸君 | 会計課長 高木香代子君       |
| 農業委員会事務局長 谷口昭夫君   | 管理課長 上村延君         |
| 社会教育課長 尾崎茂雄君      | 特別養護老人ホーム所長 林下和義君 |
| 上下水道課長 早川俊博君      | 町立病院事務長 三好稔君      |

議会事務局出席職員

- |          |          |
|----------|----------|
| 局長 北川雅一君 | 次長 菊池哲雄君 |
| 係長 北川徳幸君 |          |

午前 9時00分 開会  
(出席議員 20名)

#### 開会宣告・開議宣告

議長(平田喜臣君) 御出席まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は20名であります。

これより、平成14年第4回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

#### 諸般の報告

議長(平田喜臣君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(北川雅一君) 御報告申し上げます。

今期定例会は、12月12日に告示され、当日、議案等の配付をいたしました。

今期定例会の運営につき、10月31日、11月25日及び12月12日に議会運営委員会を開き、会期及び議事日程等を審議いたしました。その内容は、お手元に配付の議事日程等のとおりであります。

今期定例会に提出の案件は、町長からの提出の議案が議案第1号ないし議案18号までの18件であります。議員からの提出案件は、発議案第1号ないし発議案第3号までの3件であります。

各常任委員会合同の町内行政調査報告がありました。

教育民生常任委員長より、所管事務調査の報告がありました。

議会運営委員長及び代表議員により、議員派遣結果の報告がありました。

平成14年度第3回定例会において付託の、議案第7号平成13年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件及び議案第8号平成13年度上富良野町企業会計決算認定の件について、それぞれ決算特別委員長より審査の報告がありました。

監査委員から、例月現金出納検査結果の報告がありました。

町長から、今期定例会までの主要な事項について、行政報告の発言の申し出がありました。その資料として、工事発注状況一覧表をお配りいたしておりますので、参考資料としていただきますようお願い申し上げます。

今期定例会までに受理いたしました陳情要望の件数は8件であります。その要旨は、さきにお配りし

たとおりであります。議会審議の資料としていただきますようお願い申し上げます。

町の一般行政について、村上和子議員外9名の議員から一般質問の報告がありました。その要旨は、お手元にお配りしたとおりであります。

なお、あらかじめ執行機関に質問内容を通告いたしております。

また、質問の順序は、通告を受理した順となっており、質問の日割りにつきましては、さきに御案内のとおりで御了承賜りたいと存じます。

今期定例会までの議会の主要な事業は、別紙配付のとおりであります。

本定例会の議案説明のため、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席いたしております。

以上であります。

議長(平田喜臣君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(平田喜臣君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において、

5番 吉 武 敏 彦 君

6番 西 村 昭 教 君

を指名いたします。

#### 日程第2 会期決定の件

議長(平田喜臣君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月17日までの3日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(平田喜臣君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月17日までの3日間と決しました。

#### 日程第3 行政報告

議長(平田喜臣君) 日程第3 行政報告を行います。

今期定例会までの主な行政執行経過について、町長から報告の申し出がありますので、発言を許します。

町長尾岸孝雄君。

町長(尾岸孝雄君) 議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用なところ、第4回定例議会

に御出席をいただき、まことにありがとうございます。

この機会に、去る9月定例議会以降における町政執行の概要について報告させていただきます。

初めに、一般廃棄物関係であります。10月1日から一部有料化と新たな分別を進めてまいりました。開始後数日間は、指定容器の販売先や新たな分別などに関する問い合わせをいただいたところではありますが、その後は予想以上に円滑に推進されている状況にあります。これも議会初め、各住民会長、町内会長、クリーン推進員、そして町民各位の御協力によるものと厚く感謝申し上げる次第であります。

一部に指定容器や排出日、分別などに関して誤っておられる方がいますが、いずれも各ごみステーションを管理する町内会などが中心に、啓発指導に御尽力いただいて改善が進んできております。今度ともクリーン推進員や町内会長各位の御協力をいただきながら、一層廃棄物の適正な処理の定着に努めてまいります。

次に、クリーンセンターダイオキシン関係ですが、平成11年11月のダイオキシン測定結果が、自主規制値の5ナノグラムを超えていたことから、施工業者に対してその原因調査と改善対策を厳しく申し入れるとともに、最優先で周辺地域の安全対策を講じてまいりました。施工業者による原因調査や改善対策については、主な要因としてガス状ダイオキシンの発生とその除去対策でありました。このガス状ダイオキシンの発生メカニズム自体に関しては、その原因を現在の科学水準では解明することはできない状況にあります。各種の設備改善や運転マニュアルの改善により、何とか自主規制値以下の運転を確保することができました。しかし、ガス状ダイオキシンの発生原因の究明ができないことは、将来の安全確保に不安があることから、施工業者からガス状ダイオキシン対策に効果の高い活性炭噴霧による除去について提案がなされ、議会を初め、地域協議会の御理解をいただきながら、導入決定を判断させていただいたところでもあります。以降、これまでも報告してまいりましたが、町と施工業者との間で合意していなかった安定稼働等に関する覚書の内容について、継続して交渉した結果、10月24日に双方でダイオキシン問題発生当初の覚書を基礎とする関係事項の合意に関し、覚書の調印を交わしたところでもあります。

内容といたしましては、活性炭噴霧装置は施工業者の負担で設置し、当該噴霧活性炭は平成14年1月1日から平成19年12月31日までの6年間、施工業者が供給すること。また保証期間は、平成1

4年1月1日から平成15年12月31日までとすること。設備の一部改修、これによる改善運転マニュアルを施工業者が提出するとの内容であります。現在までのダイオキシン測定結果につきましては、良好な数値で経過しているところであります。問題発生以来、議会初め、地域協議会、そして町民の皆様にご心配をおかけいたしましたことに、衷心よりおわびを申し上げる次第であります。今後は安全運転に最善の注意を払い、町民皆様の日常生活に影響を及ぼさないよう努めてまいります。

次に、簡易水道関係につきましては、里仁浄水場の水質悪化に伴う新たな水源確保としまして、第3回定例町議会において、調査費を補正して、水量及び水質の調査を行ってきたところであります。調査井戸は、現在の井戸より20メートルほど国道寄りの位置に同じ深さの80メートルまで削掘して、電気検層の結果、水を採取するストレーナーの位置を30.5メートルから40.7メートル及び58メートルから69メートルの位置に設置して、100ミリの井戸を仕上げ、揚水実験を実施いたしました。その結果、自噴はしていますが、その量は毎分15リットル、1日当たり21トン、揚水可能量が毎分38リットル、1日当たり55トンでありました。このデータをもとに、本井戸を200ミリで掘った場合の揚水可能水量を試算すると、1.5倍程度の毎分60リットル、揚水量で1日当たり86トンしか確保できず、期待いたしておりました計画水量の毎分100リットル、1日当たり150トンの計画水量は確保できない結果となりました。また、水質検査の結果につきましても、11月18日から12月6日までの間に3回実施しましたが、いずれも大腸菌群及び一般細菌が検出され、残念な結果となったところでもあります。この結果を踏まえ、今後さらに深くまでボーリングを行って、地下水を探查する方法もありますが、周辺で100メートルを超える井戸の資料もなく、温泉ボーリングや文献資料によりますと、溶結凝灰岩の層厚が400メートル以上もあると推測され、同地域周辺での新たな水源の確保は難しい状況にあります。このことから、新規の地下水を断念して、既設の水をろ過して使用するか、または区域を限定して上水道からの分水などを検討しているところではありますが、事業費の比較検討、給水区域の拡大などの問題もありまして、現在北海道と協議中であります。いずれにいたしましても、安心して飲んでいただける良質な水の安定供給に努めるよう、早急に恒久対策を進めるよう検討してまいりたいと考えております。

次に、市町村合併について、9月以降の取り組みについて報告いたします。

住民への周知としては、6月から広報かみふらのに「市町村合併を考える」を11月号まで続けて掲載し、10月号には8月に実施したまちづくりトークで寄せられた意見を紹介し、11月号にその意見に対するQ&Aを掲載したところであります。また、各種の会合などでも市町村合併に関する説明と意見を伺っており、10月8日に商工会青年部との懇談会、11月18日は行財政改革推進委員会、11月20日には住民会長懇談会、12月4日には民生児童委員会協議会でお時間をいただき、市町村合併の取り組み状況の説明と、合併に対する意見をいただいたところであります。また、富良野広域圏におきましては、10月15日に富良野地区広域市町村圏振興協議会内に市町村合併研究会を設置し、11月に2回、12月に1回の研究協議を重ねており、沿線市町村の比較、各市町村の単独での将来財政推計、合併しない場合、した場合の状況予想等について研究を進めているところであります。この研究会につきましては、今後合併した場合の予測などの研究を行い、住民に周知できる資料を作成した後、平成15年1月をめぐりに研究成果を取りまとめ、各市町村の首長に対し、報告書を提出する予定であります。

次に、自衛隊関連であります。90式戦車が9月26日、千歳の第2師団に続いて、第2戦車連隊に配備され、お披露目に富良野地方自衛隊協力会役員一同と見学してまいりました。平成14年度末までに、16両が配備される予定と伺っております。9月28日、東千歳駐屯地において、防衛庁長官主催の東ティモールPKO派遣されていた隊員の帰国関連行事に、また10月4日、上富良野駐屯地から東ティモールへPKO派遣されていた隊員21名の帰国を歓迎する祝賀会に、そして10月6日、多田弾薬支所創立46周年記念行事に参加いたしました。10月13日には、北部方面隊50周年記念式典に、10月19日、北部方面後方支援隊2周年記念式典に、10月27日、104特科大隊創隊50周年記念式典に、11月10日は第2戦車連隊に90式戦車が配備され、創隊7周年記念行事が駐屯地で行われ出席いたしました。また、11月23日、上富良野駐屯地音楽隊第5回定期演奏会に、12月14日、第2師団音楽隊定期演奏会に、多くの来賓、町民とともに出席してまいりました。

次に、防衛施設周辺整備事業について、10月23日、駐屯地司令初め、上富良野基地協議会役員と平成15年度新規要望事案及び周辺整備事業箇所の現地視察を行いました。

次に、中央要望について、平成15年防衛施設周辺整備対策事業、基地交付金、防衛施設庁所管事業関係について、全道基地協議会役員とともに、11

月26日から27日に総務省、財務省、防衛庁、防衛施設庁に対して要望を行いました。引き続き、駐屯地と基地の町としての協力関係を維持し、防衛予算確保に努めてまいります。また、あわせて11月26日に上川管内総合期成会による中央要望をいたしてまいりました。また、東京ふらの会総会、翌日の27日に全国町村長大会が開催され、それぞれ出席してまいりました。特に全国町村長大会では、町村の危機的状況から緊急重点決議として強制的に市町村合併をしないこと、権限を制限、縮小する小規模町村制を行わないこと、町村への税源移譲と地方への負担転嫁を行わないこと、地方交付税の財源保障機能を堅持することを決議してまいりました。

次に、国内外交流関係であります。友好提携をしております津市との交流につきましては、国内外交流の会主催の町民交流の旅、一行23人が10月13日に津市を訪問し、津まつりの見学や一行の3人がよさこいパレードに参加するなど、交流を深めてまいりました。また、11月の24日に津市の新町通商店街ウオークギャラリー街路整備事業完了の式典と完成記念の新町フェスタが開催され、高橋教育長を派遣いたしました。当日は津市の会場と上富良野西小学校に電話回線で双方の映像を送信して、津から唐人おどり披露と、東中小学校児童から清流太鼓の披露、そして姉妹校の安東小学校と西小学校の児童同士の交流が行われました。

次に、11月3日に平成14年度の町表彰式を挙行いたしました。名誉町民初め、多くの皆様の御列席をいただき、町の関係では社会貢献賞7人、善行表彰4人、さらに勤続表彰、国保優良家庭と納税貯蓄組合の方々を表彰させていただきました。

次に、防災対策について申し上げます。10月28日から29日までの2日間の日程で、2000年有珠山噴火から2年目を迎えた虻田町で開催されました2002火山砂防フォーラムについてであります。全国から火山砂防関連の自治体などが集まり、火山を知り、火山とともに生きる有珠山の噴火から復興までと、次への課題をテーマとして最新の火山防災の情報交換がなされました。フォーラムではハザードマップなどが生かされた教訓、現地対策本部の対応と住民避難、復興に向けての歩みなど、噴火から復興までの事例報告を受けました。特に政府の有珠山噴火非常災害現地対策本部が、初めて法律に基づいて伊達市に設置されたことにより、関係省庁の学識経験者、地元自治体と同じ部屋で情報を共有し、双方に意見交換を行い、初動応急対策期の調整を現地で即断即決できたこと、事例報告、また地元自治体の住民避難については、火山現象に応じて自主避難から始めて避難勧告、避難指示へと徐々に強

めていったことにより、住民が混乱なく避難行動がとれ、一人の犠牲者も出さないといった結果につながった事例報告も受けました。これらの先進事例などを教訓として、本町の火山防災体制の強化、緊急時における支援体制の確立、噴火時の経験を次世代に伝える方法論の模索などについて、住民と自治体が一体となって努力していかなければならないという決意を新たにいたしましたところであります。

次に、9月17日から19日にかけて、札幌管区気象台火山監視情報センターが実施いたしました十勝岳の現地観測の概況を報告させていただきますが、6月の現地観測に比べると、62火口群の状況に大きな変化はなく、62火口は依然として活発な噴煙活動を続けています。赤外線放射温度計による62火口の最高温度は、摂氏382度で6月より下がっておりますが、依然として高温の状態が続いております。火山性地震は9月22日に継続時間約2分の小さな火山性微動が発生いたしました。微動の前後に地震の増加はなく、表面現象にも特別な変化はありませんでした。

次に、農業関係であります。今年は春先から好天に恵まれ、農作物の生育も順調に推移してまいりましたが、6月下旬の黄砂、8月上旬の低温、日照不足によって、水稻を初め、一部農作物が被害を受けたところであります。水稻については、8月上旬の低温、日照不足の影響を受け、品質、収穫量の低下を懸念いたしておりましたが、被害程度は最小限にとどまったものと考えております。被害を受けた皆様方には心からお見舞い申し上げます。畑作物については、カボチャを初め、一部の農作物に黄砂の被害を受けましたが、麦類、豆類、テンサイなど、最終の作況状況に至ってはおりませんが、全般的に平年を上回る収穫量と伺っております。次年度に向けては、関係機関と連携を密にして、営農技術対策等に万全を期するよう努めてまいります。

次に、観光関係についてであります。今年度上半期の観光客の入り込みは、76万9,000人と前年度対比98.1%となったところであります。内訳は、日帰り客が93.4%を占めており、宿泊客が4%の伸びを示しております。この特徴的なものとしては、外国人観光客が前年に比べて499人ふえております。また、町が上富良野振興公社に委託しております施設利用状況は、道道上富良野美瑛横断道路の開通を5月の連休前に実施するように道に要請して、例年より3週間早い4月26日に開通した影響もあって、吹上温泉、保養センター白銀荘の入館利用者が11月末の前年対比で7,666人増の10万7,642人、利用率107.7%になっております。また日の出オートキャンプ場は10月26

日で本年度の営業を終え、利用状況は道内、道外などから有料入場者9,791人と、前年対比では116.9%、地域別利用者内訳では道外者52.9%、道内者47.1%、町内者5%となっております。また、11月14日から16日まで全国ハープサミット那覇大会が開催され、11月26日には全国観光地所在町村協議会総会が開催され、出席してまいりました。

次に、町総合文化祭についてであります。11月2日から11月4日までの3日間、社会教育総合センターを会場に開催したところであります。日ごろの文化活動の発表の場として文化連盟初め、多くの皆様の作品展示や芸能発表などが行われました。期間中3,105人の町民の参加をいただき、盛会のうちに終了することができました。また町表彰式の教育委員会表彰関係は、文化奨励賞1団体、スポーツ賞1人、スポーツ奨励賞1団体8人を表彰したところであります。

最後に、建設工事の発注状況であります。お手元に配付しました建築工事発注状況のとおり、9月の定例議会において報告以降、12月6日現在で総務課事務審査部門で入札執行した建設工事は20件で、事業費総額で8億8,361万1,750円となっております。累計で75件、15億9,860万9,250円となっております。この間、特定共同企業体に発注した建設工事が4件ございますが、本年度より改正施行しております上富良野町共同企業体取り扱い要綱の規定に基づき、自主結成された共同企業体から申請を受けて、入札を執行したところであります。

以上をもちまして、行政報告といたします。

議長（平田喜臣君） 以上をもって、行政報告を終わります。

#### 日程第4 報告第1号

議長（平田喜臣君） 日程第4 報告第1号例月現金出納検査結果報告の件について、代表監査委員から報告を求めます。

代表監査委員高口勤君。

代表監査委員（高口勤君） 例月現金出納検査結果について御報告を申し上げます。概要のみ申し上げますので、御了承を賜りたいと思います。

資料の1ページをお開きください。

地方自治法第235条の2第1項の規定により、執行したものであります。平成14年度8月分から10月分について、概要並びに検査結果を一括して御報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、いずれも各会計の出納の収支状況は、別紙資料に示

すとおりであり、現金は適正に補完されていることを認めました。

なお、資料につきましては、御高覧いただいたものと存じ、説明を省略させていただきます。また、税の収納状況につきましては、10ページにございますので、参考としていただきたいと思います。

以上です。

議長（平田喜臣君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

3番福塚賢一君。

3番（福塚賢一君） ただいまの報告の中で、大変恐縮ですが、10ページの税収の状況について、たばこ税現年度課税分未納が2,668円にもかかわらず、現年収納率100という記載をしていますが、これはどのように理解すればいいのか、お尋ねをしたいと思います。

議長（平田喜臣君） 税務課長、答弁。

税務課長（越智章夫君） ただいまの3番福塚議員の質問にお答え申し上げます。

たばこの収納状況の収納率の件でございますが、99.99になりましたので四捨五入して100としたところでございます。

以上で御報告といたします。

議長（平田喜臣君） よろしいですか。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御質疑がなければ、これをもって例月現金検査結果の報告を終わります。

#### 日程第5 報告第2号

議長（平田喜臣君） 日程第5 報告第2号町内行政調査の報告を行います。

本報告は各委員会合同の調査でありますので、事務局長より報告を朗読させます。

事務局長。

事務局長（北川雅一君） 町内行政調査報告書を朗読いたします。

平成14年第3回定例会において、閉会中の継続調査として全議員による調査項目とした町内行政調査の経過と結果を次のとおり報告する。

##### 1、調査の経過。

平成14年10月9日、全議員による合同調査項目である町内行政調査として、町内公共施設等の現況を視察し、町理事者及び所管課長等から説明を求め調査を行った。

##### 2、調査の結果。

施設等の把握をすることを重点とし、7カ所の現地調査を行ったところ、その実態により今後の議会審議の資とすることとしたため、特に調査の意見は

付さないこととした。なお、調査した施設等は次のとおりである。

番目、南町2丁目住宅分譲地現況。 番目、日の出公園新設工事。 番、パークゴルフ場新設工事。

番、ゲートボール場新設工事。 番、下水道事業水処理施設増設工事。 番目、神谷川改修工事（国債）。 番目、東5線道路局部改良工事（改良工）。 以上であります。

議長（平田喜臣君） ただいまの報告に対し、各委員長から補足説明があればお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、以上で本件の報告を終わります。

#### 日程第6 報告第3号

議長（平田喜臣君） 日程第6 報告第3号委員会所管事務調査の報告を行います。

本件の報告を求めます。

教育民生常任委員長清水茂雄君。

教育民生常任委員長（清水茂雄君） 教育民生常任委員会先進地所管事務調査について、報告書の朗読をもって報告にかえさせていただきます。

本委員会は、所管事務調査として閉会中の継続調査に付託された事件について、調査の経過及び結果を次のとおり報告する。

平成14年12月5日、教育民生常任委員長清水茂雄。

付託事件名、先進市町村行政調査の件。

##### 1、調査の経過。

教育民生常任委員会は、平成14年10月28日から10月30日まで「子育て支援」を調査項目として、先進市町村である芽室町、土幌町、大樹町を視察し、調査を行った。

##### 2、調査の結果。

町の概要につきましては、御高覧いただけるものとして省略させていただきます。

初めに芽室町。

調査の概要。

##### （1）子育て支援施策について。

エンゼルプランの策定。

「次代を担う子供が健やかに育ち」、「安心して生き、育てることができるまちづくり」を目指し、行政、地域、企業、学校など、社会全体で協力しながら子育て支援を計画的に推進するための指針として、『芽室町エンゼルプラン（めむろっこすくすく計画）』を平成12年12月に策定し、この計画の通り各子育て支援を展開していた。計画策定の背景には、出生児の減少、核家族化の進行、女性の社会進出の増加など、子供や家庭を取り巻く環境が大き

く変化してきたことにより、家庭の養育機能の低下、子供同士が触れ合う機会の減少、高齢化の加速などをもたらして、子供の健やかな成長が損なわれ、社会活力の低下などにより、子供や社会に与える影響が懸念されることから、エンゼルプランの策定をすることに至った。

策定に当たっては、平成11年7月に準備委員会を設置して、幼児、児童を持つ親に対してのアンケートを実施し、ニーズ等を把握し、町内関係団体代表で構成する検討委員会、役場内各担当課若手職員で構成する関係者会議などと意見交換を実施して策定するなど、各階層の意見を反映し策定されていた。

#### 各子育て支援策の実施。

エンゼルプランに基づき、各子育て支援策が展開されており、主なものとして妊婦定期検診助成や子育て教室の開設、学童保育所の開設など各支援策が展開されていた。特に保育料については、2人以上入所の場合は2人目半額、3人以上入所の場合は1人目は全額、2人目は半額、3人目は10分の1、さらに入所1人目が第3子の場合は半額、第4子以降は無料としていた点は、特筆すべき点であった。また保育所、保健福祉課、住民生活課、教育委員会、民生児童委員、育児ネットめむろなどで構成する子育て支援連絡会議を設置し、関係機関や団体相互の情報交換や連携強化を図り、施策推進を図っていた。

#### 子育て支援センターの設置。

町民アンケートの結果などから、子育て家庭への不安や悩みについての相談や育児サークルなどの活動を総合的に支援するための既設の整備の必要性が問われ、平成12年度より他町村の調査、他町村での実習、関係団体との調整などを実施して、平成13年5月に既設の町立保育所内に子育て支援センターを設置した。事業推進に当たっては、保育士2名体制により、子育て支援係を設置して、育児の相談の実施、講演会の開催、遊び場の提供など幅広く子育て支援施策を展開していた。

#### 育児ネットめむろについて。

町内で「育児の援助を受けたい人(依頼会員)」「育児の援助を行いたい人(援助会員)」「育児の援助を受け、育児の援助も行いたい人(両方会員)」が会員となり、地域の中で育児を助け合い、一時託児を会員同士で行う育児サポートシステム「育児ネットめむろ」が設立されていた。

#### まとめ。

当該町においても核家族化の進行により、子育ての知識や方法が親から子へと伝わりにくくなり、また隣近所とのつき合いが薄れつつある中で、子育ての不安や悩みを持つ親が増加してきた現状にあった。またその傾向は、核家族化が進行していないと

思われていた農村地域においても同様の傾向があらわれており、町全体としての取り組みがなされていた。エンゼルプランの策定に当たって配慮されていた点は、子供の主体性や自主性を尊重し、子供が健やかに育つまちづくりを進めるために、社会全体としてどのように連携し支えながら子育て環境の充実に図っていくかという点を中心議題として話し合われており、各階層からの意見を十分把握し、策定されていた点は参考にすべきである。

次に、土幌町。

#### 調査の概要。

##### (1) 子育て支援施策について。

##### チャイルドプランの策定。

「人に子育てに優しいまちづくり」を合い言葉に、次代を担う子供たちの環境づくりを計画的に推進していくことを目的に、「土幌町児童環境づくり行動計画(チャイルドプラン)」を平成11年度に策定した。策定に当たっては、住民主体によるワークショップ(土幌町チャイルドプランを考える会)を7回にわたり開催し、提言書を町長に提出した。その提言書の内容を100%取り入れ、行政としての素案をつくらず、策定に当たることを基本として策定されており、住民主体による行政計画書を策定したところは特筆すべき点である。

##### 子育て支援センターの設置。

平成11年4月より社会福祉法人「中土幌福祉事業会」に子育て支援センターの業務を委託して行っている。職員は2名体制で、育児相談、遊びとおしゃべりのコーナー、子育てサークル支援、鑑賞会などを各事業が展開されていた。また「中土幌児童ステーション」として、中土幌福祉事業会に児童センター事業もあわせて委託しており、独自で運営する保育所事業とあわせて、「少子化対策」「子育て支援」「育児健全育成事業」を総合的に推進する機能を十分発揮しており、職員の配置等も含め、それらが効果的かつ有機的に連携していることが伺えた。

##### 子育て支援カーの導入。

平成11年に軒先から軒先までの子育て支援として、会場を固定することなくニーズがあるところへ出向くという方向性により、子育て支援カー(移動保育車)を導入していた。車両には、保育室と情報室機能を搭載しており、さらに野外での子育て支援機能を持たせることにより、従来の子育て支援活動の範囲を大きく広げていた。財源については、平成11年度に国の少子化対策臨時特例交付金が充てられており、この採択に当たっては、子育て支援センターから企画書が町長に提出され、行政内部でも検討の結果、国に子育て支援カーの交付金の採択を求めていった。他町村では保育所の改修、遊具の設置

等にこの交付金が使われている中で、全国でも唯一子育て支援カーに対しての交付金を採択された。

まとめ。

当該町においては、チャイルドプランを基本として、さまざまな施策が有効的に展開されていたが、そのプラン策定においても住民主体によるワークショップ方式により、住民の意見を十分取り入れた中で策定されていた結果と考え、その手法について十分に参考とすべき点である。また子育て支援カーを国の補助金により導入し、子育て支援事業の範囲を広げ、きめ細かく展開していたところは特筆すべき点である。

大樹町。

調査の概要。

(1) 子育て支援施策について。

子育て支援施策について。

当該町の子育て支援施策については、育児の孤立感や不安感の解消を図るとともに、保育所の持つ育児機能を活用して、子育てを総合的に援助、推進し、トータルな保育サービスを提供することを目的に、町内で保育園を運営していた社会福祉法人大樹福祉事業会に子育て支援事業全般を委託し、そこが中心となり推進されていた。子育て支援センター事業の内容としては、子育て相談、一時預かり保育、月曜日から金曜日までセンターを毎日開放している子育てサロン、1歳になるまでのお子さんに対し、毎月子育て支援はがきの発送など、きめ細かい施策が展開されていた。委託金額については、年間850万円であり、町は国からの補助金500万円を除いた350万円の持ち出しで、子育て支援事業全般を委託していた。平成11年には、国の少子化対策臨時特例交付金を活用して、子育て支援センター施設を改修し、日当たりのよい使いやすい施設となっていた。また、当該町の子育て支援を総合的に支援、推進することを目的に、子育て支援センターを中心として、保健課、福祉課、教育委員会、小学校、民生児童委員、言葉の教室などで組織する大樹町子育て支援システムを構築し、さらに保健所、児童相談所、支庁などの指導を仰ぎながら、各関係組織で情報を交換などを行い、連携強化を図り、事業の推進に当たっていた。

学童保育所の設置について。

子育て支援を総合的に推進するために、共稼ぎ家庭や家庭内労働などで忙しい家庭の児童を対象に、学童保育所を開設していた。内容は小学校1年生以上保育を必要とする児童を対象に、保育料は月額4,000円であり、専門の指導員により保護者にかわって生活指導や学習がなされており、ハイキング、レクリエーション、クリスマス会、お年寄りとの交

流会などさまざまな行事も展開されていた。施設は町立の保育所内に設置されており、運営については、社会福祉法人、大樹福祉事業会に子育て支援事業としてあわせて委託されていた。

まとめ。

当該町においては、子育て支援事業を保育園を持つ社会福祉法人に全般的に委託することにより、民間活力を生かし、効率的、有機的な運営がなされており、トータルな保育サービスが展開されていることが伺えた。また、その根幹をなす事業推進のために、子育て支援システム実行委員会を組織し、関係者が連携をとり、各問題点を提起し、総合的に事業が展開されていた点は参考とすべきである。

3、総括。

町の次代を担う子供が健やかに育ち、安心して子供を生み、育てる環境をつくることは、町の将来にとって極めて重要であることから、子育てについては地域社会全体で取り組む課題であることは、周知のとおりである。本町においては、平成15年度においてエンゼルプランの策定が予定されているが、今後の子育て支援施策の根幹をなす、この計画の策定に当たっては、住民のニーズを十分に把握し、利用する住民の立場に立った施策の推進が重要であるので、策定計画段階からその意を十分配慮されたい。また、子育て支援の中核をなす子育て支援センターの設置については、設置場所、運営形態などを十分に検討した中で、早期に本町の実情に合ったセンターの設置が望まれる。さらに今回の調査においては、国からの補助金等の活用について既定の枠にとらわれず、採択等などにおいても相当な努力により、その時々々のニーズに合った補助金の活用が展開され、有効に活用されていたことは大いに参考とすべき点であった。

いずれにしても調査した町村において、子育て支援に対しての強い熱意と信念が感じられ、行政、民間が一体となって事業推進に取り組んでいた姿勢が伺え、その基本姿勢をなくして総合的、計画的な事業推進がなし得ないことを感じさせられた。

今回の行政調査は、子育て支援に主眼を置き、各先進市町村の調査を行ったが、各町村により実情は違うものの、本町にとっても参考に資する数々のものが得られたことを報告いたします。

以上であります。

議長（平田喜臣君） ただいまの常任委員長の報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって常任委員会所管事務調査の報告を終わります。

#### 日程第7 報告第4号

議長（平田喜臣君） 日程第7 報告第4号議員派遣結果報告の件について、報告を求めます。

初めに、議会運営委員長佐藤政幸君。

議案運営委員長（佐藤政幸君） 議員派遣結果を報告申し上げます。なお、報告につきましては朗読をもちまして、概要のみ申し上げたいと存じます。

議員派遣結果報告書。

平成14年第3回定例町議会において議決された議員派遣について、次のとおり実施したので、その結果を御報告申し上げます。

まず、一つ目は、上川管内町村議会議長会主催の議員研修会であります。平成14年10月31日に全議員により、上川管内町村議会議長会主催の議員研修会に参加してまいりました。

研修の内容でございますが、上川管内町村議会議長会主催の全道議員研修会に参加いたしまして、「市町村合併の推進と事後処理方策」をテーマにいたしまして、市町村合併の現在までの経過と今後の自治体のあり方、合併の動向、国の方針等について国際基督教大学教授西尾勝氏から講演を受けてまいりました。また、「分権時代の町村議会運営」をテーマに地方分権改革の成果、分権時代に即した理事者との対応、議会運営の諸問題、政治倫理等について北海道町村議会議長会勢旗了三氏から講演を受けてまいりました。

次に、広域関連視察調査の件でございますが、平成14年10月9日、全議員より富良野沿線で広域で設置している施設などの現況を視察調査いたしました。

内容でございますが、まず中富良野町資源回収センターについて。本施設については、富良野生活圏一般廃棄物、ごみでございますが、広域分担処理基本計画に基づき、広域で分担処理を進めていくために、空き瓶、プラスチック類、ペットボトルの資源物の再生処理施設として位置づけられ、平成15年3月末日の完成を目指して工事が進められておりました。この施設の完成により、今まで別々に各施設に搬入されていた資源ごみのうち、空き瓶、ペットボトル、容器包装廃プラスチック類を一つの施設に集約して、選別保管することにより、資源回収の効率化が図られ、限りある資源のさらなる有効活用に寄与できるということございました。総事業費は約1億2,800万円、沿線5市町村で人口割、均等割などで負担することになっております。

次に、富良野演劇工場でございますが、本施設は平成12年10月に富良野市において建設されており、その運営については日本で最初のNPO法人として認証されたふらの演劇工房に委託されており、

富良野市のみならず、富良野広域全体の演劇文化の拠点としてその役割を担っておりました。

3番目の国外行政調査につきましては、派遣議員の方から御報告を申し上げます。

以上であります。

議長（平田喜臣君） 次に、代表議員西村昭教君。

6番（西村昭教君） 議員派遣結果報告書の3番、国外行政調査について参加をいたしました私の方から御報告をさせていただきます。朗読をもってかえさせていただきます。

平成14年第3回定例会において議決された国外行政調査について、平成14年11月20日から12月2日までの13日間実施いたしましたので、その結果について報告をいたします。

調査の経過。

平成14年11月20日から12月2日までの13日間、国外行政調査としてドイツ、フランス、オランダの3カ国を訪問し調査を行った。

調査の結果。

1、ドイツ。

調査項目。

ドイツにおける農業観光について。ペンションの経営状況。ブドウの生産からワイン醸造までの行程と市内調査。

調査の概要。

ドイツのペンション経営は、300年から500年経過した城、教会、ワイン醸造所等を観光資源として、ホテル、ペンション、レストラン等を経営していた。ペンションにはいろいろな形態があり、一様ではないようであった。土産物屋を営む者、ホテル形式にする者などさまざまであり、観光化が進むにつれてさまざまな形態のペンション経営が発生したものと推察される。またブドウの生産とワイン醸造は、各地にブドウの醸造所があり、その土地特有のワインが生産されている。平均1戸当たり4から5ヘクタールのブドウ畑を栽培していたが、多い農家では20ヘクタールくらい栽培している農家もあった。ワインの原料のブドウ生産は、肥沃でない土地のため、作付作物も非常に限られていることから、その中でブドウの生産からワインの醸造というスタイルになったと思われる。また、中世に王様が奨励した面もあるように思われる。訪問時のブドウ畑は、枝の第1次剪定の時期であり、冬の寒さを経過した春に第2次剪定に入り、一番よい枝を残すとのことであった。ワインは収穫時期によって4種類に分けられ、訪問時は最後のブドウを収穫する時期であり、ワインとして一番甘みを出せる時期のブドウであり、アイスワインと呼ばれていた。

3地域の市内調査を行い、大都市のフランクフル

ト市はドイツのほぼ中央に位置し、ライン川の支流、マイン川が流れ、正式にはフランクフルト・アム・マインと呼ばれるこの町は、恵まれた水系を利用し、商業都市として発展を遂げた。町の歴史は1200年以上を有し、12から19世紀初めには、神聖ローマ皇帝の選挙や戴冠式が挙行された。16世紀には貨幣醸造所の特権が与えられ、銀行業が誕生し、19世紀にはロスチャイルド家などの大財閥の活躍により、ドイツ経済の中心的地位を確立した。今日2002年の欧州統一通貨ユーロの発行が行われ、欧州中央銀行本部が置かれ、ヨーロッパ金融の中核としての道も歩み始めている。また、国際見本市の開催地としても名高く、世界各地からの来訪者も多い町である。

また、ローデンプルグ、ハイデルベルグを訪問したが、いずれも観光地として多くの旅行者が訪れて、町全体が一つの観光資源となっており、それぞれが歴史的な建物を中心に、物語やいわれがあって、それが観光客に幻想的なイメージを持たせているように感じた。

ドイツの国土は肥沃なところは少なく、北部はやせた土地が多く、南下するにつれて肥沃になっているようである。日本と違ってほぼ平坦でなだらかな丘が続いている地帯が多く、国土の面積は日本より狭いが、農耕地は日本より広い。また、国土面積の7%が道路面積で、高速道路（アウトバーン）を軸に国内はほぼ完備された状態である。アウトバーンで郊外に出ると農村地帯が続き、ほぼ一面ブドウ畑であり、その中に集落として石づくりの家が固まって建てられており、それぞれ200年から300年前の建物が教会を中心に形成されている。町一つ一つが観光資源化され、高さの制限、色の統一等がなされていた。日本にはない異質のものを感じさせるのは、石の文化、遊牧民族であったことなどが生活様式、考え方、物事等の取り組み等に大きく影響しているように感じた。

## 2、フランス。

### 調査項目。

ランジス市場訪問（フランス最大の中央市場の機能と農産物流通システム等）

### 調査の概要。

パリ市民200万人とその周辺の台所を預かる市場訪問。ヨーロッパ最大の規模を誇り、敷地面積は232ha、野菜、花卉、酪農乳製品、食肉、魚の5部門に分かれ、年間売上高約8,000億円から1兆円となっている。野菜部門の取扱高は110万トンであり、果物は19%、野菜が34%、食肉部門は約72%、花卉部門は約30%、魚部門は33から35%が国内産であり、その他は諸外国より輸入さ

れている。市場は半民半官会社であり、国、州、パリ市、事業者で設立されており、売り手は生産者（地域の園芸農家、野菜栽培業者）または卸売業者であり、買い手としては小売業者、レストラン経営者、イル・ド・フランス地域の諸団体、地方や外国の卸売業者となっており、競りによる方式ではなく、交渉にて価格を決める相対取引方式となっている。また、パリ近郊の農業者のための専用の市場も一画に設けられており、近郊農業者の配慮もなされている。この市場に働く人は関連企業も含め、全体で1万6,000人ほどが従事しており、市場内には銀行、郵便局、ホテル、レストラン、バス、鉄道、貨物駅等も設置されていた。市場には一般の人は入れないことになっており、入り口には検問所が設けられていた。

## 3、オランダ。

### 調査項目。

アールスメア生花市場訪問（世界最大の花市場の運営状況、流通システム等）

### 調査の概要。

アールスメア生花市場は、ヨーロッパの中でラエスラント市場とともに世界最大の生花市場である。国内の45%を取引しており、敷地面積75.5ha、サッカーグラウンド125面分、建物は800m×400mの1室で市場としては世界一の面積である。総面積は48haで、向こう端がかすんで見えないほど巨大である。約1万人の人が働いており、年間50億本近い切り花、5億鉢の植物が取引され、コンピューターを使った競りを初め、すべての面で世界をリードする巨大市場である。

市場は生産者の協同組合の形式で、5,000の生花、鉢植え、園芸植物業者がこの組合に加入しており、建物は会員の共同所有となり、競り市に出荷することで商品の販売と食事支払いが保証されている。また、品目範囲が広いことから、業者によっては専門化をさらに進めることができる。会員業者は商品をこの市場を通すことが義務づけられている。この市場を運営維持するために、会費の納入と商品の販売手数料(5%)と特定の賦課を支払っている。外国からも入ってきており、遠くはイスラエル、ケニア、ジンバウエ等からも来ている。

競りは逆競り方式で、すべてコンピューターで処理、表示されて売られていき、商品は配送票をもとにバイヤー別に梱包ルームに運ばれ、出荷準備され、配送されていく。また、市場から空港へ直接運び込まれ、外国にも出荷がされている。商品の搬入は日中行われ、事前に品質をチェックするセルフチェックがあり、前もって商品を知っておくようになっている。市場では切り花用、植物用で、競りに使われ

る時計は13個であり、四つは植物用会場にある。会場は五つに分かれており、パイヤー用の座席は合計2,000席用意され、うち600席は植物競り会場にある。パイヤーも輸入業者、卸売業者、他に大きな花屋、街頭の小さな花売りまでさまざまである。午前6時半に競りが始まり、全商品が競り落とされる。

まとめ。

今回の調査目的である農業と観光の面からドイツ、フランス、オランダと市場並びに観光地を訪問した。特にペンション経営では、ドイツは北部の土地はやせた土地が多く、ブドウ栽培を中心とした農業であり、フランクフルト及びライン川周辺を視察したが、見渡す限りブドウ栽培畑が延々と続いている場所である。建物はすべて石づくりであり、畑を掘ると1メートル下は花崗岩の岩盤であり、200年、300年前の建物が住宅として使われており、石の文化を強く感じた。日本と違い、生活のエリアは集落形式で一つの村、または町が形成されており、小さいところでは10戸ほどの集落から、多いところでは1万人以上の人口で一つの集落を形成しているところもあった。また、歴史の流れの中から、教会を中心として町が形成されている。中心には必ず教会の大きな塔のある風景が特徴であり、城壁を生かし、その中が観光資源として活用されている。その中は1階は店、レストラン等であり、2階以上が住居あるいはホテル(ペンション)等となっている。隣との建物の区別はしないで、壁は共同使用として一つの建物としてつながった建て方であり、家の色、屋根の色、高さ等は統一性を持って、観光資源として活用するよう配慮されている。

農業も肥沃な土地へ移動するブドウ畑から牧草畑、麦畑と変化している。徹底したコスト削減を考えているようで、ビートも直播である。ドイツはEU圏の中で農業に余力を入れていないと感じられ、EU圏の中での国際分業を進めているように感じた。ペンションも農業者のみでなく、だれもがいろいろな形態で取り組んでおり、一様の姿でなくさまざまな形態があるとのことである。

フランスは食糧受給率が100%を超えており、EU圏の中では食糧の供給国として位置づけられているようである。また、農業者も市場へ出荷する経営体、直販100%とする経営体に大別され、近郊農業者は直販体制が多くを占め、全国組織があり、そこに加入してお互いの農産物(主に野菜、果物、加工品)を扱いながら、直販所を設け、シーズンには大変にぎわっているとのことであった。

またフランスのペンション経営(ファームイン)は法律で規定されており、4部屋以上持つてはな

らない、食事はその家族と一緒にすること、食べ物はお家用のものを使うことが条件で経営を認められているとのことであり、生産者、消費者の接点に重点を置いている。

オランダは、国土の4分の1が干拓地であり、泥炭土で土壌は非常にやせており、花卉栽培が主体となる要素がベースとしてあったと思われる。経営は徹底した合理的な経営を追求しており、その考え方、取り組みは我々も参考にする必要を感じた。

総体として、それぞれの国の姿勢に特色を強く感じたが、今後EUという中で、それぞれが経済、農業、工業等々まだ大きく変化していくものと予想される。観光もフランスには年間7,500万人、ドイツには2,500万人の観光客と大きな隔たりがあり、世界中の人が訪れるヨーロッパは今後とも注目していきたい。

我が町も観光、農業ともに大きな課題を抱えているが、もう一度見直し、検証する必要性を感じた調査であったと思う。また、できるだけ町民も議員も見聞を広め、大きな視野に立って臨むために、大いに外国訪問することの必要性を感じ、今回の調査報告といたします。

以上です。

議長(平田喜臣君) ただいまの両議員の報告に対し、御質疑があれば賜ります。

11番梨澤節三君。

11番(梨澤節三君) 国外行政調査について、お尋ねをします。

有意義な研修のようでした。御苦労様でした。今までは、議長会主催でもって行っておりましたが、議員派遣ということで初めてでございましたので、後学のために、また懸念されることについてお尋ねをいたします。

皆さんが行っておられるときに、新聞に札幌市議会の海外派遣ということで、オンブズマンが質問をしておりました。それは、海外研修は旅行見積もりを3社以上からとるとのことですが、とっているとは思いますが、この点が1点と、それからこの旅行会社と調整をするのは、どこからやったのか、議会事務局を使われたか、それから個人で直接されたのか、以上2点をお尋ねします。

議長(平田喜臣君) 6番西村昭教君。

6番(西村昭教君) 今の答弁、2点ばかりなのですが、まず旅行の組み方につきましては、2人で相談をしてどういうところが目的に沿って回るかということで相談をして、旅行社も個人的に問い合わせをしまして、そして最終的には1社をお願いをして、そこの見積もりをいただいたというのが経過でございます。

それから、見積り部分で、1回こちらの方にいただきまして、その後またこちらの方で検討しまして、再度出された時点で、そういう内容で行こうということで決めまして、それから業者に来ていただきまして、詳しい内容の説明を受けて、そして決定したということでございます。内容については、事務局の方にも提出してございますし、日程等も全部報告してございます。

ただ、これから行かれる方も、確かにいろんな主催団体の事業ということでは非常に楽なのでありますけれども、深く突っ込める半面、大きな部分で見ることできないという部分では、私は今回貴重な経験をさせていただいたということでは非常にありがたく思っております。

以上です。

議長（平田喜臣君） 11番梨澤節三君。

11番（梨澤節三君） 3社というのが非常に問題になっておりますので、3社以上から見積もりをとりましたかということをお尋ねしているのです。

議長（平田喜臣君） 6番西村昭教君。

6番（西村昭教君） 3社からは見積もりは私にとっておりません。正直申しまして、2人で日程を組みましたものですから、こちらから直接旅行社のいろんな資料ありますので、それを取り寄せまして、その中身を見て、その中で一番効率的な動き方のできる、また料金的に安い部分のものをこちらで選定して、それを今度問い合わせで見積もりとして総体で幾らかかるかというお願いをしたということです。

議長（平田喜臣君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって議員派遣結果の報告を終わります。

この際、理事者に申し上げます。報告第3号、報告第4号の調査報告について、今後の参考とされ、行政運営に反映されることを期待いたします。

この際、15分間休憩いたします。

午前10時18分 休憩

午前10時31分 再開

議長（平田喜臣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### 日程第8 一般質問

議長（平田喜臣君） 次に、日程第8 町の一般行政について質問を行います。

本定例会におきまして、10名の議員より質問の通告があります。本日は日程上、6名の議員の質問

を行いたく、議員各位の御協力をいただきたいと思います。

順次発言を許します。

初めに、15番村上和子君。

15番（村上和子君） 私は、さきに通告してあります5項目について質問させていただきます。

まず、1項目めは指定金融機関の引き揚げ後の対応についてどのように考えておられるのか、よろしくお尋ねしたいと思います。

旭川信用金庫上富良野支店から派遣されている窓口業務担当の職員は、来年3月で引き揚げると聞いているが、それ以降の対応についてどのように考えているのかをお尋ねいたします。一つ目は、今までと同じ業務をやっていくのかどうか、二つ目は住民のサービス低下につながらないかどうか、お尋ねいたします。

2項目めは、女性の登用について。今の基準では、女性の登用がなかなか進まないと思われるので、審議会附属機関委員の任用基準の見直しをしてはどうか、お伺いいたします。

3項目めは、子供の健全育成のために、学校・家庭・地域社会の連携協力について。子供の健全育成を図るためには、地域社会の果たすべき役割は非常に大きい。学校・家庭・地域社会の三者が教育共同体として子供に教育責任を持ち、適切に役割分担することが大切であると考えますが、保護者や地域の人々の積極的参加や協力をもっと求めていくことが必要と考えるが、どのように考えておられるのか、教育長にお尋ねいたします。

4項目めは、学校給食で使用しているプラスチックの食器をより安全なものに取りかえてはどうか。子供たちへの健康への悪影響を及ぼすプラスチック製の食器は、有害な環境ホルモン（ポリカーボネート製）やホルムアルデヒド（メラニン製）乳化剤（ポリプロピレン）等が溶け出してくる心配がある。安全な高強度磁器などの食器に変えてはどうか、教育長にお尋ねいたします。

最後、5項目めは、町村合併についてお尋ねいたします。町村合併が行われた場合、合併前の交付税を10年間保証する合併特例債、合併算定替えのほかに、財政上の措置がなされます。11年度以降は補償額が逡減される。また、どこまでどこと合併するか、まだ何も決まっておりませんが、例えば合併の市町村の中に過疎地域を含んでいる場合は、財政指数の平均が1未満であれば過疎債が利用できる。地方税法第6条第2項の、合併後3カ年は、税も低いところもあれば高いところもありますから、それらは3年間は不均等の課税をすることができる。行政の一本化、それらに伴っての基本構想等

の策定に要する経費、行政水準、住民負担水準の格差などがありますので、それらの是正に必要な経費、また起債制限比率が各町村で格差があると考えられますが、それらも低いところと合すなど、今合併についていろいろと論じられておりますが、合併するところなる。合併しない場合については我が町はどのような姿になるのか、今富良野市を窓口として職員の方々がいろいろと勉強されていると思いますが、合併しないところなる。現況の人口の想定で、現段階での平成32年ぐらいまで、できるだけ具体的な数字を示していただきたいが、いかがでしょうか。町長にお尋ねいたします。

よろしくをお願いします。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 15番村上議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず最初に、指定金融機関の派出所の廃止に伴います今後の対応についての2点の御質問にお答えいたします。

昭和39年に公金の収納・支出事務の一部を指定金融機関に取り扱わせることから、元北海道拓殖銀行を指定金融機関としてスタートしたのが始まりであります。その後、指定金融機関の変更を経て、現在は旭川信用金庫が指定金融機関として町の公金の収納・支払いの事務処理をいたしておるところであります。また、庁舎内に派出所を設け、旭川信用金庫から職員1名の派遣をいただいているところありますが、諸般の事情により、派出所の廃止、それに伴う職員の引き揚げについての申し出があり、数回にわたり協議を重ねてまいりましたが、15年3月末をもって派出所の廃止と職員の引き揚げをすることになったところあります。

しかし、旭川信用金庫上富良野支店は従来どおり指定金融機関として、収納代理機関の統括店をしていただくとともに、公金の収納・支払いをしていただくことになっております。このことにつきましては、さきの議員協議会において御説明をさせていただいたところあります。

御質問の第1点目の、今までと同じ業務をやっていくのかという御質問であります。旭川信用金庫上富良野支店とは毎朝と夕刻の2回、現金の引き渡し・収納事務の引き継ぎなどを行ってまいりますが、役場窓口業務における町税、使用料等の公金の収納や、還付金などの現金による支払い事務は、さきに説明申し上げておりますように、現行体制の会計課職員による対応を考えておりますので、派出所の廃止前の取扱事務は何ら変わることなく行うこととなっております。

また、今後詳細事務処理につきましては、旭川信

用金庫と十分に協議をしまいたいと考えております。

2点目の住民サービスについてであります。指定金融機関による役場派出所設置当初は、役場に納付しなければならないものは金融機関や役場派出所の窓口で直接納入される方が多く、また町の支払いは役場派出所窓口からの現金や小切手の支払いであり、役場派出所窓口の取り扱いが中心になっておりました。しかしながら、近年は金融機関での振り込みや、納付者の預金口座から直接引き落とす自動振り込みが普及し、また町からの債権者への支払いは、一部を除き直接指定された口座に振り込むのがほとんどとなってきております。このように、従来から見ますと、役場などの窓口での取扱件数は大きく減ってきているところであります。しかし、金融機関派出所の廃止に伴い、会計課の業務量の増加は避けられない状況にありますが、現行職員体制の中で創意工夫と業務努力を尽くして、従来どおり納入・支払い事務を取り扱ってまいりますので、住民サービスの低下にはつながらないものと考えておるところであります。今後も町税等の納入につきましては、自動振り込み等の普及を図るとともに、住民の対応につきましては一層努力をまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、2番目の女性の登用についての御質問にお答えさせていただきます。

附属機関などの委員の女性の積極的な登用を図ることについては、これまでも議員から御提言をいただいているところであります。町を構成する男女が性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を発揮いただき、まちづくりに参加いただくことについては議員と意をともにするところであります。

さて、附属機関等における委員の任用基準としては、平成13年の10月1日に附属機関などの設置及び運営に関する規定を定め、女性の積極的な登用について明記をし、その努力目標として、女性委員を委員総数の20%以上登用することとしたところであります。その結果、現在の女性委員の登用状況は、29の附属機関などのうち、常設していない6機関を除く23機関において、委員総数253名中42名に就任いただき、16.6%の比率となっており、増加の傾向にあります。ただ、これらの機関の中には法令等の規定に基づき、他の職にある者を充てるなどの役職任用となっている者も多あるところであります。女性委員の登用が進まないといった課題は、任用基準の内容よりは人選の方法にあると考えておるところであり、公募枠の拡大を図るなど、性別や年齢にかかわらず幅広い分野から意欲の持った適切な方々の発掘に努めていくことが重

要と考えております。このようなことから、ぜひ同姓である女性の皆様からも積極的な御紹介をいただきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

子供の健全育成と学校給食に関する質問については、後ほど教育長からお答えをいたします。

次に、村上議員の5番目の市町村合併をしたときの姿と合併をしなかったときの姿についての御質問であります。4月に北海道と道市長会、道町村会が平成32年までの財政を試算し、いわゆる道シミュレーションを発表いたしました。この道シミュレーションを基本に町独自で推計を行ったもので質問にお答えさせていただきたいと思っております。

しかし、町独自の個別要因とか、国においてもまた将来における確固たる方向性を示していないことから、具体的な数字を示してほしいとの御質問ではありますが、あくまでも現時点の推計、試算による傾向をお答えさせていただきたいと思っております。

まず、上富良野町単独での平成32年までの財政見通しは、歳入では経済状況による町税等の減少、また地方交付税など交付金の減額が想定されることから、約二、三割ほど減少すると推計しているところであります。したがって、町の予算は収入に見合った中で支出を組み立てるのが原則でありますので、歳出を抑えることは無論、収入の増額等について何らかの取り組みをしていかなければならないと思っております。

一方、道が示した93パターンの一つである富良野沿線5市町村が合併したときの歳入につきましては、合併後10年間は地方交付税5市町村それぞれで算定し、その合計額が交付され、その後5年間は段階的に本来1市として査定される交付価格まで下げていくことで試算されていることから、この間合併による交付税額の減少を15年間和らげることができることとなっております。合併の道を選択すると、15年間は収支状況は安定いたしますが、単独での道を選択すると、すぐに収支の状況が厳しくなることは間違いなく予想されることでもあります。現在、富良野圏域で設立している合併研究会で、住民にもう少しわかりやすく生活にどのような影響があるのかを情報提供しようということで研究を進めておりますが、合併しなかった場合の税財源移譲や地方交付税などの方向性を示されない中で、将来像を予測することは大変難しいところでもあります。また、合併した場合を予測するにしても、対象の市町村がそれぞれの具体の政策をどう展開していくかを協議できていない現在では、将来像を示すことは大変難しい状況にあります。今後現時点での予測できることをできるだけわかりやすく広報できるよう

取り組んでまいりたいと考えております。

議長（平田喜臣君） 次に、教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 15番村上議員の3点目の御質問にお答えいたします。

今日の児童・生徒や青少年を取り巻く社会環境につきましては、時代とともに大きく変化し、また複雑化しており、心の痛むような深刻な事件や問題行動も大きな社会問題となってきております。このような社会環境において、当町の子供たちが健やかに育っていくことは全町民の願いであり、今後においても地域社会と家庭、学校がより一層お互いに連携協力しながらそれぞれの役割を担っていくよう、きめ細やかな施策の展開を推進していくことがとても大切なことであると考えております。

また、現在、行政、教育委員会、各関係機関の推進体制につきましても、子供たちの健全な育成といったことの目的の共通認識を持ちながらも、その推進活動は縦割りではないかといったことの課題や、地域と保護者との連携についても、まだまだ十分とは言えない状況でもあります。今申し上げたことを十分意に含めまして、今後子供たちの心身ともに健全な育成が図られるよう、子ども会活動の充実、スポーツ少年団や、同じ趣味、関心を持つサークル活動をより活性化するよう、教育委員会といたしましても積極的に推進するように努力してまいりたいと考えております。

また、現在子供たちの健全育成に大きな役割を果たしていただいている上富良野町の青少年健全育成を進める会の組織を中心に、各関係機関や団体とも連携、協力し、学校・家庭・地域社会が一丸となり、また町の子供は地域社会全体ではぐくむことを基本理念とし、今後ともより一層青少年の健全育成の推進に私も意を注ぎ、前向きに取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、4点目の、学校給食で使用しているプラスチックの食器をより安全なものに変えてはどうかとの御質問にお答えさせていただきます。

学校給食センターでは、現在小中学校合わせて1日約1,200食、年間で約22万8,900食の給食を提供をしているところでございます。学校給食の提供に当たっては、多様化する食志向の中でバランスのとれた献立により、栄養面や献立内容の工夫や、衛生管理、安全対策にも細心の注意を図り、児童・生徒に喜ばれる給食の提供に努めているところでございます。現在の学校給食のセンターにおける食器の使用につきましては、御飯用に強化磁器製を、みそ汁と皿にはポリプロピレン製の2種類の食器を使用しております。御指摘のように、プラスチック

の食器の中には環境ホルモンなどが発生するという危険性を指摘されているものもありますが、現在使用している皿とみそ汁用のポリプロピレン製の食器につきましては、厚生省告示により安全性に問題がないと確認されたこともありまして、平成5年から使用し、現在に至っております。その後、今使用しております食器は年数も経過し、消耗してきていることもありまして、同じ材質ではありますが、より安全性の面で硬質な食器に改良されていることで、今年度に小学校分の880個を更新しております。また、中学校の450個につきましては、平成15年度に更新する予定でございます。当面は厚生省で安全を確認されております食器を使用していく考えであります。今後は衛生管理面には十分注意を払い、より安全で児童・生徒に喜ばれる学校給食の提供に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（平田喜臣君） 再質問があれば賜ります。

15番村上和子君。

15番（村上和子君） 1項目めの指定金融機関引き揚げ後の対応につきましては、今までどおり業務をやっていくと、そしてまた住民サービス低下にならないようにやられるとのことですが、現在町税とか使用料とか公金の収納等何件ぐらいあるのでしょうか。わかりましたら教えていただきたいと思っております。

それから、3項目めの子供たちの健全育成につきましては、家庭ですること、それから学校ですること、それから地域でやるべきことなどが明確に示されておられませんので、上富良野町独自の相互連携のあり方を明確にしてはどうでしょうか。やっぱり学校は開かれた学校を目指していただきたい。学校施設の地域開放ですとか、それから昨日は、ことし4月から入りました総合学習の発表会が西小学校で行われたようですけれども、こういうことがあります。今教育活動がこのようにされているということが住民にもよくわかりますので、そういった、何カ月か前にセントラルプラザに行きましたら、そのセントラルプラザのところに上富良野高校の現況について、それから現在の取り組みなんかが書いてありました。そういう情報誌が置いてありまして、こういうことはいいことだなということを思ったわけなんです。それで、地域住民の方が何か考えることがありましたら、御意見がありましたらお寄せくださいということを書いてあったのですけれども、学校につきましてはやっぱり教育活動の現況とか、そういったことを積極的に地域に発信する、こういったことですか、今生徒が学校に遅刻していきましても、親が連絡したりしないのです。かえって先生

が心配して、おたくのお子さんはどうしたのでしょうかと、こういうことを一生懸命電話をしているそうですが、やっぱり保護者としての責任がとられていないと思うのです。家庭ですること、家庭ですること、こういったことも明確にした方がいいと思えますし、また今中学生は勉強はしたくないけれども高校だけは行きたいと、こういった生徒も何人かありまして、今の風潮かと思うのですけれども、基礎教育ができていないのでついていくことができないで脱落、高校を退学するという方も何人かいらっしゃるようでありまして、それから地域にあっては地域の怖いおじさん、それから怖いおばさん等をつくり、子供とかかわっていくように取り組みはしていただいたのですけれども、これもつくりっ放しでありまして、全然フォローとか連携はとれていないのであります。やっぱりこれ、今何というのでしょうか、人間関係が希薄というのでしょうか、余り関心を持たないというのでしょうか、そういうことですので、連携をどのようにとるのが、縦割りでほとんどやってはいただけるのですけれども、やりっ放し、投げっ放しというのでしょうか、そんな感じも見受けられますので、地域三位一体になって連携をとるようにするにはどうしたらいいかということのひとつ考えていただきたいと思っております。

それから、4項目めの学校の給食の食器についてでありますけれども、プラスチックの中にも環境ホルモンが発生する危険なものとしてないものがあるようでして、今上富良野町の学校給食の食器は安全性に問題がないということをお願いして教育長から御答弁いただきましたので、安心しましたけれども、何か使用年数が10年というのは少し長いのではないのでしょうか。かなり強度な100度以上の煮沸消毒というのをしますので、そういったときに環境ホルモンが今厚生省でこれ絶対大丈夫だということなのですけれども、美瑛町の学校給食なんかを聞きましたら、あそこは4年で食器を取りかえているということ、こういう情報を得ております。そういうことで何とかせめて5年ぐらいにしていきたいと思いますと思うのですけれども、いかがでございましょうか。

それから、5項目めの町村合併のことについてでありますけれども、合併の選択をすれば平成29年ごろまでは収支状況が安定するとしても、向こう15年ぐらいではどうしようもありませんし、16年度以降のことが描けませんし、また合併しないで自立の道を選択するとしても、国からの税制の税財源移譲や地方交付税の方向性が示されていけませんので、今の状態で来年1月から2月にかけて、町村合併地域懇談会を計画されているのですけれども、町民の方もこれでは合併をどう思うかと問われ

まして、わからないのではないのでしょうか。その点はどのようにお考えでしょうか。また、町長としても上富良野の将来像をどのように描いておられるのか、お尋ねしたいと思います。

よろしく願いいたします。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 15番村上議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の指定金融機関の関連であります。先ほどお答えさせていただきましたように、住民サービスの低下につながらないように担当職員のより一層の努力をいただいて、従前と同様な業務を進めていきたいというふうに思っております。窓口における現状の状況につきましては、後ほど収入役の方からお答えさせていただきます。

さて、教育関係のは後ほど教育長の方からお答えすることにいたしまして、最後の町村合併の御質問にお答えさせていただきます。

議員御質問にありましたように、確かに合併しなかった場合の、自主自立で行った場合の我が町の将来像をどのように描くのか。また、合併したときはどのような将来像が描けるのかということにつきましては、全く情報が国から提供のない中におきまして厳しい状況でございます。しかし、町は住民に対する説明責任をいかに果たしていくかということが大切であるというふうに思っておりますが、その説明責任を果たすにしても、今国が考えております補助金、交付税、そして地方税財源の三位一体となった見直し方向がどのような位置づけをされてくるのかということが全く確証の得れない状況の中で、地方財政の運営をどのように対応していくかという予測をするということは、現状の補助金・交付税制度をもとにした予測しかでき得ないと。しかし、これは国として補助金、助成金の廃止、あるいは交付税の廃止というようなことを言われている中で、そういったものを原点とした中で、現状の中から2%なり3%なり国家財政が厳しくなってくるから減ってくるだろうと。現在の20数兆円の地方税財源がだんだん減ってくると。きょうの新聞も見えますと、平成15年度の地方交付税は当年度よりも5%強の減額と、あるいは18兆円台になるだろうというような報道を聞いていますと、より一層また国からの削減が強られるのかなというふうに理解をした中で、地方財政の運営を図らなければならない現状の実際として、非常に厳しい判断をしなければならないと。住民の皆さん方にも将来像を十分に説明し得ない中で、平成17年の3月31日という期限切れの中で、それまでの中でどう判断し、合併の道を選んでいくのか、あるいは自主自立の道を選んでいく

のか、この判断につきましては、非常に議員御指摘のように難しい判断をせざるを得ないというふうに思っております。

しかし、何としても将来に向かって我が町がどの道を選ぶにしても、禍根のない方向を定めていかなければならないというふうに思っております。今後ともそういった情報等々を十二分に住民に開示しながら、説明責任を行政として町として果たしながら、将来に向かったまちづくりの方向性を示していきたいというふうに思っております。願わくば、早期に国が地方財政の将来像を示していただくと、国家財政が非常に厳しいから地方にはもうこれだけしか金は渡せないよという方向性を示していただければ、我々はその中で自主自立の道を選んでいけばどうなるのか、合併をすればどうなるのかという選択ができ得るのになと。国が今三位一体で地方財政の方向性を検討していただいているこの検討結果が、早いうちに示していただくことを期待したいなというふうに思っております。

そういうようなことで、議員も御心配のとおり、この町村合併につきましては、私自身も我が町の将来像をどう描いていくかという現状の中での厳しい選択をせざるを得ないというふうに認識しておりますので、今後とも議員諸侯の皆さん方の御理解と御指導をお願いしたいと思います。

議長（平田喜臣君） 次に、収入役、答弁。

収入役（樋口康信君） 15番村上議員の口座振替についての件数の御質問にお答えをいたしたいと思っております。

現在納入いただいております主なものとしたしましては、町税を初め国保税、保育料、水道料、住宅料、介護保険料等があるところでございます。大まかな延べ件数で申し上げますと、全体で約7万1,000件程度でございます。そのうち自動振替、これは納税者の預金から直接引き落とすこととございますけれども、大体その件数が4万1,500件と。率で申し上げますと、58.5%を占めるのかというふうに思います。それ以外につきましては、直接窓口にお払いいただく件数になります。それが大体2万9,500件と。率で申し上げますと、41.5%となるかと思っております。窓口払いにつきましては、当然信用金庫を初め、私どもが契約いたしておりますそれ以外の4機関で当然支払う形になりますし、そのほかに役場の窓口で支払っていただくものでございます。それで、役場の窓口で支払っていただきます件数で申し上げますと、年間1万2,000件程度あるかというふうに思っております。これが開業日の日数で割りますと、1日平均50件弱の数字になるかというふうに押さえてご

ざいます。率で申し上げますと、この2万9,500件に対しまして、40%程度を占めるのかなと。それ以外につきましては先ほど申し上げましたように、ほかの銀行等で60%以上は納めていただくという形になるかと思えます。

以上でございます。

議長(平田喜臣君) 次に、教育長、答弁。

教育長(高橋英勝君) 15番村上議員の再質問にお答えしたいと思いますけれども、1点目の町の子供たちの健全な育成の問題。議員からして御指摘のありますように、学校、家庭、地域社会、また関係機関、任意団体が一丸となって取り組むということの基本理念についてはもっとものとおりで思っております。ただ、私たち教育委員会としても、子供たちの週5日制のことも視野に入れまして積極的にやっておりますし、また家庭で受け持つ分野、また学校で受け持つ分野、それぞれの受け持ち分野があると思っておりますし、用語や言葉や知識ではなくて、本当にそれぞれの分野の人たちが何を実践的に推進していかなければならないということが今大きな課題として取り組まないとならんということで、私たちも意を燃やしております。そういうことで、今後より一層それぞれの各分野の方々と力を合わせて努力していきたいと思っております。

また、2点目の食器の問題なのですけれども、議員から言われるように、本当に安全性で磁器製の瀬戸物を使っているところも見てきました。見てうらやましい限りだということで見てきましたけれども、予算的にうちで約1,200食ぐらいのものを用意しないとならんということになりますと、相当に予算面でも財源が必要になってくるということから、これは私たち教育委員会が一方的に今の容器を使っているのではなくて、給食審議会やなんかでも十分御審議いただいて、現物を見て、熱に強くて軽くて落としても割れないというようなものを使用することにいたしております。今後、今言われた磁器製の問題等につきましては、今後の課題として、いいものをできるだけ早く使えるようにするというようなことの努力をしていかないとならんと思っておりますので、そういうことで御理解をいただければと思っております。

議長(平田喜臣君) 再々質問があれば賜ります。

15番村上和子君。

15番(村上和子君) 1項目めの指定金融機関の引き揚げ後の対応でございますけれども、今までと同じように業務をしていただけないということは、住民にとっては本当にありがたいことなのですが、会計課の方で今までの仕事の上に業務が増加するわけですので、これ現金なんかも扱いますし、間違い

があっても困ると思うのですけれども、また13年度の各会計の認定の意見書にもあったと思うのですけれども、一部職員に過重に事務配分されることのないような、そういったちょっと心配も懸念されますので、そこらをひとつ配慮していただきたいと思えます。

それから、学校給食の食器の方ですが、これから少し考えていただけないということですが、あと残っています450食の食器につきましては、今までと同じものでなくて、一考をちょっと要していただけないかなと思えますので、何とかお願いできないでしょうか。こちらの方から理解していただきたいと、ぜひ。よく申されますのは、運ぶときにこぼれるとか軽いかということをよく言われるのですけれども、実際に持って食べる子供たちのことを考えていただいて、それにふさわしい食器に、教育長、予算もいろいろと絡むことでございますけれども、15年度に450食分を取りかえるとすれば、それらもひとつ。前回880でしたか、取りかえたのと全く同じということではなくて、ちょっと一考を要していただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

それから、最後の町村合併の件ですが、町長もなかなか将来像を出しにくいと、こういうお話でございますが、町民が主体、主体と言いながらも、今のようならわし方では、住民もさっぱりわからない。町長自身の考えというのも少しあらわしていただけないと、地域懇談会の後、これから計画、各地域、表をいただいておりますが、本当に1月27日から市町村合併地域懇談会というのを各地区でおやりになるようでございますけれども、もう少し具体的な将来の展望というのを示さないと、ちょっとわからないのではないのでしょうか。

それと、北海道と本州と同じ物差しで合併という論議されておりますけれども、今はっきりわかっているのは、財源不足と二、三年後に来る公債の償還のピークを迎えるということにははっきりわかっていると思えます。それで、平成17年3月31日以降にまた違う型での合併論が出てくるのではないかと思いますのですけれども、それからでも遅くはないのではないかとこの考えも私はいたしますけれども、それらについても町長のちょっとお考えはどうなのか、お尋ねしたいと思います。

議長(平田喜臣君) 町長、答弁。

町長(尾岸孝雄君) 15番村上議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、会計課職員の職務が過重にならないかということではありますが、この件につきましては、議員御心配の件につきましては、十分管理者として見き

わめながら対処していきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、町村合併の件、これでありましたが、議員の御質問と同じことを我々は国に申し上げているわけでありまして、国がその方向を示していただけないと。私どもが常に申し上げておりますのは、合併すれば15年間こうですよと、そして5カ年かけて減額しますよと、財政的にはこうですよと、地域インフラ整備のためにこういう起債をこう認めますよというようなあめが非常に並べられて、合併すれば物すごい財政的に対応がよくなると。これはあくまでも15年間と期限つきであります。

しかし、合併しなかった場合、先ほども申し上げましたように交付税がどうなるのか、補助金・助成金制度がどうなるのか、地方税財源がどうなるのか、地方財政そのものの方向を全く国は示さない。これが私ども合併しない町村に対するペナルティーであると。国はペナルティーであると。従前いつも申し上げておりますが、交付税というのは旧大蔵省時代は3カ年間の地方財政計画というものが提示されて、3カ年先の地方交付税が我が町にどれだけぐらい来るぞと、どう変わってくるぞということが示されていたわけでありまして。しかし、現在は、ことしの交付税が7月にならないとわからないと、何ぼ町に入ってくるのかわからないという、ことしの分でさえ7月にならないとわからないというのが、年度の分が7月でないわからないというような状況であります。来年の交付税がどうなるのか、再来年の交付税がどうなるのかということは全くわからない状況で、平成32年の予測をどうのと言っても、なかなか予測を立てれない。国が示してくれないから立てれない。そういう状況にあるということで、町として住民に対する説明責任をどう果たすのかということで苦慮しているということであります。

しかしながら、最終的には国がそういうような位置づけをしたとしても、合併の道を選ぶのか、自主自立の道を選ぶのかという選択はどうしてもしなければならぬ。そのときにだれが判断するのかということは、あくまでも住民が住民主体で住民の方が判断していただく。その住民の代表である当議会が結論を出すと、決断をするということに相なるのかなというふうに思っておりますが、今、村上議員から町長としての考えを住民に示せということであります。今現在全く将来像を確定できない状況で、私の口から合併すべきである、自主自立の道を選ぶべきであるという結論めいた発言は差し控えるべきであるというふうに思っております。

議長（平田喜臣君） 教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 15番村上議員の再々質

問にお答えしたいと思っておりますけれども、給食センターの食器の問題、安全性の問題を一番懸念されているのかと思っておりますけれども、これについては今私たちが調査した段階では全く心配ございません。お答えいたしましたように、硬質で強度の強い容器を使っておりますし、容器も今まで使っていた容器がめん類食するとき使いにくいとか、いろいろな課題ありまして、容器の種類も変えてございます。また、給食センターはこの件だけでなく、改修して20数年たっておりまして、非常にもう老朽化しております。容器の問題でなくて、子供たちの安全管理面ではさらなる給食センターの改修、容器の問題、いろいろな面で、献立の問題も含めて今後前向きに検討していかなければならない課題ということで認識しておりますので、容器については中学校だけということには、給食センターでやる調理業務ですからなりませんので、来年同じものということで、5年になるか10年になるかわかりませんが、美観的にはやっぱりいいものはいいのですけれども、安全性を重視してということで、来年もその同一のものに更新してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（平田喜臣君） 以上をもちまして、15番村上和子君の一般質問を終了いたします。

次に、9番岩崎治男君。

9番（岩崎治男君） 通告のとおり、4項目について質問いたします。

まず、雇用対策について。日本経済の現状を象徴するかのよう、建設業のみならず、あらゆる業界で大型倒産が続いております。国は構造改革の旗印のもと、公共事業10%削減、よって本道にとっては致命的な打撃であり、今のところ明るい兆しは望めない状況にあるのであります。さらに、失業率が5.6%と今後アップが予想されております。本道の建設関係での従業員はおよそ30万人以上、10%削減となれば北海道の経済成長率で1%弱の低下、約2万人もの雇用に影響が出るものというのが大勢の見方でありまして。

そこで、我が国を見ますと、公共事業も年々減少し、先が見えない状況と思われるのであります。上富良野町の建設関係での働いている従業員は、土木、建築、水道など合わせると550から600名と推定されております。また、農村地域においては、先が見えない農業経営に見切りをつけ、離農に踏み切る農家が増大、ことしの春には富良野沿線で約8戸、上富良野町では28戸前後の農業者が転職を決断したと聞いております。

自衛隊定年退職者の再就職は極めて良好に推移していると伺っておりますが、今後は厳しさが増して

くるものと思われます。

9月に解禁されました高校の新規学卒者の就職戦線は、過去最低と言われた昨年よりさらに悪化し、ハローワーク富良野出張所管内の10月現在の就職内定率は3割にも達していないと伺っております。

このような中、働きたくても地元では雇用の場がないのであります。こういった雇用の場を町が促進するために雇用対策室、または雇用対策係の設置が必要と思われますが、町長はどのように考えておられるか、見解をお伺いいたします。

2点目、農村集落排水事業についてであります。農村のし尿処理の水洗化と雑排水の処理に伴う集落排水事業は、上富良野町において実施可能かどうか。可能とするならば、どのような進め方をするのか、その内容についてお伺いをいたします。

3項目、さきの質問に関連いたしますけれども、水洗化に伴う合併浄化槽について。上富良野町市街地においては、下水道の完備、し尿処理場の拡充、改修により、事業所や各家庭の水洗化が進み、快適な家庭環境が整えられているところであり、農村部を中心とする地域にありましては水洗化はこれからであり、早急な事業展開が望まれるところであります。そのためには合併浄化槽が必要であります。町は平成15年度より実施とのことでありましたが、どのような計画をされているのか質問をいたします。

次に、特殊学級についてであります。ことしに入り、遠山敦子文部科学大臣がみずから「学びのすすめ」と題するアピールを発表して以来、文部科学省は「ゆとり教育」から「学力向上」へと転換を進めてきているようでございます。学力向上の施策としてモデル校を2倍の1,700校にふやし、小中学校で放課後の補習を試験的に導入したりするなど、総合的な対策をしているようであります。

今回は、教育課程の中で特殊学級の上富良野町内の小中学校での学習内容についてお尋ねをいたします。なお、就学指導委員会についても、お伺いをいたします。

以上。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番岩崎議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の雇用対策についてであります。日本経済の長引く景気低迷により、生産活動や民間需要の冷え込みなどから、厳しい雇用、失業情勢が続いているところであります。国の本年10月の労働力調査による失業状況は、完全失業者数が362万人で、前年同月に比べて10万人の増加をし、19カ月間連続の増加となり、完全失業率は5.5%

と、平成13年12月と並んで過去最高となっております。国においては不良債権処理や公共事業費削減などの構造改革が進められており、これが本格化すると、議員の質問にありました道内企業や雇用面への影響が懸念され、特に建設業や関連産業を中心に大きな影響を及ぼすことが危惧されておるところであります。本町の建設業における就業者数は平成12年の国勢調査による607人で、全就業者数の8.6%を占めており、平成7年に比べ10人減少しております。

一方、本町の基幹産業である農業においては、後継者不足や労働力不足などから、農家戸数が年々減少する傾向が続いており、町の平成14年の農業の概要では農家戸数が482戸となって、前年度比と比較し16戸減少しております。

こうした中で、北海道においては雇用を取り巻く厳しい現状に対処するために、平成14年3月に地域雇用創出方策を策定し、地域における建設業就業者の雇用の受け皿の一つとして、建設業と1次産業との連携を検討し、今後必要とされる支援策とともに建設業などのソフトランディングを図るための新分野進出、多角化の取り組み事例をまとめました。その中で本町の建設業者が行っている旅館、美術館、地ビールレストラン、土産物店の多角化経営の取り組み事例が紹介されており、シーズン中の雇用は全施設で約50名を数えて、雇用の場の創出に大きく貢献をいたしているところであります。町においても、これらの取り組みに対しては企業振興措置条例を適用することにより、新規の雇用に対する補助や借入資金の利子助成、固定資産税の優遇処置を講じておりますので、引き続きこれらの取り組みを広く奨励し、雇用の場の確保に努めてまいります。

高校の新規学卒者の就職については、先日富良野市内の高校2校と上富良野高校に出向き、就職状況の聞き取りを行ったところ、内定率は全体で約60%、そのうち上富良野高校の内定率は約50%で、依然として厳しい状況が続いておりますが、上富良野高校では教育委員会の就職支援専門員とともに就職先の新規開拓と進路指導に努めているところであります。しかし、近年の就職の特徴として、就職も進学も希望しない生徒もふえている実態があるため、上富良野高校では入学時から進路指導を重点課題として取り組んでいるところであります。

そこで、御質問にあります雇用の場を促進するための雇用対策室、または雇用対策係の設置についてであります。現在は商工観光まちづくり課の商工係が窓口としてその役割を担っており、現段階では新たな組織を設置する考えはございません。これからも現状の厳しい雇用情勢を踏まえながら、商工観

光まちづくり課を中心とする全組織的な取り組みの中で対応してまいりたいと思いますので、御理解を願いたいと思います。

次に、2番目の農村集落排水事業についての御質問にお答えいたします。農業集落排水施設の整備は、農業用排水の水質保全、農村の生活環境の改善を図るために、農業集落におけるし尿、生活排水等を処理することで、生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成に資することを目的といたしております。町においては、御質問のように農村地域における生活環境の改善を図る一環として、し尿の処理、生活排水等の処理の農村集落排水事業での実施を検討してまいりました。仮に120人程度の処理対象人口を設定した場合に、建設費用で約2億4,000万円、維持管理費で年間約150万円程度見込まれます。しかし、これを1人当たりいたしますと建設費用で約200万円、維持管理費用で年間1万3,000円かかることになり、投資額が極めて多額となりますので、現在の町の財政状況や費用対効果を考えた場合、農業集落排水事業での実施は困難と考え、合併浄化槽で実施するよう整備計画を立てているところであります。

次に、3番目の合併浄化槽に関する質問ですが、農村地域の水洗化整備については、さきの御質問でもお答えいたしましたとおり、農村集落排水事業での整備では多額の財政投資がかかることから、比較上も低い事業費でおさまる合併浄化槽で整備をすることが得策であると考えております。とりわけ点在住宅対応に効果を発揮することや、機能的にも農村集落排水と同様に地域環境を守ることなど、住宅環境の整備上も有効であることから、公共下水道の普及とも相まって、富良野圏域市町村においても導入が進んでいるところであります。なお、この合併浄化槽による場合は、5人槽1基当たりの建築費用が約130万円程度、維持管理費で年間3万円程度が見込まれるところであります。本町におきましても、農業者のアンケート調査から、約240戸の水洗化希望があり、当該事業の具体化が望まれております。したがって、総合計画実施計画におきましても平成15年度を始期として位置づけし、関係事業採択に向け関係行政庁への手続を進めているところであります。現在、平成15年度からの事業実施に向け、具体的な整備計画手順や受益者の負担割合などについて検討を進めている状況であります。新年度予算提案をもって計画内容を明らかにしてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（平田喜臣君） 次に、教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 9番岩崎議員の4点目の

特殊学級についての御質問にお答えいたします。

最初に、小中学校での特殊学級の学習内容についてであります。現在町内小中学校には知的障害学級、情緒障害学級に区分し、合わせて5学級7名の児童・生徒が学んでいるところでございます。その内訳であります。上富良野小学校に知的障害が1学級3名、情緒障害が1学級1名で、2名の教職員が指導に当たっているところでございます。上富良野西小学校には知的障害が1学級1名、情緒障害が1学級1名で、2名の教員が指導に当たっております。上富良野中学校においては、知的障害が1学級1名で、1名の教員が指導に当たっているところでございます。特殊学級の学習内容につきましては、基礎的な学習指導に当たり、個々の能力に応じたカリキュラムを組み、適切な教育ができるよう、日々の指導に当たっているところでございます。また、言語に障害のある児童の言葉の発達を正常にするために、言語障害通級指導教室、通称「ことばの教室」と呼んでおりますが、上富良野小学校に設置し、他校の児童及び幼児の通級と合わせて39名の子供たちが現在ことばの教室に通っております。このことばの教室の指導には、児童には2名の上小の教員が当たっており、幼児の指導には町の嘱託職員1名がその任務を担当しているところでございます。ことばの教室では正しい話し言葉を身につけ、心身ともに健やかに育っていくように指導に当たっているところでございます。

次に、就学指導委員会ですが、上富良野町就学指導委員会規則によりまして、心身に障害を持つ児童・生徒の教育について調査及び審議を行うことを目的として設置されております。委員には関係教育機関、関係行政機関、学識経験者が構成され、現在は14名を委嘱しており、2年間の任期となっております。就学指導委員会での審議内容は、養護学校、盲学校、聾学校への入学に係る審議や、小中学校における特殊学級への入級についての審議を中心に活動を行っており、年1回程度開催しているところでございます。平成13年度開催の就学指導委員会では、新入学児童・生徒関係で5件、言語障害児関係で38件、特殊学級在籍児童関係で6件の合わせて49件についての審議を行い、その判定結果を教育委員会に報告いただき、その結果に基づきまして、保護者の理解を得ながら、円滑な就学事務に努めているところでございます。今後も各学校における障害児学級においては、児童の障害の状況に応じたきめ細かい指導が行えるよう、家庭や関係機関との連携をより一層密にし、効果的な指導に努めるとともに、施設の改善計画と指導体制の確立を図り、一人一人の発達を促す特殊教育の充実に努めてまいりたい

いと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（平田喜臣君） 再質問があれば賜ります。

9番岩崎治男君。

9番（岩崎治男君） 再質問をいたします。

雇用対策についてでありますけれども、町長は、現在商工観光まちづくり課の商工係が窓口としてその役割を担っているということでありましたが、この商工係の中での雇用対策についてどのような取り組みをされているのか、お伺いをいたします。

農村集落は経費がかかり過ぎるので、合併浄化槽の方でやりたいというお話でございました。合併浄化槽設置計画について再質問をいたします。新年度予算提案をもって計画内容を明らかにするとのことでありましたが、受益者は実施に当たっての心構えが必要なわけでありまして、そこでお聞きいたしますが、実施に当たっては事業費の負担割合であります。合併浄化槽1基当たり建設費用が約130万円程度のことでありましたが、見込みで結構ですが、国や道の補助率、町また個人の負担について再度質問をいたします。

なお、実施に当たりましては、何年間の計画で1年間に何個程度の設置計画を持たれているのか、それから設置をする利益者といえますか、家庭が、完了時に自己負担が一遍に全額支払いと言われても、ちょっと多額の設置費用ですので一遍に支払えないと。そういった場合の救援策についてもお伺いをいたします。

特殊学級についてでありますけれども、東中小学校の特殊授業につきましては、9月議会におきましてその予算の計上と教員の採用が提案されまして、ゆとりある授業が行われていることは町や教育委員会の配慮と思われるところであります。今後におきましても、予算の確立と教員の配置を願うところであり、この件についての答弁を求めるものであります。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番岩崎議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、雇用対策であります。今現在商工観光まちづくり課の商工係がどのような事業をやっているかということにつきましては、基本的には情報の収集等々でございます。それらの情報を収集し、対応をしているというのが現状であるということで御理解を賜りたいと存じます。

それから、合併浄化槽の問題であります。基本的に私の考え方の基本は、公共下水道実施に伴う個々のと、合併浄化槽を設置する受益者と、両受益者との公平であるべき対応を図っていきたいという

ふうに思っておるところでありまして、他の細部につきましては担当所管の方からお答えさせていただきます。

議長（平田喜臣君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 9番岩崎議員の商工観光まちづくり課の商工係の業務内容でございますけれども、先ほど町長からも御説明いたしましたとおり、情報等の提供・収集でございます。ハローワークとの連携、それから職業訓練所におけます運営の支援、それから国が行っております緊急雇用対策等の取りまとめ等にかかわっておりますのでございます。

以上であります。

議長（平田喜臣君） 次に、町民生活課長、答弁。

町民生活課長（米田末範君） 合併浄化槽にかかわりましての御質問でございますが、現在の制度上の中で申し上げますと、それぞれ国・道の基準額の設定の仕方が違ってございまして、補助額につきましては、額で申し上げますと、国費は11万8,000円、道費では12万5,000円というのが、1基5人槽当たりに対応のものでございます。制度上で申し上げますと、同じく12万5,000円が町のいわゆる3分の1程度の補助率という形でございます。先ほど町長からもお答えを申し上げました、町の中におきます下水道等の整合性につきましてとらえていかざるを得ないというところがございますので、なお検討を続けさせていただいてございまして、整合性の保てる町の負担分というものを整備していきたいという考え方を持っております。さらに、事業の年数の関連でございますが、現在のところ1年に対応しようとするものは大体5人槽で30基を基本といたしまして、おおむね10年程度の継続を進めていく考え方でございますが、これらにつきましてもあくまで受益を希望される方々との調整も必要でございますので、現段階ではそれらを総合計画の中で整備をさせていただいてございまして、さらに精度を高めていかなければならないというふうにとらえているところであります。

以上であります。

議長（平田喜臣君） 次に、教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 9番岩崎議員の再質問にお答えいたしたいと思っておりますけれども、東中の特殊学級の設置なのですけれども、今3、4年生が複式教育の中で先生に御苦労いただいていたのですけれども、これ一方的に私たちが特殊学級をつくってそこに入れということの強制力はできませんので、今まで3、4年生まで普通学級でやっていたのですけれども、先生の御理解、それから保護者の御理解、私たちも先生たちの希望に沿って、保護者の希望に

沿って、今道教委の道の教育局に対して専任職員の配置をしていただくように要請してございまして、内諾を得ておりますので、来年の4月からは特殊学級を設置し、1名の先生をいただけるように今準備を進めているということで御理解をいただきたいと思っております。

議長（平田喜臣君） 町民生活課長から答弁漏れがあるそうですので、答弁いたさせます。

町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） 大変失礼をいたしました。

最後のお支払いの関連ということで御質問ございました。これにつきましては、下水道で設定いたしておりますのが、貸付制度等もあるわけですが、これ下水道でもその整備にかかわりましては、補助金を利用するか、もしくは貸付金を利用するかということによって分かれていくわけですが、現実に現在貸し付けに対応いたしましては非常に金利が安くなってございまして、これ年度が長くなること等の対応から利用は今のところ余りないという、ほとんどないという状況でございます。補助金での町の負担というものをどの位置どりまでするかということによって変わってくるのではないかなというふうに思っております。それら、例えば今申し上げましたのは、基本にかかわりますいわゆる浄化槽の設置にかかわりまして、先ほど申し上げましたおおむね5人槽当たりが130万円ぐらいの設定でございます。ただ、当然にして改造等ございますので、改造を要する方々に対しましては、町の下水道と整合性を保ちながら進めていくということを基本に考えていきたいというふうに考えてございます。

以上であります。

議長（平田喜臣君） 再々質問があれば賜ります。

9番（岩崎治男君） 雇用対策でありますけれども、雇用の相談、また雇用を促進するためにより明白な表示ができるように、役場の玄関窓口にお聞きして、商工観光まちづくり課でしたか、そちらの商工係が雇用をやっているのですよというのは、我々は説明を受けましてわかりますけれども、町民に位置をわかりやすくするためには、雇用係、または雇用対策室なりを表示されることが望ましいのではないかなというふうに考えますので、もう一度答弁をお聞かせ願いたいと思っております。

それから、合併浄化槽の助成事業の補助金等、救済策の資金借入れですけれども、それを併用して活用することができるのかどうか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

それから、近隣町村においては、今の説明では3

分の1程度ということでありましたけれども、より高い補助率のほとんどは向こうが持つというような部分もありますので、より一層のそういった補助率の高い対応をお願いするところでもあります。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番岩崎議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、雇用対策関係の問題であります。商工観光まちづくり課の商工系の業務の中に、玄関の各課、係の説明の中に、雇用関係については商工係というのが記入されておりますが、たくさんの課と係がございまして、余り大きく雇用のところだけばっと目立つようにはできませんけれども、今玄関にありますあれらにつきましても、住民の皆さん方が見やすい手法等々も今後考えてまいりたいというふうに思っています。

それから、合併浄化槽の助成対応であります。これは助成金の対応を図るか、貸付金に対する利子補てんを図るか、このどちらか一方の選択制であるということで御理解をいただきたいと思っております。

議長（平田喜臣君） 以上をもちまして、9番岩崎治男君の一般質問を終了いたします。

次に、11番梨澤節三君。

11番（梨澤節三君） 私は通告に従い、3項目7点について質問いたします。

初めに、市町村合併についてお聞きします。

1点目は、町長は市町村合併は住民が決める、住民が主体と言われておりますが、本当にそのように思っておられるのか、ちょっと疑問に感じております。上富良野町の合併問題について、町民の意思を確認し、民意を反映した選択により将来の住民の福祉の向上のため、これを確認する大切な手段としてこの市町村合併に限り、住民投票条例を制定しなければならぬと思っておりますが、条例制定をするお考えはあるのか、お聞きいたします。

2点目は合併情報についてです。上のこの条例制定に絡んでくることではございますが、情報の提供が小出しであります。少なくとも住民が最も懸念しているところの一つ、合併の課題、二つ、合併の意義、三つ、合併の基本項目、四つ、財政状況、五つ、合併懸念項目とその対象、六つ、合併しない場合の懸念項目、七つ、上富良野町民の暮らし等を網羅した特集号を一日も早く提供すべきではないか、お聞きいたします。

3点目は、市町村合併特例法の延期はない、これはもうはっきりしました。それから、小規模自治体については、合併特例法では人口3万人以上でなければ合併しても市とは認めないとなっております。そこで、この人口3万人以上の基礎的自治体に入ら

ず残る自治体については、一つ、特例町村とする。これは議会がなくなることです。二つ、他の自治体に編入する。町内会になるのかもしれませんが。これについては、全国町村会が町村を切り捨てる横暴きわまりない論議と反発しましたが、町村に反対の動きは広がらず、合併促進に向けて進んでいるのが現状でございます。

さて、1万2,000人の上富良野町も、小規模自治体であることをしっかり認識しなければならないかと思えます。そこで、この合併に伴う町の変化について、今だれがこの町のことを10年先、そして20年、30年先を考えるのか、お聞きいたします。

4点目は地域審議会についてですが、合併に伴う建設計画等について、合併前から審議する重要な位置づけにある会です。当然審議委員を選出しなければなりません。そこで決まったことは、多分議会以上の拘束力を持つことになるでしょう。大変重要な位置にあるわけです。そこで、この審議委員を選出するに当たっては、感情的に合併に反対、または合併に消極的な委員は選ばないでいただきたいと思えます。合併は反対だが、役職だけは欲しいという委員は要らないと、こういうことを私は言っているでございます。町長のお考えをお聞きします。

5点目は、福祉施設と駅舎の件についてですが、合併を前にして、富良野市は駅舎の建設を凍結したという報道により、住民の方々はこの件について不安感を持っています。また、建設後の支払いは、合併が進んだ場合には他市町村にも負担をしてもらうようになり、この件について問題はないのか、建設は可能であるのか、お聞きいたします。

次は、農村再生特区についてお聞きします。先日のテレビで、農協と自治体が農地を持つことが可能となったと報道されました。その後すぐ道南の町長が、株式会社に農業をやってもらおうと思っていたが、株式会社は土地を持つことができないのでは、町では農地を買うようなお金はない、と言って大変困っていました。そのとおりです。今市町村にあるのは、地方債現在高という、上富良野町の場合は90億円ですが、借金しかありません。そこで、合併後のことを考え、さきにも質問いたしました、農村再生特区と、さらに農地保有合理化法人の取得をしてはいかがか、お尋ねいたします。

最後に、史跡指定についてお聞きいたします。先般、徐福を語る国際シンポジウム一行が来町し、当上富良野町に徐福にゆかりのある建物と御神体。御神体とありますが、これは童男童女ではないかと思えますが、これがあることが判明しました。何分にも紀元前の話です。私も子供のころ父親から昔話に、徐福は秦の始皇帝に言われて不老不死の薬草を求め

て日本の蓬莱山、これ富士山に来たという話は聞いていましたが、それが現実になり、大変驚きました。紀元前219年、秦の始皇帝の時代に、徐福は童男童女3,000人とともに日本に渡り、熊野で没しております。そして、その墓があります。何分北海道は歴史が浅く、こういうことには疎いのが現状です。この徐福ゆかりのものは、北海道では上富良野唯一と報道されております。そこで、この建物と御神体、童男童女について道の史跡指定は可能か、また申請についてどのようにお考えか、お聞きいたします。

以上でございます。

議長（平田喜臣君） ただいま、11番梨澤節三君の質問が終了いたしました。

この答弁につきましてはお昼からの再開とし、この際昼食休憩といたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（平田喜臣君） 昼食休憩前に引き続き、会議を開きます。

午前中最後の11番梨澤議員の理事者側の答弁を求めます。

町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 11番梨澤議員の御質問の1番目の市町村合併についての5項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の住民投票条例制定についてのお尋ねであります。市町村合併につきましては、町の将来にかかわる重要な課題と認識するとともに、そこに暮らす住民生活にも大きな影響をもたらすことから、私といたしましては、町民の皆様から合併問題に対する御意見を十二分にお聞きし、最終的には住民の代表である議員各位とともに、上富良野町の将来のあるべき姿を定めてまいりたいと考えているところであります。したがって、住民の皆様のお意見をいただくためには十分な情報の提供が大切であるとの考えから、これまで町広報誌による情報提供と直接住民との懇談する機会を大切にしながら進めてきたところであります。

さて、御質問の住民投票条例制定についての考え方でありますが、住民投票制度につきましては町民の意思を把握する上で有効な方法の一つと考えますが、私といたしましては、直接住民の方々と接する方法である懇談会や、町民トークによって意向を集約する手法に主眼を置いて進める考えでありますので、住民投票制度の導入につきましては現在のところ考えておりませんので、御理解をいただきたいと思えます。

2点目の情報提供に関する質問であります、今まで市町村合併に関する情報提供につきましては、住民の方々に合併についての関心を持ってもらうこと、また合併をすべきか、自立の道を選択するのかを考える材料として情報を提供してまいりました。町広報誌においては、平成14年の1月号から11月号まで都合7回、21ページにわたり継続的に広報を行ってまいりましたが、このことにより、合併問題が自分たちの問題として住民の皆さんに関心を持っていただくという所期の目的をある程度達成できたものではないかと判断をいたしておるところであります。今後は、富良野広域圏で設立しております合併研究会などの研究成果を含め、情報をより集約し、住民の方々の判断材料となるような情報の提供に努めてまいりたいと考えております。

3点目の町の将来はだれが考えるかとの御質問であります、私は、地方分権社会の中で、これからの地方自治の運営においても最も重要なことは、地域住民の意思に基づき、住民とともにまちづくりを進めていくべきであると考えております。また、第4次上富良野町総合計画におきましても、4本の柱の一つとして「共に創るまち」を掲げ、町民参加のまちづくりを基本構想の一つとして、位置づけしているところであります。したがって、町の将来のあるべき姿につきましては、私や職員、そして住民の代表である議員各位が住民の意見や考えに真摯に耳を傾け、将来の方向を定めていくべきであると考えております。

次に、4点目の地域審議会の委員に關してであります、この地域審議会につきましては、もし仮に上富良野町が他の市町村と合併をすることになった場合、合併関係市町村の協議において、よりきめ細かに住民の意見を反映するために設置することができることとなっております。この地域審議会の設置趣旨を考えますと、仮に地域審議会の委員を選考するに当たった場合においては、他の審議会の委員と同じように、公平公正な立場にある地域審議会にふさわしい適任者を選考することが基本であると思っております。

最後の5点目の御質問の懸案事業の実施見通しについてであります、御承知のように町の財政状況は大変厳しい状況となっております。保健福祉センターにつきましては、これからますます進んでいく高齢化社会に対応するため、住民の健康寿命の延伸など、保健と福祉の拠点施設として最優先課題として整備する考えであります。このことから、駅周辺の整備につきましては、次の重要課題として、今後の財政状況をさらに見きわめた上で決定していかなければならないと考えております。

次に、2番目の農業活性化についてお答えいたします。国においては「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」、平成14年6月25日閣議決定に基づき、経済の活性化を進めていく施策の一環として、構造改革特区の導入に向けた作業が進められております。道においては構造改革特区の一つとして、農村再生特区を北海道全域に地域設定し、市町村等が離農農家などから権利取得した農地を地場企業に貸し付け可能にすること、市民農園の開設主体に農業生産法人を追加するなどの規制の特例により、新たな雇用創出、農村活性化を目指す構想を提案しております。一方で株式会社に農地の所有を認めるなどの農業参入要件の緩和を広げると、採算がとれない場合には撤退し、農地が荒廃しかねないなどの課題も出されているところであります。農地保有合理化法人については、離農したり、経営規模を縮小しようとする農家の農地などを今後の担い手となる農家などへ利用集積する目的で、営利を目的としない法人であることを政令で定め、現在都道府県公社がその役割を担っております。町においては農村再生特区、農地保有合理化法人などの取得申請については農業関係団体などと十分協議研究し、判断をしてみたいと考えております。

議長（平田喜臣君） 次に、教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 11番梨澤議員の史跡指定についての御質問にお答えいたしたいと思っております。

先月11月10日、当町におきまして全国の徐福研究者の実行委員会の有志の方々の主催で「徐福を語る国際シンポジウム」が開催され、中国、韓国、台湾と日本の研究者、約110人の参加のもと、町内での現地調査や各地での活動の現況や課題についての意見交換と友好交流会が行われたところでございます。この国際シンポジウムに私も同席させていただきましたが、国内では初めての開催であり、全国5カ所で開催することでありました。徐福研究者のお話によりますと、今から2,200年ほど前、中国を統一した秦の始皇帝の命により、徐福という人物が東方海上の熊野三山にあるという不老不死の霊薬を求めて、3,000人の童男童女を引き連れ、三重県の熊野に渡来したと伝えられており、徐福の渡来の伝承地が日本各地にあり、古くから地域伝承をはぐくみ、さまざまな文化が形づくられていると聞いております。中でも、北海道で唯一上富良野町の八幡神社境内にある東中尋常高等小学校御真影奉置所及び静修熊野神社の童男童女像も、三重県熊野神社の影響を受けているとされ、徐福とのかかわりが深いものであるとの説明をされたところであります。この静修熊野神社の御神体を、町または道

の文化財として史跡指定は可能かどうかという質問でございますけれども、道の教育委員会に照会いたしましたところ、道指定の文化財は有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物がありまして、この徐福につきましては有形文化財に類するものであるとのことです。その指定を受けるためには、上富良野町が事前に調査を行い、町が道に進達した後で、道でも調査し、北海道文化財保護審査会で判断するとのことでありまして、町といたしましても、道への進達前に、町の文化財保護条例に基づく調査検討と、町の文化財保護委員会の意見も聞きまして、指定についての判断をしてみたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（平田喜臣君） 再質問があれば賜ります。

11番 梨澤節三君。

11番（梨澤節三君） 市町村合併についてお聞きいたします。3点についてお聞きいたします。

まず、住民投票条例に関しては町長は住民投票条例制定の考えはないと受けとめます。議員各位云々と言われましたけれども、議会は賛成から反対までいるということをしっかり認識していただきたいと思っております。多い方につきますよというようなことは誤解を受けかねない話になります。住民に合併の認識が深まりますと、町民の50分の1以上の署名により住民発議、6分の1以上の署名による直接請求権が住民にあります。これは町長より議会より最終決定権を持っております。美瑛町におきましては、既に役場OBが署名運動を始めているというようなことをお聞きしております。

そこで、お聞きしますが、町長はこのことを理解しておられて住民投票制度は制定しないとされているのか、ここをお聞きいたします。

次に、情報提供についてですが、町は先般友好都市三重県の津市へ行かれたはずですが。そのときもらってきた津市の市町村合併特集号、これが企画からいただきました。私の最初の質問の項目はこれを参考にしております。現在程度の町の情報提供と、それと町民トークですね、町長、助役の参加者の質問に対する答弁ですが、町長はどこと合併するかもわからないとか、小規模自治体に期待をしているような話をしたり、助役は合併に対して消極的と報道されるようなことを言っているのでは、参加した方々が何が何だかさっぱりわからないと。きょうもそうですけれども、わからない。これが参加者の感想です。今大切なことは、情報を提供するからには町民が最も懸念する事項、5市町村の協議必要項目として、それもこれに書いてあったのですが、水道料、保育料、幼稚園料、学校給食、国保税、介護保険、公共下水道使用料、こういうところを明示しなけれ

ばならないと思っております。

それでお尋ねしますが、町民の懸念事項すべてについて合併特集号に載せるお考えはございませんか。これで二つ目ですね。

特に現在町内で話題になっているのは、12月11日の新聞報道です。市町村財政に関する5市町村首長アンケートで、新聞では5市町村中ただ一人上富良野町長のみ、二つの質問に対してどちらも無回答です。これを見まして、私も先日の決算委員会を思い出しました。それは決算委員会で円グラフであるところの町財政の自主財源は実質20%であるけれども、これを見て、総合的に町長は財政をどのように理解しておりますかとお聞きしましたところ、町長は無回答でした。助役が答弁、そのときしましたのですが。

そこで、市町村合併でも最も大事な財政問題です。そして、これは町民にとって大切な情報公開になるわけですね。今改めてわかりやすいようにこの新聞と同じ質問をします。町財政は今後単独で存続することは可能か。これと、そして次に、その理由です。この理由の中に、国の施策が悪いから云々ということではなくて、こんなのは入れないでいただきたいと思っております。

次に、だれがこの町を考えるのかについてお聞きします。町長の言う町総合計画には、これ見ましたが、合併後のことは書かれていません。小規模自治体として残るには、自治権のない窓口業務程度の特例自治体になるか、近くの自治体に預けられるのです。そうすると、役場はない、議会もない、教育委員会もない、農業委員会もない、その他もろもろが合併に組み込まれていってしまうか、他の自治体に預けられていくわけですね。第4次総合計画にはこのような大事なことは何も書いていないのですが、これでよいのでしょうか。町民が主体と言いながら、大事なことは無回答、情報の共有をしようとしません。住民投票条例は考えていない。これでは町民の皆さんも勉強しようにもできない状況にあるのが現状ではないでしょうか。町民の皆さんがおっしゃいますのは、町長、議員を選んで報酬を与えているのは町のかじ取りをさせるためだぞと、こう言われます。今この大事なときに勉強もしない、かじ取りもしない。町長、議員は何のために存在しているのかという声を耳にいたします。それから、議会はみんな仲よしではありません。先ほど言ったように賛成、反対、右から左まであります。そして、それなりの意見を持っております。これが当たり前です。しかし、最終決定はするようになります。しかし、町長は上富良野町の船長であり、議会の提案権という権限も持っているのです。おのずから町のかじ取りを

するのはだれかということが浮かび上がってくるのではないかと思います。

そこでお聞きいたします。だれがこの町のかじ取りをして、市町村合併の荒波を越えるのか、いま一度お聞きいたします。これで五つ目です。

次は、農村再生特区についてお尋ねいたします。農地の荒廃ということについてでございますが、この農村再生特区と農地取得法人についてはしっかり御検討していただきたいと思っております。そこで、その農地荒廃について2点お聞きいたしますが、当面町の農地約180町近くが荒れ地となろうとしております。それから、さらに後継者のいない農地が将来どのようなようになるのかという、これは大きな問題ではないかと思っておりますので、町長のお考えをお聞きいたします。

次、史跡指定についてでございますが、これはちょっと町長にお聞きしたいと思っております。徐福ゆかりの建物、それから童男童女については正規の文献にも載るといことであります。ですから、多分時間はかかりますが、道の文化財指定になるのではないかと思います。また、その後の国の指定については今後ということで、そこでこの件は天からの授かり物ではないかと思っております。和歌山県の新宮市では徐福公園というのをつくって、徐福茶を名物にしています。また、青森県の竜飛崎の南西にある小泊村、ここでは徐福公園をつくって、村長以下、村を挙げて徐福の像を設置し、観光名所にしています。ちょっと話変わりますが、また上川町では、上川町全体をラーメン日本一で売り出しています。さらに、旭川にあったラーメン工場が東川に移転し、成果を上げています。どちらも水がよいということのようです。苫小牧でも水がよいからということで、苫小牧ラーメンをつくるのに躍起になっています。

そこで、上富良野では北海道唯一の徐福ゆかりのものが今生まれようとしております。観光名所にもすることもさることですが、農産物を原料とするものをつくる。今はパンでも玄米パン、米パンということで、米からつくられております。東中は清流の里です。食品加工には最適の地です。上富良野の農産物を活用し、例えば徐福パン、徐福ラーメンを加工して、農商工の活性化を図り、雇用を確保する。いかがお考えになりますか。これに伴って企業誘致、もしくは起業、このことについて町長、東中出身でございますので、詳しいのでございますので、どのようにお考えになるか、以上お尋ねいたします。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 11番梨澤議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、市町村合併の関連であります、住民投票

条例につきましては、そういった議員の御発言にありましたように、住民の皆さん方が署名運動をして対応するということもあり得るというふうには認識いたしております。ただ、先ほど申し上げましたように、議会は住民の代表で構成されております。賛成、反対の方々もおおろうかと思っておりますが、住民の代表によって議決機関としての機能を十二分に発揮していただくべき議会の最終的な決断を仰ぐということに相なるというふうには思っております。現状の中ではそう思っております。ただ、住民の状況等々によって、住民投票ということに方向が転換される可能性はゼロということではございません。そういうことで御理解をいただきたいと思っております。

それから、情報の提供が十分でないわということ、財政状況、こちらについてももう少し明確にお答えしろということではありますが、先ほど同僚議員の御質問にもお答えしましたように、国が地方財政の方向を定めていただかない限り、町は現在のように道がシミュレーションをつくりましたように、現状の中で何%かずつ減ってくるわと、将来には20%とか30%の交付税の減額になるわと、財政収入の減額になるわと、そういう見通しの中で立ってしかお答えすることができ得ない。しかし、今小泉内閣が「骨太第2弾」で対応しておりますように、補助金、助成金、地方交付税、税制この三位一体となった地方財政をどうするかということ、第27次地方制度審議会の中で今審議の最中でございます。この中で地方財政の方向づけが示されるならば、ある程度の財政状況を、シミュレーションを描くことができ得るのかなということではありますが、今のところはただ予測される減額されてくるであろう将来的には地方財源の16兆円、これが一つの基本となった対応がなされてくる、その中で地方交付税の額は約30%軽減されるだろうという予測に立っての財政状況であるということで御説明を申し上げておるところでございますので、御理解をいただきたいと存じます。

それから、だれが町の将来を考えていくかということではありますが、先ほどもお答えしましたように、基本的に最終的結論を出すのは、判断するのは住民であります。その住民であると同時に、住民の代表であります議員諸侯であるということでお考えいただきたいと。かじ取り役はだれかと申しますと、かじ取り役は私であります。その方向性をどうしていくのかというかじ取りをしながら、住民の状況を十二分に真摯に受けとめて、住民の参加を得た中で住民の考えを受けて、そのかじ取りをするのが私だというふうには認識しております。そのかじ取った判断を、結論を見出しただけなのが議会であると

いうふうに認識をいたしておるので、御理解を賜りたいと存じます。

それから、農村特区であります、農村特区につきましては先ほどもお答えさせていただきました。その中で、今一番農地の荒廃を議員が御心配いただいておりますが、同じく私も議員と同じ考えを持っております。現在農地の流動化がなかなか進まないというようなことから、この農地の流動化策につきましては、例年我が町でも応分の予算計上をしながら、農地流動化の促進策として支援・助成をしているところでありますが、なかなか農地の流動化が進まないということに大いに懸念をいたしておりますし、今後より多くの農地の流動化を図らなければならない面積がふえてくるものと、議員御指摘のとおり、私も認識いたしております。この農地の荒廃化しないために優良農地をいかに守るかということは、今後行政にとっても大きな課題であり、このことにつきましては関係農業団体と十二分に協議しながら、また農業委員会の対応を支援しながら、連携をとって、この農地の荒廃化防止のための行政としての対応につきましては、より一層の充実を図っていく課題、大きな農業振興策の一つであるというふうに考えておるところでありますので、御理解をいただきたいと存じます。

それから、もう一点の徐福の件について教育長からお答えしたところでありますが、町として観光あるいは地域活性化の糧として、このことを対応してはどうかということですが、これらにつきましては、地域振興、地域活性化のために地域の皆さん方の意見を十分聞きながら今後の課題となろうかなど、課題として考えられ得るものかなというふうに認識いたしております。

それから、もう一点、答弁漏れしました。今まで町村合併に対する住民に対する情報の提供の仕方がありますが、先ほどお答えさせていただきましたように、今までは個別にそれぞれごとに情報を広報で提供させていただきながら、住民に町村合併ということに対する関心を持っていただく。そして、今後は、先ほど来お答えさせていただいておりますように、行政としての説明責任を果たすためにも、最大限知れると申しますが、収集でき得る情報についてはその都度住民に対し広報しなければならないし、また最終的にはそれらのものについて、私も見ておりますが、津市のようにまとまった資料を住民に提供するという点についても検討しているということ御理解をいただきたいと思っております。

議長(平田喜臣君) 再々質問があれば賜ります。

11番(梨澤節三君)。

11番(梨澤節三君) この市町村合併というの

を見ておられますと、明治維新の起こる倒幕運動、これをお思い出します。西高東低。あの明治維新もそう。薩長土肥、それぞれ西国大名です。それが、今の幕府ではだめだということでもって立ち上がって、幕府を倒したと。そのとき東北雄藩はどうしたかということ、いや幕府というものはこれは倒れるものではないのだということでもって倒幕軍と戦って、官軍と戦って、塗炭の苦しみを、藩士であるとか、自分たちの住民に今もその影響があります、東北の方では。それをなぜか思い出させられるのです。これはおくれていけばいくほどそういうことになるということは、町長おわかりかと思えます。

そこで、こういうようなものが出るわけなのです。「自治体合併について利点や課題、意見続々、5市町村の職員組合」こういうように、職員組合の皆さんがこうやって出る。そして、これが新聞に載ります。次に、この津市のこれは最後にこう書いています。「平成17年3月までに合併の実現を目指します」ときちっと言っているのです。情報は同じですよ。国から来る情報は同じです。九州の種子島でも北海道の上富良野でも同じ情報ですが、この津市でははっきりこのように断言しています。それから、これは選挙ここ関係ないからいいですけども、富良野の道議が立起表明をした中に、「市町村合併は必要であると、地方が自立するためには。しかし、それぞれの町には歴史や特徴があるので、一つ一つ話し合いを進めていけるよう、私がおの地ならしの役割を果たしたい」と言っている。これが一番大事なところ。一つ一つ話し合うこと。それが今おかれていっているのです。一つ一つ話し合うことが、どうも町長の話をお聞くとわからなくなっているのです。これは町長言っていると、どうも責任回避をしているのではないかとおっしゃるのです。とれないような答弁をしていただきたいというように思えます。

そこで、普通交付税が10年間保証されて、そしてそれから5年かけて一般並みの市の交付税になりますよということになっております。ところが、この合併のとき、一番最初に言っていたことは何を言っていたかといいますと、合併特例法が延期することです。これを言っていました。それで、そういうことはないという。次、私心配したのが、この普通交付税というのは私自身もどうなるのかなと思ったら、この前の鷹栖のときに、普通交付税が減額する、10年間のそれはないと。よくよく聞いていきますと、町長が言うところの、大もとが減るとおのずから減っていくという状況になる。であるならば、それにかわるものを請求、要求しなければならないのです。であるならば、それにかわるものを

言わなければならないのです。それがなくて、ただ横暴であるとか、そういうような修飾語を言ったって、だめではないかと思うのです。そういうところをきちっと要求をしてやるという。法律になったらもうかなわないのです。小規模自治体、あれも法律になったらかきません。なつてからではもう遅いのです。それこそ前から言っておりますが、町内会に毛の生えた程度にしかならなくなります。議会がなくなると、先ほど言ったとおりです。そういう場合になります。ですから、そうならないために、この地域がよくなるためにどうあらねばならないのかということについて、いろいろ情報提供したり、言うべきことを言って、これも市町村合併について、私は国と地方の共同作業であると思います。これは新聞でも書いているのがありますが、共同作業であると。やれ、やらない、やれ、やらない、法律決まったらやれ、ああやった。何であるときこれを言わなかったのかというような、こういうことに絶対ならないようにしていただきたいと思います。そういうことについて、町長のお考えをお聞きいたします。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 11番梨澤議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、地方財政についての問題だと思っております。御質問は。私もさきにも行政報告でもさせていただきましたが、全国町村会におきまして、地方財政のあるべき姿について国に要望いたしております。これは、交付税を廃止するのであれば交付税にかわり得る同じような町村間の差を是正する制度を設けなさいということに要望しておりますし、また地方税配分につきましても、その要求をさせていただいております。ただ黙って国が云々ということで不満を漏らしているだけではございません。要望を重ねております。全道町村会あるいは全国町村会あるいは全国市長会等々の中で、地方自治のあるべき姿、地方財政のあるべき方向について要望を要求をいたしておりますが、これらに対する国の考え方が、先ほどお答えしましたように、第27次地方制度審議会の中で、小泉内閣の「骨太第2弾」に対する調整を今しているということでございます。その中でどのような地方財政の位置づけがなされるのか、そういったものを十分見きわめていかなければならないというふうに認識いたしております。

また、私といたしましては、合併特例法という一つの議員の御発言にもありました、その合併特例法の適応を受けるがための合併ということについては、いささかいかがかないというふうに認識いたして

おるところであります。

先ほど津市のお話が出ました。津市につきましては周辺町村との合併でありまして、津市は中心市であります。この富良野圏域5市町村で合併ということになれば、富良野市が中心市ということに相なるのと同じでありまして、津市は早急に合併結論の位置づけをするぞと、近藤市長が考えておられることはよく私は理解でき得るわけでありまして、周辺町村が同じような考え方であるかということについては、私は情報提供を受けておりませんのでわかりませんが、その立場にあるのは我が町と同じでなかるうかなというふうに認識いたしております。

議長（平田喜臣君） 以上をもちまして、11番梨澤節三君の一般質問を終了いたします。

次に、3番福塚賢一君。

3番（福塚賢一君） 私は、さきに通告してあります幾つかの行政課題について質問いたしますが、私の所管事項で大変恐縮に思っております。このことは、従前にも増して質問する要旨は町民からの意向に沿うて質問する内容になっておりますので、町長の明快なる答弁を期待するものであります。よろしくお願い申し上げます。

最初に、下水道の関係であります。公共下水道についてお伺いをいたします。

住民主権が保障されてから、既に半世紀以上が経過し、現行地方自治制度が定着しておりますが、しかし住民自治意識の問題を考えると、町側にもいささかな責任が残っておりますのではないかと思います。それは下水道事業の財政の状況についてであります。広報誌等を利用し、わかりやすく分析して町民に理解を求める行政配慮が足りないのではないかと考えておるところでありまして、下水道法に基づく設置条例では、町長は「処理区域を計画人口1万2,800人と定め、水洗便所及び排水設備の普及促進を図る」とあります。また、町長は法の規定によりまして、その区域にあつては3年以内に水洗化を完成させること、また1年以内に排水設備の改造を完成させる責務があると思います。供用開始から6カ月以内に水洗と排水を同時に施工した個人には、条例の定めるところ7万円の補助、または資金貸付条例では33万円以内、年8%以内、これも条例で決めておられますが、今後は改正して1.5%以内にすべきと考えるものの、1年以内は無利子で町が負担することなど周知する必要があるのではないのでしょうか。いまだ処理区域約1,500戸近くがバキューム車で処理しておられるようですが、町民がこぞって快適な生活が送れるよう水洗化を推進することについて、町長の見解を賜りたく存じておるところであります。

二つ目でございますが、葬斎場についてお伺いをいたします。当該施設は築約30年経過して老朽化が進んでおると思いますが、昭和62年、炉をれんがからセラミックに変え、張り替えをして使用しておる現況にあると思えます。今後にあつては全面張りかえる時期がやがて来ると思えますが、本施設の今後の運営管理に当たってどのように町長は考えておられるのか、お伺いいたしたく思います。

また、平成8年から当該施設の維持管理を民間委託をしておりますが、7年間という長い間同じ内容で契約されておることにつきましては、いささか問題があると存じますので、今後にあつては見直しをする考え方がこれらについてあるのかなのか、端的にお伺いいたしたいと思います。

3番目になります。補助金等の抑制と効率化についてであります。町が行っている補助金等は、大別して奨励的なもの、行政目的を実現するためのものに対して資金援助されていると思えますが、法の定めるところによっては公益上に限られるとあります。本町では行財政改革の精神に基づき、今日まで相当額の節減をされてきておる経過にありますが、果たしてめり張りのきいた予算にはほど遠いのではないかと感じておる一人であります。一律何%カットする方法も一つの方法として評価いたしますが、財政支援団体の資金需要、前年の活動状況、実績報告書の審査、または支援団体に対しては、監査委員が必要と認めるとき、あるいは町長が要求した場合は監査委員は監査できると規定されておると思えます。これまでの補助金、交付金、委託料等の理念を一新する意味にあつても、どうすれば有効的な行政効果が上げられるか、また新しい時代にふさわしい行政の質の向上に結びつけることができるのか、

法人の監査をして議会に報告する義務があると考えますが、この際町長の所見を承りたく存じます。

以上であります。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 3番福塚議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、公共下水道に関しての1点目。公共下水道事業の財政状況広報についての御質問ですが、本町の公共下水道事業につきましては、昭和57年に基本計画を策定するとともに、事業認可を受けて事業に着手し、平成3年の7月に一部地区を供用開始以来、11年を経過いたしているところであります。平成13年度までの事業費の総額は環境費で4億4,300万円、処理場建設に2億2,700万円、合わせまして7億1,000万円の費用を投資して、事業を進めている状況にあります。その財源につきましては国の補助、起債、受益者負担

金で賄っているところですが、特に起債の借り入れにつきましては、13年度末で3億8,000万円となっているところでございまして、その償還額は、平成14年度におきましては2億3,600万円となっております。これらのことにつきまして町民の皆さんに御理解をいただく上からも、広報誌等を通じ、情報提供に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

2点目の水洗便所及び排水設備の普及促進に関しての御質問でございますが、昭和57年から進めてまいりました下水道事業の面整備も終わりに近づきまして、平成14年11月末現在の処理区域内では、全戸数4,447戸に対しまして、3,816戸が水洗化されまして、水洗化率が86%となっているところであります。同じ時期に供用開始しました富良野市の74%と比較しましても、普及率は高く推移している状況にありますが、今後は事業として運営面に入っていくことから、普及率の向上になお一層の努力をしていかなければならないと認識いたしているところでございます。水洗化及び排水設備の普及促進につきましては、水洗化など改造に関する条例及び水洗化改善資金貸し付けに関する条例に基づきまして対応を図っているところですが、御質問の貸付金の利息につきましては、条例では8%以内と規定されているところであります。これに基づきます運用金利は、年度当初に金融機関と協定書により決定しており、現在は2.9%の貸付利率で設定しております。平成13年度及び14年度におきましては貸付希望者がいない状況でありますので、現在の低金利時代の背景もありますので、さらに金利引き下げについて金融機関に要請し、対応を図ってまいりたいと考えております。また、条例で8%以内とする貸付制限利率についても、現行の金利情勢からして変更を検討しているところでありますので御理解を賜りたいと存じます。なお、3年以内に水洗化された方、1年以内に排水設備をされた方につきましては、条例に基づき利子補給をしまして、無利子で貸し付けを行い、普及促進に努めているところでございます。

これらの制度につきましては、それぞれの地区において毎年行われております工事などの説明会の時点において、また欠席された方には資料を送付して、周知を図っているところでございます。また、供用開始から1年経過、2年経過、3年以上経過の未水洗家屋所有者に対しては、ダイレクトメールによる下水道への接続義務の周知、各制度の周知を行い、あわせてアンケートによる未水洗化の実態把握に努めるべく、現在水洗化などの普及促進の作業を進めているところでありますので、御理解を賜りたいと

思います。

次に、2番目の葬斎場についての御質問にお答えいたします。議員御発言のとおり、本町の葬斎場につきましては、平成49年に完成以来、人生の終えん荘厳のところとして、経過に応じつつ施設整備の補修改善を図り、その役割を果たしてきておりますが、特に1号火葬炉につきましては、炉の熱効率の向上を図るために設置当初のれんがからセラミックへ全面張りかえを行うなど、計画的な整備によりまして、可能な限り現施設機能の延命を図っているところであります。しかし、築28年を経過し、施設全体の老朽化も進んでいることから、現施設状況の見きわめを行い、将来に向けた対応も考慮していかなければならないことから、総合計画実施計画におきましても、施設の効率的利用などの観点から、中富良野町との共同設置を模索し、計上いたしております。現在、中富良野町の当該施設は、本町に比較いたしまして築49年と老朽化も進んでおりますので、現在の財政状況などを勘案しつつ、その具体化につきましてなお一層十分な協議を進めてまいります。

また、管理委託に関する質問であります。従来は地域の方などに管理の御協力をいただいていたのですが、恒常的な対応に限界があることなどから、平成8年より葬斎場に加え、中央共同墓地の日常管理も含めて、清掃警備等の事業者への委託を行い、今日に至っております。なお、委託契約につきましては、入札により決定することを基本に、継続的な雇用を奨励するなど人的整備要素から、上富良野町の随意契約に関する規定と照らし合わせ、3年ごとの入札により、他の2年間を随意契約により委託している状況にあります。

続いて、3番目の補助金等に関する質問にお答えいたします。

補助金などの整理合理化については、これまでも行財政改革における実施項目の一つとして取り組むよう進めてきたところであります。議員御指摘のように、補助金の交付に当たっては、自治法上、公益上の必要性がある場合に限り認められているものであることから、それぞれの補助金が果たす役割や効果などをより客観的に見きわめていくことが重要であると考えております。このような考え方をもとに、平成14年度に補助金等の整理合理化の指針を示し、その取り組みを進めてきたところであります。私といたしましても、補助金などについては、その目的と効果、成果について絶えず検証をし、成果が薄いもの、むだがあるもの、必要性が終えたものについては削減や廃止する一方で、必要性が高く、公益上の効果が一層期待されるものについては新設や

充実するなど、メリ張りのきいた補助施策が必要であると考えており、議員と意をともにするところであります。ただ、これまでの取り組みが、住民の皆様から見たとき、一律カットの手法に映っているとすれば、指針の基本的な考え方に立ち、わかりやすい行動を徹底したいと存じます。

また、補助金など町が財政的援助を与えている団体などに対する外部監査についてであります。自治法第199条7項の規定は、公金の適正な支出を保障することなどを図るために設けられたものであり、その必要性があると判断した場合にあっては、監査委員に対し監査をお願いすることはためらうものではありません。ただ、これら補助団体などは自主的な活動を営むものであり、特に法人格を有する団体にあつては、自己監査の機能についても十分有しているものが通常でありますので、その自主性にも配慮することが必要と考えるところであります。補助金などの交付に当たっては、補助金など交付規則の規定にのっとり、交付申請、実施報告などの事務手続が適正に処理されているところであります。今後においてはそれぞれの補助要綱の見直しや整備を図り、補助金などの適正執行と補助施策の効果を高めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

訂正させていただきます。葬斎場の建設完成を平成49年と言いましたが、昭和49年の誤りでありましたので、訂正させていただきます。

議長（平田喜臣君） 再質問があれば賜ります。

3番福塚賢一君。

3番（福塚賢一君） ただいま町長から答弁承りまして、水洗化、また予算の効率的な執行適正化については、私の思っておるとおりの答弁をいただいたかと思っておるところであります。これらについては今後とも遺憾なきよう行政の推進に努めていただきたいと思いますが、葬斎場について今後関係町村、いわゆる中富良野町と精力的に話し合いをしていくことになると思いますので、再質問をさせていただきたいと思っております。

中富良野町と共同事業で事業を取り組んでいくということは極めて有効であると、及ばずながら私は思っております。中富の施設が築50年過ぎているということであれば、これらについて、私見でありますけれども提言をさせていただきたいと、かように思っております。

中富良野町としていかが考えておるか、私には知るすべもないわけですけれども、来年度からでも約50年たっているとすれば着手されることになるとするならば、本町の利益を考えると、建設場所はできるだけ上富良野町に近いところに位置の選定

をお願いすると。また、事業費関係については、対象外経費については、当該年度分だけ負担していくものとし、中富良野町の行政の中に立ち入っていくような事柄を言及することは極めて理不尽だと思えますが、恐らく中富良野町が建設するという事になれば、地方債、過疎債と、周辺整備、民生安定事業が予定されるのではないかと推察するわけですが、そういった場合、中富良野町が先行して単独で着手していただいて、建設費も過疎債の償還部分の年次別の負担金を負担することでいくなれば、非常に極めて有益性があると考えますが、この点に対してのお考え、御答弁を賜ればありがたいと思っております。

次に提言させていただきたいと思うことは、平成当初は、本町では約200体ぐらいの葬ってきておられるわけですが、近年は平均寿命が延びたせいか、介護保険、医療技術が向上したのか、11月現在では80体ないわけです。70体ぐらいなのです。それであれば、10カ月で約80体もないというようなことですから、中富良野町も比例して考えさせてもらって悪いのですけれども、約200体とすれば、両町で2炉があれば単独事業で事業がスタートされても、これらのことにつきましては中富良野町単独で地方債の許可を受けることができるのではないかと。したがって、我が町のある今の火葬場につきましては、葬斎場につきましては、できるだけ使って行って、行政には継続性があるわけですから、途中から参加させてもらおうと。基本的にそういう話し合いを精力的に今後されることに対して、町長の今の考え方を承って、自分の再質問を終わりたいと思っております。

以上です。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 3番福塚議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、葬斎場関係の御質問であります。議員御質問にございますように、今現在、中富良野町との調整の中では、先ほど議員も御質問にありましたように、中富良野町は築もう50年近くになっているわというようなことから、急を要しているという実情を私は認識いたしておりますし、そういう中にありまして、上富良野町も今の施設を有効に延命措置をとりながら利用していくということも考え合わせながら、中富良野町との調整を進めていかなければならぬというふうに認識いたしております。今現在中富良野町との話し合いの中では、平成17年以降に建築に向かって協議をしていこうということで話を進めているところでありまして、今議員から御提案のありました、場所をどこにするのか、財源をどの

ような対応で取り進めていくのか、規模はどのようにするのか、こういった部分につきましては今後十分に中富良野町と調整を図りながら、この両町の地域の中における最小限の必要な規模の施設として、建築に向かって対応していきたいというふうに思っているところでありますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（平田喜臣君） 再々質問があれば賜ります。

3番（福塚賢一君） ありません。

議長（平田喜臣君） 以上をもちまして、3番福塚賢一君の一般質問を終了いたします。

次に、17番小野忠君。

議長（平田喜臣君） 次に、17番小野忠君。

17番（小野忠君） 私はさきに通告いたしました1項目について、教育長にお伺いをいたします。

第1点は、学校週5日制に伴う子供たちの健全育成と活動のための専門指導者の配置についてお伺いをいたしたいと思っております。先年度、学校週5日制が完全に実施されたところでありますが、土曜・日曜に学校から開放された地域の子供たちの健全な育成のために、学校・家庭・地域社会が一丸となって地域の子供をはぐくむことが当然であります。それに加えて子ども会活動や子供の育成などの指導に当たる育成者を養成することが、今特に大事ではないかと思っております。その指導者の養成と、子供たちを直接指導をできる専門知識を持った職員の配置について、さきの一般質問でお尋ねし、教育長は前向きに検討するとの答弁をされましたが、その後どのように検討され、実行しようとしておられるのかについて再度御質問をいたします。このことについては、さきの一般質問でも、同僚議員からも同じような趣旨の質問がなされておりますが、単に職員を増員するのではなく、指導者には専門知識を持った教育の専門家である退職された教職員を配置し、その効果を上げることが最も適切であるのではないかと考えますが、この件について、教育長の明確なる御答弁をいただきたいと思っております。

以上であります。

議長（平田喜臣君） 教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 17番小野議員の教育行政に関する質問についてお答えさせていただきます。

本年度4月より、小中学校では新しい学習指導要領や完全学校週5日制が実践としてスタートしたところでございます。完全学校週5日制に伴って、土曜日と日曜日に学校から開放された児童・生徒の健全な育成と休日の週末の有意義な過ごし方については、その大きな役割を担っている教育委員会といたしましても、児童・生徒の健全な育成を進めるため

に、子供たちが自主性を持って遊べる場として公共施設を無料開放したり、また子ども会育成協議会などの関係機関や団体とも連携協力しながら、自然体験学習やスポーツ、レクリエーション活動などの事業の取り組みを行い、活動の推進を図っているところであります。

議員から御提言があります地域の子供たちの育成のためには、これまで以上に学校・家庭・地域社会がそれぞれの立場で協力し合い、地域の子供は地域全体で育てるといった基本理念のもとで、子供たちへの情熱を傾け一丸となつてはぐくむことの大切さは当然であり、私も同感でありますし、十分認識しているところでございます。またそのためには、ただ基本理念を持つだけではなくて、子供たちが気楽に参加できるいろいろな面での機会の充実や、活動の拠点となる施設の整備、子ども会やスポーツ少年団活動などの育成強化、情報提供などの充実などを着実に推進することが必要であります。特に子供の健全育成や活動の実践、推進の実効を上げるために、大きな役割を果たす活動の支援、指導者の確保と指導者の育成面での充実については、当面の重要な課題であると認識し、現在町理事者と専門的知識の持った職員の配置について、配慮いただけるよう協議を進めているところであります。未来を担う子供たちが地域活動に積極的に参加し、生き生きとした生活や活動ができるよう、学校・家庭・地域社会が一体となって、今後より一層地域の子供たちの健全育成の充実を図るよう努力してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

議長（平田喜臣君） 再質問があれば賜ります。

17番小野忠君。

17番（小野忠君） 再質問をいたしたいと思ひます。ただいま教育長の御答弁をいただきましたが、専門的な知識を持った職員の配置につきましては、町理事者と協議を進めているところの答弁であります。15年度より職員配置が実施できると思ひますが、もう一度明確な御答弁をいただきたいと思ひます。

議長（平田喜臣君） 教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 17番小野議員の再質問にお答えいたしたいと思ひますけれども、子供たちの健全育成のためには、学校・家庭・地域社会が一丸となつてということについては、先般の村上議員からの質問にもお答えいたしましたように、それぞれの分野での力というか、共同体制のもとではぐくむことが大事だと思ひております。そのために、私も5日制になっているいろいろな取り組みをこれまで実践してきておりますし、教育委員会の職員といたしましても、歩こう会、登山、海水浴、キャンプだと

か、いろいろなことを実施しております。これも限界がございます。ただ私は地域の大人たちが子供たちに情熱を傾けていただくためには、ただ用語や言葉で知識だけでなく、その実践活動を推進することが一番大切だと今思っておりますので、私どもも地域の方々も学校の先生も、そういうことを私たちのその大きな役割を果たしております教育委員会に大きな期待をされております。そのことを今町長に本当にいつも言うように、私たちのこと、地域のこと、子供たちのことを考えて、何とか町長配慮していただきたいということで、今協議しております。内々にはいい答えは、やるということはいたゞいておりませんけれども、私はこれから予算の査定もございまして、その実現に向けて、今も小野議員から言われたように、配置するようにさらなる努力をしてまいりたいと思ひております。

議長（平田喜臣君） 再々質問があれば、よろしいですか。

以上をもちまして、17番小野忠君の一般質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時08分 休憩

午後 2時30分 再開

議長（平田喜臣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、1番中村有秀君。

1番（中村有秀君） 私は事前に通告しております3項目9点について、一般質問を行いたいと思ひます。

まず、上富良野町立病院の運営についてでございます。上富良野町立病院は上富良野町の基幹病院として、町民や沿線住民に利用され、運営されてきました。去る平成12年5月22日、町長は上富良野町立病院運営審議会に上富良野町立病院の運営改善に関して諮問し、平成12年9月12日にその答申を受けたところです。それらに基づきまして、平成13年2月から、産婦人科の診療を廃止し、院外処方せんの発行等を含め、関係者の努力で経営改善に一定の成果を上げてきておりますが、次の6点についていただしたいと思ひます。

1点目は、町立病院運営関係の情報公開についての基本的な方針について、お伺いをいたしたいと思ひます。

2点目は、上富良野町病院事業の設置に関する条例の第8条による病院運営審議会の平成13年度、平成14年度の開催状況を開催年月日、議案等も含

めて、お伺いをいたしたいと思います。

第3点は、上富良野町立病院処務規程、処務の処は処分の処でございますので、訂正をいただきたいと思いますが、処務規程の第55条、会議の一つ管理会議、二つ目主任者会議、三つ目薬品管理検討会の平成13年度、平成14年度の開催状況を開催年月日、議案等を含めて、お知らせをいただきたいと思います。

第4点目は、平成13年2月から院外処方せん発行が行われているが、平成14年度の院内、院外別の処方せん月別発行状況について、お伺いをいたしたいと思います。

第5点目は、院外処方せん移行前と現行の実施時の必要薬剤師数の算出基礎数値を明らかにしていただきたいと思います。

6点目は、薬剤管理指導業務の平成14年度月別の実施状況をお伺いしたいと思います。

次の2項目め、簡易水道事業についてでございます。先ほど町長から、この件について行政報告がありました。確認のために質問をいたしたいと思います。

西部地区簡易水道の里仁浄水場、原水での平成14年4月分の大腸菌検出、平成11年から現在までの大腸菌群及び一般細菌の検出が他の簡易水道と比較して突出した結果値から、ほかに水源を求めてのボーリング結果の水量及び水質検査等について、明らかにしていただきたいと思います。

次に3項目め、市町村合併についてでございます。全国の地方自治体の最大の焦点は市町村合併であり、連日の新聞報道に法定協議会、任意協議会、研究会設立等、小規模町村のあり方があります。当町もおくればせながら、平成14年4月から専任職員を配置し、町民への情報提供として町広報誌による合併特集、6月から11月までの住民周知、7月のいしずえ大学での町長講話、8月の昼夜2回のまちづくりトーク、10月の商工青年部と町長の懇談会を開催して、町民対話や職員研修、庁内検討会議等の実施については承知しているが、将来の上富良野町のあり方を含めて、町民の関心はまだ不十分でございます。合併特集は町民に十分読まれていない面があり、また町長とのトーク等は4回でわずか197名の町民参加の状況では、住民の意向反映には十分至っておりません。したがって、市町村合併を含めての今後の取り組む方針について、所信を伺いたいと思います。

まず一つは、富良野広域圏での取り組み。

二つ目は、上富良野町での取り組みということで、以上の2点について質問を申し上げます。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 1番中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

一番上の町立病院の運営についての御質問でございますが、御質問の内容が病院の現状についてでございますことから、後ほど病院事務長にお答えさせていただきますので、よろしくお願いたします。

次に、2番目の簡易水道事業に関する御質問にお答えさせていただきます。西部簡易水道の里仁浄水場の水質悪化に伴い、新たな水源を求めて実施しておりました調査ボーリングの結果につきましては、先ほど行政報告の中でも述べさせていただきましたが、調査井戸につきましては、現在の井戸と同じ深さの80メートルまで掘削しまして、揚水試験を行ったところでございます。11月13日にその結果が出ましたが、自噴はしておりますが、その自噴が毎分15リットル、1日当たりをいたしまして21トン、揚水可能量が毎分38リットル、1日当たりになりますと55トンで、このデータをもとに本井戸を200ミリで掘った場合の揚水可能水量を試算しますと1.5倍程度の毎分60リットル、揚水量で1日当たり86トンしか確保できなく、期待しておりました計画水量の毎分100リットル、1日当たりをいたしまして150トンの計画水量は確保できない結果となりました。

また、11月18日から12月6日までの間に3回実施いたしました水質検査の結果につきましても、いずれも大腸菌群及び一般細菌が検出され、残念な結果となったところでございます。

この結果を踏まえて、今後の対応につきましては、さらに深くまでボーリングを行って地下水を探查する方法もありますが、周辺で100メートルを超える井戸の使用もなく、温泉ボーリング報告や文献資料によりますと、この地域の溶結凝灰岩の層厚は400メートル以上もあるとの推測から、同地域周辺での新たな水源の確保は難しいという状況と判断せざるを得ないところであります。

このことから、新規の地下水を断念しまして、既設の水をろ過して使用するか、または区域限定として、上水道からの分水等を検討しているところであります。しかし、上水道からの分水につきましては、事業費の比較検討、給水区域の拡大等の問題もかわることから、北海道と協議中ではありますが、いずれにいたしましても、安心して飲んでいただける良質な水の安定供給に努めるよう、早急に恒久対策を検討してまいりたいと考えているところでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3番目の市町村合併についての御質問にお答えいたします。

1点目の富良野広域圏での取り組みについての御

質問であります。既に新聞報道もありましたので御承知と思いますが、10月15日に圏域5市町村で構成する富良野地区振興協議会内に、5市町村の首長の合意のもとに、市町村合併研究会を設置したところであります。この研究会では、5市町村の行政比較などを行い、新しい行政基盤や行政体制のあり方について研究を深めるとともに、市町村合併に関する情報を5市町村で統一し、住民に提供していくことを目的として活動を進めていく考えであります。また現在、一部事務組合で運営している学校給食組合、環境衛生組合、串内草地組合、介護保険認定審査会、消防組織について再編、一本化を視野において、来年度の4月からは同じく振興協議会内に広域連合準備室を設置することについても合意を見られたところであります。

次に、2点目の今後における上富良野町の取り組みについてであります。12月20日には町と教育委員会の共催により、「市町村合併と上富良野」と題し、町民講演会の開催を予定しております。また、町民の意見を聞く場として、地域懇談会を町内10カ所で開催する予定であります。そのほかにも各種団体などからも御意見を伺う計画もしており、2月の上旬にはまちづくりトークを開催するよう考えているところであります。これらの取り組みを踏まえた上で、最終的には議員各位の御意見をいただき、私として町の今後の方向を定めてまいりたいと考えております。

議長（平田喜臣君） 次に、病院事務長、答弁。

病院事務長（三好稔君） 1番中村議員の町立病院の運営に関する御質問にお答えいたします。

御質問の1点目の町立病院の情報公開についての基本的な方針についてであります。平成13年10月1日施行による上富良野町情報公開条例及び上富良野町個人情報保護条例に定める規定に基づき、みずからの情報の公開と併せて、町民が必要とする情報の提供に努めなければならないものと考えております。現在、みずからが公開する情報として、全庁的な共通部門において、予算書及び決算書、病院運営審議会委員名簿等を公開いたしておりますが、独自に公開しているものは皆無であるのが実情でございます。このことから、病院業務は個人の情報に関することが多い中にありますが、住民に対して公開すべき情報について、精査を加えて公開に向けて取り進めてまいります。

次に、2点目及び3点目の病院事業に係る各種会議の開催状況等につきましては、一括してお答え申し上げます。病院運営審議会は、平成13年度に7月10日、12月20日、2月22日の3回開催し、決算の状況、事業の概要、審議会答申事項の進捗状

況等を報告し、御意見をいただいております。なお、平成14年度は現在のところ開催いたしておりません。

また、病院運営審議会は、町長の諮問機関として2年任期を持って設置しており、必要に応じて委嘱し開催することが望ましいものと思っておりますので、制度改正が必要と考えております。

管理会議は、平成13年度は8月31日、3月2日の2回、14年度は7月16日に開催し、院内改修、病床種別変更、手術時の外科外来患者と救急の対応、救急医療の体制づくり、医師の宿日直体制などについて協議いたしております。

主任者会議は、平成13年度は5月を除き毎月1回開催し、年間11回、平成14年度は11月までに8回開催し、前月及び前月までの診療状況の概要のほか、時々の課題である院外処方せんの取り扱い、医療法改正の概要、院内改修、医療機械の整備計画、医療安全管理体制の整備等について協議いたしております。

なお、薬品管理検討会は開催いたしておりません。

次に、平成14年度の処方せんの院内、院外別の発行状況であります。年度当初の4月は、院内処方については1日当たり62.4件、47.1%、院外処方70.1件、52.9%、上期末の9月では、院内処方54.9件、42.7%、院外処方73.8件、57.3%、10月末では、院内処方45.5件、39.1%、院外処方70.7件、60.9%となっております。

次に、院外処方せん移行前と現行時での必要薬剤師数の算出基礎数値についてであります。移行時点での必要薬剤師数は2.93人で、0.93人不足している状況でありましたが、その後外来患者総体の減少の中、院外処方せん発行への移行などにより、院内処方せん件数が減少したことにより、11月末現在の必要薬剤師数は1.57人となります。

次に、薬剤管理指導業務の平成14年度の月別の実施状況についてであります。現在のところ、まだ業務着手いたしておりません。中村議員から、3月定例議会にも実施状況についての御質問があり、その折財政の整備を行い、下期から業務開始することでお答えをいたしましたが、業務改修に必要な医療事務システムの導入が未了であることから、業務着手が遅延いたしております。この医療事務システムの発注業務につきましては年内に行い、機器の納品予定の3月以後、平成15年4月から業務に着手するよう取り進めてまいりたいと考えてございます。

さきに御答弁申し上げました予定から大きく遅延いたしておりますことにつきまして、大変申しわけ

ございません。おわびを申し上げたいと思っております。

議長（平田喜臣君） 再質問があれば賜りたいと思います。

1 番中村有秀君。

1 番（中村有秀君） まず町立病院の運営の関係で、情報公開の基本的な方針で再質問をいたしたいと思っております。

私は本年の3月の第1回定例会で、町立病院の運営に関していただきました。それらの関係で、町立病院の運営に関し、病院運営審議会、それから上富良野町立病院処務規程による会議等の会議録等がどうなっているかということで、役場の1階ロビーにある町政情報提供コーナーで情報を閲覧しました。その結果、驚くことに他の所管のものは結構ファイルの中にあるのですが、町立病院と会計課等の背表紙のついたファイルには、情報や資料は一切何も入っておりませんでした。ただあったのは、附属機関のファイルに町立病院運営審議会の見出しで、平成13年7月10日開催の第1回病院運営審議会の会議録と、病院運営審議会の委員名簿のみでありました。先ほど事務長の答弁で、病院運営審議会は、第2回は13年の12月20日やった、第3回は14年の2月22日開催したということでしたが、それらの会議録もありませんでした。ただ附属機関等の状況報告書というのがあります。その中では、会議の名称、開催日時、開催場所、出席人数等がありますが、その他の附属機関の状況報告書とともにファイルに残っているだけで、会議の内容については全くわかりません。他の所管課の附属機関は、ファイルの内容はそれぞれ異なるが、行政情報や会議録がファイル化されております。

私は住民の知る権利を保障するとともに、行政みずから積極的に情報を提供していくことにより、より開かれた町政を確立する、また町民参加の促進に資するものでなければならないという観点で、特に情報公開条例の前文にはそれらのことが記されております。

また、附属機関の設置運営に関する規程ということでもありますけれども、この中に附属機関等の運営で、附属機関等の庶務担当課においては、次に掲げる事項を十分留意するものとするということで、会議記録等は審議会経過等が明確になるよう作成し、公表する。それから、附属機関等の会議は、上富良野町情報公開条例第28条の規定に基づき、公開に努めるものとするということがはっきりこれうたわれているのです。それらが、言うなれば、13年の4月10日のものしかなくて、12月、次の2月の関係も一切ないということでございます。

それで、これらの関係で、まず2点聞いていただきたいと思います。町立病院関係の情報について、行政がみずから積極的に情報提供の基本的な姿勢に統一性がないということ、したがって情報提供コーナーのファイルに置く情報を積極的に行うということの確認を求めたいと思います。

それから第2点は、町政情報提供コーナーは、町民に提供する最初の情報提供と思っております。これらが各課、各機関の指導と、このコーナーの維持管理は恐らく総務課でされていると思いますけれども、それらの指導等も含めてどうなっているかということで、お尋ねを申し上げます。

次に、第2点、病院事業に関する条例の第8条の関係です。病院運営審議会は上富良野町病院事業の設置に関する条例の第8条に、病院の運営に関し、町長の諮問に応じ必要な事項を調査し、調査審議するため、病院運営審議会を置くということになっております。第12条では、審議会の会議は町長が招集すると、その2項目に病院長は会議に出席し、運営に関し意見を述べるができるということになっております。私は、病院事業会計に町の一般会計から負担金、補助金、出資金等で、平成13年度は2億7,367万4,000円、平成14年度は2億4,864万9,000円と、非常に厳しい財政の中から支出をしております。したがって、事務長の答弁について、次の3点について見解を伺いたいと思います。

まず一つは、病院運営審議会は必要により、条例によって設置をされていると思います。しかし、平成13年度は審議会を3回開催しているにもかかわらず、本年度は1回も開催していないと。ただ、運営審議会の内容を見ますと、平成13年7月10日の状況では、決算状況、事業概要報告、審議会答申事項の進行状況を確認する、それから14年の2月には14年度の予算案説明というようなことが、ちょっと書かれております。このことが先ほど事務長が答弁をした、諮問に応じて答申をするというものなのか、それが諮問がないからこの制度改正が必要だということになっていると思うのですが、これらについて、まず本年度は1回も開催していない理由は何かということで、お尋ねをしたいと思えます。

それから、第12条の2項は、病院長が会議に出席し、運営に関し意見を述べるができるということになっています。それで、平成12年度の上富良野町立病院の経営改善についてという諮問に際し、4回の審議会が行われております。それで、4回の審議会の中、それから答申書の提出、これは9月12日なのですが、これらで病院長の出席の有無

と意見陳述がされていたかどうか。特に僕は答申を出す段階では、町側から、記録を見ますと、町長、田中助役、三好事務長、大場次長、大谷係長ということで出席されている。しかし、病院長が出席はされていません。せめて答申の段階では、十分意見を聞く姿勢というのがあっていいのではないかなという気がいたします。そういうことで、この点の確認をいたしたいと思います。

それから、3点目の町立病院の処務規程の第55条の関係なのです。私がなぜこのことを言うかといいますと、薬剤管理指導業務が平成13年2月に院外処方せんをやって、町長は13年の4月からもうされるべきだという答弁をしているのですね。後で、会議録を読みますけれども、それからもう今、今回の答弁を見ると、2年をあれするというので、これでは管理会議がどうなっているのか、それからもう一つは主任者会議、それから薬品の管理検討会というのがあります。それらがどのように開催されるかと思ってあれしたけれども、会議録等がないということで、先ほど事務長の報告だったろうと思いますけれども、一つは第56条で、管理会議は院長、副院長及び各課医長、事務長をもって組織し、病院の管理運営に関する全般事項を審議をするということで、院外処方せん及び薬剤管理指導業務の移行について議題協議をされているか、されているのであれば、その月日について確認を求めたいと思います。

それから次に、主任者会議の関係なのですが、これは第57条で主任者会議は診療関係各部門の連絡調整、院内の管理運営、指示事項、職員の業務体制の改善事項及び職員の福利厚生につき協議をすることになっております。したがって、私がお尋ねしたいのは、処務規程に沿って医療現場に携わる人々は精力的に、大体月1回開催をしております。その中で、事務長の答弁の院外処方せんの取り扱いという協議内容があります。それで、これらの協議内容を読み、月日をお尋ねをいたしたいと思います。

それからもう一点、薬品管理検討会は開催されておられませんと、これ第58条に書かれているのですけれども、薬品管理検討会は院長、各課医長、事務長、薬局長、庶務係長及び医事係長により、薬品の購入、出庫、貯蔵保管等につき協議をします。ですから、僕は院外処方せんの発行の関係、それから薬剤管理指導の問題があるので、この処務規程に定められた検討会が行われているだろうと思ったのです。そうすると平成13年度、14年度も1回も開催されていないという、ただいま事務長の答弁でございます。それで、それらの開催しなかった理由を明確にお答えをいただきたいと思います。

それから、仄聞するところによりますと、平成1

2年度、13年度の薬剤等の廃棄処分をされているということでございます。それで、それらの種類、何種類かでいいです、薬品名はよろしい、それから金額、処分の方法について明らかにしていただきたいと思います。本来ならばこの薬品管理検討会でされる、そして記録が残っているだろうと思いますけれども、現実にはそれらが開催していないということであれば、何らかの方法で開催を協議をしたいと思いますけれども、1点はこの処分方法等も含めて明らかに。

それからもう一点は、廃棄処分について、薬品管理検討会の協議を経ずに処分されていることは事実だろうと思いますよ、開催していないのですから。それで、廃棄処分に至る決裁過程はどのようになっているかということでお伺いをいたしたいと思いません。

それから次に、院外処方せんの4番目の関係でございます。一応14年1月の院内、院外の処方せん発行は50%、50%ということございまして、本年の10月末では、39%の61%ということで、院外処方せん発行の努力と、それから薬局業者のファクス設置、それから門前薬局等の進出の結果とは考えられますけれども、美瑛町立病院では90%をオーバーしております。したがって、できればそのような形で近づけるような努力をしていただくとともに、それによる余剰の人員を入院患者の薬剤管理指導に向けるべきと考えるが、その点をお伺いをいたしたいと思いません。

次に、5番目なのですが、一応必要薬剤師数は1.57人となって、現在2人いらっしゃるわけです。院外処方せんを実施した平成13年の2月から、昨年1月までの薬剤師の算出基礎数値が1.67でございました。したがって、0.1の減少をしております。しかし、現在の薬局の職員体制は、私の承知しているところでは薬剤師2名、正職員1名、それから臨職2名ということで伺っているのですけれども、これは平成13年2月の移行前と変わらないかどうか、お尋ねをいたしたいと思いません。

それでは次に、6番目の薬剤管理指導業務の月別実施状況を伺うということでございます。それ、ここに平成13年12月の定例で、町長はこういう答弁をしております。平成13年2月に院外処方せんを実施した段階で、平成13年度から薬剤管理指導を行うよう指示をいたしました。病院内の調整が十分進まないで、早急に実現するよう指示をしたということをお伺いしております。そしてその後、ことしの3月の定例で町長は、薬剤管理指導業務の取り組み状況は、入院患者に対

する投薬注射に関する指導の実施に向けて、薬剤師と医師などの協議によって、薬局・薬剤業務の見直し及び指導のマニュアル化の体制の整備を進めています。この業務処理を新年度予算に計上しております。医療事務システムの中に取り組んでいることから、これらの機器の整備後において業務に着手し、2カ月程度の試行を北海道の提出を行い、本格的に下期からということは、本年の10月からということになるかと思いますが、下期から業務を開始するよう進めてまいりますということになって答弁をされています。その後、町長は私の再質問に対して、私は13年度の当初から事務長を通じて病院の方に、薬剤管理指導業務を進めて少しでも収入の上がる手法を取り組みなさい。今まで2人で3人分の御苦労をいただいたわけですから、今1.6でやっているわけですから、少々御苦労いただければ薬剤管理指導業務はできるはずで、少しでもこの厳しい病院経営の中で、収入を上げるようにしなさいということで、事務長には何度も指示をしてきたところであります。残念ながら病院内部の意識改革、職員の意識改革が十分でないとは判断しております。現在の危機感を十分持っていないという認識をしておりますということです。その後、事務長がまた答弁をされて、本年度の予算において医療機器のシステムというようなことを導入、計画してございます、そんな中で、この薬剤管理指導の業務として処理していなければならない指導記録の作成プログラムを、この中で盛り込んでおりますと。その後、システムが年度途中だからというのが、また町長が僕の再々質問について答弁をしているのです。13年の中で、こんなシステムのことなんて一切出ていないのですよ。それがおくれた理由の中に入れたのかと勘ぐりたいぐらいの気持ちでございます。それで、この薬剤管理指導業務について、私は2回の定例議会の理事者の答弁の経過を申し上げました。

それで、ここで上富良野病院事業の設置に関する条例の第2条を申し上げたいと思います。この中に、経営の基本というのが入っております。経営の基本第2条、病院事業は常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されなければならないということを、経営の基本の第2条にもうなっているのです。私は、町財政が厳しい中で、病院事業関係に毎年2億円以上の補助金、負担金を支出をし、町民には補助金を削減したり、受益者負担として負担増を行っております。平成13年4月から実施するよとの町長の指示をしてから、今事務長の答弁によると、平成15年4月ということでの業務着手というのは、もう2年を経過するので、今、事務長の言う機器の納品予定の3月の以後

というのです。そうすると、この前の事務長の答弁では、ことしの3月、2カ月程度の試行を北海道へ提出と、そうするとまだおくれるのでないかという勘ぐりたくなるのです。ですから、そういう厳しさが本当に民間であれば、もういかに収益を上げるかということで、基本的に厚生省のあれに従って取れるわけですから。極端に言えば、月に4回、1週1回、そうすると350点で、1点10円で3,500円入るわけです。単純に私の計算でいくと、例えば療養の病床が今36床、それから療養以外の病床が44床で合計80床です。とても満杯に入ったとして、もし月4回でなくて2回で計算したって、1カ月56万円なのです。それが、1年であったら672万円、この2年間やれば1,344万円になるのです。それで、私はこの設置条例第2条、常に企業性を発揮の経営基本は何なのかということで、強い憤りを感じているところです。協議を進めているだとか、体制の整備だとか、意識改革が進んでいないと言うけれども、町立病院の管理運営について、町長の所信をお伺いしたいと思っております。

次に、簡易水道の関係です。調査ボーリングの結果を私も非常に期待をしておりましたが、残念でございます。したがって、再質問の1点目は、11月18日から12月6日まで水質検査を3回実施したということの報告と、その中で一般細菌、大腸菌の数値が出たということですが、この3回のそれぞれの大腸菌、それから一般細菌の数値を明らかにしていただきたいと思っております。

それから2点目は、里仁浄水場の原水は他の簡易水道と比較をして、一般細菌及び大腸菌群は非常に突出しております。したがって、これを塩素殺菌ということで、塩素を使用しておりますけれども、この里仁の浄水場の塩素の使用量を、他の簡易水道と比べてどのような使用量になっているかという点と、また浄水ということで飲む段階での残留塩素の検査をしております。その数値は、私は1階ロビーの情報提供コーナーの中で見ますと、里仁の方は0.3ぐらい、それからそのほかの簡易水道は0.2なり、0.1というような数値になっておりますけれども、現在の塩素の残留の数値はどのようになっているかということです。

それから3点目は、恒久対策は早急に決定すべきだと思います。特に前回恒久対策と1案、2案、3案、4案ということで、議員協議会の中で提示をいただいたところですが、しかし、これらについて非常にお金がかかるということで、とりあえず一番経費のかからないということで、試験ボーリングということでもございました。そういうことは事情はわかりますけれども、恒久対策を決定するその時期はいつごろ

かということでお伺いしたいと思います。

それから4点目は、恒久対策施設ができるまで、里仁浄水場の管理及び水質検査体制の徹底策とそれからクリプトスポリジウム指標菌の検査については、9月定例で1回4,200円で8回分を予算措置をしたところでございますけれども、これは毎月やるということだろうと思う。それで9月、10月、11月のこのクリプトスポリジウム指標菌の検査結果について、お知らせをいただきたいと思います。

それから次に、3番目の町村合併についてでございます。市町村合併については、既に2名の同僚議員の質問、答弁がありまして、できるだけ重複を避ける形で再質問をしたいと思っておりますけれども、まず富良野広域圏の取り組みで第1点、10月15日に市町村合併研究会を設置しましたが、町長は先般の議員協議会で補助金等の関係もあって合併をする、しないに関係なく、合併協議会を立ち上げなければならぬ時期が来るのかなということで発言されておりました。その真意についてお伺いしたいと思っております。

それから第2点は、平成15年4月1日より、広域連合準備室を設置することになっております。これは従来の一部事務組合の延長線の連合ではなくて、中空知広域連合で実施しているような議員を持ち、広域連合の長を持つ組織を目指すことと判断しておりますが、そのことについて確認をいただきたいと思っております。

それから第3点は、広域消防組織として、上川南部消防事務組合と富良野地区消防事務組合で広域再編連絡会が設置をされております。10月23日の第1回の会議から、12月13日の最終の第5回会議が終了をしていると聞いております。それらの報告の経過等について、もし受けているのであればそれらについて明らかにしていただきたいと思っております。

それから次に、上富良野町での取り組みの関係についてただしたいと思っております。第1点は、私は富良野広域市町村の広報誌を本年4月から12月まで全部集めてみました。そして、市町村合併の掲載内容について比較をしたところです。その結果、上富良野町の広報誌が回数といい、内容といい、とりあえずおくれではいるけれども一番充実しているということで、私は判断をしました。次いで、富良野市であります。しかし、あと中富良野町、それから南富良野町、占冠村と。上富良野町、富良野市とは広報誌での取り扱いに大変な温度差があることがわかりました。今後合併を選ぶにしても、単独の道を選ぶにしても、その論議を住民が地域の将来像を考える機会を私はつくるべきだと思う。そのために地域懇談会、各種団体の懇談会、町民トーク等を実施をさ

れ、またこれからしようとしておりますけれども、町民が判断材料となる情報や合併協議の議論を深めるために、まず全世帯に最新の情報を網羅した小冊子を作成・配付すべきと考えますが、その点についてはお伺いをしたいと思っております。さっき町長はその例を出しながら、できればそういうものを発行したい、検討するというところでございますけれども、ぜひこれはやっていただきたいと思っております。

それから次に、第2点は、町長は市町村合併については、町民に対する責任説明が私にありますと言明されておりました。そのために町民トーク、地域懇談会、各種団体の懇談会、講演会等を実施し、またこれから実施しようとしておりますけれども、その機会に参加する町民は多くて有権者の2割になるかどうかというようなことで私は判断をされます。町長は判断は住民であり、また住民の代表である議員の皆さん方の判断であると先ほど同僚議員の質問に答えておりました。私は町民が自己決定、自己責任で判断する機会をつくるべきだと思います。したがって、住民の意思反映ということで、同僚議員もおっしゃってありました住民投票条例を制定をして、それによって町民みずから決定をする取り扱い、もしくは先般東京の保谷市と田無市が西東京市ということで実現をした段階で、その事前に投票形式のアンケート調査を実施をしているということでもあります。いずれにしても、町長さんの周りにも賛成派がいるし、反対派がいる。それから我々の周りにも賛成派がいる、反対派がいるということで、住民の代表とはいいいながら、町民みずから自己決定をし、自己責任をするということであれば、住民投票条例を制定をして、住民投票にそれをあずけるという問題、もしくは先ほど田無市と保谷市の関係で、一つの参考資料としてそういうことをやるか。いずれにしても町民、特に有権者がみずから意思表示ができるような方策を私はぜひやるべきだという考え方を持っています。そういうことで、その点の町長の見解をお伺いしたいと思っております。

以上で終わります。

議長（平田喜臣君） ちょっとお待ちください。

ただいま1番議員の再質問については、大変項目の内容が詳細にわたっておりますので、ここで暫時休憩をかけまして、答弁者側の質問者側とのすり合わせをしていただいた上で、一括答弁をさせていただきたいと思っておりますので、暫時休憩をさせていただきます。

午後 3時18分 休憩

午後 3時39分 再開

議長（平田喜臣君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいま1番中村議員の再質問について答弁をいたさせます。

町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 1番中村議員の再質問に対してお答えさせていただきたいと思えます。

まず町立病院関係であります。情報公開につきましては、我が町の上富良野町の情報公開条例並びに上富良野町の個人情報保護条例、これらの適応の中で情報を開示し、公開していくということにつきましては、私も議員と同じ考えであることを御理解賜りたいなど。ただ、これらにつきましては、それぞれの所管が担当しながら資料の開示をしているところではありますが、常に課長会議等々で対応を進めているところでもありますけれども、指摘がありました病院関係等々に、まだ課の中で開示され得ない部分もあるということでもありますので、これらにつきましてはまた十分な開示が、情報を公開すべきものについては開示していくように努めてまいりたいというふうに思っております。

それから病院運営審議会につきましては、現在の条例につきましては、先ほども事務長からお答えいたしましたように、管理者としての町長の諮問機関として審議会があるわけでありまして、諮問事項が生じない状況の中では設置をしないというような、必要事項があるときに設置を適宜していくというような条例に見直しということも含めて考えてまいりたいというふうに思っております。

それから、もう一点の薬剤管理指導業務であります。議員が御指摘のように、何度もお答えさせていただきながら延び延びになっておることにつきましては、私自身も議員以上に遺憾に思っております。このことにつきましては、病院管理者としての私の指示を、病院事務長を通じて医局の方に対応しておるわけではありますが、医局の方の動きがその対応についてこないということに対しましては、私も心外に思っております。常に申し上げておりますように、病院みずからが医局そのものも含めて意識改革を図っていただかなければならないというふうに認識しておりますし、薬剤師2名が何を考えているのかと、医局が何を考えているのか、これらにつきましては事務長を通じて常に指導を徹底しているところではありますが、今なお病院医局は動きが鈍いということでもあります。これらにつきましては、近々病院の体制整備も図りながら、新たに来年度4月1日から迎える新院長を中心とした中で、医局の改善是正を図りながら意識改革の推進を図っていききたいというふうに、

人身一新して対応していきたいというふうに考えているところでございます。

ほかの関係につきましては、病院事務長の方から答弁させます。

次に、簡水の問題であります。先ほど行政報告でも報告させていただきましたように、今後の恒久的な対応といたしましては、何としても早急に対応しなければならないと、15年度予算に対応していくことで取り進めていきたいというふうに思っているところでありますが、現在国、道の補助対象になるように、北海道に対して鋭意努力を重ねながら現在も交渉中でございます。単独で対応するという事はなかなか財政的に難しいというようなことから、道、国の補助対象になるように、今現在北海道に対しまして、いろいろと対応を進めているところでございまして、当初予算で組めなくても補正予算等々で対応していくことをも含めながら、補助採択を受けるための努力をいたしているということで御理解を賜りたいと存じます。

他の部分につきましては、担当課長の方から、お答えをさせていただきたいと存じます。

それから市町村合併の問題についてであります。合併協議会の設立の意思についてということですが、議員協議会という席の中で、私といたしましては今研究会が広域の中でつくられておるわけでもありますけれども、この研究会という組織の中で研究をするということにつきましては、それぞれ限定された中での対応、研究をしていくということに相なるわけでありまして、大局的に将来合併したときの将来像をつくり出すためには、描き出すためには、やはり何らかの形で研究会にまさるもっと広範囲な対応ができる協議会的な結成も必要でなかるうかというような意味で申し上げたわけでありまして、そういったことで御理解を賜りたいというふうに思うところであります。

それからもう一つ、広域連合の準備室を設置したということにつきましては、議員御質問にありますように、現在事務組合で対応しているもの、また広域の中で介護認定業務等々の対応をしているもの、これらを一括した中で議員が御質問にありましたように、中空知的な広域連合の対応を考えているということで御理解を賜りたいと思えます。

また、消防の上川南部消防事務組合並びに富良野地区消防事務組合の統合の問題につきましては、現在担当レベルで協議会をつくって検討を加え、統一した場合の消防組織をどうあるべきかということにつきまして、担当部局で検討をさせている最中ございまして、これらにつきましては、方向が定まったというふうにお聞きいたしておりますが、近々1

2月の25日に富良野圏域の協議会の首長会議が予定いたしておりますので、その中に両消防統一の状況につきまして報告があるものというふうに認識をいたしておるところでございます。

それから2番目の上富良野町における今後の市町村合併についての取り組みにつきましては、さきに全世帯に小冊子的なものの提供をしてはどうかという御質問であります。さきの同僚議員にもお答えさせていただきましたように、そういったことを含めながら、情報の共有化を図るためにも、行政が知り得た情報については、すべて住民に開示していくということを基本とした中で取り進めていくように考えてまいりたいというふうに思っておるところであります。

また、住民投票設置条例の件であります。これには先ほど同僚議員の御質問にもお答えさせていただきましたように、あくまでも現時点ではその考えを持っておりません。あくまでも住民の代表である議員の皆さん方が、数多くの住民の皆さん方と接して、議員の皆さん方も住民情報を集約した中で、議決機関としての対応を図っていただくことに期待をいたしているところでございます。

議長（平田喜臣君） 次に、町立病院事務長、答弁。

町立病院事務長（三好稔君） 1番の中村議員の質問にお答えをいたしたいと思っております。

1点目の情報公開のみずから公開することについて設置していないことについてでございます。これにつきましては、御指摘のとおり、公開等手続等をしておりませんでした。ただ、速やかに公開できるものは公開いたしたいといったようなことから、今現在5点の件について情報公開というか、ファイル化させていただいたところでございます。これにつきましては、病院の概況、医療事故の防止対策の推進、また町の病院の事業報告書、さらには介護病床の入所者の決定基準、さらに病院の消防計画、こういったものを遅まきながらといったこととなりますが、情報公開、ファイルに設定をさせていただきました。

審議会の運営に関してでございますが、開催していないことの理由につきましては、条例の精神に照らしたところ、町長の諮問に応じて委員を任用し開催するというのが基本的にございます。それと、委員の任期が14年の6月30日をもって任期が切れているといった状況の中であって、こういった見直しの課題等があったことから開催をいたしておりません。ただ今後のこの審議会の運営等につきましては、条例の精神に照らした諮問に応じたときの開催、基本の考えを満たしてございますが、ただ諮問に及

ばないまでも、重要な案件の協議といったようなこともどうなのかなという部分もちょっとございまして、いずれにいたしましても、現行の条例における手直しをしなければならないというのが実態でございますが、そういったものを踏まえてちょっと検討させていただきたいと思っております。

それから、病院長の審議会の参画でございますが、12年度等において病院経営の改善にかかわる諮問、そして答申をいただいたわけですが、その運営に当たりまして、委員長の判断により、病院長の出席を必要としないといったようなことから、出席をいただいております。御意見にありますように、重大な重要なことについての答申、そういったものについては、病院長の参画も必要な部分もあるのかなというようなことで、御意見といったことで受けとめさせていただきたいと思っております。

それから、薬剤管理指導業務について管理会議に諮っているのかといったような御質問でございますが、これについては諮ってきた経緯がございません。

次に、主任者会議の院外処方せんについての案件、会議でございますが、13年の6月の27日でございます。そして、内容につきましては、院外処方せんの発行の促進といったようなことで議題にして意見をいただいたところでございます。

そしてさらに、薬品検討会の開催していない理由につきましてでございますが、医局でのいわゆる医師と薬剤師との勉強会と称するものが毎月1回ございます。その中において、薬品メーカーから薬品についての情報の提供も受けたりするようなこともございまして、そんな中で医師と薬剤師が薬品等についての意見交換を行っている実態がでございます。ただ規程に基づく検討会の必要性についても位置づけしておるわけでございまして、今後こういった検討会についての開催についてもちょっと配慮してまいりたいと、そう考えております。

それから、薬品の廃棄処理に関しての手続等に関してでございますが、13年度決算で棚卸資産、減耗費ということで、20万4,261円を計上させていただき処分を行ったところでございます。そして、その内訳といたしまして、注射薬21種類、16万313円、外用薬で4種類、1万28円、内服薬で8種類、3万3,921円でございます。これらにつきましては、廃棄することについて起案し、院長等の決裁を得ておるものでございます。

それから、院外処方せん発行への拡大の件につきましては、現行おおよそ61%ぐらいになっておりますが、今現在新しく患者としてなった方につきましては、おおよそ100%に近い方が院外処方せん発行について御理解、御協力をいただいております。

そんなことから、今後この数値については伸びていくものと考えてございます。

それから、薬剤師等の職員の構成の関係でございますが、14年4月1日現在の配置状況につきましては、薬剤師2名、そして臨時職員が2人、そのうち1人は1日5.5時間といったようなことで、トータル的には1.5人と、そして正職員1名につきましては、他の部署へ異動といったことで減員となったところでございます。

そしてあともう一点、薬剤管理指導業務の遅延につきましては、これまで御質問を受けながら、そのたびに実施について前向きに進めていくといったことでお答えをさせていただいておりましたが、実態としてきちっと進んでいないといったことで、このことについてはもう改めてまたおわびを申し上げたいと思います。その中において、医療管理システムを新しく導入する医療事務機器の中に取り込んだことで、効率的な業務執行をいたしたいといったことから、医療事務の更新業務がおくれておるという状況にございます。このことにつきましては、3月の御質問時においても、維持管理システムの導入といったことで、そういったものもひとつその体制の整備というようなことでお答えをさせていただいております。そんなことで、こういったものを整備することで進めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（平田喜臣君） 次に、上下水道課長。

上下水道課長（早川俊博君） 1番中村議員の簡易水道関係の再質問にお答えさせていただきます。

1点目の里仁浄水場の調査ボーリングの水質検査の結果についてですけれども、この3回の水質検査の結果につきましては、大腸菌はいずれも検出されております。また、一般細菌につきましては、1回目1ミリリットル中560個、2回目1,200個と、基準値の100個を超えておまして、3回目が46と基準値以内でございました。これ以外につきましては、極めて上質な地下水という報告を受けているところでございます。

2点目の塩素の使用量と残留塩素の数値についての御質問ですが、浄水の残留塩素の数値につきましては、水質基準では給水の末端でリットル当たり0.1ミリグラム以上となっております、11月に実施しました里仁浄水場におきましては、菅野宏一宅で測定しておりますけれども、この数値につきましては0.3ミリグラムということになっているところでございます。また、塩素の使用量につきましては、末端に行くほど薄くなりますので、残留塩素の使用量というか、浄水場での塩素の使用量料につきましては、基準の0.1ミリグラムということですか

ら、浄水場ではリットル当たり0.4ミリグラム以下を目安といたしているところでございます。

また、9月に補正をいただきまして実施していただきました里仁浄水場のクリプト関係の指標菌の検査結果ですけれども、9月から始めておまして、9月につきましては大腸菌が検出されております。嫌気性芽胞菌については不検出ということでございます。また、11月、12月につきましては、大腸菌と嫌気性芽胞菌はいずれも不検出という結果が出てございます。

以上でございます。

議長（平田喜臣君） 再々質問があれば賜ります。

1番中村有秀君。

1番（中村有秀君） 一つは病院運営審議会の関係の条例のことですけれども、一応基本的には制度改正ということで、諮問に対する答申とそれ以外の業務も混ぜた形で病院運営審議会をつくるという改正をするということと理解をしいのかということでお尋ねをしたいと思うのです。というのは、この前の平成12年の町立病院の経営改善に対する答申を見ますと、やはり今現状の町立病院の運営に関して、的確に判断して答申がなされております。したがって、諮問に対する答申ばかりでなくて、その後の病院の運営状況も的確に監督するといったらあれですけれども、そういうことで御意見を申し上げるといっていいように、恐らく平成14年は開催をされていないのは、そういうことで病院運営審議会が開催されていないのだなという気がいたします。したがって、できればそういう方向で制度改正についての検討をいただきたいと思います。

それからもう一点です。町立病院の経営改善に対する諮問に対して、町長、助役が出ているけれども、院長はなぜ出ないのかというようなことで今先ほど質問をしたところです。一応病院長は会議に出席し、運営に関し意見を述べるができるということで、事務長のあれでは委員長の判断でということとされていますけれども、できれば平常時の審議会ならいざ知らず、やっぱり諮問に対する答申を受けるといことになる、立場も含めて委員長の判断でなくて、町長の判断で出るということをしていかないとだめでないかという気がいたします。いずれにしても、来年いろんな面で病院のスタッフ等が変更になるということとございますけれども、いずれにしてもそういう姿勢でやっていただきたいと思います。

それから、薬品の管理検討会の開催は13年も14年も全然していないと。では本来的に処務規程ののっとなって、それぞれ業務を推進していただくとい

うのが当然なのですけれども、今、事務長の答弁では、医師と薬剤師との勉強会を月1回行っているからということにはならないと思うのです。ですから、実際に薬剤の管理指導の関係でも、具体的にどこの書類の中にも全然出てきていないのです。ですから、やはり僕は処務規程にのっとって、事務長は肅々と進めるということをしていかなければだめではないかという気がいたします。

それから、薬剤管理指導業務の関係で、今町長が図らずも町長自身心外に思っているということと、医局、薬剤者の姿勢について非常に意識改革してもらわなければならないということで述べております。そういうことで事務長も町長の意を受けて、やはりぴしとした体制をとっていかなければだめではないかという印象を受けました。そういうことで事務長、医者の世界の中に入っていきは大変だろうと思いますけれども、とりあえず町立病院だということと、町民の立場になるということと、さらに経営の基本である病院事業は常に企業の経済性ということも含めていけば、これらの点についてやっていただきたいということ、もう一点は平成14年3月の議会で、機器の整備後、業務に着手し、2カ月程度の試行後、北海道へ提出するので、下期から業務を開始すると。しかし、きょうの第1回の答弁では、機器の納品予定の3月の以後、平成15年4月からということで、これはもう完全に15年の4月実施ということで確認をしいているのです。試行後ということが前の3月定例で出されているけれども、そういうことで15年4月から実施をするということで確認をいたしたいと思えます。

それから、市町村合併の関係です。一応今町長答弁で、研究会では限定がされているので、将来像を描くということで協議会的なという感じで今答弁をされておりました。いずれにしても、協議会的なということは、やっぱり協議会的ということなのですけれども、もう研究会では限界があるということで、再度確認をしたいと思えます。

それからもう一点、広域消防の関係なのですけれども、一応5回やって、13日が最終の会議が終了しているということで聞いております。町長の答弁では、12月25日に圏域の首長会議があって、そこで報告を受けるというような答弁でございましたけれども、ただ上川南部消防の職員に聞きますと、1回目から3回目まで非常に富良野地区消防の方が、我々が具体的にあれだこれだと出しているのですが、乗ってこなかったということで、富良野の消防はもうすぐ合併があるのだから、広域はやらなくてもいいというようなニュアンスの発言をされて全然乗ってこなかったと。しかし第4回目には、上川

南部で出したいろんな報告、それから資料を同じような項目で、向こうで全部出してきたというようなことで、やっと4回目から具体的な協議ができるようになったふうに私は聞いております。したがって、12月25日の圏域の首長会議で、恐らく年を明けてだろうと思えますけれども、どういう報告がされているかということで注目をいたしたいと思います。

それから、町村合併での現時点では住民投票条例というのは考えていなくて、あくまで議決機関として議会としての対応を図ってもらうということですが、現実にはやはり住民一人一人がこれからの上富良野を、それから自分の住む町をどうするかという自己選択をやはり自己判断、自己責任という形でやっていくのが僕は一番ベターでないかと思えます。ただこれから地域懇談会等もあって、いろんな意見が耳に入ると思えますけれども、最終的には僕は多くて有権者の3割が集まるかどうかという、その点の懸念があります。そうすると、それだけで住民の声が我々が吸収できるかな、また議員個々20名がそれぞれ賛成する人、反対する人のあれで、自分の立場がはっきり出せるかな、それであれば町長さんもそうですけれども、そういう住民投票条例に沿ったものなのか、もう一つは先ほど申し上げた投票形式のアンケート調査をやって、それを参考資料にするか、何らかどちらかの方法をしていかなければ、非常に判断に苦しむのではないかという気がいたします。そういうことで、その点再度お尋ねを申し上げます。

以上です。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 1番中村議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず病院関係であります。運営審議会等々につきましては、議員おっしゃったとおり、先ほど事務長が答弁したとおり、そういった状況を踏まえながら、条例の見直し等も含めながら考えていきたいというように思っておりますし、また運営審議会に病院長がオブザーバーとして参加するという条例になっておる、意見を述べるができるわと、参加することができるよということになっておりますが、現在病院長の考え方というのは、医局の皆さん方全員が一緒に来ると、私だけ院長が来るというのではなくて、医局の皆さん方が全員が来る中での対応でありますし、また今回の病院運営審議会に答申いたしました産婦人科の廃止の問題だとか、こういう問題につきましては、管理者と医局との対話の中でいろいろなものを調整させていただきながら、運営審議会の審議状況の説明をし、病院の対応につつま

して、院長を中心とした医局の皆さん方と管理者としての私との調整をさせていただきながら取り進めてきたという、そして結論を出したということでありますので、運営審議会に院長がオブザーバーとして出席していなかったから、医局の意見を十分吸収していなかったということではないと、管理者として十分医局との調整を図りながら対処したということで御理解を賜りたいなというように思っております。

それから、薬剤管理指導業務につきましては、今事務長からも説明をいたしましたように、基本的には医療事務システムというのが、議員が御質問にありましたように当初はなかったわけですが、途中から出てきたと。この対応につきましても予算処置をいたしておりますので、これらのものが整備整次次第、実施を図るということにつきましては、私も十分に管理者として医局の方の指導を図っていききたいというふうに思っております。

次に、市町村合併であります。先ほど申し上げました議員協議会等々でお話し申し上げました研究会設立がされているわ、だがその範囲内ではということについてのあれは、私個人の私見でありまして、これはもうこれから広域圏域の中でどう進めていくかということにつきましては、また十分5人が煮詰めていく課題であるというふうに認識をいたしております。ただ先ほども申し上げましたように、研究会という組織の中では限界があるということを認識いたしているということで御理解を賜りたいと思います。

それから消防問題につきましては、議員が御質問をされましたように、私は逐一消防長から状況報告を受けております。議員の御質問にありましたようないろんな過程を踏まえて、現在富良野圏域における一消防事務組合、一本部ということで対応する場合において、どうあるべきなのかということにつきましての方向が検討されて、上川南部消防事務組合並びに富良野地区消防事務組合の両者の職員が現場の責任者として、今後の富良野圏域の防災体制、消防防災体制がこうあるべきがベターであるということにつきまして、取りまとめて我々協議会の中に提出されるものというふうに思っております。その前に、助役会議で調整がされるものというふうに認識をいたしております。

それから住民投票設置条例の問題であります。このことにつきましては、先ほど来申し上げておりますように、現状の状況の中で私は設置する考えを持っておりません。あくまでも、住民の代表である議員の皆さん方が判断をしていただけるものというふうに思っております。このことにつ

きましては、住民の皆さん方の判断を仰ぐ、このことにつきましては、議決機関として住民の代表である議会の皆さん方の、議員の皆さん方の判断を仰ぐということではなくて、議決機関としては議員皆さん方は町民の代表であるということで、すべてのまちづくり各般にわたって、町行政執行に当たって議決を賜っておるというふうに私は認識いたしておりますので、現状においては設置をする考えはないということで御理解を賜りたいと思います。

議長（平田喜臣君） 以上をもちまして、1番中村有秀君の一般質問を終了いたします。

本日は、これにて一般質問を終了いたします。

#### 散 会 宣 告

議長（平田喜臣君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

明日の予定について事務局長から報告いたさせます。

事務局長。

事務局長（北川雅一君） 明16日は本定例会の2日目で、開会は午前9時でございます。定刻までに御参集賜りたいと存じます。

以上であります。

午後 4時15分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の  
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成14年12月15日

上富良野町議会議長                      平    田    喜    臣

署名議員                                  吉    武    敏    彦

署名議員                                  西    村    昭    教

平成14年第4回定例会

上富良野町議会会議録（第2号）

平成14年12月16日（月曜日）

議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
- 第 2 町の一般行政について質問
- 第 3 議案第1号 平成14年度上富良野町一般会計補正予算（第5号）
- 第 4 議案第2号 平成14年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第 5 議案第3号 平成14年度上富良野町老人保健特別会計補正予算（第3号）
- 第 6 議案第4号 平成14年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第 7 議案第5号 平成14年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 第 8 議案第6号 平成14年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 9 議案第7号 平成14年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第8号 平成14年度上富良野町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第9号 平成14年度上富良野町病院事業会計補正予算（第2号）

出席議員（20名）

- |            |           |
|------------|-----------|
| 1番 中村有秀君   | 2番 中川一男君  |
| 3番 福塚賢一君   | 4番 笹木光広君  |
| 5番 吉武敏彦君   | 6番 西村昭教君  |
| 7番 石川洋次君   | 8番 仲島康行君  |
| 9番 岩崎治男君   | 10番 佐藤政幸君 |
| 11番 梨澤節三君  | 12番 米沢義英君 |
| 13番 長谷川徳行君 | 14番 徳島稔君  |
| 15番 村上和子君  | 16番 清水茂雄君 |
| 17番 小野忠君   | 18番 向山富夫君 |
| 19番 久保田英市君 | 20番 平田喜臣君 |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条による説明員の職氏名

- |                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| 町長 尾岸孝雄君          | 助役 植田耕一君          |
| 収入役 樋口康信君         | 教育長 高橋英勝君         |
| 代表監査委員 高口勤君       | 農業委員会会長 小松博君      |
| 教育委員会委員長 久保儀之君    | 総務課長 田浦孝道君        |
| 企画調整課長 中澤良隆君      | 税務課長 越智章夫君        |
| 町民生活課長 米田末範君      | 保健福祉課長 佐藤憲治君      |
| 農業振興課長 小澤誠一君      | 道路河川課長 田中博君       |
| 商工観光まちづくり課長 垣脇和幸君 | 会計課長 高木香代子君       |
| 農業委員会事務局長 谷口昭夫君   | 管理課長 上村延君         |
| 社会教育課長 尾崎茂雄君      | 特別養護老人ホーム所長 林下和義君 |
| 上下水道課長 早川俊博君      | 町立病院事務長 三好稔君      |

議会事務局出席職員

- |          |          |
|----------|----------|
| 局長 北川雅一君 | 次長 菊池哲雄君 |
| 係長 北川徳幸君 |          |

午前 9時00分 開議  
(出席議員 20名)

### 開 議 宣 告

議長(平田喜臣君) 昨日に引き続き、御出席まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は20名であります。

これより、平成14年第4回上富良野町議会定例会第2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

### 諸 般 の 報 告

議長(平田喜臣君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいただきます。

事務局長。

事務局長(北川雅一君) 御報告申し上げます。

本日は、第1日目に引き続き、日割表に基づき一般質問を行います。

以上であります。

議長(平田喜臣君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

### 日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(平田喜臣君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

7番 石川洋次君

8番 仲島康行君

を指名いたします。

### 日程第2 町の一般行政についての質問

議長(平田喜臣君) 日程第2 昨日に引き続き、町の一般行政について質問を行います。

初めに、18番向山富夫君。

18番(向山富夫君) 期待に胸を膨らませて迎えました21世紀も、既に2年を過ぎようとしております。新しい世紀にかけた国民の夢は、大きなものであったことは申すまでもありません。しかしながら、今日の我が国の経済情勢は、心の問題、経済の問題等々ともに期待とは大きくかけ離れた状況と言わざるを得ません。

国内産業の海外移転による産業の空洞化、金融機関の不良債権問題、一向に明るさの見えてこないデフレ不況など、これらによる地方への影響ははかり知れず、まちの根幹を揺るがす大問題であります。

加えて、国では厳しい国家財政を乗り切る手段とし、行政の効率化という名のもとに、市町村の合併を半ば強制的と言えるような手法で、その推進を図ろうとしております。

このような状況にあり、今まさに上富良野がこれからはしっかりと自立をしていこうとするならば、みずからの汗と力で切り開いていくしかありません。たとえ厳しくても、果敢に取り組んでいくべきだと思っております。しかし、我が町には、それをなし得る絶対的な可能性がございます。それは、かつて十勝岳大爆発によって、多くのとうとい命と大切な田畑を泥流によって根こそぎ奪われ、いよいよ廃村かと思われたこの町を不屈の愛郷心で見事に復興を果たしてくれた先人の熱い血が、今も脈々と受け継がれているという事実であります。

このことを胸にとめ、私はこの際、2項目6点について御質問させていただきたいと思っております。

まず初めに、当町の産業経済の実態と雇用についてであります。

先ほど申し上げましたように、国、地方を問わず、極めて厳しい財政状況、一向に改善の兆しが見えないデフレ不況、加えて合併問題等々難問が山積している中、これからは自主自立を大前提とするならば、それを支える基本は、何と云っても産業基盤を強化することが絶対条件であると思っております。

しかし、我が町の現況を見ると、私は商工業、農業ともに大変厳しい状況であると感じており、最初に町長は、上富良野町の経済状況をどのように認識され、仮に厳しいと認識されているとすれば、今後とりわけ平成15年度に向けて、何か具体的な活性化策を考えておられましたら、ぜひ伺いたします。もはや、精神論や抽象論を論じている事態ではないと思っておりますが、いかがでしょうか。

次に、高校新卒者の就職状況についてお尋ねいたしますが、町に活力を生むということは、どれだけ若い人が定着するかということだとも思います。高齢者対策を講ずるということは、若者対策をどうするかだとも言われております。若者の雇用の安定と拡大を図ることは、大変重要であると思っておりますが、現在我が町における高校新卒者の就職内定率と、町内への就職予定の状況について伺いたします。

3点目に、ただいまの就職と関連いたしますが、こんな話を聞かれますと思っております。成功の秘訣は失敗を恐れないことだ。頭ではわかっている、実際となれば簡単なことではありません。一方、何もしなければ何も始まらない、これも事実であります。

当町の町民がそれぞれに持っている知恵や情報は、はかり知れないものがあると思っております。そこで

私は、その秘めたる力を生かし、新たに起業、創業を生み出すことがぜひとも必要であると痛感しており、そのためには、だれもが新たなものにチャレンジできる力強い支援策やリスクの軽減策など、ベンチャー支援制度の創設を図るべきだと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

このことが将来の活力あるまちづくりの芽を育て、やがて大きな木になり、若者を受け入れる大きな力になると信ずるものであります。人の営みがあって初めて活力が生まれ、それを支える環境づくりがぜひ必要ではないでしょうか。

次に、2項目の農業振興と農地の流動化について、3点お尋ねいたします。

先般、12月3日に新たな米政策改革大綱が示されたことは、御案内のとおりでございます。これは、米に限らず、今後の農業のあり方を示していると言え、端的に言うなら、これからはもう国の力はあてにするな、競争に勝ち残れる強い産地、強い経営体だけを残すというような大変厳しいものであります。しかも、平成16年度から徐々に移行するということであり、早急にその備えが必要と思えます。とりわけ農業を基幹産業とする当町にとって、これは町の将来をも左右する大きな問題であります。

折しも第4次農業振興計画が平成15年度で終わりました、16年度からは第5次の計画に移行するものと思われませんが、その計画は、これからの上富良野の農業の方向を定める大きな意味を持つと思われませんが、その策定に向け、具体的にどのように対応されるのか、町長のお考えをお伺いいたします。

農業振興、2点目についてお尋ねいたします。

上富良野町の営農類型におきまして、畑作、転作を問わず、小麦は安定経営を図る上で非常に重要な作物であり、現にその作物も1,300ヘクタールに及び、本町の耕地面積の実に20%を占めるに至っております。

近年、大型コンバインなどの導入も図られ、生産性の向上も見られるのですが、数年前より小麦の流通が民間流通に移行し、それに伴って高品質小麦の生産が一層求められており、一方では価格は年々低下しており、大変厳しい状況にさらされている現実にあります。

このような中、平成15年度より、JA上富良野支所に小麦の乾燥調整施設の建設が計画されておりますが、その事業主体について、いまさら私が申し上げるまでもありませんが、近年各地で大規模農業施設の建設がなされておりますが、そのほとんどが自治体を事業主体として建設し、運営を農協に委託している実態にあります。

この趣旨は、麦の生産の中で大きなウエートを占

める乾燥調整料のコストを大幅に下げることができると聞いておりますが、現下厳しい農業情勢の中、当町においてもこの際町が事業主体となって建設すべきではと確信し、また生産者も大いに期待しているところでもあります。町長のお考えをお伺いいたします。

最後に、農業委員会会長に御質問させていただきたいと思えます。

近年、当町の農地の流動化が、どうもスムーズに進んでおられないように感じられるのですが、流動化の実態はどのような状況にあるのか、まずお伺いいたします。

次に、流動化と密接に関係があると思われ農地価格についてであります。その価格の設定に対し、近年農家の間でさまざまな形で問題となっており、流動化が進まない一因にもなっているような気がいたします。

この価格設定に対し、許可機関として農業委員会の基本的な考え方と、実際の流動化に当たってどのように対応なされておられるのか、お伺いいたします。

加えて、富良野沿線市町村における田畑の農地価格の現状についてもお聞かせ願いたいと思えます。

以上、2項目6点についてお伺いいたしました。具体的な力強い御答弁を期待申し上げ、質問とさせていただきます。よろしくお伺いいたします。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 18番向山議員の1番目、産業経済の実態と雇用についての3点の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の産業経済の実態と雇用の現状につきましては、長引く景気の低迷や産業構造の変化の中で、特に北海道の置かれている環境は厳しく、来年度の経済成長率もマイナス1%と、平成12年度以降4年連続のマイナス予測がされている状況にあります。とりわけ政府の経済改革の方針を受け、地方自治体におきましても、地方交付税制度の見直し、公共事業の縮小などによって町の経済も大きな影響を受けると予想されております。

さらに、市町村合併が全国的に叫ばれている中で、本町においてもさまざまな機会を通じ、合併に関する情報提供に努めるとともに、町自体の将来方向を決定づける大切な時期であると認識いたしております。

このような中で、当町の基幹産業である農業、商工業の発展は最重要課題であり、現在の第4次総合計画においても、町の将来像の4本柱の一つとして、活力ある産業の町を掲げ、各種施策に取り組んでいるところであります。

また、その推進に当たっては、関係各課の連携を

強めるため、田園企業プロジェクト、生き生き長寿プロジェクトの二つの戦略プロジェクトにより、横断的な事業の推進を図り、産業振興による若者の職場づくり、福祉サービスの充実などを積極的に進め、現状の人口を維持していくよう努めてまいっております。しかし、農業においては、後継者不足や労働力不足により、農家戸数の減少が続くとともに、農産物の価格低迷などの厳しい経営環境から、農業生産高もこの数年79億円台で推移しており、ピーク時の平成10年度に比べて7億円ほどの減少いたしておるところであります。

一方、商工業においても、小規模事業者を中心に後継者不足や町外への消費流出により売り上げの減少は続き、商業統計の販売額は、平成9年の約153億円から、平成11年度には約111億円まで大きく減少しているところであります。

こうした中で、国の公共事業の削減による建設業を中心とした打撃も予想され、経営基盤の強化や技術の強化のための企業合併も進んでいく厳しい状況にあると思っておりますが、公共工事の地元企業への受注機会の確保に努めるとともに、町内外の事業受注者に対しまして、できるだけ町内者の雇用の配慮をされるよう要請しているところでもあり、雇用の確保、創出に一層の努力をしまいたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

2点目の新卒者の就職状況については、後ほど担当課長から答弁させることといたしまして、続いて3点目の御質問にお答えさせていただきます。

新たに業を起こす者や、業をつくる者に対する支援策についての御質問であります。本町は豊かな食糧生産の町として、農業を基幹産業として商業、観光の町として発展してきましたが、国内の経済不況や急速に進む国際化により、町の産業は今や転換期に立たれております。

そのような中で、新たに業を起こしたり、業を生み出そうとする方々に対し、手厚い支援や援助策を講じることについては、議員と全く考えを同じくするものであります。現状では、特に起こす企業に限定した支援制度は設けておりませんが、企業振興措置条例に基づく企業の誘致や既存企業への支援策、また商業振興条例による小規模事業者への助成、そして農業関係においては、新しく就農を志す者や新学卒者、Uターン者をして農業に従事する者への支援策を講じており、それ相当の実績を上げているところあります。

また、国や道などの融資制度も活用できることから、起こす起業家を目指す方々から御相談などを受けた際には、適切に対応するよう努めているところあります。

活力あるまちづくりの柱となる産業の育成は、地域活性化や雇用の場の拡大にもつながることから、大変重要なことでもありますので、現行の施策の見直しを図りながら、起業を促進するための制度創設につきましても、幅広い議論をいただきながら、今後の方向性を定めてまいりたいと考えております。

次に、農業振興についての1点目の新たな米政策改革大綱に関してお答えをさせていただきます。

国においては、30年余り続いた生産調整政策を新たにし、米政策見直しとなる新たな米政策改革大綱を決定して、平成20年度までに農業者、農業団体が主体的に生産調整に取り組むものとされております。

平成20年から、仮に国が示す米政策改革を進めることになりますと、米の流通を市場原理にゆだねることになり、米価の下落を招くことも懸念されますが、水稲主産地として生き残るためには、コスト軽減を含めた効率的で安定的な農業経営が求められます。私といたしましては、コスト軽減を含め、効率的な農業経営を進めるために、圃場の基盤整備を行っていくことも選択肢の一つと考えておりますが、第5次の農業振興計画策定に対しては、JAや関係機関と協議し、地域の特色に沿った計画になるよう検討してまいりますので、御理解を賜りたいと思っております。

次に、2点目の麦の乾燥施設に関する御質問についてお答えいたします。

小麦の生産については、町内で約1,280ヘクタールが耕作され、畑作物において重要な位置を占めております。麦の乾燥調整施設については、防衛庁事業として、平成15年度より平成18年までの4年計画でJAの事業主体により実施できるよう調整を進めておるところであります。

この間、他市町村において、市町村が事業主体として事業を推進している事例も見受けられることから、JAから当町に、町が事業主体になることについての要望を受けた経緯がございます。要望につき種々検討してまいりましたが、この種の施設整備については、従来からJAが事業主体となって事業を推進してきた経緯と、行財政上にかかわる大きな課題を抱えていることから、住民合意を得た上でなければ難しいものと判断し、従来どおりJAが事業主体で実施するようお願いをいたしましたところあります。

農業者にとって、コスト軽減などにつなげていくための農業施設整備については、JAが合併したこともあって、今後は沿線5市町村が共通の課題と受けとめ、JAとも十分協議をしまいたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

議長（平田喜臣君） 次に、商工観光まちづくり課長、答弁。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 産業経済の実態と雇用についての2点目の御質問の、高校新卒者における就職内定と町内への就職予定状況についてお答えをいたします。

12月9日調査の時点の数値でございます。まず、上富良野高校につきましては、卒業生43名中就職希望者が25名で、就職内定者12名、率にしまして48%でございます。町内企業には自衛隊5名を含む9名となっております。

次に、富良野高校につきましては、卒業生192名中就職希望者41名で、就職内定者29名、率にしまして71%であり、町内企業へは自衛隊15名を含め17名となっております。

富良野緑峰高校につきましては、卒業生150名中、就職希望者91名でございます。就職内定者53名、率にしまして58%でございます。自衛隊7名を含め、町内の企業へは11名となっております。

3校の全体では、就職希望者157名、内定者94名、率にしまして60%、そのうち町内企業への予定者につきましては、自衛官27名を含め37名となっております。

なお、町内企業には調査日現在で自衛隊内定者を除くと、民間には10名が内定を受けておまして、今後もなお数人が内定を受けるといふふうにお聞きをしておりますが、町内、管内の就職につきましては、現況には厳しいものがあるというふうにご覧でございます。

以上でございます。

議長（平田喜臣君） 次に、農業委員会会長、答弁。

農業委員会会長（小松博君） 18番向山議員の農地流動化についての御質問にお答えをいたします。

まず、農地流動化の現状ですが、あっせん申し出とあっせん成立概要について申し上げます。

平成13年度（平成13年度の11月から14年の7月まで）につきまして、あっせん申し出願い出面積665ヘクタール、件数で112件の申し出がございました。面積665ヘクタールの70%が売買希望ということで、あと30%が賃貸借希望の内容であります。

一方、あっせん成立は、面積で売買が284ヘクタールで全体の43%、賃貸借が374ヘクタールで56%、そのうち取り下げが7ヘクタールということで1%の概要であります。したがって、売買の希望があり、賃貸借の成立となった面積は183ヘ

クタールであります。

次に、農地価格ですが、不良債権絡みの農地、いわゆる10年以上塩漬けになった農地の処理に対する価格、また最近我が町に出回っております競売物件の価格等により、少なからず優良農地価格の下落を招いている状況でございます。まことに残念な現状にあります。

農業委員会といたしましても、売買実例等を参考に示し、農用地利用改善組合と協議しながら適正な価格であっせん、指導も心がけているところですが、低価格、低下を期待して買い控えをしている農業者もいることから、流動化に対するプラスとマイナスの両面の影響を与えているのが現状でございます。あくまでも農地におきましては、売り手、買い手納得の上、初めて成立する極めて難しさがあるところでございます。今後におきましては、関係機関とあらゆる方向性を探り、価格の安定化に向けて努力してまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

続きまして、富良野沿線市町村の農地価格につきまして申し上げます。

富良野市は、水田1ヘクタール当たり30万円から45万円、畑で10万円から25万円。隣の中富良野町においては、水田が38万円から43万円、畑については6万円から14万円。南富良野町では、水田10アール当たり21万円から22万円、畑においては3万円と聞いております。

なお、本町では、田10アール当たり15万円から23万円、畑については6万円から14万円が推移をしております。

なお、水田につきましては、それぞれ条件が異なるわけございまして、隣の中富良野町あたりは、きちっと区画整理された水田でございます。その辺の見方もかなりあるのかなというふうに感じてございます。

以上でございます。

議長（平田喜臣君） 再質問があれば賜ります。

18番向山富夫君。

18番（向山富夫君） 再質問させていただきたいと思いますが、まず産業の活性化について、町長も大変厳しい現状だという御認識をお持ちのようでございますが、また各種施策に取り組んでおられると述べられておりますが、どうも私にはそれらが町民に感じるように形としてあらわれてきていないような気がいたしますが、先ほど課長からの御答弁にありました、高校新卒者の就職内定率を見ましても、町内での内定者が37名で、自衛隊入隊予定者を除きますと、町内企業へはわずか10名という状況であります。

一方、御答弁の中でございましたが、商工業、農業ともに後継者がいなくて大変だと申されておりましたが、何か私は矛盾を感じているわけがございます。若い人はたくさんいるのです。要するに、それを受け入れる環境ができてないということではないでしょうか。

少し具体的なことでお尋ねいたします。先ほどの町長のお答えにありましたが、町内での雇用の創出を図るため、公共事業の地元企業への発注機会の確保や、また町内者への雇用の配慮などを要請したいということではございましたが、実際どのような方法をもって実効を上げられるのか。例えば、入札や発注の条件に、こういった事柄を加えると、こういうようなことも考えておられるのか、お伺いいたします。

次に、起こす企業、それからつくる創業について、新たな制度の創設は、今後方向性を見定めていくということですが、起業、創業には総じて立ち上げ資金が足りない。しかも、リスクがあるため簡単に融資も受けられないなど、非常に高いハードルがございます。

町の第4次総合計画の田園企業プロジェクトにもはっきり、定住、起業家支援センター機能の整備を図ると提起されております。これだけ経済が疲弊をしている今こそ、この具現化のため早急に支援制度を創設し、1日も早い活性化への足がかりをつくるべきだと思います。

早晚、上富良野町においても、町村合併についての何らかの形で町民の皆さんにも判断が求められるときが来るものと思われま。上富良野町がこれからも自立していけるのかいけなないのか、その判断をする判断材料として、自分の住む町に活気や魅力があるかどうかということは、大きな判断材料になることは間違いなく、上富良野町が自立できるかどうか、そんな意味も込めて、再度お答えをいただきたいと思ひます。

次に、農業振興と農地の流動化について、再度お尋ねいたします。

米政策改革大綱が示されたことによりまして、当町においても強い体質を備えた農業への構造改革が以前にも増して急がれます。そのためにも、その重要な羅針盤となる第5次農業振興計画の策定には、相当の時間とエネルギーが必要と思われま。まして上富良野町の特色を十分に生かすとなれば、なおさらであります。計画の策定に向け、どのようにさらに具体的に取進められようとするのか、いま一度お尋ねいたします。

2点目の麦の乾燥調整施設についてであります。最初の質問でも申し上げましたが、町長も十分

御承知と思ひますが、近年設置されております大型農業施設の大半が自治体によって建設され、生産者のコスト低減に大きく寄与しております。厳しい農業情勢にあつてこそ、これに寄せる生産者の期待はとて大きいものがござひます。しかし、当町においては、住民合意を得なければならないとのことですが、多くの生産者の安定経営を図るため、ぜひ合意を得て実施できるように取り組んでいただきたいと思ひますが、改めて町長の考えをお聞きいたします。

農業委員会会長に、もう一度お尋ねさせていただきますが、先ほど御答弁いただきました沿線市町村の農地価格から比較いたしますと、当町における水田の農地価格で見ますと、中富良野町に対しては40から54%、富良野市に対しましては50から51%と、ほぼ半分であります。これは、私余りにも不自然な状態ではないかと思ひますが、今後農業委員会といたしまして、この余りにも大きい価格差をどのようにしていこうとされているのか、お伺いしたいと思ひます。

以上でございます。よろしくお伺いいたします。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 18番向山議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、基本的に財政状況を御理解いただきたいというふうにお思ひわけありますが、15年度から始まります国営事業の償還等によりまして財政状況の中で、非常に厳しい財政状況の中でありま。新たな事業の展開ということにつきましては、スクラップ・アンド・ビルドの対応を図っていかなければならないというふうに、限られた財政の運用を強いられているという基本的な中で、産業の活性化につきましても、今後十分議員と同じ考え方を持ちながら、第4次総合計画に基づく活力ある産業のまちづくりを目指した施策の展開をしていかなければならないというふうにお思ひしております。そういったことから、基本的には我が町の総合計画の最終年度の目標人口、1万2,500という目標人口を掲げるためには、毎年82人近くの若者が定住していただかなければ、この人口の確保が目標達成ができなないということでありま。そういった意味からプロジェクトチームをつくって、その対応を図るところでございます。

そういう中にありまして、雇用の促進の部分につきましては、受注業者に対しまして地元の雇用あるいは地元からの物資の購入等々につきまして指導をするということでありま。これらにつきましては、その都度対応を図りながら、極力地域の振興のための施策として推進を図るようお願いを申し上げて

いるところであります。

また、もう一つの起こす起業、これにつきましては、先ほども申し上げましたが、企業振興措置条例におきまして、これらの中で資金の利子の補てんあるいは固定資産税の減免、あるいは補助、助成策等々の対応を図ってきておりますので、今後もこの企業振興措置条例の適用の範囲の中で起こす起業に対する支援策を講じていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

それから、米政策大綱に伴います第5次の農業振興計画をどのように考えておるかということですが、既に私の方はJAさんの方に、今まで、従前は上富良野町と上富良野農業協同組合とで地域の農業振興計画、4次の計画までを立てたわけですが、これからはJAふらのとして5自治体を基本とした中での計画を立案するという方向で進めてきているところございまして、それぞれの地域、それぞれの自治体との関連がございますので、これからは、より一層農協さんとの連携を図りながら、今私どもの地区振興会でつくっております農協さんとの調整の窓口であります幹事会を通じて、これらの調整を十分図っていきたいというふうに思っているところでありますが、現在この幹事会の機能が十分に果たされていないという面もございまして、これらにつきましては、私の方といたしましては幾度となく組合長並びに専務に、我が町は15年で終わりである、16年からの農業振興計画について、JAとしての方向性を定めて、自治体との調整を図ってほしいということをお願いを申し上げているところでございます。

ただ、現状のJAさんからは、正式な回答はいただいておりますが、これから担当を通じながら、もう1年しかございませんので、この上富良野農業というものをどうあるべきなのか、そういう上富良野農業の振興策を行政とJAとしてどのような計画を立てていくのか、これらを煮詰めていきたいというふうに思っております。

ただ、名称につきましては、我が町におきましては、第5次農業振興計画という形になりますが、基本的には、大同合併したふらのJAさんがつくる新たな計画ということで、名称はどのような形で変わってくるかということにつきましては、これからの課題かなというふうに認識いたしております。

何はともあれ、16年からの我が町の農業振興計画、これは何としてもつくらなければならない課題でありますので、JAと十分調整を図ってきたいというふうに思っております。

それから、次の麦の乾燥施設でありますけれども、これは長い年月かけて、JAさんが主体して防衛予

算で対応していくということで、今日まで私筆頭に予算獲得のためをお願いをして、やっと採択を受けた事業でございまして、これを途中から事業主体を変更するというにつきましても、今後の防衛予算の対応等々も考えますと、なかなか難しい面もあるのかなという部分と、もう一つは、先ほどお答えさせていただきましたように、もとは上富良野農協と上富良野町でありましたけれども、JAふらのさんに合併したということで、JAふらのという形の中で、今後農協さんがつくる各施設について、事業主体を自治体がということに相なりますと、私の町だけでなく、各5市町村に影響が及ぼすこともございまして、これは広域の中で、圏域の中で各5自治体の調整を図るべきであるというようなことから、そういう調整をさせていただいたということによって御理解を賜りたいというふうに思っております。

ただ、このことにつきましては、私としてはまことに残念だなというふうに思うわけですが、これらの自治体が事業主体になると、そのために浮くJAさんのプラスの部分、麦作付農家の皆さん方に100%還元をしていただけるものであるならば、私も前向きに検討をいたすつもりでございました。しかし、一部分は麦作付者に対して還元はするけれども、大半は農協の経営上においてプラスになる。全体のふらの農協、JAさんの中でプラスになると。例えば、減価償却をしなくて済むようになるとか、いろいろな部分のプラスの部分は農協経営自体のもの、全体的なものであって、上富良野の農家の皆さん方の麦つくっている方々に還元されていないというあたりが、私としてはいささか町がリスクを背負って対応して、町の農業者がプラスにならないと、そういう部分があるということについては、いささが疑問を感じたという部分も、調整がつかなかったという部分もあったということで御理解を賜りたいと思います。

議長（平田喜臣君） 次に、農業委員会会長、答弁。

農業委員会会長（小松博君） 18番向山議員の再質問にお答えをいたします。

価格低下につきまず富良野沿線と比較して、かなり上富は低いということでございますけれども、議員御承知のとおり、昨年ふらの農協の合併によりまして、不良債権処理というようなことで、いつもの年の倍以上の農地が出てきたわけございまして、それにプラス昨年、当然年齢、高齢等々でリタイヤする農業者も当然いるわけございまして、それぞれプラスということで、非常に大きな面積が出てきたという状況もありまして、それに一方では公庫に

よりも競争という形で、非常に安い農地が平場で出現したというような状況にもございまして、それらが大きく足を引っ張りまして、かなり農地の下落を見たわけでございます。

その流れの中で、私ども大変組合長さんには、るるお願いをしながら進んで、流動化に対しては進んできたわけなのですが、今の農業の置かれた状況、農産物価格の状況等々、若い人たちはもうすぐ原価計算しますので、これでは買えないというようなことで、なかなか流動化しないのが現状でございます。

過去の50年来のような右肩上がりのときであれば、それぞれ思惑で買い求めてくれた農地も、ここへ来て、もうすっかり流動化しないというようなことで、ではどうするのかということになるのですけれども、価格を下げざるを得ない。農協さんは、不良債権でありますから、今の国のシステムによりまして、絶対その資産を処分しなさいというような状況の中で、私ども板挟みで動いてきたわけなのですが、なかなか思うようにいかない。私どもも、現実的にはもともとなるべく戻すべく、皆様方にはお願いをしている状況でございます。個人個人で話しすればわかってもらえるのですけれども、いざその人が求めるとなると、なかなかそうはいかないというような難しい状況でございます。その辺、私どもも何とかそれに対して、この農地は最低これくらい、これ以上は絶対下げないのだよという受け皿的なものがあれば、価格維持はできるのだらうと思っておりますけれども、なかなかそういうシステムもない。

町で公社等々も考えたわけなのですが、町で公社をつくっても、何年か後に求める人がいなければ、その公社は破たんするわけでございまして、その辺の非常に難しさがあるわけで、これから農業関係者、また議員の皆様方にもお知恵をかりながら、我が町の農業、優良農地をどうしていくのかというようなことをこれから本当にじっくり考えていかなければならない時代に来たのかなというふうに感じているわけでございます。

はっきりした答弁にはならないわけですが、はつきりした答弁にはならないわけですが、現実には塩漬けの農地、まだ半分近く過去の農地が不良債権というようなことで残っているわけで、それも今後においても大きく足を引っ張るのではないかと、このように危惧をしているわけでございます。

そのようなことで、はっきりこうという答弁もできませんけれども、いずれにいたしましても、求めてくれる人が、農地を求めて3年、5年でリタイアするような価格ではいかなものかなという考えも私個人にもあるわけでございまして、これからの農

業情勢を見ながら、その辺判断をし、どの辺が適正価格なのかなということも委員会、また関係機関等々で検討していきたいものだなと思っております。

議長(平田喜臣君) 再々質問があれば賜ります。18番向山富夫君。

18番(向山富夫君) 再々質問させていただきます。何点かお尋ねいたします。

まず、1点目でございますが、町長にお尋ねいたしますが、公共工事の入札、発注に際しまして、極力地元で資材を調達する、あるいは雇用を図っていただくというようなことを指導していきたいという御答弁でございましたけれども、指導ととどまるのか、あるいは入札、発注の条件としてそれらを加味していくのか、まずその点、もう一度お尋ねさせていただきます。

それから、農業振興の麦の乾燥調整施設の事業主体についてでございますが、何かお聞きしますと農協が、私も実態はよくわかりませんが、乾燥調整料の料金収入を農協の経営の中にそれを流用していると申しますか、そういうような感じに受けとめたわけでございますが、上富良野町においては、まだ今計画されている施設は形としてありませんし、そういう料金体系でもございませぬので、その辺はちょっと私は理解できないのでございます。

これは一考に値するかどうか、町長いかように受けとめていただけるかわかりませんが、お聞きしている現状で申し上げますと、約10億円程度の事業費で計画がなされているというふうに伺っておりますが、私が見聞きする近隣の町村の料金体系なんかを見ますと、おおむね現況で申し上げますと、麦について申し上げますと、ふらの農協におきましては、大体今1,800円から900円ぐらいの1俵当たりの利用料金になっているかと思っております。これらをそのまま当てはめると、大体麦ですと1,000円か1,000円ちょっとぐらいに低減できるというような料金体系で既に操業されている施設がもう方々にございます。

そういうようなこと、すごく乱暴な試算になりますが、御容赦いただきたいと思いますが、仮に上富良野で七、八万俵の生産があるとすれば、その現在の料金体系と比較いたしまして、七、八百円のコストが低減できると。金額に計算しますと、おおむね1年で6,000万円程度のコストが下がるのかなというような気がいたしております。

さらに、当然汎用性のある施設でございますから、米にも使えるということになりますと、10万俵を超える実績でございますので、1億近い農業生産者のコスト低減に毎年つながるといようなことも試

算できるということでございます。

しかし、町長の御答弁にありましたように、非常に何か私農協と不協和音があるような印象を持って聞いてしまったのですが、そんなことはないかと思えますけれども、例えばこれは本当に乱暴な言い方になりますが、今これから上富良野町では、財政から申し上げますと国営事業、これと一緒に論ずることはどうかと思いますが、国営事業との負担がありまして、またそれがその町の重い負担となってくるというようなことから、例えば町が事業主体になって建設して、農協に施設の運営等お任せして、施設の利用料という形で町に利用料を納めていただく。例えば、先ほど申し上げました1年に1億円の中の、例えば30%でも40%でも利用料ということで町に納めていただくということになりますと、年間4,000万円、試算で3,000万円、4,000万円という数字になり、これらを上富良野町の農業者全員が、上富良野農業が強くなっていくために使ってくださいということでしたら協力してくれませんか、国営の負担を軽減する財源にでも充てるというような手法が、もしですよ、考えられるものでしたら、農業者全員が上富良野の農業を支え合っていくという本来の姿にもなるかと、そんなような考えもするわけでございます。

そういうようなことから考えまして、一方では固定資産税が入らないというようなこともあります。しかし、仮に10億円と試算いたしましても、補助率3分の2、受益者負担3分の1ということになりますと、当然圧縮記帳しますと三億数千万円の基礎数字になりますから、何ぼになりますか、1,000分の14ということになりますと四百五、六十万円になりますか、それらもその施設の貸付料のような形で御協力を願えば、それらも解消できるのではないかなというふうに考えております。

いずれにいたしましても、なるべくといいますが、もう必ず町が事業主体になってコストが低減されるということを生産者は願っておりますので、ぜひ町長に再考をしていただくよう、改めてお尋ねいたします。

それから、農業委員会の会長さん、申しわけありませんが、もう一度お尋ねいたしますが、現況は私もそのように認識しております。しかしながら、こういう現象があらわれておまして、例えば現在の転作の配分におきましては、属人主義がとられておまして、たとえば上富良野の農地でありまして、他町村から通ってつくられている方がおまして、その人が属する町村でカウントするということになりますと、農協でお聞きますと、二十数ヘクタールが上富良野から他の市町村へ耕作者が移られてい

るという状況だそうでございます。

また、上富良野の方が他町村へ行ってつくっておられる面積は、もうごくごく1ヘクタール以下だそうでございます。ということになりますと、当然今後転作がポジ配分になりますので、その米のつくれる面積が示される段階で、その面積が除外されるというようなことになります。そういうことから考えまして、ぜひ沿線、そういう現象があらわれる一因として、農地の価格差があるのでないかと思えますので、そういう面からおきまして、ぜひとも富良野沿線が、条件が違う分はさておきまして、なるべく均衡はとれる価格に、なるべく御指導賜りたいということでもう一度お尋ねして、以上お尋ねして再々質問とさせていただきます。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 18番向山議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の公共事業に対します受注事業者に対する対応であります。これは受注条件として対処することは法的に不可能でありまして、やはり受注業者に対します行政指導という範囲内で指導するという、お願いをするということに相なろうということでございます。

それから麦の乾燥施設、向山議員からお話聞いておりますと、なぜ私はやらなかったのかなというふうに思います。向山議員と同じように農協さんが思っているなら、私は自治体が事業主体になるということに対しては、いろいろ先ほど申し上げましたように、沿線に大きな影響を及ぼす。四十何億で今つくろうとしているライスセンターの問題等々抱えた町村もございまして、富良野市もまた抱えたものもございまして、ですから、一番先に上富良野町がそれをやれば、他の自治体に波及していくというようなことから、5市町村共通の課題として、自治体としてのどう方向を定めるかということは、対応しなければならぬというような5市町村の話し合いはあるわけでありまして、議員のおっしゃるように、本当に受益農家のために農協さんがそういう形で私に提案してくれたのなら、私はいろいろとしろがね問題等々の絡みもありましたけれども、了解したろう。私が冒頭でお答えさせていただいたように、JAさんが得る、事業主体が自治体がやることによってJAさんが得る分の100%も上富良野町の農家のために還元するのであればいいですよ。しかし、それは一部の部分が還元されるのであって、他の部分は還元され得ないというところに、私はノーという回答を出させていただいたと。議員のおっしゃるようなことを農協さんが考えていただくとするならば、私は理解したろうというふうに

思っておりますので、その点ちょっと違うということをご理解いただきたいと思っております。

議長（平田喜臣君） 農業委員会会長、答弁。

農業委員会会長（小松博君） 向山議員の再々質問にお答えをいたします。

確かにいろいろな問題が出てくるわけでございますけれども、私ども農協の常勤、また理事さんと懇談する機会がございまして、その中で農協さんとともに流動化等々について検討しているわけですが、その中で向山議員と反対の御意見が農協から出てくるわけなのです。農地は富良野沿線広域化、委員会の本当の広域化の中で、富良野盆地の中で動かすような手法をとれないのかという御意見がございまして、それも一つの方法である。情報公開等々もしながらいい方法だろうなと思っているのですけれども、現実には富良野から上富へ、中富から上富の方という形、美瑛との関係もあるわけなのですけれども、そういう各町村の出入りはあります。富良野から来たから、農地価格維持するのに、これではなかつたらだめだよという形になってくれればいいのですけれども、必ずしもそうはならないという状況でございます。

地元の人は、条件が悪くてさわらない農地等々、よそから来てわからない人は意外と買ってくれるというような状況もありますので、安いから求めようか、また、それ以上たいて求めようかという方が入ってきているような状況でございまして、なかなか价格的な均平というのは、なかなかその辺で難しさがあるのかなというふうに感じております。

私どもも同じ水準に向けて頑張っているわけですが、いかんせん需要と供給のバランスが非常に崩れている、大きく崩れているというような状況の中で、なかなか買い手が見つからない。最後は、もう賃貸でという形になるわけで、その辺、私どもも今後本当に関係機関と協力しながら鋭意努力してまいりますので、またその辺御理解、御協力等よろしくお願ひしたいと思います。

議長（平田喜臣君） 以上をもちまして、18番向山富夫君の一般質問を終了いたします。

次に、16番清水茂雄君。

16番（清水茂雄君） 私は、さきに通告してあります3点について質問させていただきます。

これらの課題につきましては、今までも再三御質問申し上げたことでありますが、所管でもあります。しかしながら、現在社会において最も重要な緊急を要する課題と私は考えますので、あえて再度質問させていただきます。

まず初めに、少子化対策における基本的構想についてお伺ひいたしますが、近年異常な早さで進む少

子高齢化は、将来の社会構造を根本的に変えようとしております。学識者の間では、この異常現象が進むと、50年後には日本の人口は5,000万を切るだろうと警告しております。そのことにより起こり得るであろう、将来において日本国の社会構造を左右する課題の持っている重大かつ重要性を考えますときに、私は息を飲み、驚愕して身の縮む思いがいたします。

少子化が進むことにより、人口比率における高齢者比率が増加を示し、その結果、25年後には少子化の進行に伴い人口は激減し、総人口に対する高齢化比率が上昇すること必至であり、反面、労働人口が減少して、2人ないし1.5人でお一人の高齢者のお世話をしなければならない時代が到来するということが、既に統計の上で出ていることは御存じのとおりであります。

上富良野町におきましても御多分に漏れず、年間の出生児が昭和40年には377人、昭和45年には340人、出生児比率は21%以上を示しておりましたが、年々減少の一途をたどり、平成13年には、年間の出生児が126人となり、実に年間出生数は3分の1以下という極端な減少傾向を示しております。出生児比率におきましても、9.7%まで落ち込んでおります。先行きが心配な重大事態となっております。

また、小学校児童数におきましても、昭和40年には上富良野町全校で1,781名の在籍児童がりましたが、年々減少して、昭和60年には423名減少の1,358名となり、平成7年には、またまた443名の大幅減少となり、大台を割り込み915名となりました。今年の平成14年度には、上富良野町における総児童数は、昭和40年以降で1,044名減という実に驚くべき大幅減少を示し、現在5校の在籍児童数は、わずか737名であります。実に驚くべき数字であり、異常な減少経路をたどっております。このまま少子化現象が以降経過すると、町の将来が危惧される重大課題であります。

以上の観点から、最も緊急を要する事態であり、町の将来をしっかりと見詰めた上で対応する施策について考えるべきであります。町長は、この重大事態をどのようにとらえ、どのような施策をもって対応し解決していく考えでおられるのか、所信を伺ひたいと思っております。

次に、エンゼルプランについて伺ひますが、町長は先般、平成15年度において新エンゼルプランを作成と申されましたが、既に基本的な構想を持っておられると思いますが、子づくり可能なカップルに対する子づくり、出生に関する諸問題及び子育て期間等における教育、支援、援助等々について、新工

ンゼルプラン計画では、どのような構想で対応されるお考えなのか、町長の基本的な所信について率直にお伺いしたいと思います。

次に、教育施設改修完備及び通学路における安全対策について、教育長にお伺いいたしますが、本年10月22日に、初めて開催された子供議会に、多くの子供議会議員からの行政に対する指摘及び要望があり、子供議員の純粋な視点からの鋭い質問に大きな感銘を受けたところであります。

また、町長及び教育長の答弁も、子供議員の熱意を持った純粋で率直な質問に推されてか、実に歯切れよく、誠意ある前向きな答弁であったと感じております。本議会も、常にこうありたいものと考えております。

多くの質問の中で、特に多かったのはグラウンド関係の整備及び登校途上における安全対策の2点でありました。いずれも次世代を担う子供たちの成長期における身近な問題であり、誠実な願いが切々と訴えられたところであります。

グラウンド関係整備につきましては、グラウンドの補修及び土盛り、降雨後の水はけ不良からのグラウンドの軟弱、水たまりの解除等々における対応策として、十分な暗渠施工、野外活動における土ぼこりの防止及び安全のための芝張り、老朽化したバックネット及び遊具等々の改修、新設については、今後とか、随時対応してまいりますなどというような緩慢なことではなく、平成15年度予算に組み込み、即刻施工実施を行い、子供たちの熱い期待にこたえるのが理事者としての責務であると考えます。

また、交通安全対策におきましても、未来を担う大切な子供たちの身の危険に及ぶ重要な事柄であり、運転者に対する交通ルールの厳守は無論のこと、交通安全対策の啓蒙、交差点における信号機の増設、横断歩道の改良、歩道の整備及び新設、街路灯の増設、スクールバスの改善等々についても、誠意と責任を持って応じるべきであります。

以上は、私にお答えいただくというよりも、子供たちの純粋で熱い心で必死に訴えた要望と期待に対して裏切ることなく、理事者におかれましては子供たちと同じく純粋に熱い心で要望の施行実行に向けて、誠意と決意を持った前向きに実のある答えをいただきたいと思っております。

以上で終わります。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） ただいま16番清水議員の御質問にお答えさせていただきます。

最初に、1番目の少子化対策における基本的構想についての御質問であります。少子高齢化の進展は、議員御指摘のとおり労働力人口の減少や年齢構

成の変化をもたらすなど、将来のまちづくりにとって大きな影響を及ぼすことから、少子化対策は重要な課題であると認識いたしております。

少子化の主な原因としては、結婚に関する意識の変化や、子育ての負担感の増大を背景にした未婚率の上昇、夫婦の出産に関する意識の変化など、若い人たちのさまざまな価値観の変化が要因であると考えられております。

少子化に関しては、このような要因と背景を踏まえた中での対応が必要であります。とりわけ子育て支援に関しては、総合的かつ計画的に推進する必要がありますと考えております。

町といたしましては、総合計画に掲げる基本目標に沿って、次代を担う子供たちが健やかに育ち、また若い人たちが安心して子供を産み育てることができるよう、子育て家庭への支援体制の充実、保育内容の充実、地域における子育て活動の促進などを基本として、行政機関と児童福祉施設、学校、地域社会とが連携、協力しながら子育て支援の環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

この子育て支援策をどのように推進するかを示すのが、2点目の御質問にありますエンゼルプランであります。平成15年度予定のエンゼルプランの策定に当たっては、子育て中の保護者などを対象としたアンケート調査を実施するなど、住民の声を反映させた計画づくりにより、子育てと仕事の両立支援のための多様な保育サービスへの取り組み、児童館運営の充実、育児に不安を持つ家庭における子育て支援のための子育て支援センターの整備、母子保健相談指導体制の充実、健やかに子供を育てる活動の推進などを骨子として盛り込んだ中で、現在行っているさまざまな子育て支援事業に検討を加えて、さらに一層の内容強化に努めてまいりたいと考えております。

議長（平田喜臣君） 次に、教育長答弁。

教育長（高橋英勝君） 16番清水議員の3点目の教育施設の改修整備と通学路における安全対策についての御質問にお答えしたいと思います。

小学校6年生の総合学習の中の、社会の仕組みを学ぶ体験学習の一環として、10月22日に町で初めての第1回子供議会を開催いたしました。各小学校からの代表者16名から、行政や教育に関することの代表発表と関連発表が、児童の純粋で率直な立場での質問があり、町長と私とで、子供たちの夢を壊さないよう誠意を持って質問に答えたところであります。

その中で、教育委員会関係の質問といたしましては、ふだん各学校から要望されている案件はもとより、グラウンドの整備やスクールバスの運行、子供

会活動や交通安全対策など、子供たちが早期に実現してほしい課題を切実に私たちに訴えられたわけですが、子供たちの熱い要望の期待を裏切ることのないよう、さらなる努力をしなければならないことを意識させられたところでございます。

その中でも、直接子供たちにかかわりの深い各学校のグラウンド整備につきましては、緊急を要する課題であることを再認識させられました。今後、各学校や子供たちの熱い要望にこたえるよう、簡易的に整備が可能なグラウンド等につきましては、地域住民の皆さんの御協力をいただきながら早期に整備をするよう考えてまいりたいと考えておりますし、また多額の費用を要するグラウンドについても、1年でも早く子供たちの期待にこたえるよう整備をするよう努力してまいりたいと考えております。

また、スクールバスの運行の改善や信号機の増設、街路灯の増設、横断歩道や歩道の設置等についても、子供たちの純粋で熱い気持ちの切実な要望と受けとめまして、町独自の解決は困難な案件や、また一朝一夕での解決ができない課題もありますが、子供たちの期待にこたえるよう、町での課題や国や道に対しての要請をしていかなければならない事業もあり、課題を整理いたしまして、今後誠意を持って対処するように努力してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（平田喜臣君） 再質問があれば賜ります。

16番清水茂雄君。

16番（清水茂雄君） 再質問をさせていただきます。

初めに、少子化における基本的構想について再質問させていただきますが、ただいま町長は、少子化対策は重要な課題であると認識と言われたが、お答えの内容では、どのように認識されておられるのか、はかり知れませんが。私は、少子化の主な原因であるとか支援体制の充実、または基本がどうのと決まり切った事柄をお聞きしているのではありません。認識しておられるのであれば、政策の充実を図るために、具体的にどのような施策を持って対応される考えなのか、詳細について納得できる答えをいま一度お伺いいたします。

次に、エンゼルプランについても、町長はさらに一層の内容強化に努めると言われたが、詳細を具体的に、若いエンゼルプランにかかわる住民の皆さんが納得できる答えを強く要望いたします。

3点目に、教育長に再度お伺いいたしますが、先ほど子供たちの夢を壊さないように誠意を持って熱い要望の期待を裏切ることのないよう、さらなる努力と大切さを意識と申され、緊急を要する課題であると再認識と答えられたが、であればグラウンド開

係整備については、まいりたいと考えておりますなどと抽象的なことでなく、何がなんでも平成15年度予算に組み込み、施工実施の決意を示すべきであります。

通学路における安全対策についても、町独自で困難な案件とか、一朝一夕での解決ができない課題もありと答えられたが、一人の命は地球より重しの例えもあり、安全対策は重要課題であります。早急なる関係機関の対応が図られない場合においては、町費をもって措置、対応を図るべきであります。最悪の場合においては、次代を担う大切な子供たちの生命をも失いかねない重要課題であり、誠意と決意を持って即刻対応、解決することを強く要望いたします。

以上です。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 16番清水議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、少子化対策でありますけれども、これは清水議員もおっしゃるように、私自身も大きな課題であるというふうにお答えさせていただきました。町は第4次総合計画の中で、平成20年の最終年度、我が町の目標人口1万2,500を確保するための対策として、この少子化対策についても十分な施策の展開をしていかなければならないというように認識しております。

平成17年度から日本の人口は過少に落ちていくと、減少していくと言われておりました、議員が御発言にありましたように、50年後には5,000万人になってしまうというように減少していく。何百年後には、日本の人口はゼロになるなんていうような話も出てきているような状況下にあります。しかし、この少子化対策、一自治体の手をつけてどれだけのことができるのかなど。これは国家事業として、国政の中で今取り上げられております少子高齢化対策というものが、国政として対応していただかなければならない大きな部分があるろうと。一自治体としての対応には、限度があるというふうには認識しておりますが、とはいえ、我が町、先ほど申し上げました第4次総合計画の目標達成のための施策の展開をしなければならない。そのためには、現在行われております各施策をより一層充実強化し、そしてニーズに対応できる新たな施策をも考えながら対処していかなければならないと。それらの計画を策定するのが、先ほどお答えさせていただきました新エンゼルプランの15年度策定であります。

これにつきましては、先ほどもお答えさせていただきましたように、現在の少子化対策の施策展開の中で方向性を定めるものでありまして、議員御質問

にございましたようなことも含めながら、また昨日議員が所管委員会の事務調査報告の中で御報告をいただきました。各先進町村の施策の報告を賜ったわけではありますが、そういったものを参考にさせていただきながら、より一層充実したエンゼルプランを作成していきたいと。当然にして、町民の理解の得られる、町民によってつくり上げていくエンゼルプランでなくてはならないと。議員が所管事務調査報告で報告していただいたようなことを参考にしながら策定をしていきたいというふうに思っております。

議長（平田喜臣君） 次に、教育長答弁。

教育長（高橋英勝君） 16番清水議員の再質問にお答えいたしたいと思っておりますけれども、子供議会の子供たちから切実な各質問をいただきました。もう聞いていて、本当にすぐでもやってあげたいなという気持ちにさせられましたし、また私もすぐ子供たちから質問されていた案件については、できるものについてはすぐというようなことで課題の整理もさせていただきました。ただ、子供たちの思いをなせるためには、私も仕事を四十数年やっております、夢と理想を本当に語るのとは簡単なのですけれども、その実現というのは、こういう役所にいるとなかなか難しいのだなということの問題意識も持っておりますけれども、ただ子供たちを思う気持ち、また議員が子供たちを思う気持ちについては同じでございますので、先ほど向山議員も言っておりましたように、何もしなければ何の成果も得られないのだ、とにかく何かの切り口をやるのだということの信念を持って対処したいと思っております。

グラウンドの整備についても、先ほど申し上げましたように、砂を入れたり地域の人たちがやること、暗渠についてもできることたくさんあります。そういうことについては、来年度に向けて実施するように検討してまいりたいと思っておりますし、看板等についても、言われるとおりの歩道がなければ安全ということではなくて、できることからまずやりたいというようなことの案件を整理いたしまして、これから前向きに取り組んでいくということで御理解をいただければと思っております。

議長（平田喜臣君） 再々質問があれば賜ります。

16番清水茂雄君。

16番（清水茂雄君） 少子化対策の基本構想について、いま一度伺いたしますが、町長以前に私の関連の質問に対して、国や道、他市町村の動向を見ながら考えていくというような御回答され、また、ただいま国政としてとか、また一自治体としてとしてというようなお言葉がありました。私はこの問題は、そんなこと言っている悠長な問題でない

と私は考えております。この問題につきましては、何を差しおいても即行動していただかなければならないと考えておりますので、いま一度決意のほどをお伺いしたいと思います。

次に、教育長にお伺いしますが、教育長は常に私との対談の中で、子供たちのことについては、おたくと同じように熱い心を燃やしているという非常に熱意を持った言葉を述べておられますが、そうであれば、この子供議会における子供たちの要望に対しても、来年の予算の中で、たとえそれが大幅な予算編成になろうとも、思い切ってやはり予算編成をしていただき、子供たちの期待にこたえていただきたいと思っております。ちょろちょろ火でなく、もっとぼつと心の中で大きな火を燃やして、温かい思いをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたしたいと思っております。もう一度決意のほどをお伺いしたいと思います。

また、同じ子供議会の問題について、町長も同席され、いろいろと明快な御答弁をなされておられるので、町長としての決意のほども、できればお聞かせいただきたいと思っております。

以上であります。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 16番清水議員の再々質問にお答えさせていただきます。

少子化対策につきましては、常に議員から御質問をいただいております。正直申し上げまして、一自治体で、その日本国の少子化対策を云々なんていうおこがましいことを言える立場ではございませんが、先ほども申し上げましたように、少子化対策、我が町におきましての目標は、何と言っても平成20年の第4次総合計画で掲げている1万2,500の目標人口をいかに確保していくか、私はそのことを重点とした中での施策の展開を進めていかなければならないというふうに思っております。そのためには、総合的かつ計画的にこの問題の施策の推進を図っていかなければならないというふうに認識をいたしているということで御理解を賜りたいと思っております。

また、最後に子供議会の問題であります。議員おっしゃるとおり、子供たちの純粋な気持ちのあの発言、一つ一つが私は、教育長も同じであります。誠意を持ってお答えさせていただいたつもりであります。残念ながら現在の現況では、予算というのがございます。財政状況の中で、子供たちの要望に満度にこたえてあげたい。当然15年の予算編成の中で、教育委員会の方から、教育長の方から予算要求が上がってくるものと、そのうちの幾つかは上がってくるものというふうに思っておりますが、

果たしてそれに対して予算措置ができるかどうか、これはどこからも金がわいて出てくるわけではございません。しからば、借金をしていいのかと。借金も国の許可を得なければ借金できない。何でもかんでも借金できるわけではないということに相なりますと、予算の枠の中でどれだけの事業が展開できるのかという優先順位、限られた財源をいかに配分して、優先順位をつけながら対処していくかということが最も重要である。子供たちには、そういった現状の苦しみ、現状の実状というものも子供たちには勉強として理解してもらおう部分も必要なのかなというふうに認識いたしております。

議長（平田喜臣君） 教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 16番清水議員の再々質問にお答えしたいと思いますけれども、来年予算をとってすぐやれということ、これについては、私たちも事案についてはすぐ即刻やりたい事案ばかりですけれども、今町長が言っておりますように、私たちお金を預けられておりませんので、とにかく子供たちのこと、地域のこと、学校のこと、そういう要望に対して、理事者に対して、その実現を図るようさらなる努力をしていかなければならないと思っておりますので、何かをして成果を上げるように頑張っていきたいと思っております。

議長（平田喜臣君） 以上をもちまして、16番清水茂雄君の一般質問を終了いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時33分 休憩

午前10時50分 再開

議長（平田喜臣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、12番米沢義英君。

12番（米沢義英君） 私は、さきに通告してありました点について、町長に答弁を求めるものであります。

第1点目には、農業行政についてであります。

この間、国が進めてきた農業政策は、多くの農家を追い詰め、また後継者がいない、経営困難だという状況の中で、農業そのものを崩壊の一途に追いやるというような状況になってきています。今地域の基幹産業である農業が大変なところに追い込まれ、地域の産業構造も崩れてしまうという状況になってきています。今問われているのは、日本国内の食糧自給率を高め、外国一辺倒の依存農業を根本から改めることではないでしょうか。そのためには、国において自給率の向上の目標年度をきっちり持つ。他

の先進諸国においては、みずから自給率を向上させるための努力と、また価格保証や所得保証を行って、外国からの輸入農産物に対応した対策がとられ、また地域地方自治体においても、基幹産業としての農業の位置づけを明確にし、各種の政策を転換を図りながら農業を守るという対策がとられています。

今、上富良野町の農業はどうなっているのでしょうか。今年においては、一定の収量はあるとしても、低価格という状況の中で、相変わらず農業者にとっては農業所得も目減りし、そして営農がなかなか困難だということは変わりありません。そういう意味では、当町においてもこの現状を踏まえて、具体的な農家に対する支援策というのが当然講じられなければならないものと考えます。

今、多くの農家の人方から、単年度その1年1年営農をやっていくのに必死、来年からまた営農を続けるとすれば、低価格という状況の中で、何をつくってよいかわからないという声が出るという状況であります。

また、後継者がいるけれども、給料は出さなければならぬ。そういう状況の中で、何とか後継者の支援対策もあってほしい、さまざまな要求が出されています。

そこでお伺いいたしますが、今年度の上富良野町における粗生産額と、過去5年間の農業所得の状況はどのようになっているのか伺います。

二つ目には、たび重なる農業被害という状況、低価格という状況の中で、負債がこの間を見てもふえるという状況の中で、短期、長期という何らかの資金を借り、その支払い償還に大変な状況ということは変わりありません。そういう意味では、いろいろな制度もあると思いますが、町独自においても償還猶予や利子補給の対策、あるいはライスセンター利用における利用者の負担軽減策をとるべきと考えますが、この点はいかがでしょうか。

また、農業後継者に対する支援策、研修に行かせてあげたい、あるいは農機具を購入するときにおける補助策をとってほしい等々多種多様な要求が出され、また種子代に対する補助政策など多くの要求が今出てきています。そういう意味では、きちっと農家の実態を調査され、具体的な対策が今行政において求められていると考えますが、この点についての町長の見解を求めます。

次にお伺いしたいのは、この間国が打ち出した農業、米政策の問題であります。今、多くの農業者や関係団体からも、これは米づくりの農家を追い出すものだ、閉め出すものだという声が上がっています。これは米づくりの農家だけではなく、農業者すべてにかかわる大きな問題であり、このことが実施され

れば、この上富良野町においても米づくりの農家がどんどん消えていく、こういうことになりかねません。米の価格を市場原理にゆだねて自由競争にさせる。米をつくるもつくらないも、これは農家の責任だというあいまいなまさに国の責任を放棄して、すべてを末端のその責任を押しつけるという手法であります。

私は、この政策に憤りを感じるとともに、町においても、この町長においても、この米政策に対する考え方、見解、どのようにお持ちなのか、お伺いしたいと思います。

次に、乳幼児医療費の助成補助についてお伺いたします。

今、全国的にも全道的にも、子育て支援というのがどの自治体でも共通課題となっています。それは、核家族化が進行するという状況の中で、子育てに悩みを感じているお父さんやお母さん方がふえる。そういう意味では、行政が側面から支援するという状況になってきています。

最近、新聞報道によれば、北海道において乳幼児医療費の通院費の負担を4歳まで拡大するという報道がなされております。先進自治体では、この乳幼児の通院費補助を就学前、あるいは小中学校卒業まで拡大するというすばらしい具体策を講じているところもあります。これは行政が将来の展望をきっちり持って、この町にどれだけの若者を定着させたいのか、こういうかわりの中で子育て支援という方向を見出し、乳幼児医療費に対する通院時における枠を拡大するという状況になっております。

そこでお伺いたしますが、この間町においては、これとは逆に乳幼児医療費の所得制限を設ける等々まさに子供を抱えるお父さん、お母さん方の要求からかけ離れた政策を行う、こういうことになってきています。

私は、これを道における通院費における補助枠の拡大とあわせて、町独自の通院時における補助枠の拡大、年齢引き上げを同時並行して行うべきだし、仮に道が行わないとしても、町単独で行うべきだと考えますが、この点についての見解を求めます。

次に、巡回バスの運行について伺います。

今各地において、高齢者や障害者らを対象にした福祉バスが運行されるようになりました。その背景には、高齢化という状況の中で、足の確保がなかなか難しいという状況があり、また、これは子供からお年寄りまですべてが対象で運行するという自治体まであらわれてきています。道内においても、象徴的なところで言えば、南幌町や由仁町においても、もう既に実施され、多くの方々から一定の評価を受けるといふ実態になっております。当町においても、

将来高齢化率が20%台に到達するという状況になれば、当然その先を見込んでこういった巡回バス、あるいは福祉バスの町内を巡回させるそういうバス運行も一つの目安として行う必要があると考えておりますが、この点についてどのような考えを持っておられるか検討すべきだと思いますが、この点についても町長の見解をお伺いいたします。

次に、商工振興についてお伺いいたします。

長引く不況の中で、商店の売り上げも伸び悩む。産業構造、流通構造ががらっと変わってしまって、なかなか個店の売り上げが伸び悩むという状況になっています。しかし、その中でもみずから努力して、必死に販売の向上のための努力を行う商店も出てきております。

そこでお伺いしたいのは、今後こういう売り上げにおける一つ的手段として、個店が計画、企画する販売チラシ、販売広告に対する補助政策をきっちり対応してはどうかという問題であります。

確かに、今町においては、商店の活性化事業という形の中で振興条例がありますが、しかしこれを利用するとしても、なかなかハードルが高い。不況の中で、売り上げが伴えば利用したいという方もおられますが、しかし非常に厳しいものがあります。そういう意味では、個々の個店がこういう販売チラシ、広告を出すときに、この一定の補助を行って商店の活性化につなげる、そういう試みも必要だと思いますが、この点についても町長の見解を求めます。

次に、障害者支援制度についてお伺いいたします。

障害者に対する支援制度の受け付けがこの10月から始まり、来年の4月から実施されようとしています。しかし、その制度を知っているという方々というのは、全くおられない。新聞等に載ったのを見たという人はおりますが、十分周知されていないわけですから、当然知る余地もありません。

また、本来国が行う国の業務を、これを契約を結んで、この業者と直接契約を結んで障害福祉制度を利用するという制度であります。この制度においては、いろいろな問題点があります。利用負担がどうなるのだろう、サービスを受ける提供者が本当に確保できているのか。上富良野町を見ても、その施設サービスという点でも、全くと言っていいほど十分な施設整備ができていないという状況であり、各地においても、この障害支援制度を来年4月から実施されることを前にして、大きな問題点、課題を投げかけるという状況になっています。

私は、改めて本来国が見るべきもの、あるいは地方自治体が連動して見るべきものを、再びこの障害を持つ家族や本人に負担させる。負担の重さに耐えかねて大変な状況になるという状況は、目に見えて

明らかであります。そういう意味では、地方自治体がきちっと国の制度の不備を補完して、本来地方自治体の役割である住民の暮らしや福祉を向上させるという観点からも、制度の立ち後れを克服して、きちっとした計画整備を持つべきだと考えます。

そこでお伺いいたしますが、来年度実施を目前にして利用者の実態調査、どんな要求があるのか、あるいは周知されているのかどうなのか、この点。さらに、認定から外れた場合の対策と上乘せ分等々利用者の負担、事業費の確保はできるのかという点で、今後どのような経緯をたどるのか、この点についての答弁を求めます。

次に、広域連合と市町村合併についてお伺いいたします。

富良野圏域においては、この間一部事務組合という形の中で、消防や、あるいはし尿処理等々広域での連携が進められています。しかし、この後に至って、さらにそれを拡大し、事務経費の合理化やあるいは住民サービスの拡大という形の中で、富良野広域圏における広域連合化を進めようとしてきています。しかし、余りにも肥大化になれば住民と広域連合との差は開くばかりで、ひとり歩きをしないのかという疑問も残るとい状況であります。

今回の広域連合の中には、今後予想される消防や、あるいは学校給食、そして介護保険等々の広域連合が今計画され、来年の4月からこれを実施しよう、あるいは検討しようということで進められています。

私は、改めて町長にお伺いしたいのは、こういう問題について住民に詳しく説明する、この行政の説明責任というのものではないでしょうか。この点に至っては、住民にさほど知られることなく、行政間同士のやりとりの中で進められている。ここに大きな問題があると考えます。小さくても十分行き届く行政配分ができます。

また、現行の中で、不十分であるけれども組合組織という形の中でこれを進めることもできるでしょう。そういうことを考えたときに、いろいろな課題、問題がこの広域連合の中にもあると考えています。そういう意味では、いま一度これらの課題含めて住民にわかりやすく説明すると同時に、再検討する必要があると考えますが、この点について町長の見解を求めます。

次に、市町村の合併についてであります。

この間町長は、市町村合併は住民や議会が決めるものとしています。また、町においても、広報紙やトーク等を通じて市町村合併についての住民の意見を聞くという努力もされてきています。そういう意味では、とても素材を提供するという点では、まだ

まだ不十分な点がたくさんありますが、大切だとは私自身も思います。

しかし、この間私自身なりに考えて、何が問題かと言えば、町長自身のみずからの言葉で、この上富良野町の将来をどういうふうに住民とともに作り、そして安心して暮らせるまちづくりにしようとしているのかというみずからの言葉がなかなか聞けません。最終的には制度上の問題があり、確かに議会や住民が決めるのかもしれませんが、しかし合併するにしてもしないにしても、町長自身はどう考えているのか、このことを一番町民の方が望んでいるわけであります。

私は、小さくても安心して暮らせるまちづくり、これを推進すべき、そういうこともできると考えています。そういう意味では、きちっとした上富良野町における将来像を町長自身が持つということを前提に、町民に語りかけることが今求められると考えています。

この市町村合併は、今多くの自治体で波紋を投げかけています。約3,000ある自治体を国はその半分、あるいは1,000程度に縮小して、そして財源を結局地方に回さない、合併とは言っても、財源移譲も行わない、こういう矛盾した強制合併に多くの住民や地方自治体が怒りを感じるのも当然であります。

そういう中で出てきたのが、西尾私案という形の中で、人口1万人未満の自治体は強制合併をするという案でありました。この間、全国町村会の大会でも、その大会長が余りにも強引に強制合併するというその方針に、町村会でも反対の決議を上げるという状況になりました。それは当然ではないでしょうか。自治体の大小に関係なく、住民はそこで住んで、そこで多種多様な文化と営みを継承し、そして暮らしています。それを住民とかかわりなく一方的に上から強制合併をする、これこそ地方自治法の原点である住民の暮らしや福祉を破壊するものであり、そういった意味では、私は改めてこの市町村合併、またこの1万人未満の自治体を強制合併するという、この方策に納得できるものではありません。

町長は、この点についてどのような見解、考えをお持ちなのか、明確な答弁を求めるものであります。議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 12番米沢議員の1番目の農業行政に関する4点の御質問にまずお答えさせていただきます。

1点目についてであります。今年度は6月下旬の遅霜、8月上旬には低温、日照不足もあり、農作物に悪影響を受けておりますが、その後好天に恵まれ、農作物も回復基調となってきました。この

ことから、農業生産額は畜産関係を含めまして約79億2,000万円と推計いたしているところであります。

過去5カ年間の農家1戸当たりの生産農業所得につきましては、農林水産省道統計情報事務所の調査数値で申し上げますと、平成9年度448万9,000円、平成10年度566万5,000円、平成11年度462万8,000円、平成12年度516万5,000円、平成13年度495万4,000円となっております。

2点目の利子補給、ライスセンター利用料の負担軽減についてお答えさせていただきます。

利子補給につきましては、現在農業経営基盤強化資金利子補給、農業被害対策融資利子補給、農家負担軽減支援特別融資利子補給などを農業施策の中で対応しておりますが、今後におきましても、農業情勢の悪化などを考慮し、農業施策の中で検討してまいりたいと考えております。

ライスセンター利用料の負担軽減につきましては、平成12年度に米の主産地として減農薬米、高品質米の出荷を奨励することから、米の色彩選別機を導入することをもって、農業者の利用料の負担軽減に努めたところであります。

農業者に対し、単に利用料を安くするということの軽減措置は公益性に乏しく、他にも影響することでもあり、どのようなことで負担軽減ができるのか、関係団体と協議、研究をしてまいりたいと考えております。

3点目の農業後継者に対する支援策、農機具購入時の補助施策についてお答えいたします。

認定農業者制度は、効率的で安定した農業経営を目指す農業者が、みずから作成する農業経営改善計画を市町村の基本構想に照らして認定し、その達成に向けて支援を講じていくもので、本町では152戸の認定の農業者がおります。

認定農業者制度を活用していただくと、国、道、町で利子補給を行う長期の低利資金の融資、農業機会をリースで借り受ける場合のリース料の一部助成、農業者年金の保険料の助成などの支援を受けることができるわけであります。今後も農業者の皆さんに認定農業者制度の活用を奨励するとともに、情報の提供に努めてまいりたいと思っております。

4点目の国が進める米施策の見解についてお答えさせていただきます。

国においては、30年余り続いた生産調整施策を、いわゆる減反施策の見直しとなる米政策改革大綱を決定し、平成20年度までに農業者、農業団体が主体的に生産調整に取り組む内容を示しました。詳しい内容は、まだ十分承知しておりませんが、農業者、

農業団体などからもさまざまな意見も出されており、担い手経営安定対策や過剰米処理対策における課題、また生産調整への参加を誘導するメリット措置など、単価、財源措置など残された課題も多くあり、米流通のすべてを市場にゆだねることから、米価の下落を招くことも懸念されますので、米価下落等に対する助成策も必要であると考えております。

米政策改革大綱の中で生産費の削減、高品質米の生産が求められることから、担い手経営安定対策における認定農業者制度の役割はますます重要となってきますので、農業者の自助努力を促し、より一層認定農業者となられるよう指導していかなければならないと考えております。

今後、国と地方公共団体の役割を食糧法に明記されると聞いております。私といたしましては、稲作収入の安定化対策も図られるものと期待をいたしておりますし、市町村としてどのようなかわりを持って生産調整に取り組むことになるのか、十分見きわめたいと考えているところであります。

次に、2番目の乳幼児の医療費につきましてお答えさせていただきます。

現在、3歳未満児に対しては、当該加入医療保険により給付されるもののほか、その自己負担額のうち、他の制度の負担により給付されるものを除き、条例に定めるところによりまして町が給付をいたしております。

また、3歳以上、6歳未満児につきましても、入院及び訪問看護に要する自己負担額について、同じく条例に定めるところにより給付を行っているところであります。このうち、3歳児未満の入院及び3歳から6歳未満児の入院にかかわる自己負担のうち、初診時一部負担を除く自己負担額につきましては、道費補助を受けながら助成を実施いたしており、補助対象外の初診時一時負担は、町の単独施策として給付を行っているものであります。

議員の御発言の、北海道によります通院給付を4歳まで拡大する件につきましては、現段階で具体化の通知などはありませんが、制度として確立されるならば、参加をしてまいりたいと考えております。

もう1点の、独自の対策はとの御質問であります。既に6歳未満児までの単独施策を行っておりますことや、現制度内での道の補助率につきましても、平成12年度から平成16年の間で、それまでの3分の2を毎年度30分の1ずつ引き下げ、2分の1の負担割合となりますことから、現在のところ単独施策として拡充の考えはありません。

次に、3番目の町内の路線バスについての御質問にお答えさせていただきます。

路線バスにつきましては、いずれも民営路線バス

撤退対策として対応し、町営路線バスとして、現在5路線15往復を3台のバスによりまして運行しているところであります。したがって、新たな路線として、御発言の巡回バスを運行することは、車両の調達や運転乗務員の確保など、相当の費用投入を必要とするところであり、困難な状況と考えます。

なお、現在路線バスだけでなく、町全体にかかりますバスの運行については、関係担当者などによってより効果的、効率的な運行などについて検討を始めているところでありますので、検討課題としてまいりたいと思います。

次に、4番目の商業振興についてお答えいたします。

平成13年度に、5年間という期限を設け、低迷する地元個店への購買意欲促進につなげ、個店経営基盤の充実を図るとともに、活気のある商店街地域を創出するために行われるさまざまな取り組みに対して、支援を行う商業振興条例を制定したところであり、当該制度の活用がなされているところであります。

議員の御質問にあります商店が、工夫して宣伝・広告等を行う場合には、同条例にあります3店以上が共同で行う共同支援事業が適用できる場合があり、2分の1の補助が受けられることとなっております。

町では、商工会と随時情報の確認を行いながら、補助事業の説明や相談などを行っており、さらには商工会新聞や単独チラシの配布など、制度の内容周知に努めておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

次に、5番目の障害者支援制度についての御質問にお答えいたします。

この障害者支援制度は、社会福祉構造改革の一環として、障害者福祉サービスをこれまでの措置制度から、障害者みずからがサービスを選択できる支援費制度に移行されるもので、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法に規定される障害者を対象として、平成15年4月1日から制度が開始されるところであります。

1点目の御質問の家族調査及び制度の周知につきましてであります。現在支援費制度に関する規則等の整備及び対象者の把握などの作業を進めておまして、来年1月より支援費支給申請の受け付けを開始すると同時に、対象者の障害状況などの調査を実施する予定であります。

また、制度の周知につきましては、12月25日発行の広報により制度の周知を図るほか、母子通園センター利用者については、先日説明会を実施したところであります。

さらに、現在障害者福祉サービスを受けている対象者におきましては、不利益を生じないよう個別に周知を図るなどの措置を講じてまいりたいと考えております。

次に、2点目の認定外の方に対する課題についての御質問であります。支援費の支給につきましては、障害者手帳を有していなくても、調査の結果、日常生活において何らかの支障が認められる場合には、支援費の支給が認められることから、認定外の方に対する課題は、特になくはないものと考えております。

次に、3点目の事業費の確保及び利用者の負担に関する御質問であります。支援費に関する平成15年度の事業費の見込み額は、確定の段階ではありませんが、障害者施設入所費、ショートステイ、デイサービス、ホームヘルプサービス費など、支援費支給総額を約1億400万円程度見込んでいるところであります。

この支援費制度移行による町の財政負担は、約2,600万円ほど増加し、今後の財政運営面における影響を伴いますが、制度の円滑な導入に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

また、利用者の負担額につきましては、利用者及び扶養義務者の所得額に応じて利用者負担額が定められる制度となっておりますので、来年2月ごろに国が示すとされている利用者負担基準額を上限として、町の規則で定めることとなりますので、御理解を賜りたいと存じます。

続きまして、6番目の広域連合と町村合併に関する3点の質問についてお答えいたします。

まず、1点目の広域連合についての御質問であります。現在国、地方を通じ厳しい行財政の環境のもとで、行財政改革は本町にとっても急務の課題であります。その行財政改革を進めるに当たっては、効率的な行財政運営を進めなければならないことから、多様化、高度化する住民ニーズに適切に対応し、自主的、主体的なまちづくりを効率的に進めていくことが大きな骨組みの一つであります。

将来への住民負担軽減をも視野に入れ、単独での事務処理を行うより、広域で処理していくことが、その効果があるものについては、他の市町村との共通理解のもとに、いわゆる広域分担処理していくことは必然的であると考えております。

この広域的な取り組みについては、今までもその事務ごとに都度説明をさせていただいておりますが、今後におきましても議会に相談申し上げるとともに、住民周知にも意を注いでまいりたいと考えております。

次に、2点目の合併をしないでのまちづくりについての御質問であります。合併につきましては、

あくまでも将来上富良野町が歩むべき道の選択肢のうちの一つであると考えております。現在の社会情勢の中では、住民挙げて真剣に議論を重ね、上富良野町が自立する方向で考えていくのか、また合併の方向を模索するのか、決定をしていかなければならないと思います。しかしながら、決定の時期が来るまでは、当然にして自主自立の道を歩むわけであり、住民の皆さんが安心して暮らせるよう、住民福祉の増進を究極の目的とする地方自治の理念に沿って、町政推進に最前の努力をいたしていくことが私の使命であると考えております。

3点目の小規模町村についての御質問であります。今政府の中央制度調査会などにおいて、小規模自治体の権限の縮小、組織の簡素化などの検討がなされていることが、毎日のようにテレビや新聞で報道されているところであります。私といたしましては、小規模町村の権限縮小や強制合併は地方自治の根幹にかかり、将来にわたる地域のあり方や住民生活に大きな影響を及ぼすものと考え、強制合併や小規模町村の権限縮小への動きに対しましては、地方自治体を預かる責任者の首長の一人として、反対の立場をとらざるを得ないものであります。

また、このことにつきましては、11月下旬に行われた全国町村長大会においても、反対の緊急決議をし、関係省庁などに決議の内容について要請を行ったところであります。

議長（平田喜臣君） 再質問があれば賜ります。

12番米沢義英君。

12番（米沢義英君） まず、第1番目に、農業行政についてお伺いいたします。

農家所得の現状について答弁していただきました。過去5年間さかのぼっても、諸経費が上がるとい状況の中で、いわゆる所得が伸び悩んでいるという点が当然見受けられます。この点について、生産農業所得の統計は、何を基準にして調査されたのかということについて、富良野市の農林省の統計事務所に行って聞きましたら、比較的いわゆる高収入のある方、いわゆるそうでない方、幅広くデータ集めて、一定のいわゆる所得の評価をしたいのだが、しかし比較的出てくるのは、高所得の人が出てくるのだということ。そういう意味では、実際の農家所得の現状と、若干かけ離れている部分があるかもしれないという状況であります。当然そうなれば、これよりも、平均ですから多い人もあれば、当然ぐっと低い人もあるということで、さらに若干低くなるのではないかと話であります。

そこへ持ってきて、近年においては、生産費が切り詰めても切り詰めても、もうこれ以上切り詰めるところはない。あとはもう農機具売るか、あるいは

人を減らすか、こういうところまでということまで追い詰められているという状況であります。

ことは比較的収量はあるということですが、しかし実際農家の方に聞きましたら、負債とのかかわりで、例年からこの問題がやはり農家の足を引っ張るという状況の中で、この問題がある以上、単年度で多少よいというふうに見られても、実態は本当にひどいものなのだというふうな話であります。ですから、私はあえてこういう認識の上に立てば、今農家の方々の経営というのは、本当に厳しいどん底に追い込まれているという状況が見えてくるわけであり。そういう意味では、農業後継者いるけれども、給与も払わなければならない、また農機具を更新したいと思っても、認定農家になれば一定の制度あるけれども、これにしても、なかなか制度上使いづらい部分がたくさんあるのだということなのであります。ですから、営農を続けたいという人を最大限にやはり自治体はここで何をすべきかということ支援すべきではないかというふうな結論であります。その上立って、やはり関係機関とも農協とも協議して、町単独でできないとすれば、やはりこれに、今この間述べてきた利子補給やセンターの利用料の軽減、後継者に対する対策の具体的な支援、種子代の補助等々具体的なところまで足を踏み込んで対策を講じないと、通り一遍の状況では、今行かないという状況があるというふうな考えているものですから、もう一度この点について、協議するという段階ではなくて、もう協議して具体的な対策が出てなければならない段階だと、私はこう考えてますが、これについて、もう一度具体策をとられるのかどうか、もう一度お伺いしたいというふうに思います。

次に、米政策の問題であります。町長は、当然不安だということで、今後の推移を見きわめなければならぬということでおっしゃっています。このねらいは何なのかということなのですが、今米の置かれている現状というのは、加工米でしたら7,000円か8,000円ぐらいですね。今実質1万3,000円ぐらいでしょうか。一時の1万8,000円ぐらいから比べても、6,000円から7,000円低くなっているという状況です。ですから、農家の方に聞いても、生産原価を切るという状況まで来ているという話であります。

この政府の報告によれば、将来は転作奨励金も廃止すると、助成金も廃止するというので、それを選択するのは農家自身ですよというところの判断で、あんたが選んだのだから、離農するも離農しないも、その結果あんた自身の責任ですよということなので。ですから、こういうことでは日本の

農業、そして上富良野町の農業、基幹産業である農業、米政策を、米を守ることができないというふうに考えています。

町長は、こういう問題も含めて、やはり今の打ち出した米政策を根本から、自給率の向上とミニマムアクセス米のこういうやはり入れるのをやめる。そして、今進められている大豆だとかという形の中で一定の奨励作物等がありますから、こういうものに対しての補助政策をきっちりしながら、農業を守るという方向でのやはり行政としても声を上げるべきだと思いますが、もう一度この点についての見解をお伺いいたします。

次に、乳幼児医療費の問題であります。確かに、今、道の方で検討中でありますから、当然4歳まで拡大すれば、これは町が考えようが考えまいが、自動的にその制度にのるということになります。

ここでちょっとお伺いしたいのは、町の答弁では、6歳未満までの単独施策を行っているということを書いてあるわけです。しかし、私が質問しているのは、入院は6歳未満だけれども、通院はそこまでいってないわけでありまして。よく担当の方が聞いておられたのかわかりませんが、これは誤解も8階も100階もひどい話で、やはり今求められているは、やはりこういう子育て支援という形の中で、先進地も見てきましたけれども、やはりお父さん、お母さん方の子育てに対する負担軽減や精神的な問題も含めて、側面からきっちり目標を持って支援するという形の制度をとっているわけです。大変やはり喜ばれているという話です。そういう意味では、ただ財政が困難だからというだけではなくて、やはりこういう政策をきちっと町単独でも行うべきだということをおもって一度訴えたいと思いますし、さらに町長が、この間よくこの町の基本計画に載っている1万2,500人のやはり定住化対策を進めるとすれば、15歳から29歳を年80人をやはり定住化対策という形で定着させる。そういうための制度としても、この6歳未満までの、せめてでできなければ、半額補助等々の打開策をお持ちいただきたいというふうに思うのです。ただだめだという一辺倒ではなくて、そういうことが今自治体の政策として必要だというふうに考えますが、この点について、もう一度お伺いいたします。

次に、町内循環バスの問題であります。これ南幌町と由仁町にちょっと聞いてきました。聞いたら、やはり70歳以上、南幌町の場合は無料にしているそうであります。一般の方が乗る場合は、一定額の料金を200円ぐらい取るという話であります。そういう意味で、財政的にはどうなのかと聞いたら、交付税やあるいは委託という形の中で、一定の

財源は確保できたという話であります。そういう意味で、由仁町もそういう形式の中でバスを出しているということです。そういう意味では、高齢化率が高くなるという状況の中で、やはり十分、ここにも書いてありますが、検討する余地があるのではないかとということをもう一度お伺いいたしますが、ここにある検討課題というのは、そういうことも含めて検討のいわゆる選択肢の一つだという形で認識してよいのかどうなのか、この点お伺いいたします。

上富良野町にもお年寄りの方、一般の方もおりますけれども、特にお年寄りの方に至っては、運転できないという形の中で、本当に大変だという形の声があります。そういう意味では、やはり生きた町の行政づくりという点でも、財政的なものあるのかもしれませんが、再検討、いわゆる検討していただきたいと思いますが、この点お伺いいたします。

次に、商工振興の問題であります。確かに上富良野町の振興条例第4条2項の中に書かれております。3人以上の共同が前提であります。そうしますと、事業費が50万円以上のものという、またこれは限定つきであります。そうしますと、なかなかこの50万円以上となると、かなり厳しい面も出てくるのではないかと。

今、この1枚のB4ぐらいの、1枚のいわゆる広告を出すには、自分でつくったのと、いわゆる印刷業の方がつくるのとどのぐらい差があるのかということで、大まかなことを聞きましたら、大体自分で校正して印刷すれば2万円か、まあ折り込み代入れますから3万円ぐらいと。印刷業の方に頼めば、四、五万円という状況の話であります。そういう意味では、この制度では3人以上が対象ですから、なかなかやはり取り組みたくても取り組めないという実態もありますし、50万円というやはり壁があります。ここでやっぱり障害になってくるというふうに私は考えますので、やはり弾力的な運用も考えて、この壁を何とかして改善して、年末商戦、ふだんの売り上げの向上のためにも、ぜひこういう対応していただけないものかというところでもあります。

答弁書の中には、商工会等と通じて周知しているということの話であります。しかし、実際聞きましたら、このサービスのこの制度というのは、なかなかどこでもそうなのですが、やっぱり読みづらい点がたくさんあるわけです。

例えば、活性プランということで、花を街路に植えましたけれども、ああいう事業があるのかという方もたくさんいるわけです。そういうことを考えたときに、町は何をすべきかということなのです。こういうものを利用したい、こういうケースでこういうものが利用できますよということを示し

て、これ利用してもらう、そういうことをやっぱり呼び込むような、そういう措置をしなければ、せっかくこれつくったのに、もうあとわずか13年から5年ということで残り少なくなってきた。こういうものも含めて対応できるような、やっぱり制度の周知、広報を徹底をすべきだという問題も調べて明らかになりました。そういう意味で、こういう問題も含めて、今後どのように貸与されるのか、この点お伺いいたします。

次に、障害者の支援問題についてお伺いいたします。

まず、介護保険と同じように、例えば一つの例を挙げますが、母子通園センターのことをちょっと取り上げたいと思います。

ここには、障害を持っておられる方と、もしくはいわゆる子育てで悩んで、いわゆるそういうつながりを持って、少しでもふだんの精神的なそういう不満、欲求をどうしても改善したいということで来られる方もいます。この制度が適用されることによって、認定される方はいいけれども、そういう方も来ますから、当然除外される方も出てくるという話です。そうすると、ここに今まで例えば15人から20人来ていたのが、来なくなる可能性がある。

仮にもう一つ問題は、障害があるということが逆に認定されたことによって、負い目を感じて来なくなるという、こういう心配もあるということ。そうすれば、現行で言えば、国から道から補助金に来て、その運営をやっています町も実際も出しています。そうすると、今度は利用人数によって報酬が来るわけですから、利用人数が減れば、逆にこの負担がふえるというこういう制度の矛盾がここにあるということで、全国的にもこの制度の問題点があらわになって見直し図ると。

特に、この母子通園センターをこの障害者制度の支援の中に組み込むこと自体が、無理があるのだという話が出てきています。そういう意味では、上富良野町にはいろいろな精神、情緒含めて、成人の方も含めて障害を持った方がたくさんおられます。そういう人たちのための、やはりきちとした施設もない、医療実態で言えば、まだ25日から広報で発行されるということですから、周知するというところで、そういう問題点が上富良野を見てもすごくたくさんあるわけです。そういう意味では、利用料の上乗せ、あるいは介護保険でやっておりますけれども、上乗せあるいは負担の軽減の対策、認定から外れた方に対する対策、こういうことも当然必要だと思います。

それと、さらに問題なのは、この所得を一定の基準として利用者負担を設定するということなのです

よね。そうすると親と本人、2人が所得があるが、当然2人分所得換算されて利用者負担ということになりますから、そういう意味では、やはりこの制度の矛盾もここにあるわけで、基本はあくまでも本人の所得がどうなのかということを中心にして、この所得の利用料についても設定すべきだし、この点の改善も関係する機関に、この制度の不備を要請すべきだし、これに対応する自治体の対策というのもの、当然出てしかるべきだというふうに思いますし、よく介護者の実態をきちっととらえて、その対策をきちっと講ずるべきだと思いますが、この点。

次に、広域連合と市町村合併の問題であります。住民の方にとっても、この広域連合というのは一体何者かということで、わからない方がたくさんいるという状況であります。広域連合、今事務組合という形で過去の流れもありますから、全部が全部だめだと言いますが、しかし学校給食に至っても保護者が知らない。ここがセンターになる道理が恐らくないでしょう。中央に持っていかれるということの話だと思うのです。そうすれば、常温での問題点だとか、いろいろな問題点をやっぱり心配する方がいますし、より住民にしたら遠のいてしまう。議会が二つあるという形に見受けられると。そういうところで、やはり自治体の空洞化もつながるのではないかという心配、私自身もあるわけで、やはりこういう問題については、情報の公開とあわせてきちりとやはり問題点もきちり洗い流して、ただ広域合併の問題があるから、この流れ的にそこに住むのだというのではなくて、常にやっぱり意識を持ったそういう取り組みしておられるかもしれませんが、そういう形の中でもう一度、来年から実施されるのかどうかかわかりませんが、考える必要があるというふうに思います。

きのうも消防の話出てきましたから、富良野市は最初から広域連合の消防に至っては、素案を持ってこなかったと。中富良野の消防をなくそうという形の中で、これは大変な問題だということで、やはり問題になったそうです。地域の大切な消防力、緊急時における医療体制を崩す問題ですから、そういうことが平然と行われるような消防組合であってもいけないし、広域連合であってもいけないわけですから、そういうことも含めて、もう一度再構築する必要があるのでないかと思います。

次に、合併問題であります。町長は引き続き住民の意見を聞いてということですが、意見を聞くのはいいのですが、やはり私が言っているのは、町長自身がこの上富良野町の町をどういうふうにしようとしているのかということをお話してほしいということをお話しているのです。

合併するにしてもしないにしても、どちらかを選択するということだから、最終的に、そうしたら今どっちを私選びたいのだということを語っても、その判断材料としていいのではないですか。それで誘導されるという話でもないと思う。ああ、町長はそういうことを考えているのかということになれば、私はこういうふうを考えてますと、初めてそこにトークという話し合いがまた成立するわけですから、そういう意味では大切なことです。

合併した自治体を見ても、大きくなったから施設やそういうものが立派になった部分もあります。かといって財政が裕福になったかということ、逆に従来と変わらないと、そういう自治体もたくさんあるわけです。

今、矢祭町も含めて、今至るところで小さくてもやっぱり安心して暮らせる自治体づくりを模索しようではないかということで、岐阜県の白川町においても、ここは独自のやはりまちづくりを進めようということで動き出しています。私はそういうやはり方向での検討も選択肢の一つとして、この上富良野町のまちづくり大いに語って、どういう方向にすべきかということをやったり模索する必要があるし、そういう意味では、いろいろな問題提起も財政面も含めて、もう一度検討する余地が多分にあるというふうに思います。

あと、小規模自治体については、反対だということで、もう一度確認したいと思いますが、これは将来的に1年未満ということをおっしゃるけれども、さらに拡大される可能性というのは、今大でありますから、そういうことも含めて確認しておきたいと思います。

議長（平田喜臣君） ただいま12番米沢義英君の再質問がございました。問題が多岐にわたっておりますので、これら再質問の答弁については、お昼からの会合といたしまして、この際昼食休憩といたします。

午前11時57分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（平田喜臣君） 昼食休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま12番米沢議員の再質問の答弁を求めます。

町長。

町長（尾岸孝雄君） 12番米沢議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、農業情勢についてでありますけれども、農業も商工業も、現在その取りまく環境は非常に厳し

いということは、議員と同じように私自身も認識をいたしておるところであります。農業所得につきましても、非常に所得が減ってきているというような状況下にあるわけでありまして、これらに対する農業振興策をどのように対応していくかということにつきましても、議員も御質問にありましたように、やはり意欲ある農業者をどのように支援し育てていくかということが重要であるというふうに思っております。そのためには、従前のように行政がこういう形でこういうことをするぞということではなくて、農業者みずから具体的な要望をしていただきたいものと、具体的にこういうことに対して行政は支援してほしいというような具体的な要望がなされてくることに対して、行政としては最大限の対応を図りながら農業振興策を進めていきたいというふうに思うところでありますし、今後、さきの議員さんにもお答えしましたように、第4次の農業振興計画が15年で終了いたします。これから先、JAふらのとしての各5自治体における農業振興策をどのように考えるのか、また行政との連携をどのように対応していくのかということを含めながら、上富良野町の農業の次なる振興計画を策定していかなければならないというふうに思っておりますので、ひとつ御理解を賜っておきたいと思っております。

それから、次の農業、米政策の問題であります。米政策改革大綱が過般決定いたしまして公表されたところでありますけれども、自給調整につきましても、従前の国の対応から、農業者あるいは農業者団体等々による自給調整の対応を図っていくというようなシステムに変わってきているということでありまして、これらに対する国としても、地域づくり推進交付金の制度の創設等々も考えておられるわけでありまして、これらの産地づくり推進交付金の対応がどのように地域の農業に、我が町の農業に影響を及ぼしていただけるのか、支援策として対応してもらえるのか、そういうようなことも含め、また経営施策の中には、担い手経営安定対策等々の実施も見込まれておりますし、過剰米処理対策につきましても、過剰米短期融資制度等々の制度も創設されるというようなことで、これらのことが我が町の米作農家にとりまして、どのように今後影響が及ぼしてくるのか、また支援策がどのように生きてくるのか、そういったことを十分見きわめながら、今後農業関係機関、あるいは農業者との連携を図りながら十分見きわめて、行政としての、町としての対応を考えていきたいものだというふうに思っております。

それから、次の乳幼児医療費の問題であります。町といたしましては、道の制度にプラスして、6歳

未満児の入院に対する制度につきまして、町独自の施策の展開等々も実施させていただいているということでありまして、議員が何度か御質問をいただいておりますが、6歳未満までの通院に対しても、3歳未満までは入院に対する支援策を講じておるわけですが、3歳以上、6歳未満の乳幼児に対する通院に対する支援策、これについても支援策をとということでもありますけれども、今道が4歳までの対応をとというような検討をしているようでもありますけれども、これらができるとすれば、町はそれらの中で対応していくつもりであります。前回の御質問にもお答えさせていただきましておりますように、現状の中では町独自の施策の展開ということについては、現在考えておりませんので、御理解を賜りたいというふうに思います。

それから、町内の巡回バスの件であります。今担当の方には、福祉バスあるいは路線バス、あるいはスクールバス、こういったものを全面的な中で、今見きわめながら検討するようというふうに指示をし、今検討をしている最中でございます。このことにつきましては、決算特別委員会におきましても資料として提示させていただいておりますように、我が町におきましては、路線バスにおきまして、1000円の収入を上げるのに、約60倍近くの経費をかけていると。1000円の収入を上げるのに、六千五、六百円の経費をかけておるわけでありまして、こういう非常に効率の悪い財政投資をしているということでもあります。

また、利用につきましても、1路線当たり、1回当たり1.2人だとか1.0人平均の乗客しかいないと。その中に多大の経費をかけて運行しているということでもありますから、これらの部分も含めた中で十分検討をし、その中で今後の町内における、町の中における輸送手段というものをどういうふうにかえていくかということを総合的に検討を加えていかなければならないというふうに認識いたしておりますので、そういう観点からも含めて、今検討の最中であるということ御理解を賜りたいと存じます。

それから、商工振興の関係であります。今商業振興条例に基づきますいろいろなものにつきましても、それぞれのハードルがあることは事実でございます。今議員が御質問にございますチラシ等々の交付に対する支援策ということでもあります。これらにつきましても、行政が直接対応するというのではなくて、商工会等々の対応の中で、行政としてどうあるべきかということも含めて、こういった広報等、チラシ等々の経費の助成策等々につきましては、今後商工会とも十分調整をさせていただきながら考えていきたいものだなというふうに思います。ただ、

単に私といたしましては、こういった部分に助成策を講ずるということが、果たして商工振興の上で効果をあらわすのか、商工振興策として別な施策の展開ということも考えなければならぬというふうには認識いたしております。

従前のように補助金、助成金というものを大振舞いすることによって振興策が講じられるかということになりますと、そうでもないのではないかなというふうふうに思いますし、限られた町財政をいかに有効かつ意義ある効率的な使用をしていくかということも含めながら、相対的に判断をしてまいりたいというふうに思っております。

次に、障害者支援制度につきましては、担当課長の方から報告させて説明させていただきます。

それから、広域連合につきましては、議員も御質問にございましたように、既に組合組織をつくって対応しているということでもありますので、その組合組織を一つにまとめようというのが広域連合でありまして、これらの中で、従前それぞれの事務組合ごとに議会を持っていると、経費をそれぞれごとに負担をしているのを一つにまとめた連合組織にしていきたいということでもあります。

学校給食につきましては、上富良野町は参入しておりませんので、広域連合の中で学校給食制度が広域連合にまとまったとしても、上富良野町が広域連合に学校給食が参入するという前提ではないということ御理解を賜っておきたいというふうに思っております。

それから、町村合併につきましても、町長はもうみずから方向を定めて、町民に対する説明責任があるぞという御質問であります。私といたしましても、いつかの時点では、私なりの考え方というものを議員の皆さん方や町民の皆さん方にお示しして御判断をいただかなければならないと、その時期が来るだろうというふうに認識はいたしておりますが、今この時点で私の考えが合併であるとか、あるいは自主自立であるとかという方向で、私自身が今考え方を決定することについては、いささかまだ早過ぎると。町民の皆さん方の考え方を十二分にお聞きした中で、最終的な私としてのかじ取り役としての判断をしていかなければならないというふうに認識いたしております。いつかの時点では、そういう時が来るとは思いますが、また時期的に尚早であるというふうに認識いたしております。

それから、小規模自治体の問題につきましては、先ほどお答えさせていただきましたように、憲法で保証された地方自治というものに対する観点からすれば、今審議されております権限の縮小、強制

合併等々の考え方につきましては、一自治体の首長として、この考え方につきましては賛同はでき得ない。私としては、反対であるという認識でいるということで御理解を賜りたいと思います。

議長（平田喜臣君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 12番米沢議員の障害者支援費制度にかかわる母子通園センターの事業についての再質問でございますが、まず、この制度によりまして認定を受けられない方に対する対応はどのようなかというような御質問等もございました。これにつきましては、母子通園センターにつきましては、今までどおり、この母子通園が必要と認められる方につきましては、障害の有無にかかわらず、町長が通園を認めた場合には、通園できるというようなことを考えてございます。

それから、この障害者福祉サービスの利用の上乗せ、それから利用料の軽減対策についての御質問でございますけれども、まだこの障害者支援費制度については、全体概要がまだ確定してございません。2月に国の基準が決めることとなってございますので、それらの動向を見きわめてまいりたいと思います。

それから、次に三つ目の利用料の負担基準となります所得額についての御質問でございますが、これは先ほど利用者及び扶養親族となっておりますが、これにつきましては、生計の中心者の収入を対象ということとなっております。

それから、この制度に対しまして、いろいろな矛盾点とか改善点等につきましては、都度支援費制度の説明会が道において開催されておまして、この折にいろいろなそれぞれの市町村から、私ども町も含めて課題要望について道を通じて申し上げているところであります。

議長（平田喜臣君） 再々質問があれば賜ります。

12番米沢義英君。

12番（米沢義英君） 農業の問題についてお伺いいたしますが、農業者の方から、直接何らかの対策を講じてほしいということで、要望があればそれに応ずるといような答弁かというふうに思いますが、今のところは具体的にないので、町としても対応がしかねるといことの話かというふうに思いますが、それ以前に、町においても今農業者の実態というのがどういう状況に置かれているのかということ、やはり待つのも結構だと思いますが、自主性という点でも大変いいのかとも思いますが、それ以前に、やはり町自体がみずからやっぱり農業の置かれている実態調査というものも含めて、やはり対応する必要が今あるのではないかというふうに考えています。この点について、もう一度やはり被害の状

況、やはりなかなか思っていると言えないというのが、この種の対策については、現場へ行ったらそういう状況です。そういう状況も踏まえて、そういうところまである程度酌みとれるかどうかわかりませんが、やはりこちらからどうなのだというこのやはり対応というのも、今必要ではないかというふうに思いますが、この点について、もう一度その対策等について必要だと思いますが、お伺いいたします。

それと、通院については、助成については引き続き限界があってもなかなかできないということの話がありますが、やはりこの種についても、何らかの対策というののもってしかるべきだというふうに私は考えています。やはり町の子育て支援という形の中で、定住化対策もうたわれています。町にしたら、これだけが定住化でないぞということの判断があるのかというふうに思いますが、この点についても、やはり子育て支援の観点から対策をとるべきだというふうに思います。

パスについては、今後十分検討するというので、その結果については不透明な部分もありますが、この意思を十分検討の中に酌み込んでいただいて、十分検討していただきたいというふうに思います。

商工会の問題についてお伺いいたしますが、町の方としては、その部分だけにお金を出すというのはいかなるものかということの話かというふうに思います。私、こういう制度があるから、これを最大限やはり利用してもらおうと、その精神を私はここで述べさせていただいているわけで、こういう制度があるのに、やはりなかなかその活用できない、あるいはちょっと若干制度のいろいろな問題点が重なって利用できないというのでは、せっかくこの趣旨が生きないわけですから、そういう意味では、単に私もこれだけで商店街の活性化というのは、当然つながるとは考えておりませんが、しかしこの制度を活用するという点では、この趣旨を最大限に尊重して、やっぱり生かすことこそが商工業の活性化につながるから申しているのであって、これをやっぱりきちっとこういう制度のときも活用できますよと、商工会も一生懸命やっているけれども、やはり町してもそういった広報だとか通じて周知する、あるいは意向調査をするだとかして、やっぱりそういったところまで踏み込んだ対策が必要だと思います。この点について、もう一度確認しておきたいというふうに思います。

あと、障害者の支援の問題については、まだ町においては障害者の支援計画そのものがないという状況で、実際この問題についてどこまで、いつごろまでこの支援計画が具体的な数値としてなってあらわれるのか、このことによって、この障害者の支援制

度そのものが大きく生かされるかどうか、ここにかかわっているわけです。

当面は、やはり実態調査をきちっとされて、どういふそれぞれの方々が存在して、家族がどういふものを願っているのかということできちっと掌握するということがまず前提だというふうに思います。そういうこともあわせて、もう一度確認すると同時に、利用者の負担あるいは上置きについても、十分その国の制度が確立するしない以前に、そういう用意があるのかどうか、もう一度この点についても確認しておきたいというふうに思っています。

広域連合については、やはり住民からかけ離れるような、そういう形になりかねないというのが実態であります。やはりこういった面で、きちっとした答えは返ってこないのですけれども、このまま移行するというこの話であります、やはり議会が二つ置かれるという形の中で、実質行政同士がやりとりの中で、財政の効率化ということの名目にひとり歩きしている部分がやはり多分に見受けられます。こういうものが、本当に地域住民のサービスにかなうのかどうかということについても、住民の福祉にかなうのかということについても、もう一度十分検討する素材、材料等について住民に提供する必要があるし、それまで広域連合というのは、やっぱり凍結すべきだというふうに考えていますが、この点。

最後に、合併問題については、最終的な判断に至るまでは、よく意見を聞くというところの話であります、町長自身のそれでは合併するしない以前に、前にそれでは町長にお伺いいたしますが、町長のこの上富良野町の未来像というのは、どういふものを柱にして、この上富良野町の将来像を描いているのか、これ具体的なことまでということにはならないのかもしれませんが、もう一度確認して、せめてそういうものをやはり示していくべきだというふうに思います。基幹産業農業、そこに多くの人たちが集って、そこに福祉や暮らしのまちづくりを進めていくのだというような、こういうものをせめて示していただいて、そういうものからお互いにやっぱり論議を進めるというのも一つの方法だろうというふうに考えますので、この点について、もう一度確認しておきたいと思えます。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 12番米沢議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、農業関係でありますけれども、先ほどお答えさせていただきましたように、農業者みずからの農業経営に対する意欲ある対応を図っていただく。その中で、どのような課題があるのかというような

ことを具体的な要望として取り上げさせていただければということでお話を申し上げているところでありますが、基本的に町が今農業振興策の推進を図っておりますのは、第4次農業振興計画に基づいた推進策を進めておるということで御理解をいただきたいというふうに思います。

それに、また既に議員も御承知のとおり、来年度から始まります国営償還事業等々に対する町財政の農業者に対する支援策、農地の流動化対策等々の対応等々で、町としてもそれぞれ相応の財政投資を図りながら農業の振興策を進めていかなければならないというふうに認識いたしておるところでありますので、御理解を賜りたいと存じます。

また、乳幼児医療費の助成については、先ほども申し上げましたように、子育て支援あるいは我が町の目標人口の確立等々からするならば、あらゆる面で農業支援策を講じていくということが重要であるというふうに認識はいたしておりますけれども、すべての者に対応できるというような財政規模ではないというようなことから、重要かつ緊急を要する、あるいは必要性のあるものを取捨選択した中で、行政としての支援策を講じていきたいという考え方の中でおりますことを理解いただきたいというふうに思います。

また、町内の巡回バスであります、これは同僚議員からも過去におきまして御質問を賜った課題でございます。それ以来、庁内で検討を加えているところではあります、先ほども申し上げましたように、100円の収入を上げるのに6,500円もの経費をかけなければならないというような状況下の中で、今後財政投資という部分からすると、十分にこれらの部分も含めて検討をした上でのこの輸送手段、町内の輸送手段というものを根本的に検討を加えて対処していかなければならない。1バスに平均で1.0人、1.5人という乗客を積んで走るといふような実状の中から、十分にこれらのことについての検討を加えて対処していかなければならない課題であるというふうに認識いたしておるところであります。

次に、商工振興策につきましては、先ほど答弁漏れいたしました。今商業振興条例の対応について、議員から十分に商工業者に周知徹底がなされていないという部分につきましては、今後も商工会と連携をとりながら、十分に商工会員にこれらの趣旨が徹底するように、広報の充実を図っていきたいというふうに思いますので、御理解を賜りたいと存じます。

また、障害者支援制度につきましては、議員から御指摘でございますように、家族調査や制度の周知につきましては、十分忌憚のない対応を図るように取

り進めていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

また、広域連合につきましては、議員おっしゃるように住民に対する周知ということも重要であります。これが、今来年の4月1日に広域振興会の中に準備室をつくって対応していくということで検討を加えていくわけではありますが、これらの部分につきましては、最終的には住民の代表であります議員の皆さん方の議決をいただいて対応していくという形に相なりますので、議会の議決を必要とする項目がたくさんございますので、その中で住民の代表である議員の皆さん方の御判断を仰ぎたいというふうに思っているところでありますので、御理解を賜りたいと存じます。

また、市町村合併につきましては、いろいろと米沢議員以外からも、町長はどう判断するのだという御質問、御意見等々もあるわけではありますが、先ほどお答えさせていただきましたように、私の考え方というものは、基本的に今私が策定させていただきました、町の第4次総合計画の平成20年度までの計画の実現に向かって、粛々と町長としての責任を果たしながら、この総合計画の実現に向かって努力をしていくのが、私に課せられた任務であるというふうに認識いたして頑張っているところでありますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（平田喜臣君） 以上をもちまして、12番米沢義英君の一般質問を終了いたします。

次に、13番長谷川德行君。

13番（長谷川德行君） 私は、さきに通告した2項目について質問いたします。

まず最初に、地産地消の推進による地域活性化について。

近年、地産地消や生活者と消費者の交流をテーマに、地元農業者による独創的かつ主体的な取り組み、活動が行われてきていますが、地域の代表産業である農業を初め、地域の活性化の観点から、それらの取り組み、活動に対する推奨と具体的な行政支援について、町の考えを伺いたいと思います。

現在でも、農業や商業、地元産業の活性化に向けて、行政においてもさまざまな施策、取り組みが行われていますが、厳しい社会情勢等も重なり、なかなか効果を見出せないでいるのが現状ではないでしょうか。

昨今、食品会社による産地偽装問題や無認可農薬の使用、さらには農薬残留基準をはるかにこえた農産物の輸入など、農産物、農業全般に対する不信が消費者の中で高まっています。私が思うに、消費者である食と、生産者である農との間に距離があっ

詰り合える位置関係にあるべきだと思います。

農産物は、産地から送られ、そして食卓に上がることは言うまでもありませんが、今の消費者は食の安全性を求め、食卓から産地を見る、吟味するといった構図ができたのではないのでしょうか。すなわち、双方向による顔の見える信頼関係が、これからの食と農の姿だと思います。

現在、この町にも地産地消に取り組まれている元気な団体が幾つかあります。これらの方々は、みずから備えたノウハウを生かし、奇抜なアイデアを出し合い、新しい農業経営のあり方を探求しながら農産物の直販店を開設し、地産地消の取り組みに力を注いでいます。いずれこの取り組みは農業のみならず、商業や総合産業である観光も巻き込み、地域の活性化に波及、発展する可能性を多分に秘めていると思っています。

しかしながら、これら意欲的な取り組みを行う団体皆さんが、十分な活動を行う物理的環境は整っていないと言わざるを得ません。そんな中においても、これら皆様は、民間の倉庫の間借りや町営駐車場の特別使用を認められた中で活動を行っています。

聞くところによりますと、出店日にはひとり暮らしのお年寄りが来店し、長い時間会話を楽しんで帰ったり、お客さん同士のコミュニケーションが生まれたり、さまざまな触れ合いがその場所で繰り広げられているようです。ともかく斬新な発想を持った、さらに多くの方々がこのような活動に参画、実践し、とりわけ地産地消をテーマにした活動の発展が、全産業の活性化と住民同士の交流の広がりにつながるものと確信しています。

そこで、行政として、このような元気に頑張っている、またはこれから頑張ろうとしている団体皆さんの活動に対して、前向きに支援する具体的な考えがあるか伺いたいと思います。

次に、中小企業に対する融資の円滑化について。

日本経済の長引く不況の中で、中小企業の経営は一段と厳しさを増しています。こうした中で、町内の中小企業は、消費の低迷により生産や販売も落ち込みが続き、資金の融資を受けるにも、金融機関の貸し渋りや、最近では貸しはがしも行われております。資金の調達是一段と厳しくなっているのが現状です。特に設備投資を行った中小企業では、借入金の返済が重くのしかかり、資金繰りがつかない状況になる可能性があります。

また、製造業や小売店など売り上げの減少により仕入れ資金の調達が不足するため、金融機関から資金を借入し経営に努力していますが、バブル経済の崩壊後は、金融機関の審査が一段と厳しくなり、これまで以上に資金の借入れが難しくなっていま

す。町の経済に及ぼす影響は、相当のものがあると思います。このため、各中小企業に対する融資をしっかりと行い、経営を安定させることが求められています。

町においては、金融機関とともに借入利率の見直しや利子の補給をふやすなど、具体的な対策を講ずる考えはあるか、伺いたいと思います。

以上です。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 13番長谷川議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の地産地消による地域活性化に関してですが、農業は国民に安全な食糧を供給する産業としての使命だけでなく、環境や国土保全など、きれいな空気や水の供給も備えており、調和のとれた地域社会の発展に欠くことのできないものであると考えているところであります。

昨年発生が確認されましたBSEの問題、さらには牛肉の偽装、外国からの野菜の大量輸入の増加に伴う安全性の問題などにより、消費者の食品に対する不信、不安を募らせているところであります。食にかかわる者として、国民の命と健康を支えている食を提供するという原点に戻り、生産から食卓に至る安心、安全の信頼を築いていくための正しい情報の発信を広げていくことが、何よりも大切であると考えております。

農協におきましても、有機物の使用や、環境との調和に配慮したクリーン農業への取り組みとして、平成12年度には上富良野町クリーン農業推進協議会が発足し、クリーン農業の実践に生産された農産物表示ブランドの構築、消費者へのPR、販売などを通じて、上富良野地域で生産される農畜産物の消費の拡大に努めているところであります。

また、既に生産者みずから消費者に直接販売を行ったり、農産加工品を提供しているグループ、団体が実践活動を行っていることから、このような場を通して、生産者と消費者とが顔を合わせて情報の交換ができる環境をつくっていくことが必要であると考えているところであります。

さらには、観光産業との関係もまた希薄であることから、地元の農産物を取り入れた加工品の開発などを含め、異業種間相互の理解により、ともに生産、販売、消費によって活性化が図られるよう、関係者との協議を進めることや、町が持っている情報を提供するなど、支援につなげてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2点目の中小企業融資に関する利子補給についてにお答えさせていただきます。

町の中小企業融資資金貸付制度は、現在旭川信用

金庫上富良野支店と空知信用組合上富良野支店との間において町から預託を行い、小口特別資金、中小企業振興資金、商店街活性化資金と制度を区分して、町の預託金額の2倍から3倍の貸付枠で進められておるところであります。

金融機関においては、それぞれの制度別に貸出金利を2.2%から3.5%と定めており、町では、そのうちの中小企業振興資金に1%、商店街活性化資金2%の利子補給を行っており、実質金利の低減化を図っておるところであります。

しかし、沿線市町村における中小企業融資資金の金融機関の貸出金利にはばらつきがあり、本町と比較して1%も低い金融機関がありますので、町といたしましては、まず金利の引き下げについての協議を進めていくことが先決と考えており、当面は金融機関に対して引き下げの要請を行って、利用者の負担軽減を行いたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

議長（平田喜臣君） 再質問があれば賜ります。

13番長谷川德行君。

13番（長谷川德行君） まず、最初の地産地消の地域活性化についてでございますが、ちょっと私の質問とかみ合わないところがあるように思えるのですが、私は農業経営のあり方を探求しながら地産地消に取り組んでいる幾つかの元気な団体に、活動の継続のための支援を町として具体的に何かできないかということで私は尋ねたと思っています。

先日、北海道新聞にこういう記事が載っていました。農村女性の起業家が急増している。これによりますと、道のまとめでは、農村の2人以上の団体の加工、販売などの起業数は238件である。活動内容は、店はジャムなどの食品加工が125件、朝市などの販売が97件、ドライフラワーなどの食品以外が48件、年間売り上げは9割近くが300万円にすぎないが、1,000万円を超えるグループもあると、こういう調査報告が出ています。

先ほど同僚議員の質問にもありまして、町長は答えております。新たな業を起こす方々に、手厚い支援を講じる必要がある。でも、彼らはもう既に新しい事業を起こしている人たちなのです。その人たちには、商業振興条例も企業振興条例も該当しません。このように、町の地産に取り組んでいる個人や団体の起業家は、農業振興に大きく寄与する素因があると思います。それには、まず活動する場所と環境づくりが必要でないかと思えます。それについて、早急に町では何らかの具体的な支援策が考えられないか、もう一度お伺いしたいと思います。

次に、中小企業の融資の件でございますが、今国の事業資金は、運転資金が0.95から1.65ぐら

いまでございます。金融機関との協議も大変ありがたいのですが、町としてさらなる利子の補給を考えられないかどうかをお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 13番長谷川議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、地産地消の問題で、そのグループの活動についてであります。議員が御質問にありますように、素晴らしい理想と理念を持って活動をしているグループがございます。過般も町長と語ろうで、グループの皆さん方と語り合いました。何度かこのグループとは、町長と語ろうということで語り合いをし、グループの皆さん方の考え、町の方向性、考え等々につきましてお話をさせていただいておりますが、理想と理念のすばらしさに感銘をいたしてありまして、私としても最大限の支援をしなければならない。しかし、このグループの皆さん方は、町から助成金だとかそういうものを受け取る気持ちはさらさらないと。我々の努力で我々が頑張るのだ。しかし、今議員が御質問にありました場所的部分については協力をいただきたい、支援をいただきたいということで、今先ほどお答えさせていただいておりますように、施設としては別なところありますけれども、目的外使用というようなことでいろいろな御私案はいただいておりますが、あの場所でまた来年も継続して利用していただくということで私としては考えているところであります。しかし、将来的には、今言うそういったグループの方々との連携をとった対応ができる場所をと希望等々もございまして、将来的なそういったことも含めた中で考え、町としての対応を検討していかなければならないというふうに認識をいたして話し合いをしたところであります。そういうことで御理解を賜りたいと思います。

次に、中小企業に対する融資金利の問題であります。基本的には金融機関からの貸出利息が高いと、これを引き下げることによって、当然にして借り主であります方々の金利が下がってくるわけでありまして。町はそういった状況を、沿線市町村との状況を見きわめながら金融機関と交渉させていただきたい。そして、それが下がることによって、当然にして、それが下がったから町の助成策を変えろということでは考えておりません。それらに伴いまして、利用する方々の利息が軽減されていくということで御理解をいただきたいし、なおまた今定例議会に補正予算で提案させていただいております預託金の1,120万円の預託を必要とする、年末対応するのに必要とするというようなことで、今補正を出さ

せていただいておりますが、これらにつきましても、十分に商工業の皆さん方が年末資金対応がなされるように行政としての対応を図り、今後とも商工会との連携を図りながら取り進めてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（平田喜臣君） 再々質問があれば。

以上をもちまして、13番長谷川德行君の一般質問を終了いたします。

これにて、一般質問を終了いたします。

### 日程第3 議案第1号

議長（平田喜臣君） 次に、日程第3 議案第1号平成14年度上富良野町一般会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（田浦孝道君） ただいま上程されました議案第1号平成14年度上富良野町一般会計補正予算（第5号）の内容につきまして、先にその概要を申し上げます。

先月の臨時会におきまして御議決いただきました特別職及び一般職の給与条例の引き下げ改定に伴い、その相当額を減額することを初め、既定の各種事務事業の実施に当たって、その経費及び財源に変更が生じる様相を踏まえ、必要に応じて予算の調整を行うことを主な内容としまして補正予算を調整してございます。

それでは、以下議案につきましては既に御高覧いただいていることと存じますが、朗読しながら要点につき御説明をまいります。

議案第1号平成14年度上富良野町一般会計補正予算（第5号）。

平成14年度上富良野町の一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ938万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億84万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正」による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

次、1ページをごらんいただきたいと思ひます。

このページから3ページにかけましては、歳入歳出予算の款及び項の内訳となっております。ここでは、款ごとの補正額のみ申し上げます。

初めに、歳入の内訳でございますが、1款町税1,903万円。

10款分担金及び負担金588万3,000円の減。

12款国庫支出金1,324万4,000円。

13款道支出金148万9,000円。

15款寄附金24万円。

18款諸収入186万8,000円。

19款町債2,060万円の減。

歳入合計の補正額は、938万8,000円でございます。

次、2ページの歳出について申し上げます。

1款議会費21万2,000円の減。

2款総務費38万1,000円。

3款民生費368万1,000円の減。

4款衛生費783万2,000円。

6款農林業費595万8,000円の減。

7款商工費1,120万円。

8款土木費1,613万2,000円の減。

10款教育費208万円。

14款給与費2,917万9,000円の減。

15款予備費4,305万7,000円。

3ページに移ります。

歳出合計の補正額は、938万8,000円でございます。

次に、4ページの債務負担行為の補正でございますが、本年3月に既に予算議決をいただいております事案でございます。このたびさらに2カ年間の期間を延長し、利子補給を行うために追加としまして補正を行うものでございます。

次に、地方債の補正について申し上げますが、表に掲げてございます8事業のうち、上から7件の事業につきましては、その事業費の確定や、事業費調整に基づき予定の起債限度額を変更いたす内容となっております。

最後にございます日の出公園の事業につきましては、当初予定いたしておりました起債充当率が、その後変更となったことから、それに基づき減額するために限度額を変更を行うものでございます。

次、5ページから8ページにわたりますは説明を省略させていただきます。

それでは、9ページの歳入の内訳を科目の項ごとに、その主な内容について概要を申し上げます。

1款町税、1項町民税2,000万円。この個人町民税につきましては、退職分離課税の所得など、課税客体が増加したことによるものでございます。

2項固定資産税240万円の減。土地家屋償却資産。この課税客体の変更のうち、特に償却資産におきましては、農業機械の課税の構成によるものが126万4,000円減額予想に含んでございます。

次、3項軽自動車税143万円。この小型特殊分88万円につきましては、償却資産より移行しまして農業機械に課税したものがその内容となっております。

次、11ページ、10款分担金及び負担金、1項分担金315万9,000円の減。説明欄に記載の土地改良事業に関する分が、その内容となっております。

2項負担金272万4,000円の減。老人福祉施設の関係につきましては、入所者の増によるものでございます。

また、わかば愛育園の関係につきましては、所得階層別の人員の変動により減となるものとなっております。

次、13ページ、12款国庫支出金、1項国庫負担金417万9,000円。ここでは、特に保育所運営費につきましては、わかば愛育園の関係でございますが、今般有資格者の所長が配置されることに伴いまして、補助対象経費が増加したものでございます。これにつきましては、道補助金におきましても同様の増額計上をいたしてございます。

次、2項国庫補助金571万円の減であります。5目の土木費の関係につきましては、事業費調整によるものでございます。

6目の教育費の関係につきましては、新規のものでございまして、本年度より防衛庁の補助メニューとしまして、採択見通しとなったことから計上をいたしてございます。

7目の調整交付金につきましては、2次配分の決定に沿いまして、記載の2事業につきまして充当する考え方でございます。

3項委託金1,477万5,000円。特に3目の農林業関係では、説明欄に記載の地区ごとの調査業務に対します国の委託金を計上いたしてございます。

次、15ページに移ります。

13款道支出金、1項道負担金209万円。内容につきましては、記載のとおりとなっております。

2項道補助金106万8,000円の減。4目農林業費の補助金の関係であります。債務負担行為で申し上げました大家畜経営維持資金の利子補給延長に伴いまして、当該年度分としまして道費の補助金を受け入れ計上するものでございます。

次、3項委託金46万7,000円。特に土木費の委託金の関係50万円につきましては、ヌッカクシ

フラヌイ川河川敷の伐木整理作業を道から委託受けるべく計上いたしてございます。

次、17ページに移ります。

15款寄附金、1項寄附金24万円。内訳としまして、13万円につきましては、3人の方々から一般寄附としてお受けしたものでございます。民生関係では、お二人の方から5万円を保健福祉施設整備基金へということでごうだいしてございます。

また、教育関係では、それぞれ1名1団体から、合わせまして6万円を図書購入資金としてお受けしたものでございます。ただいま申し上げましたような趣旨に沿いまして、歳出におきましても予算の措置を行っているところでございます。

次、19ページ、18款諸収入、3項貸付金元利収入1,120万円。町の預託金融機関でございます。空知商工信組の既定融資枠を上回る融資要望にこたえるべく、このたび預託減資を歳出におきまして同額計上いたしておりますが、この資金につきましては、年度内改修資金となっておりますことから、同額返還金として歳入において計上しているところでございます。

次、4項雑入933万2,000円の減。説明欄の中で、他市町村廃棄物処理料負担金としまして90万円計上してございますが、本件につきましては、富良野市で排出されます衛生用品の焼却処理につきまして、本町が広域分担処理するために、この月から受けることになりましたことから、その処理経費につきまして相当分の負担を願うべく計上してございます。

次、21ページの19款町債、1項町債2,060万円の減につきましては、記載の内容のとおりでございます。

次、23ページから歳出についてであります。歳入同様説明を申し上げます。

1款議会費、1項議会費21万2,000円の減。条例改正によりまして、年間の期末手当の月数が0.05月引き下げられましたことから、その相当分を減額するものでございます。

次、25ページ、2款総務費、1項総務管理費41万4,000円でございます。江花地区の神社用地と町有地との交換に伴いまして、経費の不足する分を今回新たに計上してございますが、この関係につきましては、歴史的に江花地区神社用地を、当時学校施設の敷地として占有的に使用していた経過にごうだいまして、その解決方法としまして、双方におきまして土地の交換をすることを前提にお話を進めてきてございますが、町が提供予定の土地につきましては、旭野地区にごうだいまして町有林、面積にしまして1万1,312平米でございます。

一方の江花地区の神社用地につきましては、面積が7,209.75平米ございまして、それぞれ一定の評価方式で比較しますと、町におきましては23万4,000円の差金を出すこととなります。

冒頭申し上げましたように、この江花地区の神社用地につきましては、町におきまして土地利用実態に応じまして、さらに使用料的要素としまして、18万円を上乗せしました額41万4,000円を今回新たに予算計上してございますので、御理解を賜りたいと思います。

次、5項統計調査費3万3,000円の減でございます。これにつきましては、各種統計の調査経費の確定によりまして精査したものでございます。

次、27ページに移ります。

3款民生費、1項社会福祉費846万1,000円の減であります。特に3目の老人福祉費の中で、老人福祉寮の入居者移転補償費12万3,000円につきまして計上してございますが、この件につきましては、15年度から土地利用計画に沿いまして移転の話を進めさせていただいてございますが、このたび、その所要額を新たに計上いたしてございます。

また、特別会計に対します繰り出し金の減額につきましては、職員の給与の改定などによる要素がその主な内容となっております。

次、2項児童福祉費478万円。ここでは歳入で申し上げましたように、わかば愛育園の有資格者としての所長配置に伴い増加する分がその内容となっております。

次、29ページ、4款衛生費、1項保健衛生費716万1,000円。まず、病院会計の出資金142万2,000円につきましては、13年度発行の企業債の借入時期の関係から、この14年度中に初回の元金償還を迎えることとなりましたので、相当分を計上し、それに対して町から出資することとさせていただきます。他の会計の繰り出し金につきましては、ルールに基づきそれぞれ負担計上するものでございます。

次、3項上水道整備費67万1,000円、これにつきましては、ルールに基づきまして費用の負担を一般会計からするものがその内容となっております。

次、31ページに移ります。

6款農林業費、1項農業費482万4,000円の減となっております。内容につきましては、説明欄に記載のとおりでございます。

次、3項耕地費113万4,000円の減。ここでは、特に1目の耕地総務費の中で、国から土地改良事業に対します調査委託費の関係、これらの経費への充当の関係を考慮しまして、同事業に関する基金

へ1,600万円新たに積み立てをすべく計上をいたしてございます。ほかは記載のとおりでございます。

次、33ページに移ります。

7款商工費、1項商工費1,120万円、歳入で申しあげましたように、中小企業への融通資金の原資として増額計上いたしてございます。

次、35ページに移ります。

8款土木費、2項道路橋梁費671万3,000円の減、ここではそれぞれの道路及び橋梁事業の事業費調整に伴いまして、既定予算の更正を行うことがその内容となっております。

次、3項河川費1,779万1,000円の減。1目の河川総務費では、歳入でも申しあげましたように、河川の伐木整理を行うための経費を道の委託金を財源としまして計上してございます。

他につきましては、それぞれ事業費の調整に伴います精査がその内容となっております。

次、37ページに移ります。

8款土木費、4項都市計画費837万2,000円。特に市街地街路灯の設置の859万9,000円につきましては、歳入で申しあげました調整交付金の二次配分を受けまして、本事業を本年度に前倒して施工する予定で、今回新たに追加的に予算を計上いたしたところでございます。

次、39ページに移ります。

10款教育費、3項中学校費5万円、これにつきましては、寄附行為によるものとなっております。

5項社会教育費203万円。ここでは、築後26年がたち施設が老朽化しています東中地区におきまず東中会館につきまして、将来施設のリニューアル計画を策定しなければならない現時点で、それに向けた既存施設に関します諸調査を防衛庁所管の補助採択を受けまして行おうとするものでございます。その所要額を新たに計上をさせていただいてございます。

次、41ページ、14款給与費、1項給与費2,917万9,000円の減。ここでは、さきの給与改定に基づきまして、3月に向けまして不要と見込まれる経費などにつきまして減額を行ってございません。

次、43ページ、15款予備費、1項予備費4,305万7,000円。このたびの補正予算に伴いまして、財源がさらに余剰となる見込みの額につきまして、今後3月に向けまして、不測する事態に備えるべく予備費に計上いたしたところでございます。

次、45ページ以降につきましては、このたびの補正予算に係りまして、該当する項目につきまして、その調書をそれぞれ添付してございますので、

ごらんをいただきたいと思います。

以上が、議案第1号の内容でございます。原案をお認めくださいますようお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） 以上をもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

3番福塚賢一君。

3番（福塚賢一君） 38ページの土木費の街路事業費の市街地街路灯設置の859万9,000円について、事業の内容について説明賜りたいと思います。

以上です。

議長（平田喜臣君） 道路河川課長。

道路河川課長（田中博君） 3番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

市街地街路灯設置の工事の内容でございますけれども、ことしにつきましては、さきに林商店側の方、錦町2丁目1番通りなのですけれども、その右側を先に発注いたしまして、今回この分につきましては、その向かい側、長藤時計屋さんの裏のところの歩道、それから渡辺理容院さんのところ付近まで84メートルの歩道整備と、それから照明灯の10基分のポールとランプ等の施工でございます。

以上でございます。

議長（平田喜臣君） よろしゅうございますか。

3番福塚賢一君。

3番（福塚賢一君） 説明では、市街地街路灯設置859万9,000円とありますけれども、これは街路灯のみの10基分の事業費でなくて、舗装も入っているということですか、その点どうなっていますか。

議長（平田喜臣君） 道路河川課長、答弁。

道路河川課長（田中博君） そのとおり舗装も入っております。インターロッキングの舗装、普通の舗装ではなくて、碁盤のようなブロックを使いましての舗装でございます。

議長（平田喜臣君） 3番福塚賢一君。

3番（福塚賢一君） それであれば、大変恐縮ですけれども、街路灯設置ということではないのですね。やはり街路灯は幾らと、あとの工事請負費が幾らということになるのでないでしょうか。その辺いかがでしょうか。

議長（平田喜臣君） 総務課長、答弁。

総務課長（田浦孝道君） 3番福塚議員の御質問であります。おっしゃられるように、関連しましてインターロッキングの工事も施工することから、説明欄の表現につきましては、よりわかりやすい方法で工夫をしてみたいと思います。

議長（平田喜臣君） 他にございませんか。

12番米沢義英君。

12番（米沢義英君） 33ページの商工振興費で、これは15年償還と、そして利率は協議して決めるという形になっているかと思いますが、何件ぐらいの対象で、利率はどのぐらいになっているか。

それと、事前に審査もされて上がってくるということではありますが、実際の受理されなかったという状況は見受けられるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

議長（平田喜臣君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 12番米沢議員の御質問にお答えいたします。

今回のこの補正対応の件数でございますけれども、12月の需要は9件でございます、額が2,700万円ほどになるかというふうに思っております。

それから、利率についてでございますけれども、小口の運転資金につきましては、利率が2.2でございます。

それから、中小企業の運転資金につきましては、これは3%で、町の利子補給を1%行って、実質2%で行っております。

それから、同じ中小企業の振興資金であります設備資金についてでございますけれども、金利が3.3、町の利子補給が1%、実質2.3%で行っております。

それから、商店街活性化資金でございますけれども、これも金利が3.5%となっております、町の利子補給2.0%行って、1.5%の金利をもって運転をしております。

それから、金融機関の受理件数で、要するに貸し付けにならなかったというものについては、商工会の窓口を通してないところでございます。

以上でございます。

議長（平田喜臣君） よろしゅうございますか。

他にございませんか。

6番西村昭教君。

6番（西村昭教君） 歳入の13ページですか、国庫支出金の補助金の2項の6ですが、教育費国庫補助金の説明欄に、民生安定リニューアルとあるのですけれども、これはどういうことなのかちょっと御説明をいただきたいのです。

同じような言葉が、40ページですか、教育の公民館費の委託料に、東中会館にリニューアル調査とあるので、これと何か関係があるのかどうか説明をお願いしたいと思います。

議長（平田喜臣君） 企画調整課長、答弁。

企画調整課長（中澤良隆君） 6番西村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、歳入におきます民生安定リニューアル事業であります、これにつきましては、実際東中会館の建物を想定したもので、この制度につきましては、ことし初めてできた制度であります。今防衛庁の予算をいただいて、その建物が東中会館につきましては、昭和51年の建物で約26年ほど経過をいたしておりますが、その建物の時代背景とかいろいろな目的が変わってきているというようなことで、それをリニューアル、新しくするための調査費ということで予定をしております。ということで、歳出の方で民生安定リニューアル事業ということで、これに対応した事業名となっているところであります。以上でございます。

民生安定事業につきましては、防衛庁の補助基準がありまして、その中でそれぞれ住民に迷惑がかかるというような事故等において、障害を受けるというようなことで、要するに住民生活を守る意味での補助金であります。

議長（平田喜臣君） よろしいですか。

6番西村昭教君。

6番（西村昭教君） 今新しくするためということで、建てた当時の部分の機能があったと思うのですけれども、建物も老朽化しているということで、新しくそういう目的を今の時代背景の移り変わりとともに、いわゆる持っている機能ですが、本来51年度建てられた当時の機能から、新しくそういう機能を付加させるための新しくする意味の調査というところからいいのですか。

議長（平田喜臣君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 西村議員の御質問にお答え申し上げたいと思いますが、従来防衛庁の民生安定事業におきましては、新設という中で補助金が出てございました。これらの改造する場合、改修する場合については補助の道がございませんでした。従来そういうものなかったものですから、今回防衛庁におきましては、そういう改修、従前補助もらってやったものについて改修する場合について、一つ新しい事業を起こしましょうというようなことから、その時代背景、今、企画課長が申し上げました時代背景を受けまして、その地域の活動状況を見た中で、その施設が時代に合ったものになるように改修計画を立てる場合に、こういう調査費をつけましょうというようなことで、今回補助の採択を受けたところでございます。

議長（平田喜臣君） 6番西村昭教君。

6番（西村昭教君） ということは、そういう改修計画を持つという解釈でいいのですね、ここの部分、東中会館。

議長（平田喜臣君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） そのとおりです。要するに、実際の地域活動等見た中で、既存の施設がその時代にマッチした状況で改修ができるかどうかということ、当然町としての考え、地域としての考えで、こういうふうに改造をしていきたいというようなことを補助側に申し出て、その改修を図ろうとするものでございます。

議長（平田喜臣君） 他にございませんか。

11番梨澤節三君。

11番（梨澤節三君） この片仮名言葉ですけれども、これ防衛庁の民生安定ですよ。そして、時代がこういう時代になったからこういうものが出てきたのでないかと思うのですけれども、であるなら、これわかりやすく書けばいいのです。私前から言っているのですけれども、防衛費というのは一体どういうところ、こういうところにも来ているのだろうけれども、どうなっているのかわからない。もう少しこういうのわかりやすくしてはいかがですか。リニューアルって何ですかと、片仮名辞典でも開かなかつたらわからないというような、防衛庁と入れたっていいではないですか。議員だってわからないのですよ。と思いますけれども、いかがですか。

議長（平田喜臣君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 梨澤議員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

なかなか横文字でわかりづらい点あるかと思いますが、防衛庁の方でのメニューどおりここに掲げているわけでございます。そういう中で、内容的には御説明申し上げて、その辺の理解をいただくということになるかと思いますので、メニュー上こういうような形でございますので、このような形で計上させていることで御理解いただきたいと思っております。

議長（平田喜臣君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり決しました。

#### 日程第4 議案第2号

議長（平田喜臣君） 日程第4 議案第2号平成14年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） ただいま上程されました議案第2号上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

補正の第1点目は、保険基盤安定及び財政安定化支援事業の額の確定によりまして、歳入の増額と本年の給与改定等の減額であります。

第2点目は、保険給付費の高額療養費が一般、退職分ともに当初予想以上に伸びており、今後の対応を含め増額補正をお願いしようとするものであります。

また、出産、葬祭ともに増加しており、同じく増額をお願いするものであります。

第3点目は、本年10月に健康保険法ほか関係保険法の改正によりまして、老人保健対象年齢が75歳まで引き上げられたことに伴い、保険者として抛出する老人保健抛出金の減額をしようとするものであります。

4点目といたしまして、介護保険導入によりまして、2号被保険者負担の加算により、保険税の収納率低下対策として給付を受けていたところでありましたが、給付算定期間であります13年12月末の見込み収納率より決算時点の収納率が上昇したため、この精算により返還を生じ、所要の計上をするものであります。

以下、議案を朗読しながら御説明申し上げます。

議案第2号平成14年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

平成14年度上富良野町の国民健康保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ451万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,791万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページ、2ページをお開きいただきたいと存じます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

補正額のみ申し上げます。

8款繰入金、1項一般会計繰入金451万2,000円。

歳入合計、補正額451万2,000円。

合計10億2,791万5,000円でございます。

2、歳出。

1 款総務費 5 8 万 4, 0 0 0 円の減、1 項総務管理費 5 1 万 5, 0 0 0 円の減、3 項運営協議会費 6 万 9, 0 0 0 円の減。

2 款保険給付費 1, 5 2 9 万 4, 0 0 0 円、2 項高額療養費 1, 3 4 9 万 4, 0 0 0 円、4 項出産育児費 1 5 0 万円、5 項葬祭諸費 3 0 万円。

3 款老人保健拠出金、1 項老人保健拠出金 4 7 0 万円の減。

9 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金 7 2 万 7, 0 0 0 円。

1 0 款予備費、1 項予備費 6 2 2 万 5, 0 0 0 円の減。

歳出合計、補正額 4 5 1 万 2, 0 0 0 円。合計 1 0 億 2, 7 9 1 万 5, 0 0 0 円でございます。

3 ページ、4 ページの歳入歳出予算事項別明細書、1、総括につきましては、説明を省略させていただきます。

5 ページ、6 ページをお開きいただきたいと思います。

## 2、歳入。

8 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金 4 5 1 万 2, 0 0 0 円。これにつきましては、保険基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入金の額が確定したことにより増額補正と、本年の職員給与改定と運営協議会委員の研修等の参加に都合で出席できなかったことにより減額でございます。これの一般会計からの繰入れを計上したものであります。

次に、7 ページ、8 ページをお開きいただきたいと思います。

## 3、歳出。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 5 1 万 5, 0 0 0 円の減。これにつきましては、本年の給与改定による減であります。

1 款総務費、3 項運営協議会費、1 目運営協議会費、これは先ほど申し上げました参加をいただけなかったといいますか、都合により参加できなかった報酬等の減額と、それから公務災害補償基金への負担でございます。

2 款保険給付費、2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費。これにつきましては、当初御説明申し上げました高度医療により高額療養費が上昇しているものでございます。

2 目退職被保険者等高額療養費 2 6 1 万円、これにつきましても、同じく退職分についても上昇しているものでございます。

2 款保険給付費、4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金 1 5 0 万円。当初 1 5 件の出産予定をいたしてございましたが、既に 1 2 件の実績ございまして、さらに 6 件が予定でございまして、移動等を含めまして 5 件の増額をお願いするものでございます。

て、さらに 6 件が予定でございまして、移動等を含めまして 5 件の増額をお願いするものでございます。

なお、1 件につき 3 0 万円でございます。

2 款保険給付費、1 項葬祭諸費、1 目葬祭費 3 0 万円。これにつきましても、当初の 6 0 万円が既に 5 0 件の実績ございまして、新たに今後予想して 3 0 件の増額をお願いするものでございます。

次、3 款老人保健拠出金、1 項老人保健拠出金、1 目老人保健医療費拠出金 4 7 1 万円の減でございます。本年 1 0 月に法改正によりまして、老人保健対象年齢が 7 5 歳まで引き上げられたことに伴いまして、保険者としての拠出額が減じたことによるものでございます。

2 目老人保健事務費拠出金 1 万円、これにつきましては、対象件数の増の分の負担でございます。

9 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、3 目償還金 7 2 万 7, 0 0 0 円。これにつきましては、先ほど御説明申し上げました介護円滑導入給付金にかかりまして、精算の返還でございます。

1 0 款予備費、1 項予備費、1 目予備費 6 2 2 万 5, 0 0 0 円の減でございます。これにつきましては、収支の差額を充当するものでございます。

なお、1 1 ページ、1 2 ページに給与明細を添付いたしてございますので、審議の参考としていただきたいと思います。

以上で説明といたします。御審議賜りましてお認めいただきますようお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

1 8 番 向山富夫君。

1 8 番（向山富夫君） 1 点お尋ねいたします。

7 ページでございます。歳出 2 款の保険給付費で、高額医療費が一般、退職ともに増額が予定されておりますが、主に高額医療となるそういう医療の内容というのですか、こういったような医療行為があって、高額医療というような形でふえてきているのか、わかりましたらお知らせいただきたい。

議長（平田喜臣君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（米田末範君） 御質問の件でございますが、いずれも循環器、脳血管障害によるものでございまして、術もそうであります。術後の療養も含めて高額医療という形になってございます。

以上であります。

議長（平田喜臣君） よろしいですか。他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質

疑、討論を終了いたします。

これより、議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(平田喜臣君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり決しました。

#### 日程第5 議案第3号

議長(平田喜臣君) 日程第5 議案第3号平成14年度上富良野老人保健特別会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長(米田末範君) ただいま上程されました議案第3号上富良野町老人保健特別会計補正予算(第3号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

第1点は、本年10月の老人保健等に関する法律の改定に伴いまして、平成14年10月診療分以降の老人保健の医療給付費に対応する支払基金と公費の負担割合が、これまでの支払基金100分の70、公費負担100分の30から支払基金100分の66、公費負担100分の34に改定され、公費負担のうち、国2分の1、道、町が各4分の1を負担することから、所要の補正を行うものであります。

第2点として、医療給付費が当初予算時の推計に比べて低下しており、今後の見込みから減額しようとするものであります。

以下、議案を朗読しながら御説明申し上げます。

議案第3号平成14年度上富良野町老人保健特別会計補正予算(第3号)

平成14年度上富良野町の老人保健特別会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,710万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億4,718万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページ、2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

補正額のみ申し上げます。

1款支払基金交付金、1項支払基金交付金6,445万円の減。

2款国庫支出金、1項国庫負担金489万9,00

0円。

3款道支出金、1項道負担金122万4,000円。

4款繰入金、1項一般会計繰入金122万7,000円。

歳入合計、補正額の合計が5,710万円の減でございます。合計いたしまして14億4,718万1,000円でございます。

2、歳出。

2款医療諸費、1項医療諸費5,710万円の減でございます。歳出合計補正額が5,710万円の減、歳出合計で14億4,718万1,000円でございます。

3ページ、4ページの歳入歳出予算事項別明細書、

1、総括につきましては、説明を省略させていただきます。

5ページ、6ページをお開きいただきたいと存じます。

2、歳入。

1款支払基金交付金、1項支払交付金、1目医療費交付金6,445万円の減。これにつきましては、先ほど申し上げましたように、医療費等に対応します法改正によりまして、支払基金負担が100分の70から100分の66に減じたことによる減額補正でございます。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目医療費負担金489万9,000円。これにつきましては、国庫の負担額が100分の30から100分の34の2分の1を国庫負担となることで増となるものでございます。

3款道支出金、1項道負担金、1目道負担金122万4,000円。これにつきましては、国庫のさらに2分の1が道の負担ということでございます。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金122万7,000円。これにつきましても、同じく町の負担分の繰り入れでございます。

次、7ページ、8ページをお開きいただきたいと存じます。

3、歳出。

2款医療諸費、1項医療諸費、1目医療給付費5,800万円の減でございます。これにつきましては、先ほど御説明申し上げました、当初の過去の実績を推計いたしまして予算計上させていただいてございましたが、現在おおむね1人当たり3%程度の医療費が減じてございますので、推計をいたしまして減額補正をするものでございます。

2目医療費支給費90万円、これにつきましては、10月以降の法改正によりまして、自己負担限度額を超える部分についての高額医療につきましてもの対

象分の負担を貸与するものでございます。

以上、説明いたします。御審議いただきまして、お認めいただきますようお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

12番米沢義英君。

12番（米沢義英君） これ医療費全般にわたってちょっとお伺いしたいのですけれども、制度が変わりました。それで、窓口でいわゆる高額医療になった場合等については、道の方で償還、委任払い制度もできるような、そういうことを自治体に制度として実施してほしいということの通達等が出されたという話は聞いておりますけれども、その実態等についてどうなのか、仮に出されなくても、仮に高額医療が生じたときについては、いわゆる通院等においても、その範囲で適正に対処してほしいという道の議会の方で話が出されたと聞いておりますから、この点については、今後の対応についてお伺いしたいというふうに思います。

もう1点は、これは単純に医療費制度が変わって、1人当たりの給付が下がったということではありますが、その背景に医療費負担との関係、あるいはその制度が変わることによって、当然受診抑制が同時に出てきて、1人当たりの負担軽減、いわゆる負担の持ち出しが減っているというような状況も、全国的には最近出てきているということではありますが、この点は、当町においてはその傾向が見受けられるかどうか、この点についてお伺いしたいと思います。

議長（平田喜臣君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（米田末範君） 委任払いの関連につきまして、それぞれの状況によって、今保険者によってちょっと微妙に違うところがあったりとかいろいろございまして、それにつきましては、状況に応じながら進めているというのが現状でございます。さらにこの先どうしていくかという問題については、もう少し時間をちょうだいしたいと思います。

それから、医療費負担の受診の抑制によって、今現状こちらの保険者といいますが、町の老保としての状況はどうかということだろうと思うのですが、制度自体が10月からということでございます。状況を、実際の医療の関連が明確に出てくるのはもっと後になってまいりますので、その点のところはちょっと微妙であります。件数としては決して下がっているという状況にはございませんが、逆に高額のものが増えてきているということもあって、非常にその辺のところはどうとらえていいかということについては、ちょっと微妙なところでございます。

議長（平田喜臣君） よろしいですか。他にござ

いませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午後 2時38分 休憩

午後 2時55分 再開

議長（平田喜臣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6 議案第4号

議長（平田喜臣君） 次に、日程第6 議案第4号平成14年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤憲治君） ただいま上程いただきました議案第4号平成14年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

補正の要旨であります。人事院勧告に伴います職員の給料及び期末手当等の改定による職員給与費の減額と、これにより生じます一般会計からの繰入金金の減額を内容とした補正を行うものでございます。

以下、議案を朗読しながら御説明申し上げます。

議案第4号平成14年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第2号）

平成14年度上富良野町の介護保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ41万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,521万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正。

以下、補正額のみを申し上げます。

1、歳入。

6 款繰入金、1 項他会計繰入金 4 1 万円の減。  
歳入合計の補正額が 4 1 万円の減。補正後の歳入  
総額が 5 億 5,521 万 7,000 円でございます。

次、2、歳出。

1 款総務費、1 項総務管理費 4 1 万円の減。

歳出合計の補正額 4 1 万円の減。補正後の歳出総  
額が 5 億 5,521 万 7,000 円でございます。

次に、3、4 ページの歳入歳出予算事項別明細書  
総括につきましては、省略させていただきます。

5 ページをお願いいたします。

2、歳入について内容を申し上げます。

6 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰  
入金 4 1 万円の減につきましては、給与改定に伴う  
職員給与費等の減額による繰入金の減であります。

7 ページをお開き願います。

3、歳出。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 4  
1 万円の減につきましては、先ほど歳入で申し上げ  
たとおり、給与と会計によるところの職員 3 名分の給  
料、職員手当、それから共済費等の減額分ござい  
ます。

9 ページ、10 ページにつきましては、この給与  
費補正にかかわるところの明細でございます。御高  
覧賜りまして、審議の参考としていただきたいと思  
います。

以上で説明いたします。御審議いただきまして、  
お認めくださいますようお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって、提案理由の  
説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質  
疑、討論を終了いたします。

これより、議案第 4 号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありま  
せんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり決しました。

#### 日程第 7 議案第 5 号

議長（平田喜臣君） 日程第 7 議案第 5 号平成  
14 年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算  
（第 4 号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（早川俊博君） ただいま上程いた  
だきました議案第 5 号平成 14 年度上富良野町簡易  
水道事業特別会計補正予算（第 4 号）につきまして、

提案の要旨を御説明申し上げます。

職員給与費の補正になりますが、職員給与費の一  
部につきましては、当初一般会計の清富地区飲料水  
供給施設整備の補助事業の中で計上させていただい  
ておりましたが、補助制度上、人件費につきましては  
は補助対象外となりますことから、その相当額を一  
般会計からの組みかえ及び給与改定に伴います職員  
手当等の減額計上でございます。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第 5 号平成 14 年度上富良野町簡易水道事業  
特別会計補正予算（第 4 号）

平成 14 年度上富良野町の簡易水道事業特別会計  
の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ  
67 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を  
歳入歳出それぞれ 7,668 万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区  
分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額  
は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

1 ページをお開き願いたいと思います。

第 1 表、歳入歳出予算補正。

補正額につき申し上げます。

1、歳入。

3 款繰入金、1 項繰入金 67 万 1,000 円。

歳入の合計 67 万 1,000 円でございます。

2、歳出。

1 款衛生費、1 項簡易水道事業費 67 万 1,000  
円。

歳出の合計 67 万 1,000 円でございます。

2 ページ、3 ページの歳入歳出予算事項別明細書、  
1、総括につきましては、説明を省略させていただきます。

4 ページ、5 ページをお開き願いたいと思います。

2、歳入。

3 款繰入金、1 項繰入金、1 目一般会計繰入金 6  
7 万 1,000 円につきましては、一般会計で見込ん  
でおりました職員給与費の一部を繰り入れするもの  
でございます。

3、歳出。

1 款衛生費、1 項簡易水道事業費、1 目一般管理  
費 67 万 1,000 円につきましては、一般会計から  
の職員給与費の組みかえ及び給与改定に伴います差  
額の計上でございます。

次の 6 ページから 9 ページまでの給与費明細書に  
つきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。御審議いただきまして議決く  
ださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり決しました。

#### 日程第8 議案第6号

議長（平田喜臣君） 日程第8 議案第6号平成14年度上富良野公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（早川俊博君） ただいま上程いただきました議案第6号上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、初めに補正の主な御説明を申し上げます。

歳入の1点目としまして、受益者負担金の前納者増によります受益者負担金の増額。

2点目といたしまして、事業費の確定によります国庫補助金及び町債の増額。

それと3点目といたしまして、消費税還付金確定によります補正でございます。

歳出の1点目といたしまして、給与改定及び制度改正に伴いましての職員給与費の減額。

2点目といたしまして、事業確定に伴いましての建設事業費の減額補正でございます。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第6号平成14年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成14年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ869万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9,600万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

次のページをお開き願いたいと思います。

第1表 歳入歳出予算補正。

補正額につき申し上げます。

1、歳入。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金500万円。

3 款国庫補助金、1 項国庫補助金460万円。

6 款諸収入60万7,000円、1 項延滞金加算金及び過料2万5,000円、4 項消費税還付金58万2,000円。

7 款町債、1 項町債1,890万円の減。

歳入の合計869万3,000円の減でございます。

2、歳出。

1 款下水道事業費1,777万6,000円の減、

1 項下水道管理費58万円の減、2 項事業費1,719万6,000円の減。

2 款公債費、1 項公債費160万円の減。

3 款予備費、1 項予備費1,068万3,000円。

歳出の合計869万3,000円の減でございます。

3 ページをお開き願いたいと思います。

第2表、地方債補正。

（1）変更。起債の目的、公共下水道事業の限度額は1,890万円減の2億3,740万円でございます。

4 ページから5 ページの歳入歳出予算事項別明細書、1 総括につきましては、説明を省略させていただきます。

6 ページ、7 ページをお開き願いたいと思います。

2、歳入。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目受益者負担金500万円につきましては、受益者負担金の一括納入者増によるものでございます。

3 款国庫補助金、1 項国庫補助金、1 目下水道事業補助金460万円の増につきましては、処理場分の事業費の精査によるものでございます。

6 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料、2 目加算金2万5,000円につきましては、消費税の還付の法定期限が9月30日となっております、その日を過ぎて支払いされたことによります加算金でございます。

6 款諸収入、4 項消費税還付金、1 目消費税還付金58万2,000円につきましては、消費税還付金の確定によるものでございます。

7 款町債、1 項町債、1 目下水道事業債1,890万円の減につきましては、事業費の精査による減並びに単独起債対象事業費の精査等によるものでござ

います。

8ページ、9ページをお開きいただきたいと思  
います。

3、歳出。

1款下水道事業費、1目下水道事業費、1目一般  
管理費58万円の減につきましては、給与改定に伴  
いましての件費の減が主なものでございます。

1款下水道事業費、2項事業費、1目建設事業費  
1,719万6,000円の減の主なものとしまして  
は、事業費確定によります事務費及び工事請負費の  
精査によるものでございます。

2款公債費、1項公債費、2目利子160万円の  
減につきましては、地方債償還金利子確定によるも  
の、並びに一時借入金精査によるものでございま  
す。

3款予備費、1項予備費、1目予備費1,068万  
3,000円につきましては、収支の差額を計上しよ  
うとするものでございます。

10ページから13ページの職員給与費の明細書  
につきましては、説明を省略させていただきます。

14ページをお開き願いたいと思います。

地方債の現在高、見込みに関する調書につきま  
しては、補正額のみ申し上げます。

1,888万9,000円減の補正後の額は35億  
1,144万3,000円でございます。

以上で、補正予算の内容の説明といたします。御  
審議をいただきまして議決くださいますようよろし  
くお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって、提案理由の  
説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質  
疑、討論を終了いたします。

これより、議案第6号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありま  
せんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり決しました。

#### 日程第9 議案第7号

議長（平田喜臣君） 日程第9 議案第7号平成  
14年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計  
補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

特別養護老人ホーム所長。

特別養護老人ホーム所長（林下和義君） ただい  
ま上程いただきました議案第7号平成14年度上富  
良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第

2号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げ  
ます。

第1点といたしまして、生きがい対応デイサービ  
ス補助金の額が確定いたしましたので、増額補正す  
るものでございます。

第2点といたしまして、育児休業職員の代替に伴  
う補助金並びに賃金の増額補正でございます。

第3点といたしまして、一般町民から施設充実の  
ためにと御寄附の申し出がありましたので、関係す  
る経費を補正するものでございます。

第4点といたしまして、このたびの給与改定に伴  
い、関係する経費を補正するものでございます。

第5点といたしまして、居宅介護支援事業所開設  
に向けまして、居宅支援システムの導入に伴う関係  
予算の補正でございます。

第6点といたしまして、歳入及び歳出額を精査い  
たしまして、一般会計繰入金を減額補正するもので  
ございます。

以下、議案を朗読しながら御説明申し上げます。

議案第7号平成14年度上富良野町ラベンダーハ  
イツ事業特別会計補正予算（第2号）

平成14年度上富良野町のラベンダーハイツ事業  
特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるとこ  
ろによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の補正の総額に歳入歳出そ  
れぞれ22万8,000円を追加し、歳入歳出予算の  
総額を歳入歳出それぞれ3億1,889万4,000  
円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区  
分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額  
は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1ページをお開き願いたいと思います。

第1表、歳入歳出予算補正。

補正額のみ申し上げます。

1、歳入。

2款道支出金、1項道補助金419万9,000  
円。

3款寄附金、1項寄附金10万円。

4款繰入金、1項繰入金407万1,000円の  
減。

歳入合計22万8,000円。歳入の補正額の合計  
は、22万8,000円でございます。歳入の合計は、  
3億1,889万4,000円となります。

2、歳出。

1、総務費、1項施設管理費16万円の減。

2款サービス事業費、2項施設介護サービス事業  
費52万8,000円。

3款施設整備費、1項施設整備費14万円の減。

歳出合計 22万8,000円。歳出補正の額は、22万8,000円でございます。歳出の合計は、3億1,889万4,000円となります。

次、3ページ、4ページをお開き願いたいと思います。

3ページ、4ページの歳入歳出予算事項別明細書は省略させていただきたいと思います。

次、5ページ、6ページをお開き願いたいと思います。

## 2、歳入。

補正額のみ申し上げたいと思います。

2款道支出金、1項道補助金、1目居宅支援サービス事業補助金380万円。これは居宅支援サービス事業補助金につきましては、生きがい対応サービス事業補助金の額が確定いたしましたものでございます。

2目施設介護サービス事業補助金39万9,000円。施設介護サービス事業補助金につきましては、産休代替介護士事業補助金でございます。

3款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金10万円。町内の方より、施設充実のためにと寄附の申し出があったものでございます。2件がありました。

4款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金407万1,000円の減。歳入及び歳出を精査いたしまして、一般会計繰入金を減額するものでございます。

7ページ、8ページをお開き願いたいと思います。

## 3、歳出。

補正額のみ申し上げたいと思います。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費16万円の減。このたびの給与改定並びに居宅介護支援事業所開設に向けまして、居宅支援介護支援システムの導入経費等の計上でございます。

2款サービス事業費、2項施設介護サービス事業費、1目施設介護サービス事業費52万8,000円。これは産休代替職員の賃金並びに町内の方より施設充実のためにと寄附に伴う備品購入の経費でございます。

3款施設整備費、1項施設整備費、1目施設整備費14万円の減。これは外壁塗装工事が完了いたしましたので、精算するものでございます。

次に、9ページ、10ページをお開き願いたいと思います。

次に、給与費明細書でございますが、一般会計に準じて作成いたしておりますので、御高覧いただいたものとして説明は省略させていただきたいと思います。

以上で、説明を終わらせていただきたいと思います。御審議をいただきまして、お認めいただきます

ようよろしくお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第7号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり決しました。

## 日程第10 議案第8号

議長（平田喜臣君） 日程第10 議案第8号平成14年度上富良野町水道事業会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（早川俊博君） ただいま上程されました議案第8号平成14年度上富良野町水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、初めに提案の要旨を御説明申し上げます。

補正の要旨といたしましては、給与改定及び制度改正、また会計間の人事異動によります職員給与費の減額補正でございます。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第8号平成14年度上富良野町水道事業会計補正予算（第1号）。

総則。第1条、平成14年度上富良野町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正しようとするものでございますが、今回は支出のみの補正でございます。補正額のみ申し上げます。

支出。

1款水道事業費用、1項営業費用40万円の減、4項予備費40万円。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第3条、予算第5条に定めた経費の金額を次のように改める。

（1）職員給与費40万円の減。

次の1ページ、2ページの平成14年度上富良野町水道事業会計予算実施計画につきましては、説明

を省略させていただきまして、中ほどの収益的収入及び支出明細書に入らせていただきます。

1、支出。

1 款水道事業費用、1 項営業費用、3 目受託工事費 7 万 4,000 円の減、4 目総係費 3 万 6,000 円の減につきましては、ともに給与改定及び会計間の人事異動によります減額でございます。

4 項予備費、1 目予備費 4 0 万円につきましては、収支の差額を計上しようとするものでございます。

3 ページから 5 ページまでの給与費明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、補正予算の内容の説明といたします。御審議をいただきまして、議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第 8 号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり決しました。

#### 日程第 11 議案第 9 号

議長（平田喜臣君） 日程第 11 議案第 9 号平成 14 年度上富良野町病院事業会計補正予算（第 2 号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

町立病院事務長（三好稔君） ただいま上程いただきました議案第 9 号平成 14 年度上富良野町病院事業会計の補正予算（第 2 号）につきまして、提案の要旨について御説明申し上げます。

予算第 3 条の収益的収支でございますが、収入では外来患者の減による医業収益の減額、支出においては 1 点目が給与改定、また制度改正等による給与の減額。

2 点目が、外来患者の減少等による薬品購入費の減額。

3 点目が、医療機械、CT など減価償却費及び更新機械の廃棄に伴う除却費用の計上等でございます。

次に、予算第 4 条の資本的収支でございますが、収入では平成 13 年度の医療機械更新のための借入企業債の元金償還に充てるため、一般会計から出資

金の増額を計上いたしてございます。

支出においては、平成 13 年度において更新整備した医療機械にかかる借入企業債の半年分の償還元金を計上するものでございます。このことにつきましては、企業債の借入時期の関係から、据え置き期間がみなし計算とされ、元金据え置き期間が本来 1 年から実質 6 カ月に短縮されたことから、平成 15 年 3 月期に元金の償還が発生し、その所要額を計上するものでございます。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第 9 号平成 14 年度上富良野町病院事業会計補正予算（第 2 号）

総則。

第 1 条、平成 14 年度上富良野町病院事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第 2 条、予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

補正額のみ申し上げます。

収入。

第 1 款病院事業収益 4,492 万 1,000 円の減、第 1 項医業収益 4,492 万 1,000 円の減。

支出。

第 1 款病院事業費用 4,492 万 1,000 円の減、第 1 項医業費用 4,492 万 1,000 円の減。

資本的収入及び支出。

第 3 条、予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第 1 款資本的収入 1 4 2 万 2,000 円、第 1 項出資金 1 4 2 万 2,000 円。

支出。

第 1 款資本的支出 1 4 2 万 2,000 円、第 1 項企業債償還金 1 5 7 万 4,000 円、第 2 項建設改良費 1 5 万 2,000 円の減。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第 4 条、予算第 9 条に定めた経費の金額を次のように改める。補正予定額 4,030 万 1,000 円の減。

次のページをお開きいただきたいと思います。

1 ページから 4 ページの平成 14 年度の上富良野町病院事業会計予算実施計画につきましては、説明を省略させていただきます。

次の 5 ページ、6 ページをお開きいただきたいと思います。

収益的収入及び支出明細書。

1、収入。

病院事業収益4,492万1,000円の減、1項医業収益4,492万1,000円の減でございます。その内容につきまして、1目の入院収益におきまして120万7,000円。これにつきましては、入院患者の増に伴うものでございまして、10月末現在、前年比で4.7%増になっているところから、既決予算との差異を予算計上いたしたところでございます。

2目の外来収益、1節外来収益4,612万8,000円の減につきましては、10月末現在の患者の状況、前年比で13.5%減少にあることから、既決予算との差異を計上いたしたところでございます。

## 2、支出。

病院事業費用4,492万1,000円の減でございます。1項医業費用、1目給与費の4,030万1,000円の減につきましては、1節給料において1,121万2,000円、これにつきましては給与改定と、また職員の当初予定した看護補助員の未補充といった職員の減に伴うものの給与減でございます。2節の手当1,353万5,000円、これにつきましては、給与改定のほか、期末手当と制度改正に伴うものでございます。

3節賃金100万3,000円につきましては、育児休業等にかかわる臨時職員の賃金でございますが、不用額についての減でございます。

4節報酬1,060万5,000円、これにつきましては、旭川医大等からの出張医師等の減によるものでございます。

法定福利費394万6,000円、これにつきましては、給与改定と、その他諸手当の減額に伴うものでございます。

この給料、手当、法定福利費につきましては、本補正資料の10ページにおいて明細を整理いたしてございます。御高覧を賜りたいと思います。

2目材料費、1節の医薬品費922万5,000円、これにつきましては、外来患者減、また院外処方等によるところの処方箋件数の減等による薬品の購入減でございます。

3目の経費につきましては、4節の消耗品50万円、これにつきましてはボイラー等営繕にかかわる消耗品の購入と、部品購入といったことで50万円の計上をさせていただいております。

6節光熱水費70万円の減につきましては、電気料等の減ということで、予算既決額に対する執行見込みを精査した中において、不用額を減額させていただきところでございます。

7節の燃料費につきましても、同様のものの考えで減額させていただきたいと思っています。

4目の減価償却費417万3,000円でございます

ますが、建物償却費、附属設備等減価償却費、これにつきましては帳簿等の精査によるところの減を計上させていただいております。

3節の医療機械、什器備品減価償却費433万3,000円、これにつきましては、本年購入いたしませんところの医療機械にかかわる減価償却費の減額ということで、これらにつきましては本年度企業債充当をもって事業執行するという見きわめが立ったことから、本補正を計上させていただいております。

次に、5目の資産減耗費の997万8,000円の増でございますが、その内訳として、固定資産除却費987万8,000円。これにつきましては、本年更新を予定しておりますCTほか医療機械2点にかかわるところの現在の帳簿価格、いわゆる残存価格の除去をさせていただきところでございます。

6目の2節謝金、3節の図書費、これにつきましては、3節の図書費の購入をさせていただきたい。これにつきましては、医療費改定等による参考図書、また薬剤業務等にかかわる図書の購入といったことで20万円の補正をさせていただきところでございます。合わせて謝金につきましては、同額を執行不用額となるところの額を減額をさせていただきたいと思っております。

次に、7ページ、8ページをお開きいただきたいと思います。資本金的収入及び支出明細の1収入、資本金的収入、1項出資金、1目他会計出資金、1節の一般会計出資金142万2,000円、企業債元金でございますが、これにつきましては冒頭も申し上げましたが、13年度借入企業債の元金据え置き期間が借り入れ時期の関係で1年から実質6カ月になったため、半期分の元金の償還が発生したことにより、この財源として一般会計から出資金の計上をお願いいたしているところでございます。

## 2、支出。

1款資本金的支出、1項企業債償還金、1目企業債償還金、1節の元金157万4,000円につきましては、前段で申し上げました企業債償還元金でございます。

2項建設改良費、2目建設改良費、1節工事請負費15万2,000円、これにつきましては、既に執行いたしました工事請負費の精査によるところの減額でございます。

次の9ページから12ページの給与明細書につきましては、説明を省略させていただきたいと思っております。

以上で補正予算の説明とさせていただきます。御審議賜りまして御議決いただきたくよろしく願いをいたします。

議長（平田喜臣君） これをもって、提案理由の

説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

15番村上和子君。

15番(村上和子君) 5ページ、6ページにわたりました、外来の収益でございますけれども、外来患者の減によりまして、4,612万8,000円減になっているところでございますけれども、予定額の3億5,336万円に対しまして、この数字というのは13%ぐらいの落ち込みになるわけなのですけれども、一方薬品の方を見ますと、こちらの方は1億5,662万8,000円に対しまして、これも同じ理由による外来患者減によるということで922万5,000円、この落ち込みの数字は5.8%になります。この7.2%の乖離ですけれども、患者さんの中にも重い人もいれば軽い人もいらっしゃるでしょうし、診察しまして薬は要らないと、注射ということもあるでしょうけれども、今余り注射というのはしないと思いますけれども、それにしましても、注射といいますと薬品の方に入ると思うのですけれども、効果薬が出たのか、片一方では13%の減になっておりますのに対しまして、薬品費の方が5.8%ということですから、これはどのように理解してよろしいのでしょうか。例えば、外来減によりまして、外来の患者さんが減りましたからお薬も必要がなかったということが言えるかもしれませんが、ちょっとこの開きの数字はどのように理解していいものかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長(平田喜臣君) 病院事務長、答弁。

町立病院事務長(三好稔君) 15番村上議員の御質問にお答えをいたしたいと思います。

外来収益で大きく落ち込んでおりまして、先ほど御説明させていただきましたが、4,612万8,000円の減少がございます。こういった収益の中において、薬品の占める割合というのが平均値で約20%ございます。そんなことから、減収が見込まれる4,612万8,000円の20%相当額が薬品購入の減になるという試算をいたしております。そんなことから、薬品購入費で922万5,000円というふうなことで試算をいたしております。そんなことで御理解を賜りたいと思います。

議長(平田喜臣君) 他にございませんか。

3番福塚賢一君。

3番(福塚賢一君) このたび病院会計の補正予算を見させていただいた限り、病院会計は発生主義だから決算を重要視していかなければならないと私は思っております。

今回、減価償却費、除去費、減耗費等々補正されておるようですけれども、ただ1点、資本金収入及

び支出の4条予算の関係について、7ページ、8ページ、一般会計出資金、企業債償還元金142万2,000円受け入れるのに対して、支出では償還元金157万4,000円、どうしてこの違いが起きるのか、157万4,000円、一般会計の出資をなぜ仰がなかったのか、この点についてお尋ねして終わりたいと思います。

以上です。

議長(平田喜臣君) 病院事務長、答弁。

町立病院事務長(三好稔君) 3番福塚議員の御質問にお答えをいたします。

収入において142万2,000円の計上でございまして、一方、支出においては157万4,000円、ここに差異があるのでという御指摘でございますが、さらに2項の建設改良費において15万2,000円の精査による減額がございます。157万4,000円から15万2,000円を引いたものが142万2,000円、これらにつきましては、町からの出資金にかかわるものといったことでございますので、収入につきましては、ただいま申し上げました142万2,000円の増額をお願いするものです。

議長(平田喜臣君) 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(平田喜臣君) なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第9号の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(平田喜臣君) 起立多数であります。

よって、議案第9号は、原案のとおり決しました。

#### 散 会 宣 告

議長(平田喜臣君) 以上をもちまして、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

明日の予定について、事務局長から報告いたします。

事務局長。

事務局長(北川雅一君) 明17日は、本定例会の3日目、開会は9時でございます。定刻までに御参集賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

午後 3時42分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の  
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成14年12月16日

上富良野町議会議長                      平    田    喜    臣

署名議員                      石    川    洋    次

署名議員                      仲    島    康    行

平成14年第4回定例会

上富良野町議会会議録（第3号）

平成14年12月17日（火曜日）

議事日程（第3号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件  
第 2 議案第10号 上富良野町税条例の一部を改正する条例  
第 3 議案第11号 上富良野町敬老祝い金支給条例  
第 4 議案第12号 上富良野町保健事業検診受診料徴収条例の一部を改正する条例  
第 5 議案第13号 上富良野町公共下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例  
第 6 議案第14号 上富良野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例  
第 7 議案第15号 上富良野町手数料条例の一部を改正する条例  
第 8 議案第16号 上富良野町公共下水道上富良野浄化センターの建設工事委託に関する基本協定の  
変更の件  
第 9 議案第17号 富原橋架換工事（上部工）請負契約締結の件  
第10 議案第18号 富原橋架換工事（下部工）請負契約締結の件  
第11 認定第 1号 平成14年第3回定例会付託  
議案第7号 平成13年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件  
第12 認定第 2号 平成14年第3回定例会付託  
議案第8号 平成13年度上富良野町企業会計決算認定の件  
第13 発議案第1号 「ペイオフ全面解禁」延期と、地方公共団体の公金預金を「ペイオフ」対象から除  
外し、全額保護を求める意見の件  
第14 発議案第2号 WTO農業交渉に関する要請意見の件  
追加日程  
第 1 発議案第4号 町村自治の確立に関する意見の件  
第15 発議案第3号 議員派遣の件  
第16 閉会中の継続調査申出の件

出席議員（20名）

1番	中村有秀君	2番	中川一男君
3番	福塚賢一君	4番	笹木光広君
5番	吉武敏彦君	6番	西村昭教君
7番	石川洋次君	8番	仲島康行君
9番	岩崎治男君	10番	佐藤政幸君
11番	梨澤節三君	12番	米沢義英君
13番	長谷川徳行君	14番	徳島稔君
15番	村上和子君	16番	清水茂雄君
17番	小野忠君	18番	向山富夫君
19番	久保田英市君	20番	平田喜臣君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	尾岸孝雄君	助役	植田耕一君
収入役	樋口康信君	教育長	高橋英勝君
代表監査委員	高口勤君	農業委員会会長	小松博君
教育委員会委員長	久保儀之君	総務課長	田浦孝道君
企画調整課長	中澤良隆君	税務課長	越智章夫君
町民生活課長	米田末範君	保健福祉課長	佐藤憲治君
農業振興課長	小澤誠一君	道路河川課長	田中博君
商工観光まちづくり課長	垣脇和幸君	会計課長	高木香代子君
農業委員会事務局長	谷口昭夫君	管理課長	上村延君

社会教育課長 尾崎茂雄君  
上下水道課長 早川俊博君

特別養護老人ホーム所長 林下和義君  
町立病院事務長 三好稔君

#### 議会事務局出席職員

局長 北川雅一君  
係長 北川徳幸君

次長 菊池哲雄君

午前 9時00分 開議  
(出席議員 20名)

#### 開議宣告

議長(平田喜臣君) 御出席まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は、20名であります。

これより、平成14年第4回上富良野町議会定例会3日目を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

#### 諸般の報告

議長(平田喜臣君) 日程に入るに先立ち、議会運営等、諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(北川雅一君) 御報告申し上げます。

議会運営委員長並びに各常任委員長より、閉会中の継続調査として、別紙配付のとおり調査事項の申し出がありました。

議長(平田喜臣君) 以上をもって、議会運営等、諸般の報告を終わります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(平田喜臣君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において、

9番 岩崎治男君

10番 佐藤政幸君

を指名いたします。

#### 日程第2 議案第10号

議長(平田喜臣君) 日程第2 議案第10号上富良野町税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

税務課長。

税務課長(越智章夫君) ただいま上程いただきました議案第10号上富良野町税条例の一部を改正

する条例につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

さきの通常国会におきまして、マンション建てかえの円滑化等に関する法律、法人税法等の一部を改正する法律及び地方税法の一部を改正する法律が成立いたしました。これらの法律の施行に伴い、町税条例における所要の改正を行うものであります。

改正の1点目としましては、マンション建てかえ組合が知事の認可で設立できることとなり、このマンション建てかえ組合は公益等の法人とされ、法人町民税均等割の課税となるものであります。

2点目としましては、法人税におきまして、連結納税制度が創設されました。企業グループ内における個々の法人の所得と決算を通算いたしまして、企業グループを一つの法人のようにとらえ、法人税を課税する制度でございます。

これに合わせまして、連結企業グループ内の単体法人に対する地方税の課税方式が整備されましたので、所要の改正を行うものであります。

以上が主な改正点であります。

上富良野町税条例の一部を改正する条例。

上富良野町税条例(昭和29年上富良野町条例第10号)の一部を次のように改正する。

この後につきましては、条例の朗読は省略させていただきます。条を追って内容の説明をいたしますので、御了承を願いたいと思います。

第19条につきましては、納期限後に納付または納付する税金または納入に係る延滞金に関する規定でありまして、地方税法の改正に伴う条文の整備でございます。

第31条第2項の表につきましては、法人町民税の均等割の税率の規定でありまして、法人等の区分におきます資本等の金額に、連結法人におきます連結個人資本積立金額の追加と、公益法人等にマンション建てかえ組合を追加するものであり、第45条の3の改正につきましては、地方税法施行令の改正に伴います条文の整備でございます。

また、第3項につきましては、法人町民税均等割の月割計算を定めたものでありまして、連結法人に関する規定を加えたものであります。

第48条につきましては、法人の町民税の申告の

折についての規定でありまして、第1項から第4項までの改正につきましては、地方税法の改正に伴う条文の整備であり、第5項の改正につきましては、法人税法の改正に伴う条文の整備であります。

第6項の追加の規定につきましては、連結法人の確定申告において、提出期限の特例延長の適用を受けている者が、災害等のやむを得ない理由で期限の延長を受けた場合における連結子法人の申告等の期限延長についての規定であります。

裏面を見ていただきます。

第50条につきましては、法人等の町民税に係る不足税額の納付の手続についての規定でありまして、第2項及び第3項につきましては、地方税法の改正に伴う条文の整備と連結子法人の申告において、連結親法人が修正等の申告が提出された場合の規定の追加であります。

第52条につきましては、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金の規定でありまして、第2項の規定追加につきましては、申告義務がある連結親法人が提出期限延長の特例を受けている場合におきます連結子法人の申告による連結法人税割と均等割の納付において、期限を延長した期間における延滞金の規定であります。

附則第4条につきましては、納期限延長に係る延滞金の特例の規定でございます。地方税法の改正に伴う連結法人の規定が加わったものでございます。

附則。

施行期日。

第1条、この条例は公布の日から施行する。

町民税に関する経過措置。

第2条、改正後の町民税の規定中、法人の町民税に関する部分は、平成15年3月31日以後に終了する事業年度分の法人の町民税、同日以後に終了する連結事業年度分の法人の町民税及び同日以後に終了する計算期間分の法人の町民税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の町民税及び同日前に終了した計算期間分の法人の町民税については、なお従前の例による。

以上、説明といたします。御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第10号の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありま

せんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり決しました。

### 日程第3 議案第11号

議長（平田喜臣君） 日程第3 議案第11号上富良野町敬老祝い金支給条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤憲治君） ただいま上程いただきました議案第11号上富良野町敬老祝い金支給条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

条例制定の趣旨でございますが、これまで上富良野町敬老年金条例に基づき、満75歳以上の高齢者の方に対して、敬老年金として1万円相当の金品を支給してまいりましたが、平均寿命が延び、人生80年時代となりました現在において、敬老対象年齢に対する世論意識も変化しております。

また、毎年60人から70人程度対象者の増加が見込まれ、財政負担も年々大きくなることから、現行の敬老年金条例を廃止し、一般的な敬老者の祝い年齢とされている節目年齢の喜寿、米寿、白寿、100歳以上を迎えられた敬老者に対して祝い金を支給するよう、本条例を制定しようとするものであります。

以下、条文を要約して説明させていただきます。

議案第11号上富良野町敬老祝い金支給条例。

第1条につきましては、敬老祝い金を支給することの目的を規定しております。

第2条につきましては、祝い金支給対象者の定義とその対象者の区分、節目年齢ごとに種類及び金額について定めたものでございます。

第3条は、委任規定でございます。

附則1につきましては、この条例の施行を平成15年4月1日とするものであります。

附則2は、現行の上富良野町敬老年金条例について、廃止する旨の規定であります。

以上、説明といたします。御審議いただき、議決くださいますよう、よろしくようお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

12番米沢義英君。

12番（米沢義英君） 何点か敬老年金等の条例改定について質問いたします。

まず、第1点目に、いわゆる敬老年金の1万円を廃止して、通常の節目ごとの祝い時期にそれぞれ金

額を提示するという形で料金設定にされておりますが、今後、将来高齢化率がふえるという状況も含めた中で、将来の財政を維持するという形の中で、この料金設定というのがなされたのか、将来当然77歳、88歳、99歳、100歳という形の中で、若干変動があるかもしれませんが、仮にそのまま今答弁されたように、70名ずつがふえていくとすれば、また財政難に陥るといことは明らかであります。そういうことも含めたこの敬老祝い金の設定にされているのかどうか。それと、それぞれの敬老祝い金の年齢対象者は、節目ごとの過去、今後10年間どのように推移するのか、そういうことも十分考えた中でこの料金設定されていると思いますが、その点。

それと、現行では1,400万円ばかりの敬老祝いにかかった経費が算出されております。仮に今回の条例改正に伴えば、その約半額以下で済むというような状況にもなるのではないかというふうに考えます。例えば各住民会ごとに、例えば1,200円でおろした場合、70歳以上の対象者が仮に2,070人とした場合、これと言えば248万円、これと現行の支給される節目ごとの、足しても約600万円という形で、約半額という状況になります。そういった場合のきちとした算出の根拠をやはり示すべきだというふうに思います。

さらにお伺いしたいのは、今、将来的に各住民会ごとにおろして、この敬老祝いを実施しようという計画であります。各住民会においては、70代からしたい、あるいは75歳からでいいのではないかというふうになった場合、当然地域におろすわけですから、地域の要望等も含めて柔軟な対応というのも、ここに当然必要ではないかというふうに考えますが、この点についてお伺いしたい。

さらにお伺いしたいのは、町が資料として示していただいた富良野市やあるいは東神楽、東川、美瑛と、中富良野町等々における敬老年金の支給状況等はどのようになっているのか、この点についてもお伺いしたいというふうに思います。

議長（平田喜臣君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（佐藤憲治君） ただいま12番米沢議員の5点の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目ではありますが、この節目祝い金を制定する理由というものの御質問ですが、先ほど御説明したとおり、これからの現行の75歳を対象とした敬老年金を維持していく上では、年々高齢者のこの対象年齢の方がふえていくということでありまして、これらにつきまして、本当の長寿の祝い等されております、節目をお祝いするという趣旨を

根底といたしまして、この節目年齢を敬老祝いという形の制度に見直しをさせていただいたところでありまして。

それから、今後のこの節目対象者の推移はどのような状況になるかという御質問であります。今現在、来年度を見込んだ場合、この節目年齢の対象者は、喜寿から100歳以上合わせまして、おおむね155人程度と見込んでございます。その内訳は、喜寿の対象者が約120名程度と見込んでおり、それから米寿の方が約30名程度、それから百寿、100歳以上の方が合わせて5から6人程度という見込みを立てているところでございまして、今後の16年度以降については、やはり死亡率とかいろいろな長寿になっていく上でのいろいろなそういうものを考慮しないとイケませんので、これらについては、まだ推計についてはちょっとこの節目年齢に対しては見込んでございませんが、そんなに変わるということは想定はしてございません。

それから、3点目の祝い金制度の移行による財政的な削減効果はどのぐらいなのかというような御質問でございますが、この祝い金制度の部分につきましては、約740万円程度削減が見込まれるのかなというふうに見てございまして、関連しまして、この敬老会の開催の関係でございますが、これにつきましても地区開催を今検討してございまして、これらにつきましては、約120万円程度の削減を見込んでございます。

次の4点目でございますが、今の御質問に関連しまして、地区開催を施行してございまして、各住民会に対して、これから地区開催についての考え方をまとめ、年明けには御相談をさせていただくこととなりますが、対象年齢については、基本的には満75歳以上ということで、お1人当たり、この開催経費の部分についての助成策を講じる考えでございます。そういう想定のもとに、今予算に取り組んで検討を進めているところでありますが、それらについて、基本的な考え方をまとめ中でございまして、この地域から70歳以上の人も対象者にしたいとかいろいろな要望については、これから各地域との住民会との御相談をいただきながら、その辺のことは、これからの課題だということで押さえさせていただきます。と思います。

それから、他管内のこの節目年齢の実施状況についての御質問でございますが、今現在、管内では6市町が実施してございます。それぞれこの節目年齢の金額については、低いところも高いところもそれぞれの自治体の実情で金額はばらつきございますが、喜寿が一番高いところで5万円のところがございまして、一番安いところで1万円でございます。米

寿については、一番高いところが7万円、低いところが2万円ということで、あと白寿、100歳以上につきましては、一番高いところで10万円の設定をしているところもございます。低いところでは、3万円というところでございます。

なお、このほかにも管内においては、6市町が今この見直しを検討してございまして、さらにもう既に節目年齢、祝い金に準じたような形で実施しているところが2町ございまして、あわせて管内では14の自治体が、この節目年齢に実施あるいは移行を検討しているというようなことの様でございます。

以上でございます。

議長（平田喜臣君） 12番米沢義英君。

12番（米沢義英君） 私の聞きたいのは、今、確かに経済状況が変わりまして、それぞれの経費の節減等という形で、いろいろ町においても経費等が節約、経費節減されてきております。そういう中で、将来的に10年ぐらいを展望した場合に、一定の人口の動態も変化するという状況の中で、財政力も若干変わることがあれば、この敬老祝い金そのものの設定が、本当にその実態に即した金額に沿ってなっているかどうかということが一番心配なわけです。

それともう1点は、各住民会に行ってみますと、例えばこういう例もあるわけです。若年であっても、体が悪いという状況の中で、この地域で行っている敬老会に参加するという方もおられますし、町の方では、この間、順次1歳ずつ70歳から敬老対象年齢を引き上げましたけれども、地域の交流の場、あるいはふだんからなかなかこういったところに出られないという形の中で、やはり一つの交流の場になっているという現状を見たときに、一律に町が行うような75歳の設定、あるいは年齢を引き上げるといことは、地域になじむかどうかという点で、私はこういった点では、地域が例えば70歳ぐらいからしたい、あるいは72歳でもいいと、75歳でもいいという形になった場合、そこら辺の弾力的な配慮もなされた結果、なされてもっと交流の場としての敬老祝いという形を、やっぱりそういう視点から見れば、この取り扱い方というのも変わるのではないかとこのように感じているわけです。

東川町では、一律1万円という形で、ここは単価を2,500円に引き上げています。美瑛町においては、たしか一律という形で、これも1,200円を出しておりますから、それぞれの地域の中で、財政事情も含めて十分検討された中でやっているわけですから、そういう将来的な財政の確保も含めた展望の中で、このいわゆる敬老祝い金の設定が本当にいい

のかと。浅くても、広く多くの方に楽しんでもらうということもやはり視野に入れたこの敬老祝い金の設定にしてもいいのではないかとこのように考えます。

答弁の中でも、この経費は半分ぐらいだと。当然若干出てくる出てこないもありますから、またさらに下がる部分も出るのかというふうに思いますし、そういう意味で、もう一度この点の将来の財政確保、経常的な経費の節減という形も含めて、十分まだ論議がなされていないのではないかとこのように考えますが、部署内では、庁舎内ではどういった論議がされたのか、この敬老祝い金の設定について、もう一度確認しておきたいと思っております。

議長（平田喜臣君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 米沢議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目のこの敬老会の地域開催と関連して御質問もございましたが、そういう今までのこの敬老会、あるいは敬老年金の広く浅くという意味での視点で、現行のままというような考え方の御質問でございますけれども、先ほどお答えしたとおり、このたびの見直しの検討に当たっては、部内でも、課の中でも十分議論を尽くし、また庁舎内のそれぞれの行財政改革の事案の部分についての話題として、議題としても議論をさせていただいている中で、このような提案をさせていただいているわけでございますけれども、いずれにいたしましても、この財政的な部分での見直しについては、今回のこの見直しの部分での方法については、このような形で長寿者の皆さんの福祉の向上のための敬老祝い金制度であり、また敬老会の地域開催等の地域社会でこの高齢者を支え合うというような、そういう理念での地域開催というのが、これから将来的に望ましいのかなというふうなことで考えてございます。

議長（平田喜臣君） 12番米沢義英君。

12番（米沢義英君） なかなか質問している内容と答弁ちょっと違う部分もあるものですから、こちらの言い方が悪いのかと思いますけれども、こういう制度の改悪する場合は、そうそうこの制度の改悪というのはできないものだというふうに思っております。特殊な今の敬老の形態もそれぞれ違って、地域開催は私は比較的好いのかなというふうに思っているところです。

それとあわせて、一番将来の財政事情も考えた場合に、この敬老祝い金の年金の設定の仕方がいいのかということも言っているわけです。それだったら、例えば77歳を1万円として、88歳を2万円、あとは99歳を3万円にして、100歳はなしという形の方法も当然あるわけで、その減額した部分を

地域開催の方に回した方がいいのではないかと、このことを言っているわけです。やるんだったら。こういうやっぱりきちとした展望を持って、5%経費削減だとかいろいろ言っているわけですから、そういうことが位置づけられて、初めてこの条例の制定というのなされているわけですから、どうも課長の答弁聞いてましたら、そういったところが、話し合われてはいるのだろうと思うのだけれども、深くまではよく見ていないということだと思のです。そういうやはり矛盾がこの中にあるのではないかと。きちっとそういう展望も示しながら、条例というのは改正されるべきだしというふうに考えているわけです。この点について、やはりもう一度きちとしたものを示していただきたい。これ、本来こういったものは委員会付託していただきたいということで委員長の方に申し入れていたのですが、委員会付託は、なかなか議運ではそのままの言葉を聞いた限りではならないということでもありますから、ここで十分な質問をさせていただきたいというふうに思っているものですから、その部分も含めて、もう一度きちとした答弁を求めます。

議長（平田喜臣君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 米沢議員の御質問にお答え申し上げたいと思いますが、ただいま課長の方から種々申し上げたところでございますけれども、基本的には、従来の年金を廃止するというので、その趣旨につきましては、高齢化社会を迎えた中で、その人員もふえてくるというようなことから、この辺のことを廃止いたしまして、廃止した後における中で、この長寿の方をどうやってお祝いをするかというような点が、一つ大きな課題になったところでございます。

そういう中で、他町村の事例等も見た中で、本町として、こういう節目の中でお祝い金を出して長寿をお祝いしようというような形になったところでございます。

このお祝い金の額については、それぞれ考え方に差があるかとは思いますが、これも他町村等の動向を見た中で判断をさせて提案させていただいているところでございます。

また、地域開催等の関係につきましても、それぞれの町村の財政状況に応じた中で、ひとつ地域でやる場合については、1人当たり年齢制限等をもって支給するような内容になってございます。これらにつきましても、他町村等の動向を見た中で判断をしていきたいというふうに思っております。

米沢議員の御質問の中にもありましたとおり、一つの年齢を区切ることによって、その地域開催での心配があるかと思います。いわゆる弱小年齢の方

も中には参加する場合もございます。行政として、一定の年齢をもって交付金を支給することで、その辺のところに対応できないのではないかとというような面も心配されるところでございますけれども、この辺のところにつきましては、行政としては一定の基準で交付金を交付するような形をとって、その中で地域として、地域の発想の中で多様な長寿をお祝いするというようなことの発想もしていただけるのではないかなというふうに思っています。

先ほど課長の方から答弁申し上げておりますけれども、その辺のところにつきましては、種々御意見もあろうかと思います。行政として、一定の交付金を交付しますが、それらのものについて交付基準としてどれくらい加味できるかということも視野に入れながら、その辺の対応をしてみたいというふうに思っております。

基本的には、財政の見通し等の話もございました。これらにつきましては、こういう制度を改正することによりまして、一定の節減ができるのだというような考え方をもちまして。

当然、節目の人も、これからの推移の中では若干ふえてくる傾向にはございますが、その辺が大きく財政に影響する状況にはならないのではないかなというふうには思っております。こういう形の中で、一定の改革という中で御提案をさせていただいておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（平田喜臣君） 他にございませんか。

3番福塚賢一君。

3番（福塚賢一君） 大変遺憾に思うのですよね。こういういわゆる懸案事項に対して、所管で1回の説明で議了して、本会議に上程ここにされているわけですが、この扱いに対しては、極めて残念に思います。

端的に言いまして、町長がかわって変更をするということであれば理解できるのですけれども、尾岸町長は、前半は条例に基づいたとおりのものを支給して、前年は5,000円、5,000円の現金と商品券です。本年に当たっては、全額商品券ですよ。この考え方に対して、自分は考え方を述べさせてもらってきましたけれども、今回、商品券にして、自分も不安を感じて理事者に質問しましたけれども、極めて敬老者あるいは町内の中小企業、いわゆる商店の方から歓迎されているのです。回収率も極めていいというぐあいに聞いてきているわけです。

その経費の節減、お金がないという発想から、自分の考え方では、年金で考えた場合1,000円ちょっとだと思のですよ。自分の至らない考え方では、3分の1ぐらいで年金抑えられると。お金の額の問題でないと思のですよ。せっかくことし商品券渡

して、歓迎されているその一つ見ても、来年75になるから、自分は敬老祝い金もらえるのだと。2年延ばされるわけですよ。町長かわってやるのならいいですよ。この激変ですね。この辺のところ、僕どうも痛みを町民は感じると思うのですよ。

それから、地域開催ということを手役説明、課長からも耳にしましたけれども、簡単に地域でやってもらうという、その具体的な考えが全然示されていないでしょう。もし、それがあるところは引き受けて地域開催できた、あるところは地域開催できない、この不公平の是正はどのようにして取り組むのか、その説明の言及すらない。その点に対して、非常に自分は及ばずながら心配するものであります。

原案に対して、僕は極めてこの方向が最善だと思っております。前議員から質問あった一つの考え方の中で、99歳で5万円白寿もらいます。次の年100歳になります。また5万円ですよ。1歳になっても、また5万円ですよ。確かに100歳になられたということはめでたいことであって、町民こぞって祝福をする、その思いは確かに大切にしなければいけないと思うのです。お金の問題ではないと思うのですよ。100歳になっても、101歳になっても、5万円のお金の使い方、大変失礼ですけども、みずからその人に対しては、アクション起こすとは僕は思わないのですよ。確かにめでたさというには、町長がその100歳の方のお宅に行き、おめでとうございませんと町長がみずから声かけたら、それがお金よりも何よりも、その本人は喜びを大きく抱かれると僕は思うわけです。

そこで、この100歳以上、委員会でも議員協議会で僕は話をさせていただきましたけれども、100歳以上の原案に対して、100歳以上の長寿の祝い金は、少なくとも額を僕は申しませんけれども、5万円を下回る記念品で、あるいは商品券で満たされるのでないかということで、原案に対して思っております。

すべからく、この敬老会の開催についての将来、それから町長がかわっていないのに、上富良野町長尾岸孝雄なのに、何でそんなに激変毎年毎年していくのですか。来年もらえるという、その人たちのことを考える思いを町長はしないのか、なぜしないのか、そういう自分思いをもって、このたび質問をさせていただきました。自分の質問に対して、お答えしていただけたところがあるかと期待しておりますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 3番福塚議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、このことにつきましては、2年前から内部でこの敬老年金についての調整をさせていただきまして、内部に指示をいたしまして見直しの調整をさせていただいた。そして、これからの高齢化社会における高齢者人口の増に伴いますお年寄りの方々のお祝いの仕方をどう対応したらいいのかというようなことで検討させました。そして、それぞれにお年寄りの団体等々と意見を担当の方で聞かせていただきながら取り進めをさせていただきまして、昔と違って、現在70歳になったら敬老の御案内を送ると。今御質問ありましたように、その案内が来た喜んでいただく方もいるし、おれがもう来たのかという、その逆な考え方を持つ方々もいるというような御意見等々もございまして、昨年敬老会の参加につきましては、1歳ずつ切り上げて対応していくというような方向に変えさせていただきながら、年金の対処についてのいろいろなグループ、いろいろなお年寄り団体の御意見をお聞かせいただいて、そして現在の御提案するこの条例にさせていただいたということでございます。

お年寄りを敬う、敬老する仕方につきましては、いろいろな方法もありましょうし、また、それが金額的な多寡によって位置づけられるものでないというふうには思っているところでありますが、先ほど助役、担当課長の方からお答えさせていただきましたように、近隣町村の状況等見きわめながら、我が町がお年寄りに対する敬老の気持ちを決していささかも近隣町村と差のない、より以上に敬っているという気持ちをあらわす部分も含めながら、今御提案させていただく条例として提案させていただいているところでございますので、この敬老祝い金につきましては、ひとつ御理解を賜りたいものだなというふうに思います。

従前の敬老年金の中において、最大限の条例の適用をさせていただきながら運用をさせていただいたところではありますが、これらにつきましても、議会で御質問をいただいて、この条例につきましては見直しをするぞということで取り進めているというようにお答えをさせていただいて、今定例会に御提案させていただいているということで御理解を賜りたい。

それからもう一つ、敬老の地域開催につきましては、過半から、ことしの春から住民会の会長さん方々と今調整をさせていただいているところでございまして、これにつきましては、この条例とは別案件と相なるわけでありまして、今11月に開催しました住民会長会議におきましてのお話し合いの中では、おおむね全住民会長さんが御理解を示している。ただ、その手法だとかいろいろな

部分、先ほど米沢議員から質問ありました、70歳でうちらはやっているわ、うちは75歳でやっているわというようなそういういろいろな部分の調整等する部分がございます。これにつきましては、これから先、住民会長さんと十分調整をさせていただきながら、住民会単位での地域開催について調整をさせていただきたいというように思っておりますが、これは条例化されていないということでございますので、ひとつその分とは別な部分として御理解を賜るようお願い申し上げます、私といたしましては、現在の敬老年金条例が昭和42年に制定されて、今日まで嘗々として対応して来たわけでありませけれども、当時と年齢的な部分、あるいは高齢者率、あるいはそういった部分の相違等々も含めながら、現在の高齢化率の高い中で、いかにしてお年寄りを敬うかということについての考え方をもとにして御提案させていただいているということで御理解を賜りたいと存じます。

議長（平田喜臣君） 3番福塚賢一君。

3番（福塚賢一君） 大変恐縮ですけれども、町長、地域開催は条例に関係ない、そういとも簡単に口にされることに対して、いささか再質問させられるわけですけれども、御案内のとおり、70歳で1歳延びていますけれども、75歳になったら敬老祝い金1万円もらえるのだという喜びを感じて、今日までの敬老会の、年々町の敬老会の集まりは低調を呈してきましたけれども、このような節目のことで祝い金を出しますとになったら、当然、今までの一堂に会しての敬老会は、集まりが悪くなるということとははっきりしているわけですから、町の一堂に会した敬老会はできませんよね。したがって地域開催、地域開催で、では一番聞きたいところは、どのような基本的な考え方で、今まで町がやっていた敬老会を地域にゆだねるわけですから、どのような考え方で地域、例えば住民会主催であれば、住民会には一律公平に、このようにしてやるのだと、これから住民会に相談するから条例だけ決めてくださいと、それはないと思うのです。こういうことで地域住民、関係団体をお願いしていくので、この条例の理解をしてもらいたいと、これから出てくる、自分及ばずながら心配するのは、地域には町が住民会あるいは関係団体が主催するところが満たすようなことで行政配慮してくれればよろしいけれども、やることにはなったけれども、行政配慮が足りなくて、それで満たすことできないとなれば、地域住民にそのかかる費用をゆだねることになるわけですよ。ゆだねられても、その住民会、関係団体が消化できればいいけれども、消化できないところは町内会費、住民会となれば町内会で構築されているわけですから、住

民会がやると、足りないところは補足するとなれば、町内会費の値上げになるわけですよ。

住民会のいわゆる助成金、カットされているわ、一律5%か10%か、大変失礼ですけれども、よく認識してませんけれども。そこへもってきて、さらに敬老会は背負われるわ、この辺は極めてあいまいだと私は思うわけです。少なくとも、こういうことで一律行政としては行政配慮しているので、住民会にゆだねるので、ひとつこの条例に対しては理解してくれというのならわかりますけれども、今の町長の話では、自分としては理解できない。答弁いただけたところがあるならば、御答弁をお願いいたします。

以上です。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 福塚議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほどもお答えさせていただきましたように、地域開催につきましては、今住民会長さんと、議員のおっしゃるような部分も含めて、いろいろな部分含めて住民会長さんと調整をしているところでございます。ただ、その地域開催をするかしないかということについては、本条例には、うたわれている条例でなくて、本条例は敬老祝い金についての御提案している条例でございます。地域開催につきましては、先ほどお答えさせていただきましたように、今現在、まだどのような手法で、いろいろなことがございまして、住民会長さんの御意見を承りながら方向を定めている。今福塚議員の問題点、米沢議員の問題点、これらについて、今住民会長さん方と調整をいたしております、この地域開催をするのか、町が一括してやるのかということにつきましては、当然にして地域の皆さん方は、住民会長さん方が実施していただけないということであれば、町が実施しなければならぬというふうには思っておりますが、本条例には、その部分についての規定をうたっている条例ではないということで、ここは祝い金条例であるということをお理解いただきたい。

それともう一つは、先ほど答弁漏れいたしましたけれども、決して所管委員会に初めて提案して、1回目で提出させていただいているということではなくて、事前にこの条例の見直しにつきましての説明を重ねてまいりまして御提案させていただいているということで、ひとつ御理解をいただきたいと思ます。

議長（平田喜臣君） 3番福塚賢一君。

3番（福塚賢一君） 尾岸町長と思われぬのですね。私は心配して、町長に信頼をして、頼もしさをもって聞いているわけですよ。これが決まれば地

域にゆだねるわけですよ、町長としては、地域が許容しなければ、町長は町がやるようなことをいとも簡単に今お話しなさいませけれども、条例と関係あるのですよ。町が一堂に会してやらないわけでしょう。やるのですか、やらないのでしょうか。であれば、地域にゆだねるわけですよ。地域で許容してくれなければ、町がやると言うのでしょうか。なおさら自分は不安に思うわけですよ。少なくとも、結論から申し上げます。もしこのように原案どおり移行するのであれば、経過措置をもってもらいたい。地域にゆだねるのであれば、行政配慮して遺憾なきよう取り組んでいただきたい。

以上申し上げて、質問終わります。

議長（平田喜臣君） 他にございませんか。

1 番中村有秀君。

1 番（中村有秀君） 敬老祝い金の関係でございますけれども、私が2年前、敬老会のあり方の問題、それから敬老祝い金の問題で一般質問をさせていただきました。その中で、例えば敬老会の会場の問題、ごさが敷いている、後ろにはいすがある。しかし飲み物があったり、食べ物があったり、しかしテーブルがないと。ひざの上に置いたり、荷物が横に置いたり、そんな関係等も含めて、この敬老会のあり方という問題で一般質問いたしました。暫時前進の局面があったのですけれども、この中で地域の開催ということで、私は1点申し上げたい。

富良野等も含めて、できるだけ地域で開催すれば、地域の人たちが地域の老人をいたわり、そして励ます、そして喜び合うと、そういうことになれば、まだ参加率が上がるのでないかと。1点集中でやるよりはというような考え方を言って言ったのですが、検討しますということで、今回具体的に出たのだらうと思います。ただ、この具体的な形で、先般の11月の住民会長会議で、一応説明があったということで、私、地区の住民会長からお聞きしました。ただ、これは来年度のことですから、できるだけ住民会長、町内会長、それから地域の福祉推進員、それらも含めて、十分この進め方については万全な体制をとっていただきたいと。例えば、西保育所のように突然出てきたからだということではなくて、ある程度時間をかけてやっていただきたい。

逆に、来年の9月15日でなくて、それぞれ地域では、またその事情がありますから、そういうことで早目にそれらのコミュニケーションをとりながら進めていただきたいと思います。

それから、敬老祝い金の関係ですけれども、これは昭和42年からやったということで、36年間続いておられます。この関係についても、富良野市が平成12年から実施をされております。私はそれを

危惧して、上富良野町としてはどうするのだと。というのは、行財政改革がいろいろ進められる中で、どちらかというところがすぐやりやすいところかもしれないというのは、隣がやっているから、そういうことで私が質問したところ、町長は、行財政改革はもう全般的にやって聖域はないのだと、そういうことでやって、どうにもならなかったときは、ある程度敬老祝い金については考えるという答弁でして、ああやっと来たかというような感じで私は今回受けとめております。

ただ、南富良野町は継続審議というようなことで、ちょっと議会だよりの中で載ってございましたけれども、ただ私はここで従来、平成14年度は1,100万円、平成15年は、節目ということになると355万円ということで、削減の額は745万円ぐらいになるのかなという試算をしてみました。ただ、私が従来言って町長が答弁した、聖域ない形での財政改革をすと言っているながら、私は従来いつも申し上げている、役場職員の住居手当7,000円、一般公務員は建てて5年間は2,500円で、6年目から1,000円、役場の自治体職員平均上川管内大体総並びで、占冠だけ3,000円ですけれども、あとは7,000円、8,000円なのです。こういうことはあり得ないよと言って、それともう一つは職員の給与の問題、ラスパイレス指数。先般資料をいただいたところを見ますと、まだ102%なのですね。

管内では、平均が高いのは風連の102.8で、あとは大体100%が比布と中富良野、あとはもう全部100%切っているのですね。上富良野が風連に続いて2番目ということで、ですから町長の言う聖域なき財政改革ということならば、これらもやって、町長も、特別職は下げたわけでしょう。職員のこうやって、だから町民の皆さんお願いしますということならば、僕はまだ説得力はあると思うのですね。

納税組合の関係、それから住民の交付金の関係、いろいろな面で削減したり、受益者負担と称しているいろいろなもので、町民にいろいろな利用施設については有料になってきている。これは僕は時代の流れで、しょうがないかなと思いますけれども、それらのことも整理をしながらこのことを提案するのならまだわかりますけれども、聖域は聖域でそっと置いていってですよ、これは相手があることだからあれでございますけれども、できればやっぱり町民に説得力がないような気がするのです。僕は時代の流れとしては、敬老祝い金の関係については、いたし方ないと思います。ですけれども、やはり身内の方もやるものをやらなかったら、町民はやっぱり納得しないと思います。

それらについて明快な回答と、もしくは平成15

年に向けて住居手当も富良野が今2,000円下げる条例が今の12月議会に提案されます。持ち家の人。それから、借家の人は900円。それから、もう一つ、自宅から通っている人も従来出していたけれども、自宅というか、親と一緒にいたと。それはもうゼロにするというようなことが今の12月議会にかかっております。そういうことになると、前々回ですか、助役は、周辺の市町村の状況を見ながら、またこれらについては考えるということの答弁もありました。ですから、これらも含めて明快な答弁をお願いしたいと思います。

議長(平田喜臣君) 中村議員に申し上げますが、今上程されているこの敬老祝い金の支給条例の改正と、財政改革全般について今御指摘のあったことの答弁も含めて答弁を求めますか。と申し上げますのは、要するに幅が広がると思うのですよ。

1番(中村有秀君) これをやるのであれば、こういうこともやってこれを提案するのならいいという趣旨で今言ったのです。

議長(平田喜臣君) そういう趣旨を踏まえて、町長答弁。

町長(尾岸孝雄君) 1番中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

今も、あのとき中村議員にお答えしたように、行財政改革は聖域なき改革であるという気持ちで対応しております。今中村議員は、職員の住宅手当の問題について御指摘いただきました。富良野市は今下げるぞと、だけれども下げない。ただいろいろあるわけです。我が町は、既に寒冷地加算はもう廃止しています。しかし、富良野市は従前どおり寒冷地加算を実施しているわけです。いろいろな部分で、私といたしましては行財政改革の中で特殊勤務手当の削減、管理職手当の削減、超勤手当の削減、そういった寒冷地加算の削減、こういったものをしながら職員定数の削減を図って1億円以上の削減額を捻出いたしております。決して内輪の者については手をつけていないということではなくて、いま一つ皆さん方に申しわけなく思っているのは、おくれていると。これも職員との交渉の中でラスパイレスの是正の問題、これは12カ月延伸を提案しておりますけれども、なかなか解決つかないでいるわと。しかし、これにつきましても15年の予算の中では取り入れるぞということで組合には提示いたしております。

そういうようなことで、職員の部分につきましても聖域なき行財政改革ということで取り進めさせていただいているつもりでおりますので、ひとつその点御理解をいただきたいなど。そして、そういう中にありまして、今の高齢者率の状況等々の中から、本条例を御提案させていただいているということでは

御理解を賜りたいと思います。

議長(平田喜臣君) 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(平田喜臣君) なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第11号の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(平田喜臣君) 起立多数であります。

よって、議案第11号の件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第4 議案第12号

議長(平田喜臣君) 次に、日程第4 議案第12号上富良野町保健事業検診受診料徴収条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長(佐藤憲治君) ただいま上程いただきました議案第12号上富良野町保健事業検診受診料徴収条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

改正の要旨としまして、老人保健法に基づくところの基本健康診査につきましては、これまで職場検診を受けられた方を除いて、40歳以上の方を対象に町の財政負担をもって実施してまいりました。

また、各種がん検診については、70歳以上は受診料を免除し、70歳未満の方のみ受診料の御負担をいただいた中で実施してきたところでありますが、町の財政負担も年々増加する状況にあることから、行財政改革実施計画の受益者負担の適正化の項目に基づきまして、検診費用の応分の御負担をいただくこととするために、本条例の一部を改正しようとするものであります。

以下、改正条文ごとに要約して説明をさせていただきます。

議案第12号上富良野町保健事業検診受診料徴収条例の一部を改正する条例。

上富良野町保健事業検診受診料徴収条例(平成12年上富良野町条例第16号)の一部を次のように改正する。

第3条につきましては、受診料の免除規定であります。受診料徴収の見直しにより、70歳以上の者の規定を削除するとともに、新たに町長が特に必要があると認めた者の規定を加えたところでございます。

次に、別表につきましては、第2条、受診料の徴

収規定に基づき、検診の種類ごとに定めた受診料の改正であります。

主な改正点は、1点目として、検診の種類に新たに基本健康診査を加え、70歳未満の方から受診料2,000円、70歳以上は1,000円徴収することとしたものであります。

その設定根拠につきましては、検診費用に1人当たり9,500円程度かかり、一般財源の充当額も約1,600万円を要し、町の財政負担が大きくなってきたことから、受診料の徴収につき、法的根拠や病院検査における患者負担との比較など、種々検討してまいりました。その過程で、住民検診の際、受診料負担のアンケート調査を行いました。結果は回収率82%、回答者2,060人のうち、9割の方から費用の一部負担の理解をいただいたところであります。

アンケート調査結果の意向を踏まえた中で、金額について70歳未満の方については費用の約2割、70歳以上の方については費用の約1割という、負担が大きくならないよう考慮して設定をさせていただいたところでございます。

2点目は、がん検診の受診料であります。子宮がん検診においては、超音波検査を取り入れているため、費用に見合った負担額とするよう、1,500円を1,700円に改めるものであります。

3点目は、各がん検診及び骨粗鬆症検診について、70歳以上の方についても基本健康診査と同じ考え方により受診料を徴収することとし、その額は、70歳未満の方の受診料のそれぞれ半額に設定いたしましたところであります。

附則、この条例は、平成15年4月1日から施行する。

以上で説明といたします。御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

2番中川一男君。

2番（中川一男君） 町長も大変だな、これを出すということはお金がないと、どうして出したんだと、お金がない、台所は苦しい、懐が苦しいと。ある意味では、議員の方から財政を堅持しようと、健全財政と言われて、そしてまた聖域なきと言われております。ですが、私はこれはやはり町長と私との見解、価値観の違いかもしれませんが、基本健康診査、これはやはり町長が日ごろおっしゃっている健康で豊かで住みよい上富良野と。健康は、やはり大事であります。一番の源が、この基本健康診断。そして、一生懸命保健師の方々が、この結果を

もって個人個人のファイルを出して一生懸命受診率を上げようとしている。そして、上川管内でもトップクラスの受診率というか、そうなっているわけです。

私は、なぜ今ここでというのはわからないのですが、確かにアンケートとったかもしれません。けれども、前にやりましたね。敬老のときには、割と町長前からガス抜きをしておりました。変えるぞと、負担が大きくなってきた、老人が多くなってきたから変えるぞと。この場合は、もうぼんと出てきました。

確かに、今台所は苦しいというのわかります。ですが、やはり健康な町づくりと、その集大成が健康福祉センターをつくると、私はそう思っているのです。だから、なぜたったこれ今金額にしますと500万円足らずの金でないかなと。今の実績からいきますと、全部合わせても老人の70歳以上なんて微々たるものです。40万円かそこらです、入ってきてますよ。それから、ほかの方でも四百五、六十万円ですか、全部でも。なぜ町長の施策としてですよ、これは町長は地域住民の上富良野町民の健康を守るために、これは聖域でないのだ、私の施策なんだということをやれば、職員もこういう計算はしなかったと思うのですね。

職員に、今年度の当初予算78億円の4%減だよと、3億円削れと、聖域なしだと言うからこういうことになったのではないかと思うのですよ。私は町長の施策として、町民の健康を守るのだと、そして少しでも受診率を上げるのだと。基本健康診断、これをやって、その次からはあなた方自分の命なんだから、自分の健康なんだから自分で管理しなさいと。

今保健師の方々が、中川さんあなた尿酸が高いよと、気つけなさい、コレステロールが何だか高いと、やせなさいと、一生懸命になってファイルをつくって、そして頑張っております。これで、やはりたかが2,000円と言ったらおかしいですけども、これをすることによって私は受診率、そういうものが下がってくるのでないかなと思うのですが、そうしたときに、何のためにか、ある意味では逆行している面もあるのでないか。

私は、町長に、これは職員が計算はしたのだらうけれども、町長がそのように聖域なきとさっきも言っていましたけれど、だけれども、私は町長に聞きたいのは、町長の施策としてですよ、今までどおりということにはならないものなのか、まずお聞きしたいと思います。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 2番中川議員の御質問にお答えいたします。

私も町民に選ばれてくる一人として、町民に背を向けることのない行政執行をしていきたいと常日ごろ考えております。こういうことにつきましては、決して喜ばれる施策でないということは、百も承知いたしております。しかしながら、現在の状況からすると、いろいろな観点の中で温かい言葉で、町長の施策としてというお言葉をいただいたところでありますが、施策としてこの対応を取り進めて、今後もずっと続けていくということにつきましては、いささか厳しいものがあるというようなことから、今回特別に急に飛び出した問題ではなくて、この問題につきましても、内部では十分検討をさせていただきながら、一年半近くの年月をかけて最終的に御提案申し上げることに相なったわけであります。

基本的に、今年度ごみの一部有料化等々の中におきましても御説明申し上げました。すべての行政サービスが無料であるという考え方は、町民の皆さん方、住民の皆さん方、ひとつ考えを見直してほしい、決して無料ではないのです。1万3,000の町民が、それぞれに平等に間接的に御負担をいただいて、そして行政サービスがなされているのですよ。しかし、1万3,000町民の御負担をいただいて対応している中で、この制度につきましても、何人の方がこれを利用しているかということになりますと、何%の方々であります。1万3,000の町民の御負担で、何%の方々がこの健康診断による検診を受診しているわけでありまして、その方々に応分のわずかの直接御負担をいただくということが、これはこれからの行政サービスの中で仕方ないことではなからうかなというふうに思うわけで、そういったことを前提としながらアンケート調査をさせていただいたり、お年寄りの皆さん方や、この受診をされる方々の御意見を承ったときに、やはりこういう状況の中にあっては、余りの負担は困る。しかし、幾らかの負担であればという御理解ある回答等々もいただいたというようなことから、今回この提案をさせていただいているところでございます。

こういった対応につきましては、私としてもいささか気になる部分があるわけでありますが、現状の中では、今申し上げましたような考え方のもとで御提案させていただいているということで御理解を賜りたいと思います。

議長（平田喜臣君） 2番中川一男君。

2番（中川一男君） 町長、40歳以上の人口、上富良野どのくらいいるかわかりますか。6,700人だそうです。まあ前後ありますけれども、そのうちの会社に勤めているとか、団体職員とか、役場の職員、自衛官等は別です。先生方もみんなそうですが、職場で健康診断を受けております。義務化され

ておりますので。あとの残りが、平成13年のこの資料をいただきますと3,393人。6,700人の半分です。一部ではないですよ。まだまだ受益者負担を取るならば、取れるところがたくさんあるのではないかと。

今、これからやろうとしているパークゴルフにしてもそうです。4億円かけております。20年の支払いがあります。この金利から、減価償却から、そしてこれからまた人を頼んで収入が何ぼありますか。もっともっと受益者負担を取るならば、取れるところはたくさんあるはずだと。ここは健康の、最低限の人間の生きていくための健康をつくって、健康づくりをするのだと町長一生懸命言っているわけですから、そのうちの40歳以上の方々、今までどおりと言ったらおかしいのですが、たかがと言ったらおかしいのですが、78億円のうちの400万円収入があるわけですが、私は78億円から見ればたかがだと思えます。400万円というのは大きいですが、これはどこかで出せるのでないかと、町長ほかで捻出できるのでないかと思うわけです。

委託料が4,521万8,000円と、これ今年度の予算ですね。その中に電算事務からすべて入っております。寝たきりのゼロ作戦とか、そういうすべて入って4,521万8,000円です。その中の四百何ぼが今度は収入が上がる。去年の実績を見てですからね、あれですが、この数字は違うかもしれません。来年度は違うかもしれません。だけれども、やはりこれは施策として町長、見解の相違だと言えれば相違です。私と町長の考え方も全然違うかもしれません。しかし、私はこれは一部でないと、みんな一般の主婦の方々も、それから自営業の方々も、やはり受けるわけです。そして、少しでも受診率上げていく、そして上がって、もっと上げた時点で段階的に考えていく。

今、一年半前から町長部内では考えていると言われましてけれども、表へ出てきたのはアンケートが初めてであります。それまでは出てきません。

納税の問題にしても、補助率のときには、すべて町長先にガス抜きしております。これはしてありませんでした。やはりもっともっと、先ほど言うように地域の住民の方々と話し合う、ただアンケートだけだと。そのときに、それをすべての根拠とれさせたのでは、やはりもっともっと違う結果が出てくるのではないかなと思うのですよね。住民会もあるでしょうし、またいろいろな団体等のときに、こういう話は一度かしたことありますか、ないと思えますよ。その点どうでしょうか。

議長（平田喜臣君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（佐藤憲治君） ただいま中川議員

の再質問にお答えさせていただきます。

この受診料をいただくことについてのアンケートの関係の御質問でございますが、このときには実際に、実態としてこれくらい検診費用がかかりますと。町の財政状況からして、負担を検討させてもらうという趣旨で、住民の方々には、それでは幾らく御負担ならよろしいでしょうかというような趣旨の、そういうアンケートをとらせていただきまして、それぞれ先ほど回答が、9割の方から回答をいただいているのですけれども、高いところ、1,000円から5,000円までの方の、賛意いただいているのはそれぞれですけれども、その幅の中で9割理解をいただいたということでありまして、住民の方々には、この受診料をいただくことについての趣旨は、ペーパーだけでなく、そういう部分での説明はさせていただいた中でアンケートをしたということで御理解いただきたいと思いますとともに、私たちの健康づくりという視点では、法で定められているということですから、それ以前に、やはり自分の健康は自分で守るという趣旨の部分での、そういう啓発という言葉はあれでしょうけれども、この健康相談事業とか教室とか、あるいは住民検診を終えたときのそれぞれの住民検診結果を対象の方に説明をさせていただくときに、これらについての自分の健康管理についての意識という部分でのお話し合いもさせていただいてはございます。そんなようなことで、いきなり検診、受診料をいただくという部分での経過ではないということでもまず御理解をいただきたいなと思います。

それと、先ほど受診率が下がるのではないかなという御質問でございましたけれども、これにつきましては、一時的には受診率が下がるのかもかもしれません。しかしながら、これについては、現在町の住民検診を受けている方の中に、現に主治医の病院等で治療を受けている方たちも住民検診に見えてございます。これらの方について、今この受診料をいただくということになれば、それらの方が病院の方の医療検査等に移られる可能性は想定はできるかもしれません。

そんなようなことで、基本的には先ほどの住民の方々の意向を、十分これであれば受診料については多少の額をいただけるという判断のもとにこのたび提案をさせていただいたところでございますし、そんなことで、この受診料をいただくとともに、今後の健康づくりの推進につきましては、この検診機会、それから学習といえますか、健康学習、こういう面での住民との提供の場を広げていきたいということと、あるいは検診内容の精度を上げて、より検診の事業を推進してまいりたいというようなことで考

えてございます。

議長（平田喜臣君） 2番中川一男君。

2番（中川一男君） 今課長の答弁の中で、確かに御負担をいただくと、9,500円のうち2,000円、2割ちょっといただくのだと、だから質を高めていきたいと、そして受診率を下げないようにしたいと、そういうぐあいに聞き取ったのですが、私は基本的に健康診断を受けて、それからあなたどここが悪いよと、

.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....

町長、施策というものは、私はこのように町民を守っていく、これは譲られないのだと。私と見解違うのだからもう仕方ないけれども、それが町長施策でないですか。ただ聖域ないぞと、4%ぶち切れというのだったらね、

.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....

私はこうやりたいと、このような町づくりをしたいのだ、だからここは譲られないよという部分があるわけですよ。町長、ないんだ、全部一律なんです。だから聖域なしとさっき言ってしまった。全部一律だと私はとりました。そうではない、ここは絶対町長の行政手段、町として譲ってはいけないものがある、ここは守るのだ。  
私とちょっと見解が違うかもしれませんが、私は住民の健康をまず第一に守っていききたい。そして、異常があれば、その次は自分の健康ですから自分で守る。自己防衛をなささい、それはかかっても仕方ない。例えばがんであったならば、100万円かかろうと1,000万円かかろうと手術するでしょう、それが治るのならば。それは自己負担でやればいいので。違う、この最低限だけは何とかできないものかということで、町長にちょっときつようでございますけれども、どんなものでしょうか。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 2番中川議員の御質問にお答えさせていただきますが、私は決して一律カットということで、行政財政改革における一律カットということで考えては全くありません。聖域なく手をつけるぞと、しかしそれらの中で事業評価がされて、これは必要だと、議員がおっしゃるように、私としても施策としてこれはどうしても推進していくのだという部分については、マイナスでなくてプラスにして対応している部分がたくさんあるわけでありませぬ。それは、決して全事業において一律何%カットという形ございませぬ。来年度、15年度予算につきましても、4%のカットで予算要求せよということ、全体的な金額の4%でなくて、要は各課における一般財源の4%の削減と、総体的に4%の削減ということでありまして、一律4%削減せよということで指示しているわけでありませぬ。

これは、私としての政策につきましても、これはプラスにして対応しなければならぬ部分もたくさんあるというふうに、ひとつその辺誤解のないようお願いしたいなと。

それともう一つは、この件につきましては、議員とはいささかちょっと考え方違うのかなという気持ちもありますし、私といたしましても非常に心苦しいものを持っている。しかしながら現状の中では、やはり自分の健康というものについてもいささかの御負担をいただいて、健康管理をしていくということが、これひとつそういう考え方の認識を持っていただきたいと。すべて行政サービスは無料であるという認識につきましては、これからの時代において御理解を賜らなければならないというふうに思っているということで御理解をいただかなければならぬというふうに思います。

議長（平田喜臣君） 他にございませぬか。

6番西村昭教君。

6番（西村昭教君） 私も、全体というよりも部分的に賛成しかねますので、何点かお聞きしたいと思うのですが、今、先輩議員がいろいろとされて理解できた部分もあるのですが、まず一つ、いわゆる基本的な健康診断を有料化によって受診率がやはり下がるという部分が考えられるわけで、先ほどの質問の答弁にもありましたように、その診断後のいわゆる相談業務あるいは健康指導、そういったものが受けられない者がベースとしてないわけですね、データとして。そういう中で、どういう健康相談や指導をするのかなという疑問が1点あります。

それからもう一つは、いわゆる早期発見、早期治療ということが言われてましたが、前にも言葉であったのですが、それが果たして有料化によって受診

率が低下すると。毎年有料でもいいから受けるというものであればいいのですけれども、例えば全然受けない者が、そういう中で見つかったときは、発見、いわゆる治療しても手おくれというようなことが私はケースとして出てこないとも限らないと思うのです。

先ほどのいわゆる受診率でも、6,700人ぐらいいると。その中で、半分ぐらいの方が個々で受けるのだということで先輩議員出しておられましたけれども、やはり基本的には全町民がそういうデータをもって日ごろ健康を心がけると、そういうデータに基づいて自分の日常の健康を守るのだというのが、私は基本的なスタンスだと思うのです。

ところが、今ここでやろうとされているのは、そういうものを有料化にして受診しなかった者については全くベースがないわけですから、どうやって健康を守るのだという部分で、非常に私は疑問が出てくるわけでありませぬ。その点でどういうぐあいに考えておられるか。

それからもう一つは、これは最も基本なのですが、財政の部分で非常に厳しいというのはどなたも理解しているところでありますが、有料化というものに対する考え方が、受益者負担だと言いますけれども、何でもかんでも受益者負担なのかと。潤沢に財政があるときには無料化して、こういう厳しくなってきたら有料化したときに、受益者負担だという言葉が出てきますけれども、では基本的に受益者負担と、いわゆる有料化につながっていく受益者負担という物の考え方が、どこにあるのかちょっとわからないのですね。

こういう部分で、非常に財政の受益者の負担をしてもらおうということは、考え方としてはわかるのですよ。例えばですよ、その健康を守るということで、町長はパークゴルフ場をやりたいということで、議会も承認して来年から使えるわけでありませぬけれども、ではこのパークゴルフ場の維持管理も健康を守るために毎年お金かけるわけですよ。これは、使う人も使わない人もみんな税という名のもとに負担しているわけです。ところが、肝心の基本的な健康を守るためには、これ行かなかつたらできないわけです。その部分で、やはり私は全町民が受けるのだと、受けていただくのだという物の考え方をなぜできないのかなというのが私は不思議でならない。そういう部分で、どういうぐあいいいますか、そういう考え方がなぜできないのかという部分で、私はお尋ね申し上げたいと思います。

それから、いわゆるこういう福祉事業というのは、特に健康診断、これは施設をつくるとか、あるいは整備をしていくというものではないわけですね、お

金をかける意味では、毎年そういう部分では、非常に他の投資的な事業とは全く違うという部分で、私はこれ最も基本的な部分だと思うのです。その部分に他の考えと同じように受益者負担というのは、私はどうも合致しないのではないかと思うのですけれども、そこら辺どういうぐあいに考えておられるのか。

私は、この別表にありますように全部無料にせというのではなくて、基本的な健康診断の部分だけについては、これはやはり無料にして、全住民が受診をしていただいて、それをもとに各自が健康を自分で守っていくのだということが私は基本としてあってほしいと思うのです。ところが、町長はそうではない。そこら辺のところ、はっきりした答弁をお願いしたい。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） まず、2番目の受益者負担という基本的な考え方につきまして、私の方からお答えさせていただいて、あとは担当の方からお答えさせていただきますが、従前から議員の皆さん方にも、また住民、町民の皆さん方にも事あるごとに私が申し上げておりますのは、今までのバブル期の行財政の潤沢な財政運営の中で、戦後今日まで住民に対するサービスは、行政が無料でやるということを競って対応してきたけれども、これからの財政運営の中では、そういう形というのはできませんよ。今まで無料ということは皆さん方考えておられても、これは決して無料ではなくて、1万3,000の町民皆さん方が平等にして御負担をいただいていた。間接的な御負担をいただいて対応していたのですよ。しかし、1万3,000人の町民の皆さん方が利用するものについては、ある程度の行政サービスということもあり得るかもしれませんが、一部の人が利用するというようなことにつきましては、応分の直接負担をしていただく、それが受益者負担であります。ですから、これからの行政サービスというものは、無料というものはだんだん対応でき得なくなりますよ。応分の受益者の、利用する方々の御負担をいただかなければならない、そうそう財政状況になっておりますよ。これからそういう時代が参りますよということを申し上げておるわけでありまして、今後、行財政改革の中におきまして、私としては議員の皆さん方や町民の皆さん方に一番嫌われなければならない、こういった部分にも手をつけながら、町の財政を運営していく責任者として、行財政改革の推進を、より一層図っていかねばならない立場にあるという認識をいたしておるということで御理解をいただきたいと思います。

議長（平田喜臣君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 1点目の西村議員の御質問にお答えいたします。

この健康づくり検診において、受診しない人の場合の対応、どういう健康のデータの把握をするのか、あるいはそれらの御質問でございましたが、検診におきましては、受けない方については、住民の健康管理のデータについては過去のデータ、それから生活習慣病とかいろいろ医療行為で健康上のリスクのある方といいますか、そういう方については病院等の情報もいただきながら、住民との健康相談とか健康指導に応じてございますし、また職場等で検診を受けられている方で、要するに要注意というようなりスクのある方なんかについても、これらについてもそういう職場検診等のデータ等を提供いただきながら、そういうようなことで住民の方の健康管理には取り組みをさせていただいているところでございまして、早期発見、早期治療のみならず、生活習慣の見直しという部分での発症予防、そういう部分での取り組みを寝たきり予防とか、そういう対応で健康づくり政策に取り組みをさせていただいているところでございます。

1点目の中で答弁漏れございまして申しわけありません。

先ほどの中川議員の御質問と同じように、受診率の部分でございますけれども、これについては多少有料、いただくということによって受診率下がることは若干あるのかなということは想定できますけれども、基本的には御負担いただける金額の設定というのは、そういうアンケートの意向のデータで、この額であれば有料化になって受診しないというような、そういう状況にはないのかなという見通しもちよっと立てて、この受診料をいただくような方向で考えたところであります。

議長（平田喜臣君） 6番西村昭教君。

6番（西村昭教君） 当然、今のような答弁にならざるを得ないと思うのですよね。当然、先輩議員も言われたように低下するという答弁で、当然低下したことを予想しながらそういう努力をします。

もう一つ今答弁ありました、いわゆる相談業務とか指導業務のデータがないではないかという部分では、過去のデータを活用してもらうしか、当然そうなります。それしかないのですから。ですけれども、一番近い時点で受けた健康診断の資料が一番安心できるわけです。5年たってからのデータを見るのと、例えば半年前のデータとでは全然違うのです。年齢的にも変わってくると思うのですね。40代、45歳、50歳とだんだん弱っていくわけですから、高齢化するほどいろいろなことで詳しく調べなければ

ならない。だんだんだんだんお金がかかってくる。働くことができなくなる、お金はかかってくるわ、健康は維持しなければならぬわ、行政はだんだんお金くれと言うわとなったら、もう大変ですよ、これ。

そう言わざるを得ない、考えざるを得ないという部分、町長これアンケートで2,000円ぐらいの負担ならいいということが出たから、そういうことで20%と10%の負担だと言うのですけれども、これだんだんだん受診率は、私は多分上がらないと思うのですよね。上げる努力をしていくということは、どんな努力をしていくのかわかりませんが、やはり町長、先ほど先輩議員も言ったように、基本的には町長のやはり公約といいますか、そういう基本的なものがやっぱりあるべきだと思うのですね。それが今なし崩し的に、みずから崩されているのか、いや私はあるのだという考え方するのか、ちょっと私はわかりませんが、とにかくこういう部分で、最低限のものをなぜ維持しようと思わないのか。

それと、たかだか500万円ぐらいのお金ですよ。敬老祝い金、今可決されたので、それぐらい出るのだと思うのですけれども、そういう部分で、やはり先ほど私申し上げましたとおり、もう一度お聞きするのですが、いわゆる受益者負担という部分、これだけは、福祉のこの健康というのはやっぱり私別だと思えるのです。健康な人がいろいろ施設を使ってやる使用料とか、あるいは水道のように、使っただけあれしていくというものと、それも当然行政負担は一部しているわけですが、この健康だけは、やはり行政で住民のために守ってあげる最低限のものだと思うのです。その部分にも有料化というのは、私は基本的にはいかながなと思うのですけれども、町長そこら辺、基本的にあくまでもそういうこの考えでいくのか。財政があれば、また上げざるを得ないのか、そういう可能性も出てくるわけですよ。

私は、だからこの基本的な部分については、やはり無料にして行政負担をして、そして住民の最低限度の健康については、行政としても最低守っていくという姿勢が私は必要だと思うのです。それを町長、今崩そうとされているのです。これは私、町長元気のある町づくりでなくて弱っていく町づくりに私はなっていくような気がするのですが、町長そこら辺どうですか、この部分だけ考え方を変えるという気はございませんか。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 受益者の一部負担という問題につきましては、先ほどもお答えさせていただき

ましたように、私としても一番嫌なところでありまして、一番嫌われ役だなというふうに思っておりますが、中長期の財政計画でお示ししていただきましたように、また国はこういう厳しい状況にあるという中にありまして、これからの町づくりの中で、私がかかわろうとだれがかかわろうと、財政運営をしていく中において、この部分については無料であるというような財政サービスで、それをどれだけ対応できるかということになりますと、私はこれからの町の地方自治の財政運営の中においては非常に厳しい。私は、その中で応分の御負担をいただく。受益者負担をいただく。多額の御負担をいただくというのではなくて、やはり自分の生命にしる、財産にしる、自己責任で守らなければならないという基本に立ちますと、応分の、何分の1かの御負担でありますので、御負担をいただいて、そのことによって我が身の生命を守るという認識を持っていただくように御協力を賜りたいというふうに思っております。

議長（平田喜臣君） 他にございませんか。

12番米沢義英君。

12番（米沢義英君） まず、数%の人しか受けていないということですが、この受診年度の推移を見ましたら、基本調査では70歳未満以上の対象者がそれぞれいまして、75%から76%それぞれ受けているわけです。子宮がんその他によりまして、またこれは相手側との意向によって、当然受診率が下がる場合もあります。肺がんに至っては、76%と77%。こういうものの数字を見ていきますと、町長が言うように、少数の者だけがこの恩恵あるからいわゆる有料化になるのだと。一部公益性があるけれども、受益者負担の原則でその料金を設定するのだという根拠は全くないということだと思いますが、まずここをどのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

公益性という問題で言えば、受益者負担の原則ということで、よくあなた方が言われる議論です。応分の税金の負担も当然しておりますし、そういう意味では、この健康問題については、いつでも、どこでも、だれでもが安心してやはり検診を受けられると、これが福祉の向上や健康の増進につながるのだということをきっちりうたわれているわけです。そこに、さらにいわゆる採算性ベースを持ってきて料金負担を行うというところにこそ問題があるし、町長がにらまれるににらまれない以前の、その観点がどうも狂っているのではないかと、だからこういう問題が出てくるのだということだというふうに思いますが、この点はどういうふうに考えておられるか、お伺いいたします。

それで、よく言われる財源はどうするのかという

ことなのですけれども、財源はきっちりあります。昨日の答弁でもありましたけれども、老人医療費の本人の負担割合が減って、470万円の財源がありました。

もう一つは、今回の敬老年金等の削減によって、その財源がまた出てきています。

そして、もう一つ言いたいのは、これだけ財政が苦しいのだというのだったら、保健センターの建設を中止するという事です。これによって、その財源をこういったところに回すということが今求められているのですよ。これを今住民の方はしてほしいということを行っているのです。だから財源がないという論拠も全くない。この点について、どのようにお考えか伺います。

さらにお伺いしたのは、この基本検診における各年代の受診率はどのようになっているのか。この資料によれば、70歳未満と70歳以上という大ざっぱな数値ですから、それぞれの年代別ではどうなるのか。

それと、今回この受益者負担を導入することによる受益者の負担総額と、町の軽減分はどのぐらいなのか。

それと、基本検診における、こういう状況の中で何らかの病状が発見されたという、そういうことがこの基本検診の中であるかと思いますが、現在、過去含めて、そういう実態等が実際担当の課の方できちっと押さえておられるかどうか。

この基本検診というのは、成人病含めて尿採血、心電図、医師の問診等、血圧測定等、ここが一番やっぱり大切な部分です。ここがやっぱり欠けてしまうと、やはり健康の管理ができないわけです。

もう一つ言いたいのは、受診抑制が起こるということを担当の課の課長も認められました。当然そうなのです。なぜこういう問題が起こるかということ、今度こういう人たちはどこへ行くのかという問題です。病院に行くのかという問題です。病院では老人医療費を引き上げる。そして、こちらでは料金の受益者負担という原則で負担を求める。そういう人たちが病院へも行かない、こちらでも負担求められる。そうしたら、どこに自分の健康管理をゆだねるのかという、こういう問題も発生するわけでありまして。このことを考えたときに、今やろうとしていることは、憲法で定められた最低限の文化的な生活や、このことすら守れない。最後のとりでである基本的な自治体の、その住民と健康を守るという、この立場すらみずから捨てていると、こういう問題だと思えますが、こういう実態等はどのようにお考えか、町長、お伺いいたします。

それと、条例の設定の問題であります、今なぜ

この期に出すのか。普通でありましたら、3月の定例会等において出して審議をするというのが通常であります。早く財源的な根拠も決めたいから出そうというのかもしれませんが、この点についても、なぜ今この12月の定例議会で出されるのか、この点についてもお伺いしたいというふうに思います。

議長（平田喜臣君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 米沢議員の再質問にお答えいたします。

まず、ちょっと順不同でございますけれども、まず年代別の受診率はどうかという御質問でございましたが、本年度の受診の状況でいきますと、40歳代が18%、50歳代が26%、60歳代が33%、70歳以上が22%というようなことであります。

それから次に、受益者の負担、要するに受診料の負担によって、町の財政負担はどうかという御質問でございますが、これにつきましては、まず町の一般財源、有料化、受診料いただくことで町の一般財源の負担が、これまでより330万円ほどというようなことで、本年度の一般財源は1,600万円ぐらい財政負担してございますが、これによって一般財源が1,270万円程度の見通しが、比較いたしますとそんなようなことであります。受診料をいただくとしたときに、この受診料の見込みは大体400万円程度かなというふうな見込みを立ててございます。

それから次に、この受診料をいただくことによる受診率、受診抑制というのが起きるのでないかという御質問でございましたが、これにつきましては、先ほどの他の議員の御質問等でもございましたように、受診率の低下ということの中で、この負担の公平性の観点ということもちょっと考えてみたわけでございますが、先ほど、要するにこの町の検診に受診されている方の中で、実際に病院で治療を受けている方というのが相当数受診されてございます。前年度対比で、本年度は受診者が3.7%ほど前年度、13年度、14年度の対比で3.7%ほど受診者がふえてございますが、この要因は、医療機関にかかっている方が、町の基本検診は無料だからということとこちらに受診されているというような方もおられるのかなということでございますが、結局そういうような現状でございます。

そんなようなことで、負担の公平性の観点でいくと、やはり実際に病院で疾病等で、主治医のお医者さんとの健康相談等の中で、十分その方の健康管理というのは、この病院等で行われているというようなことでありますので、この辺の負担の公平という視点でいくと、そういう視点では受診抑制という部

分での考え方とはちょっと違うのではないのかなというふうに考えております。

次に、異常のあった方がどれぐらいいるのかということについては、今ちょっと手元にございません。後ほど資料等がありましたらお示ししたいと思いません。

議長（平田喜臣君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 米沢議員の最初の質問と終わりの方の質問に対してお答え申し上げさせていただきます。

基本的な面で、この辺の財政負担の関係につきましては、当然行政改革という点であります。先ほども町長も何回もお答え申し上げておられますとおり、行政改革の一環として、いわゆる受益者負担の原則に基づいた中で取り組みをしているところでございます。

この中に、受診率、受診者が低い層の部分も、検診科目もあろうかと思えます。ただ、負担の公平さという点につきましては、やはりその検診における料金の中で、平均いたしますと、先ほどもお答え申し上げているとおり、9,500円ぐらいの費用がかかっているわけでございます。そういう中で、その一部を検診を受けられる方に御負担を願いたいということでございます。これも一つは、いろいろな行政改革の中には比較される面がございます、これをやる場合に、こっちもやっていないのではないかと、そういうようなことでいろいろなことが問われるところでございますけれども、そういう面では、先ほども町長がお答え申し上げておられますとおり、聖域を設けない中に、それぞれで検討していくということが必要だというふうに思っております。

ことしの議員協議会のときにも申し上げたのですが、平成14年2月に町の長期財政の見通しを立てました。そのときから、やはり国の動き、いわゆる国家財政の状況等踏まえた中で、相当に財政が苦しくなっているというような状況にもございます。そういう中で、20年までの状況を見ますと、約45億円ぐらいの財源不足というようなことが出てくようかと思えます。当然、そういう中で行政改革というのは避けて通れない問題として、全職員がその体制で臨んでいるところでございます。そういう中で、個々にいろいろな課題は、また考え方の相違点があるかと思えますけれども、町としてはそういう行政改革の方針にのった中で取り進めているところでございます。

また、米沢議員の方からも、保健福祉センター中止すれば財源が出てくるのではないかというようなお話もございました。しかしながら、この保健福祉センターにつきましても、現状の中で高齢化福祉社

会を迎える中におきまして、当然住民の御負担、いわゆる医療費の増嵩等が見込まれる中に、この福祉センターはそういう町民の医療費がかからない拠点施設として、町民の健康を守る施設として建設をしていくというようなことから種々御協議を申し上げてきていますので、また、その必要度も高いものというふうに思っているところでございます。

そういう中で、全体としてそれぞれに財源が一定額という中においては、これまでのようなサービスがなかなかでき得ないという状況もございまして、その辺のところを踏まえて御理解を賜りたいというふうに思います。

また、今定例会になぜ提案申し上げているかというような御質疑がありましたが、これにつきましては、従来ですと4月1日以降の条例施行におきましては、3月定例議会というのが定例の今までの形でございます。条例提案につきましては、十分審議をしていただくという期間を設けるべきということから、12月に提案していただきたいというのが議会側の御意向でもございました。12月の御提案の中で、種々いろいろ問題がある場合については、そこで所管委員会としても十分審議の時間がとれるということから、こういうような形のルールで提案をさせていただいているということで御理解を賜っておきたいというふうに思います。

議長（平田喜臣君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 先ほど、検診をした結果、要医療という方どれぐらいなのかという部分でございますが、昨年度の受診の結果のデータを見ますと、受診者数が2,500人程度おられますが、そのうち要医療ということで発見された方が43%ほどでございます、2,500人のうち。

以上でございます。

議長（平田喜臣君） 12番米沢義英君。

12番（米沢義英君） 今の答弁でもおわかりのように、この基本検診というのは、それぐらいに大切な部分だということだというふうに私は考えます。こういった部分について、採算を理由に市場原理をもとに料金を設定すると。

他の町村の実態を調べてみましたら、富良野市においては70歳以上は全面無料と。美瑛町においても無料。70歳未満については、1,500円とか1,000円とか料金設定しているという、そういう実態になっているわけです。せめてもそういう水準の、やはり今求めが上富良野町に求められているというふうに思いますし、なぜこういうときにこそ近隣の町村の動向を見てしなかったのかと。年金のときは、よく周りのところを見て2万円、3万円、5万円と

設定したのに、こういう設定しなかったのかと。聞いたら、なぜそういう他の町村の状況聞きましたら、やはり健康を守るという点では、基本検診というのは本当に大切だと。今老人医療もいろいろな負担も願っているという状況の中で、やはり老人医療については、当面この免除制度を適用するのだという話であります。そういう状況が、この身近なところにもあるわけです。そういう意味で、私は財政論のことも言いましたし、この保健センターが建つから健康がいきなりよくなっていうふうには考えないですよ、私も。だけれど、あなた方の言うのは、それに等しい感じで、いきなりよくなるような感じの言い方するわけです。しかし、私は、この健康医療というのは、やはり町の思っている福祉や健康に対する計画がどうなっているのかと。総合的なトータルの中で、こういうものが初めてかみ合ったときに、医療費の抑制が起こったり、健康管理がきちとやられると。だから建物が建って、健康管理がそこで行われるのかと、いきなり変わるのかと聞いたら、そうではないと。確かに集約できる部分あるかもしれませんが、基本はこういう住民検診等の質と内容向上をどう進めるのか。町立病院の拠点の病院との連絡、こういうものをどう進めるのかというところを大切にするとということが大切なのです。

ですから、私は、改めてもう一度伺いたいと思いますが、やはりそういった受診抑制が起きる、なおかつ医療費の負担が引き上げられるという形の中で、やはり比較のお年寄りの方というのは、受診を控えるという傾向が出るのでないですか。今でも若干出ているわけですから。

その点もう一度確認したいのと、公益性、公益性ということで、私はこういう健康管理については、やはり公益性があり、だれでもがいつでも等しく受けられるという、そういう門戸を広げていくと、こういうことなしに上富良野町の健康管理はできないというふうに思っています。

また、これを進めることによって、やはり健康管理の質の低下をさらに招く部分があります。町長は、この点についてよく受益者負担の原則持ち出しますけれども、そういった私先ほど言いましたように医療費の削減部分、そしてこの老人の敬老年金等の削減部分、保健福祉センターの当面の建設で財源捻出が十分できるわけですから、そういうものを照らして、こちらにその財源を振り向けるということが大切ではないですか。もう一度、町長のこの基本的な考えについて答弁を求めます。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 基本的に、先ほど来お答えさせていただいておりますように、施策として、

事業として、こういった事業は取り進めていかなければいけないと。そして、いつでも町民が健康を確認するために検診制度というものを継続して維持していく。その場所と、その施設をつくっておかなければならないし、そういう事業は、私は、今後も継続して対応していかなければならないと。町民の健康を管理していかなければならない。そして、その部分につきましては、担当所管は十分に現在よりも充実した指導体制をしきながら町民の健康管理を維持していかねばならないというふうに認識しております。そのために、いささかの御負担をいただくということが今回の御提案でありますので、御理解を賜りたいと。

議長（平田喜臣君） 他にございません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第12号の討論を行います。

なお、この討論は、まず本案に反対者、次に本案に賛成者の順に行います。

初めに、原案に反対討論の発言を許します。

2番中川一男君。

2番（中川一男君） 私は、この議案第12号を反対の立場から討論させていただきたいと思えます。

私は、やはり町長の考え方と相当違うかもしれませんが、私は、上富良野の町民、住民の方々の、そして健康を最低限のチェックするところが、この基本健康検査でないかなと思います。

今答弁の中で、40%以上の異常が見つかった。再検査しなさい、行ってきなさいと言われて行っているわけでありまして。私は、この最低限の医療検査というものを、やっぱり率を高める、そして少しでも100%に近づける、その努力を職員の方々がしております。それに水を差すようなこの条例というものは、私は納得しがたい。私は、この案に対しては、やはり反対すべきでないかという考え方をもって討論いたします。

以上です。

議長（平田喜臣君） 次に、原案に対する賛成討論の発言を許します。

15番村上和子君。

15番（村上和子君） 私は、上富良野町保健事業検診受診料徴収条例の一部を改正する条例に賛成の立場から意見を申し述べます。

現在の厳しい経済状況にあっては、個人の生活はもとより、それにも増して地方自治体の財政は一段と厳しい状態にあることは御案内のとおりでございます。確かに健康診断も大切ですが、町の保健事業

と申しますのは、検診による病気の早期発見、早期治療のみならず、生活習慣による脳卒中や高血圧も大変多うございます。生活習慣病の見直しにより、発症そのものを予防する第一次予防対策に大変力が注がれております。

今回の検診受診料の改定に当たりましては、直接受診をする方2,512人からアンケートをとり、2,060人、82%の回収の中にありまして、90%の人が、費用負担もやむを得ないとの回答であったということをお聞きいたしまして、1人当たり検診料約9,500円かかるところを、70歳未満で2,000円、約2割、70歳以上で約1,000円で1割、がん検診は70歳未満3割程度の負担、70歳以上は若年層の半額負担というこの改正につきましては、受益者負担、また何よりも健康保険法の第2条に、みずからの加齢に伴って生じる心身の変化を自覚して、常に健康保持に努めることと法律にうたわれております。すなわち、みずからの健康は、みずからの力で守っていくということだと私は思います。大変胸の痛い思いもいたしますけれども、行政サービス、行政財政改革の一つといたしまして、一部受益者負担は避けたいと理解できるものと判断いたしまして、私の賛成の討論とさせていただきます。

以上です。

議長（平田喜臣君） 次に、原案に対する反対討論の発言を許します。

12番米沢義英君。

12番（米沢義英君） 私は、原案に対して反対の立場から討論させていただきます。

この間の審議でも明らかなように、受益者負担の原則の名のもとに個人に負担を求める。本来、この健康診断、基本検診等においては公益性があり、だれでも、いつでも、どこでも安心して検診が受けられる、そういう体制を地方自治体がとっておかなければならない、これが基本であります。

この間の論議でも明らかになったように、基本審査の中でも、養病に、健康に気をつける、管理しなければならないという形の中で、発見された方が42%にも上る高率な状況にあります。こういう基本調査すら老人に至っては有料化する。70歳未満に至っては、いきなり2,000円に負担を求める。

近隣の町村においては、現行無料という制度を健康管理のもとにしている自治体もあるという状況の中で、本来国や国民が、あるいは地方自治体に住む人たちが健康で安心して暮らせる町づくり、その最後のとりでである自治体が住民負担を押しつけるという形の中で、採算性をもってどんどん住民に負担を押しつける。こんなことは絶対許せるものではあ

りません。

この間だけで見ても、乳幼児医療費の所得制限を設ける、あるいは老人医療費の負担率を引き上げる等々、今多くの住民負担が伴う状況に置かれています。本来、こういった部分の財源を確保して、健康管理に努めるというのが地方自治体の役割であります。財源はどうするのか。論議でも言いましたけれども、この間の老人医療費の削減等によって400万円の財源、あるいは敬老納付金等の見直しによって財源が確保されると同時に、保健福祉センターの当面凍結を行って、そういう財源をこの初診基本検診に振り向ければ、十分な財源の確保ができます。

70歳以上の方を見れば、約基本検診とあわせて無料化しても100万円、こういう財源が出ないという道理がありません。私は、改めて地方自治体、町長の住民検診に対する基本的な観点がまさに違って、ただ住民負担を求め、保健センターを建てれば健康管理ができるという、そこにこそ大きな問題点があると考えています。健康管理というのは、きちっとした健康管理計画、地域の病院、そして各施設との連携によって健康管理ができるわけですから、質を高めるというのであれば、何も料金を引き上げなくても、十分連携をとりながら質の向上、高めることができるはずであります。

私は、改めてこの点を住民に訴えるとともに、住民負担を押しつける町の姿勢にこそ大きな問題点があるということを指摘して、私は反対の立場から討論を終わるものであります。

議長（平田喜臣君） 次に、原案に対する賛成討論の発言を許します。

10番佐藤政幸君。

10番（佐藤政幸君） ただいま上程されている上富良野町保健事業検診受診料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、私は賛成の立場から意見を申し上げたいと思います。

これまで基本健康診査及びがん検診の70歳以上については、全額町負担で実施してまいりましたけれども、受益者負担の原則から、費用の一部を負担していただくために、当該条例を改正して費用の一部を徴収しようとするものであることは御承知のとおりであります。

現下の厳しい経済状況は、個々人の家庭はもとより、地方自治体の財政状況も例外ではなく、厳しい状態であることは、議員の皆様は十分承知のとおりであると思います。

このたびの検診料見直しについては、町の財政状況を行政財政改革推進の立場から、改革の一つとして慎重に検討した結果、取り上げた町民負担の一部であります。

また、これを実施するに当たっては、先ほど来質疑の中でいろいろ討論もありましたし、また同僚議員の賛成討論の中でもいろいろ申し上げたとおり、そしてまた、課長の趣旨説明にもあったとおりでありまして、受益者負担の適正化を図る見直し実施を目的としてアンケートも実施した。その結果は、るる同僚議員が申し上げたとおりであります。

それらの結果を踏まえて、一部費用負担もやむを得ないという町民の声をもとにいたしまして提出された条例であります。町民の健康を守るという行政の取り組みを一層確立することはもちろんであります。一部受益者負担は、この際避けがたいものであると判断するものでありまして、この条例の議決に対しましては、賛成するものであります。

以上であります。

議長（平田喜臣君） 次に、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 反対討論なしと認めます。

次に、原案に対する賛成討論の発言を許します。

1 1 番 梨澤節三君。

1 1 番（梨澤節三君） 私は、ただいまのこの条例に関して、賛成の立場で意見を申し述べさせていただきます。

お話を伺っております。高福祉、高負担の時代が来ているなという感じを受けております。この中で、みずからの健康はみずからが守る、これが基本になります。そのために、町としてはいろいろな相談を受けやすい福祉施設を建てたり、また、みずから健康を維持するためにパークゴルフ、それからミニバレー、こういうようなものでもってみずからの健康を維持していく、つくっていくという時代になってきているというように思われます。

さらに、この受診料につきましては、減額の措置等もあります。さらに、民生委員によります、憲法に示された最低限度の文化的生活というのは、これは守られております。そのようなところから、私はこのような時代に入ってきたということでもって、この条例案に賛成するものであります。

以上です。

議長（平田喜臣君） 次に、原案に対する賛成討論の発言を許します。

反対はないということで認められております。

ほかに賛成討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 1 2 号を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（平田喜臣君） 起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

午前 1 1 時 2 8 分 休憩

午後 1 時 0 0 分 再開

議長（平田喜臣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

会議に入るに先立ち、2 番中川一男議員から発言の申し出がありますので、これを許します。

2 番中川一男君。

2 番（中川一男君） 先ほどの議案審議のときに、私の発言の中に不適切な発言があったかもしれませんが、削除願いたいと思います。よろしく申し上げます。申しわけありません。

議長（平田喜臣君） ただいまの 2 番中川一男議員の発言について、これを了としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。

それでは、会議を再開いたします。

#### 日程第 5 議案第 1 3 号

議長（平田喜臣君） 日程第 5 議案第 1 3 号上富良野町公共下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（早川俊博君） ただいま上程いただきました議案第 1 3 号上富良野公共下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例につきまして、条例改正の趣旨を御説明申し上げます。

現在、下水道受益者負担金につきましては、第 1 負担区から第 4 負担区としまして、負担金額をそれぞれ平方メートル当たり 3 6 2 円といたしておりますが、今回、新たに第 5 負担区を設定しまして、その負担金額を平方メートル当たり同額の 3 6 2 円といたしまして、平成 1 5 年 4 月 1 日から供用開始します区域の受益者から受益者負担金を徴収するための改正をしようとするものでございます。

なお、第 5 負担区の位置につきましては、光町 1 丁目から 3 丁目、西町 1 丁目から 4 丁目、島津地区の一部及び西日の出地区の一部でございます。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第13号上富良野町公共下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町公共下水道事業受益者負担金に関する条例（平成2年上富良野町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条の表を次のように改める。

負担区を第1負担区から第5負担区までとし、単位負担金額を1平方メートル当たり362円とするものがございます。

附則。

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

以上でございます。御審議いただきまして議決くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第13号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり決しました。

#### 日程第6 議案第14号

議長（平田喜臣君） 日程第6 議案第14号上富良野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長（米田未範君） ただいま上程されました議案第14号上富良野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

平成10年に富良野地区環境衛生組合に本町も参加を決定し、圏域内のし尿及び浄化槽汚泥等の処分について、その施設整備が進められ、明、平成15年4月1日より新施設での本格稼働に伴い、現在本町のし尿等を試験操業として全量を新施設へ搬出をいたしております。したがって、明年度からは本町での当該処分は行わないことから、当町のし尿等の関係条例であります町の廃棄物の処理及び清掃に関する条例並びに手数料条例について、所要の改正をしようとするものであります。

改正の要点であります。第1点は現行条例で規定いたします処理区分からし尿処理を削除いたしまして、家庭ごみ、事業所ごみのうちに位置づけられ

ますし尿及び浄化槽汚泥につきましては、法で定められます町長が許可する一般廃棄物処理業者によりまして収集、運搬を行い、処分については富良野地区環境衛生組合が行うことを定めようとするものであります。

第2点目は、第1点目で御説明申し上げましたとおり、収集、運搬、処分について、それぞれその業務分担を明確化しようとすることから、町の手数料条例からし尿手数料を削除するものであります。

これまで収集、運搬、処分については町が一括してその手数料を定めていたところでありますが、今後は処分については富良野地区環境衛生組合がその条例によりまして定め、収集、運搬料につきましては、許可業者であります一般廃棄物処理業者により定められるものであります。

なお、収集、運搬料に関しましては、公共的性格が強いこともありますことから、一般廃棄物処理業者の許可の段階で、対象事業者の協力を求めていく考えであります。

本改正条例につきましては、平成15年4月1日の施行として提案するものであります。

なお、現在、本町の衛生センターにつきましては、閉鎖に向け残渣処理を進めており、関連の設置条例等につきましては、作業の終了を待ちまして、改めて議会へ廃止の提案を予定いたすものでございます。

以下、議案を朗読しながら説明を申し上げます。

議案第14号上富良野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成14年上富良野町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「及びし尿」を削り、「処分をするものとし」を「処分を行うものとし」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、家庭ごみ及び事業所ごみのうち、し尿及び浄化槽汚泥については、法第7条第1項の規定により町長が許可した一般廃棄物処理業者が収集及び運搬し、富良野地区環境衛生組合（平成10年5月1日北海道知事許可）が処分を行うものとする。これにつきましては、先ほど御説明申し上げました業務分担を明確化しようとするための規定であります。

第9条第1項ただし書きを削る。これにつきましては、現在のし尿手数料の消費税に関する規定でありますことから、削除しようとするものであります。

附則。

施行期日。

1、この条例は、平成15年4月1日から施行す

る。

上富良野町手数料条例の一部改正。

2、上富良野町手数料条例（平成12年上富良野町条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中35の項中、（3）資源ごみ手数料、（4）し尿手数料を（3）資源ごみ手数料に改める。これにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、（4）のし尿手数料の部分を削除するものであります。

以上で説明いたします。御審議いただきましてお認めくださいますようお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第14号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり決しました。

#### 日程第7 議案第15号

議長（平田喜臣君） 日程第7 議案第15号上富良野町手数料条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） ただいま上程いただきました議案第15号上富良野町手数料条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を説明いたします。

現在、町において住宅等の建物を建築する場合には、建築主より確認申請書を町で受け付けをし、上川支庁に進達しまして、建築主事の審査を経て建築主に確認済み書を渡しております。

今回、町に建築主事の配置を行い、建築基準法第6条第1項第4号、限定した主に木造の一般住宅等にかかわる審査及び確認済み書の交付、完了審査事務を行うことによりまして、建築確認事務の迅速な処理を図られるとともに、建築行政がより地域に密着した形の運用や、さらに町づくりの観点からも有益であることから、任意設置でありますこの権限の一部移譲について北海道と協議を進め、その協議が調いまして、平成15年4月1日から実施をすることとなりました。その手数料を町の条例に加えるものでございます。

なお、この事務の権限移譲に伴う予算につきまし

ては、歳入としまして地方交付税措置、これは平成13年ベースでございますけれども370万円、手数料収入は105万円、道からの移譲によりまして、今まで受けておりました委託費の減が15万円など計460万円。

歳出においては、旅費、需用費負担金等50万円と見込んでいますところでありまして。

以下、議案の朗読をして説明いたします。

議案第15号上富良野町手数料条例の一部を改正する条例。

上富良野町手数料条例（平成12年上富良野町条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中42の項を45の項とし、41の項の次に次の3項を加える。

別表について御説明いたします。

別表の42の項につきましては、確認申請を提出するその申請建築物の面積によりまして、（1）には確認申請の手数料を、建築物が完成し、その完了検査を申請する際に、（2）に掲げます検査手数料の額を定めるものでございます。

また、次の工作物については、具体的には建物と同一に立てられます看板、広告塔の申請並びに完了の手数料でございます。

43項につきましては、災害などにおきます応急仮設建物や仮設店舗、仮設興行所、博覧会建築物等を建てる場合の手数料でございます。

次のページの44の項の（1）、（2）、（3）につきましては、広い団地内に棟を分けて建築物が総合的に設計される場合の認定申請手数料でございます。

（4）については、その団地の複数建物の認定取り消しの手数料でございます。

附則。

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

2、この条例の規定は、この条例の施行の日以後受理する申請から適用し、同日前までに申請を受理したものについては、なお従前の例による。

以上で説明を終わります。御審議いただきまして、議決いただきますようお願いいたします。

議長（平田喜臣君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第15号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。  
よって、本件は、原案のとおり決しました。

#### 日程第8 議案第16号

議長（平田喜臣君） 日程第8 議案第16号上富良野町公共下水道上富良野浄化センターの建設工事委託に関する基本協定の変更の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。  
上下水道課長。

上下水道課長（早川俊博君） ただいま上程いただきました議案第16号上富良野町公共下水道上富良野浄化センターの建設工事委託に関する基本協定の変更の件につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

本工事は、公共下水道新設工事のうち、浄化センターが供用開始以来10年を過ぎ、処理区域の拡大に伴いまして、2系列での水処理施設容量の3,240立方メートルを超える状況にあることから、3系列目の増設工事を行っているところでございます。

実施に当たりましては、平成13年3月22日議決をいただきまして、工期を平成13年4月2日から平成15年3月31日までとしまして、日本下水道事業団に工事を委託し進めてまいりましたが、実施設計精査による減及び入札執行残等によりまして、1億6,770万円の減額となりましたことから、契約金額の変更をお願いするものでございます。

なお、予算におきましては、平成14年度の当初予算におきまして実施額を計上させていただいているところでございます。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第16号上富良野町公共下水道上富良野浄化センターの建設工事委託に関する基本協定の変更の件。

上富良野町公共下水道上富良野浄化センターの建設工事委託に関する基本協定（平成13年3月2日議決を経た議案第35号に係るもの）を、次により変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めらる。

記。

変更事項、委託契約金額、変更前7億3,800万円。変更後5億7,030万円。

以上でございます。御審議をいただきまして、議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第16号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。  
よって、本件は、原案のとおり決しました。

#### 日程第9 議案第17号

議長（平田喜臣君） 日程第9 議案第17号富原橋架換工事（上部工）請負契約締結の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

道路河川課長。

道路河川課長（田中博君） ただいま上程いただきました議案第17号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

なお、本予算につきましては、平成14年3月22日債務負担行為の予算議決をいただいております。

本工事は、防衛施設庁所管の補助事業により実施するものでございます。

事業の目的としましては、自衛隊車両の増大と大型化により、本路線に設置している橋梁の耐過重が不足しているため、装軌車両が橋梁上を通行する際に、一般車両の通行を一時規制する障害を与えていることから、これらの障害を排除するため、橋梁のかけかえ工事を実施するものであります。

工事の内容としまして、上部工の形式、ポストテンション方式、PC単純箱げた、橋長46.5メートル、幅員車道部9メートル、歩道部2.5メートルでございます。

次に、議案第17号工事は、7社を指名いたしまして、12月10日入札の結果、住友建設株式会社北海道支店が1億4,900万円で落札、消費税を加算いたしまして、本議案の1億5,645万円であります。

参考までに、2番札は日本高圧コンクリート株式会社の1億5,000万円であります。

また、本工事につきましては、予定価格事前公表の試行実施としまして公表を行っております。

落札率につきましては、95.84%でございます。

以下、議案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

議案第17号富原橋架換工事（上部工）請負契約締結の件。

富原橋架換工事（上部工）の請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めらる。

記。

- 1、契約の目的、富原橋架換工事（上部工）。
- 2、契約の方法、指名競争入札による。
- 3、契約金額、1億5,645万円。
- 4、契約の相手方、札幌市中央区大通り西5丁目11番地、住友建設株式会社北海道支店支店長植田卓文。

- 5、工期、契約の日から平成16年3月19日まで。

以上で説明を終わります。御審議賜りまして、御議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第17号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり決しました。

日程第10 議案第18号

議長（平田喜臣君） 日程第10 議案第18号富原橋架換工事（下部工）請負契約締結の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

道路河川課長。

道路河川課長（田中博君） ただいま上程いただきました議案第18号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

なお、本予算につきましても、平成14年3月22日債務負担行為の予算議決をいただいております。

本工事につきましても、防衛施設庁所管の補助事業により実施するものでございます。

事業の目的につきましては、先ほどの議案第17号の上部工のところでも申し上げましたことによるものでございます。

工事の概要としまして、逆てい式橋台2基、護岸工一式、道路工延長73.5メートル、幅員7メートル、仮橋1基、橋長30メートル、幅員8メートル、仮道工延長14.2メートル、幅員7メートル、旧橋

解体一式などが主なる工事内容であります。

次に、議案第18号工事は、地元業者を含む7社を指名いたしまして、12月10日入札の結果、株式会社アラタ工業が1億4,690万円で落札、消費税を加算いたしまして、本議案の1億5,424万5,000円であります。

参考までに、2番札は新谷建設株式会社の1億4,720万円であります。

また、本工事につきましても、同じく予定価格の事前公表を行っております。

落札率につきましては、97.86%でございます。

この結果、富原橋架換工事の総請負金額は、3億1,069万5,000円となったところでございます。

以下、議案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

議案第18号富原橋架換工事（下部工）請負契約締結の件。

富原橋架換工事（下部工）の請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めらる。

記。

- 1、契約の目的、富原橋架換工事（下部工）。
- 2、契約の方法、指名競争入札による。
- 3、契約金額、1億5,424万5,000円。
- 4、契約の相手方、上富良野町北町2丁目、株式会社アラタ工業代表取締役荒田裕昭。

- 5、工期、契約の日から平成16年3月19日まで。

以上で説明を終わります。御審議賜りまして、御議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

17番小野忠君。

17番（小野忠君） ただいまの入札の御報告を聞きましたが、これは97.6%という比率になっているのですけれども、これら今までずっと見ますと、97、98%という比率が続いているのですよね。これらもう少し見直しができないものなのか。財政が硬直している、苦しいのだ苦しいのだという、先ほどからもいろいろな議題が出ていたのですけれども、大手の方々にも少し痛みを感じていただけないものかと。

これであるならば、全く100%に近い比率なのですよね。だから前回から私言っていますけれども、こういう見直しは全くなして、こういうふうに私た

ちが、また質問が不適切だと言われるかもしれませんが、全く見ますと、こういう状態が続いているのです。これはどういうことなのか、ちょっとお聞かせください。

議長（平田喜臣君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 小野議員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

この落札率が高いのではないかと御質問かと思えますけれども、基本的には、この入札制度というのは、町が発注する場合については、町がその工事の適正な価格として予定価格を定めて入札に参加していただくということになります。したがって、基本的には、町の予定価格でやっていただければ、一番近いところに近づくことが一番適正なのだというふうに思います。しかしながら、それぞれの企業の努力によりまして、その辺のところの方が予定価格よりも、より安くというのが私も常に求めているところでもございます。結果、こういう状況でございますので、これについて、町が競争の原理の中でやっているものでございますから、そこへ入る形にはならないというふうに考えるところでございます。

議長（平田喜臣君） 17番小野忠君。

17番（小野忠君） ちょっとわかったようなわからないような、ずっと見ていますと、どうもこれはパーセントが、そうしたらもう少し、このパーセントをもう少し何とかこれ、私たち見ると、大手企業に対しての優遇策に見えてしまうのですよね。そして、財政が苦しい財政が苦しい、こういうところにもう少し、よその町では、例えば旭川あたりの事前公表でも、これ除雪の落札も10%ダウンしているわけなのです。

それから、以前にいろいろな問題これ出てますね。98に対して、これらはもう全く談合だなんて、これ鈴木さんの時代ですか、こういう落札状況が出ているのだけれども、これがまず私たちの町は、ずっと98、97続いているわけなのです。そうすれば、これ不適切な言葉かどうか知りませんが、そうすると、同じ工事者ばかりがずっと並んでいるのです。そうすると、やっぱり談合と言わざるを得ないところも出てくるのではないですか。この業者が変わっていくのなら幾らか違うだろうけれども、全くこの名簿を見ていっても、ずっとこれ同じ業者が受けているわけなのです。それで、もう少しこれら見直しができないのかということで、前回も私、質問をしたことあったのですけれども、こういう見直しはもう今後全然なし、このままの状態での金額なんだということ。

よそでは、八十何%というのが出ているのですよ。

ですから、一応この87%、このぐらいの金額で入札が施行できないのかと。それによって、少しでもお金が残るのでないのかなと。何か満額の金を使っている、入札に。私たち、そこら辺がちょっとわからないところがたくさんございますので、もう少し助役、教えていただきたいと思えます。

議長（平田喜臣君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 小野議員の再質問にお答え申し上げたいと思います。

基本的には、その入札の結果ではなくて、町がこの工事についてどれぐらいのお金でやるかということを決めてやるわけですから、そのところが、むだがないかどうかということが基本だと思います。あくまでも予定価格を提示してやるのは、そういう観点から予定価格を、町としてこの公共工事が適切に施工されるかどうかということが基本だというふうに思いますので、あとは町が設定した予定価格の範囲内で、当該指名された業者が競争の原理の中で努力されることだというふうに思っておりますので、その点、ここに町が競争の中まで入ることにはならないということで、何回も申し上げますが、御理解を賜りたいと思えます。

議長（平田喜臣君） 17番小野忠君。

17番（小野忠君） 何か私わからないな、そこら辺が。入札の施工される方がお考えになるのだというように、ただ、私たちが考えていることは、町が発注するのであるならば、もう少し基準の下げた工事の入札をさせたらどうかと、それによって少しの財源が残るのでないかなと、私は一般論で言うわけなのです。ですから、そんな難しくは私たちが質問しているのではなくて、ただそういう高水準ではなくて、もう少し、これはコンサルタントと恐らく、コンサルタントが何とか知りませんが、そういうところでひとつ見直しをされていると思うのです。ですから、これらもう少し見直しをしながら入札、施工していただきたいと思うのですが、そういう点はどのようにお考えになっているのか、少し具体的に教えてください。

議長（平田喜臣君） 小野議員に確認させていただきたいと思えますが、一つの工事を発注するに当たって、町の方で、その発注予定額を今100と定めたときのパーセンテージが落札だと思えますが、その100の価格を落とすことができないのか否かという御質問でよろしいのですか。

17番（小野忠君） そうです。

議長（平田喜臣君） そういう趣旨で御答弁を。

17番（小野忠君） だから、わからないから教えてください。

議長（平田喜臣君） その部分。

助役、答弁。

助役（植田耕一君） 私の方で申し上げられるのは、あくまでも適切な価格として予定価格を定めて、この工事はこれぐらいでやれるということで設定をして、それぞれが競争に臨んでいただくということしか申し上げられません。

議長（平田喜臣君） 他にございませんか。

3番福塚賢一君。

3番（福塚賢一君） 指名委員会の委員長の助役にお伺いをしたいと思います。

私は、工事金額から判断して、最近、国の公共事業に対する予算も極めて低く抑えられつつあるという中であって、町内に営業をしている関係業者も公共事業の受注が少なく、そこで働いている人の仕事がなく、今待機しているという状況をかんがみるときに、工事金額から判断して、従来この金額ぐらいになりますと、共同企業体、ジョイントベンチャーで発注してきた経過にあるわけですが、このたび単体にした、その理由についてお尋ねしたいと思います。

議長（平田喜臣君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 3番福塚議員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

この入札制度につきましては、建設業法の中で基本原則といたしまして、単体発注というのが原則でございます。当然、地域振興だとか、そういう面考慮した中で、この工事の中において、地元の中でも参画できるような場合というような点で、過去においてそのようなことで参加の機会を設けてやってきたことでございます。

先日も、このジョイントベンチャーの方式については、業法の改正によりまして自主結成ということを基本的に取り扱ってきてございます。そういう中で、自主結成の中で地域のそういう企業がランク下の人も参画できる中でという配慮もしながら、指名を公募を申し上げてきている経緯でございます。

今、議員の御質問にありましたとおり、この単体発注の理由でなくて、その工事そのものが単体でやるべきか、また、その地域における格付の下の方が参入することが地域として一番いいのでないかというような観点もございまして、それらの状況を踏まえた中で、この辺のところを取り扱っているところでございますので、今回の関係につきましては、単独発注の方が望ましい、工事内容からしまして望ましいという判断で、この指名入札を行ったところでございます。

議長（平田喜臣君） 3場福塚賢一君。

3番（福塚賢一君） 本当にわからなくてお尋ねするのですが、法の定めるところの原則、そ

れがどうであるのか、その辺のところをこの機会にお尋ねしたい、教えていただきたいと思うのですよ。

その後、法の改正がされて、自主結成をしてもらうのだということの言及があったわけですが、自主結成をしてもらうということにあっては、単体で出す方が工事を取り組むに当たっては有効だ、適切だという判断が優先したという考え方にとらえたということで、今回はこのようなことになったというふうに自分理解するものの、その改正前の考え方もあって単体に発注したと、二つの考え方が存在しているようではありますが、であれば本当に知らないで、法の原則、その点を教えていただきたい、こう思います。

議長（平田喜臣君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 3番福塚議員の再質問にお答え申し上げたいと思います。

建設業法におきましては、単体発注というのがあくまでも基本になってございます。通常各地方公共団体におきましては、地域振興という面がございまして、そういう面で、町内における企業の参加を、受注の機会を与えるというようなことから、幅広くそういう格下の業者が、企業が技術力の向上をねらいつつ、上位の格付の企業と一緒に仕事することによって技術力も上がるし、そういうような配慮もございまして、また地域経済に与える雇用だとかいろいろ面でも地域に貢献できる面があるというような点から、その辺を配慮した中でジョイントベンチャーの方法を講じてきているところでございます。

その基本の中におきましては、そういう格付の人が入ってもスムーズに工事ができるようなことをこの工事ではできるのかどうかという点を見きわめながら、そういうジョイントベンチャーの方式を過去はとってきたということでございます。

今、そのジョイントベンチャー方式については、業法の改正によりまして、あくまでも地域性というものがなかなか出てこれない、表に出せないという面がございまして、あくまでも公募による内容によりまして、町といたしましては一定条件を付した中で、できるだけ地域に配慮した中でジョイントベンチャーを組ませるようなことで公募を図りながら配慮をしてきているところでございます。

今回のこの橋の関係については、単体ということで、その工事内容等からしまして、単体一企業をもってやる方がスムーズであるという判断をいたしましたということでございますので、その点、御理解をいただきたいと思います。

議長（平田喜臣君） 他にございませんか。

2番中川一男君。

2番（中川一男君） 一つ、これもわからないの

で聞きたいのですが、事前公表をどういうときにしてどういうときにしないのか、それをちょっとお聞きしたいのですよね。何のために事前公表をするのか、これがあると思うのですね。

同じような工事が、上下水道課の中であります。1,300万円ではなくて1,400万円です。これは、この資料いただいておりますので、4月23日ですか。それから、また同じように下水道で8月のときもありますし、ここにありますが、河川の方でもあります。なぜ、その使い分けをするのかと。同じような金額で同じようにやっているのに、同じ日にやって、なぜ片一方は見せて片一方は見せないのか、それちょっと教えていただきたいと思っております。

議長（平田喜臣君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 2番中川議員の御質問にお答え申し上げたいと思っております。

この事前公表につきましては、今、町としましては、他町村等の状況もございまして、こういう形式に変わってきたというような点から、その試行の中で、現在こういう事前公表やりながらやってございます。

従前言われておりますのは、先ほど小野議員からございましたとおり、落札率が極めて町の予定価格に近い中という点が一つありました。事前公表することによって、その辺が期待にこたえられるような面が出てこないかなという点が一つございまして、この辺の試行で取り扱っているところでございます。

どういう工事について試行するかというような点でございますけれども、基本的には工種が違うような場合について試行してみようではないかというようなことで、同種の工事がある場合においても、これをこの部分でやりましょうということで、これは指名委員会の中での判断としてやっておりまして、特に現在のところは基準は設けておりません。その結果を見ていきたいというようなことで取り扱っているところでございます。

議長（平田喜臣君） 2番中川一男君。

2番（中川一男君） そうすると、統一性はないということですね。だけれども、同じ日にですよ、例えば、14年8月14日に上下水道で何本か出ております。上下水道ですね、それが2本は事前公表、書いてありますね。あと金額は2,600万円と1,800万円事前公表。あと2,400万円、1,300万円、3,100万円等が公表されてないと。なぜその今の、同じ下水管を入れるのに、同じもの入れるのに何でこういうことをするのかということまでちょっとお聞かせください。わからない。

議長（平田喜臣君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 中川議員の再質問にお答え申し上げます。

特にその辺の基準を設けてやっているものでございませぬので、端的な姿勢をして事前公表をしているということでございます。下水道が何本もあって、このうちの何本しようかということでございまして、あくまで試行ということで、その辺のところを取り扱っているということで御理解いただきたい。

議長（平田喜臣君） 2番中川一男君。

2番（中川一男君） その試行というのはわかりません。それで結果は何を得たのですか、まず、それが第1点。

それから、先ほど同僚議員が言った、公表することによって、ある程度の工事費が下げられる、企業努力を見られる面が出てくるだろうと、そういうことを同僚議員が言ったわけですよ。だから、そういうのは全然見られてないではないかと。97、98だろうと、そういうことだろうと思うのですが、その点をやはり事前公表することによって、やはりくどいようですが、企業努力もあるだろうと。

それから、これによって何をしようとしているのか教えていただきたい。その統一しないで、こっちは公表して、こっちはすると、そういう今試験的にやっているということですね。そこから何をしようとしているのか、まず第1に。それからどういう結果が出たのか、もうこれずっと出てますからね。そして節約になったのかならないのか、その点までちょっとお願いします。

議長（平田喜臣君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 中川議員の質問にお答え見申し上げたいと思っております。

基本的には、やはり一番の目的のところは透明性を高めて、その中で競争原理を働かさせていただこうと。競争原理でやっていただこうということのをねらいとしてございます。したがって、従前の状況から見ますと、若干ではございますが、その効果は出ているという結果が出てございます。

従前、予定価格より近い状況でなっておりましたけれども、その辺のやはり予定価格をすることで透明性が高まることで、業者としてもその競争を働かせる目標のところができるのではないかと。ところが一番大きな要素でなかるうかというふうになっております。

議長（平田喜臣君） ただいまの2番中川一男君の質問に対して、その答弁がいま一不透明であるということで、調整の上再度の答弁を求めます。

暫時休憩いたします。

午後 1時48分 休憩  
午後 1時52分 再開

議長（平田喜臣君） 再開いたします。

再々質問に対しての再度の答弁を求めます。

助役、答弁。

助役（植田耕一君） 中川議員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

今最初は、今の入札制度の状況というのは、町が1年間の工事を最初に予定を立ててまず公表します。そして、半期になったときに、その変更があれば、その変更を1年間の大体町はこういう工事ありますよというようなことをまず事前に公示します。それを各企業が見ていただいて、上富良野町にはこういう工事があるのだなというようなことで、まず承知をしていただくことになってございます。そういう中で、この事前公表というものも、その一つの透明性を高めるために、そして競争原理を働かせもらうために取り扱っているわけでございます。

最初に、その年度の初めにランダム的に、この工事とこの工事について事前公表しましょうということで、その工事する中にあらかじめ入れてございませぬ。そういう中で、やはり一つは、町としては競争原理の中で、その辺のところは企業の競争化でできるだけ予定価格より安い価格でというのが求めるところでもございますので、その辺を求めてやっているとございませぬ。結果的には、今の段階におきましては、若干のパーセントしか落ちてはいないのですが、効果としては、若干でありますけれども、あらわれているということで御理解を賜りたいと思います。

議長（平田喜臣君） 他にございませぬか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第18号の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（平田喜臣君） 起立多数であります。

よって、議案第18号の件は、原案のとおり可決されました。

日程第11 認定第1号

日程第12 認定第2号

議長（平田喜臣君） 日程第11 認定第1号、平成14年第3回定例会で付託、継続審査の議案第7号平成13年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定

の件、日程第12 認定第2号、平成14年第3回定例会で付託、継続審査の議案第8号平成13年度上富良野町企業会計決算認定の件を一括して議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

決算特別委員長久保田英市君。

決算特別委員長（久保田英市君） ただいま上程されました各会計歳入歳出決算特別委員会審査報告書。

朗読をもって御報告を申し上げます。

本委員会は、平成14年第3回定例会において、閉会中の継続審査に付された下記案件を審査した結果、次の意見を付し認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告する。

平成14年12月12日。

各会計歳入歳出決算特別委員長久保田英市。

記。

付託事件名、議案第7号平成13年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件。

1、審査の経過。

本委員会は、平成14年11月7日、8日の両日開会し、正副委員長を選出後、委員会を公開とし、直ちに3分科会による分担書類審査を行い、全体による審議を行った上、各分科会の審査報告を求め、この報告をもとに委員相互の意見交換と理事者の所信をただし意見を集約した。

2、決定。

慎重に審査した結果、本決算は次の意見を付し、原案のとおり認定するものとした。

監査委員の審査意見は、いずれも的確な判断によるものと認められるので、この指摘事項については、早急に改善または対応し、執行に当たられるよう強く要望する。特に、別記「各会計歳入歳出決算特別委員会審査意見」について善処されたい。

別記。

平成13年度上富良野町各会計歳入歳出決算特別委員会審査意見。

1、町税及び使用料等について。

町税、使用料等について未収金の分納・誓約書を含め解消に努められたい。

また、不納欠損処分には当たっては、十分精査の上実施されたい。特に、国民健康保険税については、その額が突出しているため、収納に特段の配慮を図られたい。

2、補助金・負担金について。

補助金・負担金については、画一的な見直しを避け、一層その用途を精査し、効果的な運営を図られたい。特に、次の事項について配慮されたい。

商業振興補助金の補助対象額の決定にあって

は、厳正な審査をし決定されたい。

期成会等の負担金の見直し検討を行い、一層その用途を精査し、効果的な運営を図られたい。

### 3、委託業務について。

管理業務等の委託契約は、効率的な運用が図られるようできるものから改善し、地元業者の育成も図られるよう努められたい。

### 4、職員の配置について。

勤務体制の実態から見ると、一部職員に過重に業務配分されているので、労務管理の観点から、適正な職員配置をされたい。

### 5、乳幼児医療費について。

子育て支援の観点から、乳幼児医療費の負担を検討されたい。

### 6、農業センターについて。

今後農業センターの広域化による有効活用の検討を図られたい。

### 7、除排雪について。

速やかな除雪と計画的排雪の対応を図られたい。

以上、御報告といたします。

次に、企業会計の御報告を申し上げます。

企業会計決算特別委員会の審査報告書を御報告を申し上げます。

本委員会は、平成14年度第3回定例町議会において、閉会中の継続審査に付された下記案件を審査した結果、次の意見を付し認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告する。

平成14年12月12日、企業会計決算特別委員長久保田英市。

記。

付託事件名、議案第8号平成13年度上富良野町企業会計決算認定の件。

#### 1、審査の経過。

本委員会は11月6日開会し、正副委員長を選出後、委員会を公開とし、直ちに2分科会による分担書類審査を行い、全体による審議を行った上、各分科会の審査報告を求め、この報告をもとに委員相互の意見交換と理事者の所信をただし意見集約した。

#### 2、決定。

慎重に審査した結果、本決算は次の意見を付し、原案のとおり認定するものとした。

監査委員の審査意見は、いずれも的確な判断によるものと認められるので、この指摘事項については早急に改善または対応し、執行に当たられるよう強く要望する。特に、別記「企業会計決算特別委員会審査意見」について善処されたい。

別記。

平成13年度企業会計決算特別委員会審査意見。  
病院事業関係。

#### 1、待遇について。

患者及び利用者への一層の信頼向上に努められたい。

#### 2、薬品購入について。

後発薬品の使用を検討されたい。

#### 3、購入先等について。

地元及び地元業者の利用を促進されたい。

#### 4、未収金について。

患者一部負担金の未収、特に長期未収金に対しては、さらなる収納督励に最大の努力を払われたい。

水道事業関係。

#### 1、未収金の取り扱いについて。

水道使用料の収納については、より一層の努力を払うとともに、不誠実な未納者に対しては、給水停止等も含めた断固とした態度で臨まれたい。

以上、御報告といたします。

議長（平田喜臣君） これをもって、委員長の報告を終了いたします。

最初に、認定第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

平成13年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件に対する委員長の報告は、意見を付し認定すべきであるとするものであります。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。

よって、平成14年第3回定例会付託、議案第7号平成13年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

平成13年度上富良野町企業会計決算認定の件に対する委員長の報告は、意見を付し認定すべきであるとするものであります。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。

よって、平成14年第3回定例会付託、議案第8号平成13年度上富良野町企業会計決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午後 2時08分 休憩

午後 2時40分 再開

議長（平田喜臣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### 日程第13 発議案第1号

議長（平田喜臣君） 次に、日程第13 発議案第1号「ペイオフ全面解禁」延期と、地方公共団体の公金預金を「ペイオフ」対象から除外し、全額保護を求める意見の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

2番中川一男君。

2番（中川一男君） 発議案第1号を朗読をもって説明いたします。よろしくをお願いします。

「ペイオフ全面解禁」延期と、地方公共団体の公金預金を「ペイオフ」対象から除外し、全額保護を求める意見の件。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提出者、上富良野町議会議員中川一男。賛成者、同じく町議会議員清水茂雄、同じく町議会議員西村昭教。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、金融担当大臣。

「ペイオフ全面解禁」延期と、地方公共団体の公金預金を「ペイオフ」対象から除外し、全額保護を求める意見書。

平成14年4月に実施された定期性預金のペイオフ解禁は、普通預金への預けかえや、大手金融機関への預金流出を招くなど、地域金融と地域経済の将来に不安を与えている。普通預金などを含めたペイオフ全面解禁が厳しい経営環境のもとで実施されるならば、地域金融機関から大手金融機関などへの預金流出がさらに加速し、地域金融機関や中小企業、地域経済に大きな打撃を与えかねない。

世論の高まりの中で、政府は無利子の当座預金を全額保護する特例措置を検討しているが、有利子の普通預金はその対象から外されていることなど、預金流出の防止には十分効果があるか疑問である。

また、地方公共団体の公金預金は、地域住民の生活と経済に直結した資金であり、中小企業向け制度融資の原資ともなっており、その性格からしてペイオフの対象にはなじまない。さらに、ペイオフ解禁による公金預金保護のための資金移動は、地域金融機関への不安をまおり、地域経済の混乱を招くおそれがある。

よって、政府においては、次の事項について措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、「ペイオフ全面解禁」は、金融不安が解消され、景気が回復するまで延長すること。

2、地方公共団体の公金預金は、固定性、流動性を問わず、ペイオフの対象から除外し、全額保護する措置を早急にとること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出いたします。

以上であります。よろしくをお願いします。

議長（平田喜臣君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり決しました。

### 日程第14 発議案第2号

議長（平田喜臣君） 日程第14 発議案第2号WTO農業交渉等に関する要請意見の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

6番西村昭教君。

6番（西村昭教君） 朗読をもって、発議案にかえさせていただきます。

発議案第2号WTO農業交渉等に関する要請意見の件。

上記議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提出者、上富良野町議会議員西村昭教。賛成者、同じく町議会議員中川一男、同じく議会議員清水茂雄。

提出先、内閣総理大臣、農林水産大臣、外務大臣、経済産業大臣。

WTO農業交渉等に関する要請意見書。

WTO農業交渉は、来年の3月末のモダリティ確立に向けて交渉は山場を迎えつつあり、我が国は多様な農業の共存を基本に、「市場アクセス分野」や「国内支持」の分野において、農業の多面的機能を含む貿易以外の関心事項の配慮を強く求めております。

一方、アメリカやオーストラリアを中心とする農産物輸出国グループは、すべての関税を25%以下に削減し、その後廃止することや輸入数量の大幅拡大提案を行っています。しかし、こうした提案は、貿易以外の関心事項への配慮を無視するとともに、さきのドーハ閣僚宣言の内容から逸脱しており、到底受け入れられるものではありません。仮に、アメ

リカやオーストラリア等の提案内容を基本としたモダリティが確立されるような事態になれば、我が国を含む世界の家族農業は崩壊の危機に直面し、農産物貿易は、一部の輸出国や多国籍企業に牛耳られることは明白です。

このため、こうした提案は断固拒否する必要があります。

また、我が国と他国との間で自由貿易協定に向けた検討が開始されていますが、自由貿易協定は関税撤廃を基本とするものなので、WTO農業交渉における我が国の提案内容を十分踏まえた対応が必要なることは言うまでもありません。

よって、北海道の農業・農村が将来にわたり維持・発展できるよう、下記事項について強く要請いたします。

記。

#### 1、WTO農業交渉について。

(1)「多様な農業の共存」という我が国提案の基本を達成できるよう、農業の多面的機能などの「非貿易的関心事」が配慮された配慮されたモダリティを確立すること。

(2)アメリカやケアンズ諸国の提案を断固拒否するとともに、ミニマムアクセス制度を改善し、アメリカの総合的な国境措置を堅持すること。

また、関税については、品目ごとに柔軟性を確保できる削減方式とすること。

(3)WTO農業交渉は、農業者のみならず、国民的な課題であるので、内外の理解促進のための対策を積極的に展開すること。

#### 2、自由貿易協定について。

(1)農林水産物については、品目ごとの事情を十分検討し、国内の関心品目に影響が生じないように対応すること。

(2)食糧自給率の極端に低い現状や、将来の食糧自給に関する国民の懸念に十分配慮し対応すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

11番梨澤節三君。

11番（梨澤節三君） WTOの非常に大変これ次元の高い話でして、卑近のところもあわせて意見書についての所感をちょっと話させていただいた後、質問したいと思います。

このWTO農業交渉は、世界の国家間の次元の高い話です。しかし、食と農の問題でもあり、また新

しいセーフガードというところの身近な問題ではないかと思えます。

この意見書は、議会開会直前に提示されたもので、大局的見地から、国のため、地域のためということで、よく理解しなければならないかと思えます。

そこで、意見書についてでございますが、6月議会でのこのようなことがございました。防衛庁の省昇格を議決しました。この時期、防衛費による駅舎の話が出ておりましたが、さらに町が知らないところで、東中会館の建て直し調査というようなのが出てきておりました。そのような状況下で、9月議会で有事法制が否決されたところ、今、現国会で政府は、有事法制成立後に最優先で省昇格を課題とするとあります。

そこで、意見書については、農業、防衛、教育等にかかわらず大局的な国家間、地域間のもとに判断しなければならないと私は思うところでございます。

そこで、委員長にWTOにつきまして、お尋ねをいたします。

食品の安全性について、遺伝子組みかえということがあろうかと思うのですが、それら遺伝子組みかえ食品というのは何種類ほどあるのか。

それから、できればその品目も、後学のためにお教えいただきたいと思えます。

委員長はヨーロッパの方にも行かれまして知識も新しいところでございますので、よろしく申し上げます。

6番西村昭教君。

6番（西村昭教君） 詳しいことは、私も正直言ってわからないわけでありまして、ただ、私の知っている範疇でのお答えの中で御満足いただければ幸いかと思うのですが。

今、食品の安全性ということは、新聞やいろいろな関係雑誌等でも載せられていて、非常に関心のあるところでありますし、輸入農産物は、特にそういう部分で、いわゆる農薬が使われていると。いわゆる生産地で使われるもの、それから輸送のために使われる農薬と、それからあわせて日本では使っていないというものが、外国では使われているという農薬もあります。そういうものがいわゆる輸入の時点の中で入ってくるということで、非常に危惧されるところであります。

それからもう一つは、遺伝子の組みかえですが、大きく報道されたのは、アメリカで大豆の遺伝子組みかえされた大豆が日本にも入ってきていると。これについては、いわゆる自然で品種改良したものと違って、これは端的に言いますと、コスト削減のた

めに組みかえをされた大豆だということで、除草剤を使っても、その作物は枯れないと、そういう品種改良、遺伝子を組みかえをした品種改良した大豆だと。これについての安全性というのは、まだはっきりと確認はされてないので、アメリカでそれがどういう経過で許可になったのか知りませんが、それが海外に輸出されてくるということで、今、かなりアメリカの中でも問題になっているし、カナダは全面的に禁止をしております。

アメリカも、一時は非常にぐっと広がったのですが、今縮小の方向に向かっているということであります。

他のものもいろいろありまして、花やなんかは特にそういう改良品種が非常に多いと。遺伝子組みかえなのか、あるいは掛け合わせによる従来の手法の改良なのかというのは、ちょっと確認ができないものもあるようであります。私の知っている範疇では、そういうことでございますので、答弁になるかどうかはわかりませんが、以上で終わります。

議長（平田喜臣君） よろしゅうございますか。  
他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。  
よって、本件は、原案のとおり決しました。

#### 日程追加の議決

議長（平田喜臣君） お諮りいたします。

ただいま2番中川一男君外2名から、発議案第4号町村自治の確立に関する意見の件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。

よって、発議案第4号町村自治の確立に関する意見の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

暫時休憩して、議案配付をさせていただきます。

午後 2時56分 休憩

午後 2時57分 再開

議長（平田喜臣君） 休憩を解きまして、会議を再開いたします。

#### 追加日程第1 発議案第4号

議長（平田喜臣君） 追加日程第1 発議案第4号町村自治の確立に関する意見の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

2番中川一男君。

2番（中川一男君） 発議案第4号は、朗読をもって提案理由といたします。

町村自治の確立に関する意見の件。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定より提出いたします。

提出者、上富良野町議会議員中川一男、同じく町議会議員清水茂雄、同じ町議会議員西村昭教。

提出先、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、経済財政政策担当大臣、衆議院議長、参議院議長、地方制度調査会会長、地元選出国會議員。

町村自治の確立に関する意見書。

現在、第27次地方制度調査会においては、基礎的自治体のあり方等が審議、検討されているが、去る11月1日に開催された地方制度調査会小委員会に提出された西尾私案は、町村の自己決定権を踏みにじり、住民自治を否定するものであって、我々としては到底受け入れることができない。

また、自治の基盤である税財政制度の将来像については、全く言及しておらず、今後、地方をしてどのような税財政制度の下で行政を行わせようとするのか、その見通しを示さないまま、やみくもに町村の解消を図ろうとするものであり、断じて認めるわけにはいかない。

本来、国は第2次分権改革、地方分権推進委員会が最終報告で示した地方税財源充実確保方策については、提言を最大限尊重し、まずもって地方に対し税財源の地方分権を行うべきである。地方がいかなる行政体制を選択するかは、この税財政制度の将来像を踏まえて、地方が自主的に判断すべきものであり、この点、西尾私案は、このあるべき順序を全く踏まえない地方分権の確立に反する案と言わざるを得ない。

よって、下記のとおり意見について、善処方を強く要望する。

記。

1、国は地方自治制度の検討に当たっては、町村の自己決定権及び住民自治を尊重し、町村自治の確立を前提とすること。

2、早急に自治の基盤である税財政制度の将来像を明らかにし、税財源の地方分権を早急に実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書

を提出いたします。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（平田喜臣君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり決しました。

日程第15 発議案第3号

議長（平田喜臣君） 日程第15 発議案第3号 議員派遣の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

2番中川一男君。

2番（中川一男君） 発議案第3号を朗読をもって提案理由といたします。

発議案第3号議員派遣の件。

上記議案を次のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提出者、上富良野町議会議員中川一男。賛成者、同じく町議会議員清水茂雄、同じく町議会議員西村昭教。

議員派遣の件。

次のとおり議員を派遣する。

記。

1、富良野沿線市町村議会議長会主催の専門議員研修会。

（1）目的、分権時代に対応した議会の活性化に資するため。

（2）派遣場所、占冠村。

（3）期間、平成15年2月18日、1日間。

（4）派遣議員、議長、副議長、各正副常任委員長。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり決しました。

日程第16 閉会中の継続調査申し出の件

議長（平田喜臣君） 日程第16 閉会中の継続調査申し出の件を議題といたします。

議会運営委員長並びに各常任委員長から、目下、委員会において調査中の別紙配付の申出書の事件につき、会議規則第75条の規定により、閉会中も引き続き調査したい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

町長 あいさつ

議長（平田喜臣君） 町長より、発言の申し出がありますので、これを許します。

町長、尾岸孝雄君。

町長（尾岸孝雄君） 年末を迎えた本年度最後の定例会でもありますので、議長のお許しを賜りまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会では、3日間にわたり皆様方の真剣なる御審議を賜り、上程案件すべてを御議決賜りましたことに、厚くお礼を申し上げます。

平成14年も、残すところあとわずかになりました。昨年末の定例議会では、新年での景気の好転を祈りながらごあいさつを申し上げたところでありますが、不況はなお続いているのが実情であります。

このような中であって、全国民の祝賀の中で御誕生された敬宮愛子様が、健やかなうちに満1歳を迎えた報道は、まことに喜ばしい限りと思っております。

また、田中耕一氏のノーベル賞受賞による報道は、私どもの暗い気持ちをいやしてくれた幸せの報道であったというふうにも思うところであります。

さて、目を上富良野町に向けますと、本年2月に見積もった中期財政計画の大幅な見直しを余儀なくされ、今般その概況をお知らせいたしたところであります。

町の財政運営は、なお一層の厳しさを迎えることになり、取り組み中の行財政改革においては、事務事業の見直しだけではなく、取捨選択を行う必要性

に迫られていることから、この判断に臨むための姿勢を整えたいと考えているところであります。

町民の皆様にお心配をおかけいたしましたクリーンセンターも、活性炭によるダイオキシン除去設備の導入により、一層の安全操業への体制も整い、また10月からのごみ処理の分別と有料化も、住民の御理解と御協力の中で順調な滑り出しをさせていただいたところであります。

産業面に目を向けますと、基幹産業である農業については、春先の好天に際しては、豊年を期待いたしました。6月の遅霜、8月の長雨と低温、さらには日照不足によって、平成5年以来の水稻の不作を招きましたが、畑作については、平年をやや上回る作柄になるとの予測を聞き、胸をなでおろしているところであります。

町の金融界にも、昨年に引き続き変動の波が押し寄せ、年明け早々の1月4日から富良野信金と旭川信金が合併し、新生の旭川信金として業務を開始しましたが、大きな混乱もなく新体制へ移行されました。

さきにもお話ししたとおり、3カ年の行財政改革実施計画が最終年次を迎えることから、事務事業の再評価、見直しに加えて大胆な取捨選択に取り組むつもりであり、新年早々の平成15年度予算案の編成作業に反映していきたいと考えているところであります。

当面する保健福祉総合施設の整備については、このような厳しい財政状況下にはありますが、高齢化社会に向けた重点施策として展開を図ってまいりたいと考えておりますので、町民の皆様と議員の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

また、本定例会でも大いに話題となりました市町村合併につきましても、国は地方財政の将来像を示さず、一方的に合併をせかせているわけでありませんが、このことについては町民との情報共有を促進し、町民が主体となった判断はくぐんでいきたいと考えているところであります。

本年度の総括を兼ねて振り返りましたが、明るい話題に乏しい1年であり、来る年が晴れやかな年となることを祈るばかりでございます。

最後になりましたが、町民の皆様並びに議員の皆様各位におかれましては、この1年間、行政運営各般にわたりまして御支援、御協力を賜りましたことを心から厚くお礼を申し上げますとともに、新年を皆様方とともに御健勝でありますことを心から御祈念申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。

まことにありがとうございました。

## 議 長 あ い さ つ

議長（平田喜臣君） 平成14年最後の定例議会の終了に当たりまして、私からも一言ごあいさつを申し上げます。

一昨日の日曜議会での一般質問から、本日までの3日間、議員各位におかれましては、大変御熱心に御審議を賜り、提案されました各議案のすべてが本日ここに無事議了されましたことに、感謝とお礼を申し上げたいと思います。

あわせて、町長を初め理事者、管理職の皆様方に特段の御尽力、御協力を賜りました。あわせて、お礼と敬意を申し上げます。

今定例会は、経済情勢が大変厳しい状況の中で開会され、いろいろな議案が上程され、御審議をいただきました。理事者におかれましては、議員各位の発言を真摯に受けとめいただき、今後の行政執行の糧としていただきたく思うところであります。

また、人事院勧告制度が制定されて以来、初めての公務員給与がマイナスの勧告という勧告がなされました。今またこういった中で、市町村合併という大きな問題を抱え、私ども地方自治をあずかる者として、大変頭の痛い難問と考えております。

市町村合併は、相手があることでありまして、先ほどの発議案にもありました、地方自治のあり方には十分な議論が必要と思っております。

地方の自治は、その地方が自己決定をし、その結果責任を明確にするということが私どもに課せられた最も大切なことと認識しているところであります。

ことしも、あと10日余りとなり、いよいよ21世紀も3年目に入ります。一ター朝にについて状況が一変するものではありません。一つ一つの積み重ねが大きな変化をもたらすものと確信いたしております。

21世紀は、心の時代とも言われております。一時の感情におぼれることなく、理性を深め、この沿線管内、あるいは全道の範となるような町づくりに各位の総意を結集していただきたくお願いを申し上げます。

新年が、皆様方にとりまして笑顔あふれる年となることを御祈念申し上げます、私の閉会に当たってのごあいさつとさせていただきます。

## 閉 会 宣 告

議長（平田喜臣君） これにて、平成14年第4回上富良野町議会定例会を閉会いたします。

午後 3時13分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の  
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成14年12月17日

上富良野町議会議長            平   田   喜   臣

署名議員            岩   崎   治   男

署名議員            佐   藤   政   幸